

令和 5 年

波佐見町議会定例会会議録

第2回 開会：令和 5年 6月 7日
閉会：令和 5年 6月 15日

波佐見町議会

令和5年第2回（6月）波佐見町議会定例会 会期日程

	月 日	曜	区 分	内 容
第1日	6月 7日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名会期の決定 提案要旨の説明 委員会付託 議案審議（質疑・討論・採決） ※議会改革調査特別委員会
第2日	6月 8日	木	本会議	一般質問（5人）
第3日	6月 9日	金	本会議	一般質問（5人）
第4日	6月10日	土	休 会	
第5日	6月11日	日	休 会	
第6日	6月12日	月	休 会	議事整理
第7日	6月13日	火	委員会	総務文教委員会（付託事件審査）
第8日	6月14日	水	休 会	議事整理 ※自治会長会定例会・全員協議会
第9日	6月15日	木	本会議	諸報告 委員長報告 議案審議（質疑・討論・採決） ※議会広報調査特別委員会
以下余白				

令和5年第2回（6月）波佐見町議会定例会 目次

第1日目（6月7日）（水曜日）

○開 会	2
○諸報告 諸般の報告	2
○会議日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 提案要旨の説明	2
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第4 議案第37号	6
日程第5 議案第38号（総務文教委員会に付託）	15
日程第6 議案第50号	19
日程第7 議案第51号	21
日程第8 議案第52号	23
○散 会	24

第2日目（6月8日）（木曜日）

○開 会	26
○会議日程	
日程第1 町政に対する一般質問	26
岡村 達馬 議員	26
田添 有喜 議員	39
城後 光 議員	55
横山 聖代 議員	71
濱本 秋人 議員	86
○散 会	94

第3日目（6月9日）（金曜日）

○開 会	96
○会議日程	
日程第1 町政に対する一般質問	96
北村 清美 議員	96
尾上 和孝 議員	112
脇坂 正孝 議員	123
澤田 昭則 議員	136
岡村 真由美 議員	152
○散 会	167

第9日目（6月15日）（木曜日）

○開 会	169
○諸報告 諸般の報告	169
○会議日程	
日程第1 提案要旨の説明	170
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第2 議案第38号（総務文教委員会 委員長報告）	171
日程第3 議案第39号	172
日程第4 議案第40号	174
日程第5 議案第41号	175
日程第6 議案第42号	176
日程第7 議案第43号	177
日程第8 議案第44号	178
日程第9 議案第45号	179
日程第10 議案第46号	181
日程第11 議案第47号	198
日程第12 議案第48号	199
日程第13 議案第49号	200
日程第14 議案第53号	201
日程第15 議案第54号	202
日程第16～28 議案第55～67号	203
日程第29 議案第68号	206
日程第30 報告第1号	208
日程第31 報告第2号	208
日程第32 報告第3号	209
閉会中の継続調査	
日程第33 閉会中の継続調査申出について	209
（総務文教委員会委員長、産業厚生委員会委員長、議会運営委員会委員長）	
○閉 会	210

第 1 日目（6 月 7 日）（水曜日）

諸報告

1 諸般の報告

例月現金出納検査結果の報告（2、3、4月分）

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 提案要旨の説明

第 4 議案第 37 号 令和 5 年度波佐見町一般会計補正予算（第 1 号）

第 5 議案第 38 号 波佐見町空家等対策の推進に関する条例

（以上 1 件 総務文教委員会付託）

第 6 議案第 50 号 波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の締結について

第 7 議案第 51 号 財産の取得について

第 8 議案第 52 号 財産の取得について

第1日目（6月7日）（水曜日）

1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 一瀬 若菜

4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画情報課長	澤田	健一	商工観光課長	太田	誠也
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務財政課長	古賀	真悟
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤	幸治
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	串島	佳織	教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也	総務課総務班係長	坂本	昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸			

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立をお願いいたします。ただいまから令和 5 年第 2 回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

これから諸般の報告を行います。例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので御了承願います。

また今定例会までに陳情 2 件を受理しました。陳情 2 件については、配付にとどめておきますので御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、4 番 岡村真由美議員、5 番 田添有喜議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第 2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 6 月 15 日までの 9 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から 6 月 15 日までの 9 日間と決定しました。

日程第 3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第 3. 提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本日ここに令和 5 年第 2 回波佐見町議会定例会を招集いたしました

たところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。令和5年度も2か月が過ぎ、各事務事業も順調にスタートが切れたところでございます。

さて九州北部地方は5月29日の梅雨入りが発表され、災害の起こりやすいシーズンに突入をいたしました。令和3年8月豪雨による災害も記憶に新しい中、いまだに完全復旧していない状況ではございますが、去る6月1日には波佐見町防災会議を開催し、関係基幹と災害発生時における対応等について、情報共有を行ったところでございます。

町内に目を向けますと、4月29日～5月5日にかけて行われた波佐見陶器まつりは天候の影響もあり、目標には届きませんでした。24万人を超えるお客様の来場で大きなぎわいを見せたところであり、そのほかにも自治会主催のイベントも盛んに開催されており、明るい話題が多くなっております。

5月8日には新型コロナウイルスについて、感染対策上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類に引下げられ、アフターコロナの生活が本格化しておりますが、新型コロナウイルスがなくなったわけではございませんので、引き続き感染症の動向には注意を払う必要があります。

このような中でマクロ経済の復調は本格化しており、株価もバブル経済崩壊後の最高値を更新するなど明るい材料もありますが、地方経済に波及するまでには時間を要するものと思われ、食料品をはじめとする物価高騰も引き続き国民生活に暗い影を落としています。

本定例会におきましては、このような経済の動向に対応した食品等の物価高騰対策に関わる補正予算のほか、空家等対策の推進を図るための条例制定や、そのほかの条例の一部改正、工事請負契約、財産の取得、農業委員会委員任命の人事案件などを提案しております。

それでは本定例会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。

議案第37号令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算総額に1億4,700万円を追加し、補正後の予算総額を104億4,700万円とするものです。主なものは物価高騰対策として、特定生活支援給付金事業、保育施設等物価高騰対策副食費支援事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業、燃料費高騰対策支援事業に加え、総合文化会館空調設備改修事業の追加などで、財源については国庫支出金である地方創生臨時交付金基金繰入金を主なものとしております。

議案第38号波佐見町空家等対策の推進に関する条例は、空家等の適切な管理を図るため、町及び所有者等の責務を明らかにするとともに、法律に定めるもののほか空き家等の対策の推進について必要な事項を定めることにより、町民の良好な生活環境の確保及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としております。

議案第39号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、西九州新幹線を使った出張が可能となるよう所定の改正を行うものです。

議案第40号町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例は、議会の議決を経た工事または製造の請負契約で、500万円以内の変更契約について、町長の専決処分事項に追

加したく所要の改正を行うものです。

議案第41号波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第42号波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、本条例の引用条文の改正を行うものです。

議案第43号波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、放課後児童支援員要件に係る研修終了時期に係る所要の改正を行うものです。

議案第44号専決第1号 専決処分の承認を求めることについては、さきの機構改革に伴い波佐見町振興計画審議会条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定に基づき、3月31日付で専決処分したので議会の承認を求めるものです。

議案第45号専決第2号専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部が3月31日付で改正され、その一部が4月1日から施行されるため、所要の改正として波佐見町税条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定に基づき、3月31日付で専決処分したので議会の承認を求めるものです。

議案第46号専決第3号専決処分の承認を求めることについては、令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分したので議会の承認を求めるものです。補正の内容については、歳入歳出の予算総額から3億300万円を減額し、補正後の予算総額を111億1,500万円とするものです。

主な内容は歳入については各種交付金、国県支出金や地方交付税等の最終交付額に基づく増減のほか、基金繰入金の減額を行っています。

一方歳出については年度末実績に基づく減額補正が主なものであり、剰余金の処分については財政調整基金へ積立てを行っています。

議案第47号専決第4号専決処分の承認を求めることについては、令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分したので議会の承認を求めるものです。

補正の内容については歳入歳出の予算総額に2,400万円を追加し、補正後の予算総額を17億2,600万円とするものです。主な内容は年度末実績による補正で、歳入については保険料等の減額、国県支出金の増額、歳出については基金積立金、予備費の増額などとなっています。

議案第48号専決第5号 専決処分の承認を求めることについては、令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分したので、議会の承認を求めるものです。補正の内容については、歳入歳出の予算総額から300万円を減額し、補正後の予算総額を1億9,200万円とするものです。主な内容は年度末の実績によるものでございます。

議案第49号専決第6号 専決処分の承認を求めることについては、令和4年度波佐見町介護

保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法の規定に基づき3月31日付けで専決処分したので議会の承認を求めるものです。補正の内容については、歳入歳出の予算総額から4,420万円を減額し、補正後の予算総額を14億100万円とするものです。

主な内容は歳入が保険料。国県支出金などは実績による減額補正。歳出についても実績による減額があるものの、剰余金の処分については基金積立金の増額としております。

議案第50号波佐見町防災無線再整備工事請負契約の締結については、5月19日に実施した一般競争入札の結果、落札した日本無線株式会社長崎営業所と、工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第51号財産の取得については新庁舎議場等会議システムについて、4月20日に公募型プロポーザルにて決定したコスモテック株式会社と契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第52号財産の取得については、給食センター真空冷却機等について、5月19日に実施した一般競争入札の結果、落札した株式会社長崎日調と契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第53号固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員の宮川豊氏の任期が6月30日までとなっており、再任したく議会の同意を求めるものです。

議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員の三岳利之氏の任期が7月24日に任期満了となりますので、その後任に村木郷の高村誠治氏を選任したく議会の同意を求めるものです。

なお、今期限りで勇退されます三岳利之氏におかれましては、3期9年にわたり委員として固定資産の適正な評価並びに審査について御助言、御指導を賜りました。ここに衷心よりお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

議案第55号から議案第67号までの波佐見町農業委員会の農業委員会委員の任命について13件については、現農業委員会委員の任期が7月24日に任期満了を迎えることから、さきに公募を行い応募があった13名の候補者の方について、適任と判断しましたので農業委員会等に関する法律に基づき、議会の同意を求めるものです。なお今期限りで勇退されます農業委員会委員の皆様には、3年間にわたり本町農業行政の振興に多大なる御尽力を賜りました。この間変化が激しい農業行政の中であって、各地区の農業推進をはじめ、本町農業行政に対しまして御助言、御指導をいただきましたことを、心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

報告第1号令和4年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、諸般の事情により令和4年度内に完了出来ずに、令和5年度へ繰越し明許費となった事務事業について地方自治法の規定に基づき報告するものです。

報告第2号令和4年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告については、事故によりやむを得ず、令和5年度に繰り越す事務事業について、地方自治法の規定に基づき報告

するものです。

報告第3号波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄については、町民霊園使用料の一部を放棄したので、同条例の規定に基づき報告するものです。

提出した議案等は以上であり、詳細については御審議の折に御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議のうえ適正なる決定を賜りますようよろしくお願いをいたします。

日程第4 議案第37号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第37号 令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第37号令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに1億4,700万円を追加し、総額を104億4,700万円とするものです。債務負担行為の補正については第2表によります。

今回の補正は物価等高騰対策支援として、各種事業の追加に加え学校施設改修に伴う実施設計業務委託費、総合文化会館の改修工事費などについて所要額を計上いたしております。

4ページをお願いします。第2表 債務負担行為の補正ですが、図書検索・発注システムリース料について追加しており、期間及び限度額は記載のとおりです。

それでは歳入について説明いたします。7ページをお願いいたします。14款、2項、1目。総務管理費補助金には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,027万4,000円を追加計上いたしております。

その下の14款、2項、2目。民生費国庫補助金には、子育て世帯生活支援特別給付費1,150万円を追加計上しております。

8ページをお願いします。15款、2項、4目。農林水産業費県補助金には、農業資材等価格高騰対策緊急支援事業費422万6,000円を追加計上いたしております。

9ページをお願いします。18款、2項。基金繰入金については、事業を実施するための財源に基金繰入金を充当するため、それぞれ所要額を補正しております。

次に歳出については、それぞれの担当課から説明いたします。私からは以上です。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

それでは企画情報課所管の補正について説明をいたします。

10ページをお願いいたします。2款、1項、13目。電算管理費の12節。委託料292万8,000円を計上しておりますが、これについては主に物価高騰対策として行われます特定生活支援給付金や、子育て世帯生活支援特別給付金等に係るシステムの改修委託料となっております。以上

で企画情報課関連を終わります。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

それでは住民福祉課所管に関して御説明をいたします。12ページをお願いいたします。

3款，1項，6目．生活支援給付費事業で今回も原油価格や物価高騰等に対しての生活支援事業でございまして、3,771万4,000円を増額しております。

主なものは18節．負担金、補助及び交付金3,600万円でございますが、住民税非課税世帯等の1,200世帯掛ける3万円になります。以上で住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。13ページをお願いします。

3款，2項，1目．児童福祉総務費に588万円を追加しています。昨年度も実施しましたが、保育施設等物価高騰対策副食費支援事業費補助金です。

物価高騰により食材費が高騰しており、園児の給食の質を落とさないよう、あるいは保護者負担を上げないよう園に対して支援を行うものです。在籍する園児に月700円の12か月分を補助するものです。

3款，2項，4目に子育て世帯生活支援特別給付費ですが、同じく昨年度も実施しましたが国が実施する物価高騰対策になります。18歳未満の子供さんがいらっしゃる世帯のうち、低所得者世帯の方が対象です。令和4年度に受給された方は申請の必要はありませんが家計が急変し、住民税非課税相当の収入になられた方は申請が必要となります。児童1人当たり5万円の支給が受けられるものですが、18節で210人分の児童の給付費1,050万円を見込んだものです。

以上で子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

それでは農林課所管の補正の内容について説明いたします。予算書の15ページのほうをお願いいたします。6款，1項，3目，18節．負担金、補助金及び交付金507万円の増額についてでございますが、近年の燃料資材高騰により農業経営が大きな影響を与えているため、県の補助事業として令和4年度の補正予算で、農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金として予算化されました。この補助金につきましては年度内の事業でありましたが、県の予算の執行状況により5年度へ繰越が行われました。その結果、新年度予算ですがちょっと計上できない状況になっております。

事業内容につきましては、側条施肥田植機の購入補助として3台を予定しております。内容につきましては8畝植えが1台、6畝植えが1台、4畝植えが1台となっております。通常施肥、肥料をやる作業ですが、面的に肥料をまきますが、側条施肥田植機については田植と同時に施肥。肥料をやる作業がすることができて、労力の省力化、苗の根本部分に肥料を直接投入

することから肥料の消費量が低減いたします。

補助の内容につきましては、県が2分の1の5割となっています。町としても支援の意味で10分の1の1割を単独事業として上乘せしており、6割の補助となっております。説明は以上です。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

それでは商工観光課所管分について御説明いたします。16ページをお願いします。7款、1項、2目、商工振興費に6,031万4,000円を追加しています。

主なものとして18節、負担金、補助及び交付金でございます。国の交付金について昨年に引き続き町内の事業所を対象に、燃料費の支援を行うものです。支援の内容につきましては、令和5年1月から制度開始前の月までの間で、任意の一月にかかった事業用の燃料費、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油の総額を支給対象といたします。

支援金につきましては、支給対象経費の2分の1とし上限は30万円とします。ただし宗教法人や農林漁業者、県が実施する同様の制度の対象となる事業者、町税等に未納がある事業者、事業継続がないまたは見込みがない事業者は対象外としています。

予算につきましては昨年度に実施した燃料費等高騰対策支援金の実績をもとに、1事業所あたりの支援金の平均額を10万円とし600件を想定として6,000万円としています。

その他1節、3節、13節と今回の支援金に係る必要経費を計上いたしております。

続きまして3目、観光費18節、負担金、補助及び交付金についてでございます。波佐見夏まつり事業費補助金ですが、当初予算により波佐見町観光協会へ補助金として150万円計上させていただいておりましたが、その後燃費資材等の高騰により、花火や会場設営費等の値上がりを受け、夏まつりの開催経費の増加が見込まれるため、今回90万円を増額するものです。

以上で商工観光課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは教育委員会関係を御説明いたします。ページは17ページでございます。10款、1項、2目、12節、委託費が学校施設改修実施設計業務委託料400万を計上いたしております。

この事業につきましては令和2年度に国のほうの高齢者、障害者等移動等の円滑化の促進に関する法律の改定によりまして、特別特定建築物に学校施設が追加されたことに伴いまして、学校のより一層のバリアフリー化が求められるものでございます。

今回のこの計上する委託費でございますけれども、今現在小学校に車椅子利用の児童が1人いらっしゃいます。児童の方が中学校に令和7年度に上がられますので、その方とどうか対応して、中学校のほうにエレベーターを設置しようということで計画をしております。ですので、今年度設計費を計上させていただいて、来年度に工事費ということで、今回この予算を計上させていただいております。

続きまして18ページをお願いします。10款，4項，4目，14節. 工事請負費でございます。1,930万を計上させていただいておりますけれども、ホール系の空調用ダクトの改修工事と図書館の空調設備改修工事でございますけれども、このホール系の空調ダクトでございますけれども昨年度から小ホールのほうが雨漏りをいたしておりました。ダクトのほうからですね。

そこで業者に見積りをお願いしたところ、そのダクトの改修が必要ということで、昨年度はそのダクトを巻いている保温材の改修と、そういった一部芯材もちょっといかれているだろうということで、その見積りを昨年度は計上させていただいております。そこで12月になって本格的に改修工事に取りかかったところなのですが、その保温材等そこを剥いでみたところ、芯材のほうが目上にもうさび等でもう使えない状況というのが分かりまして、そこで今回芯材の部分の改修工事費ということで、計上させていただいております。先ほども申したとおり12月になってそういったことが分かりましたので、新年度予算に間に合っていないところがございます。

それと図書館の空調設備改修工事でございますけれども、こちらにつきましても昨年の3月に一般質問のほうで図書館ということで御質問を受けておまして、その関係で図書館といろいろ打合せを行っていたのですが、その際に空調のほうの調子が悪いということで話がありましたので、今回一緒に予算計上をさせていただいております。

以上、議案第37号令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

16ページの商工振興費で先ほど言われました町燃料費等高騰対策支援金なのですが、昨年も12月に行われておまして、支援金の上限が30万円と先ほど言われたのですが、内容はちょっと変わっている支援制度なのですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

昨年度、実施をいたしました燃料費等高騰対策支援金につきましては、基本的には6月から9月までの3か月の間でかかった経費の総額に対して2分の1。上限を10万円というようなことになっております。今回、国の交付金をまた財源として活用するのですが、今回、前回と変わった点につきましては、1月から今想定ではもう今月末までとしておりますが、1月から6月までにかかった燃料費。すみません、一番燃料費がかかった月、その一月分を抽出していただきまして、これの上限の2分の1。これの総額の抽出した一月分の総額の2分の1。それで上限を30万円というようにかたちで設定をさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

関連ですけれども、昨年12月から行われた支援制度で何名ぐらいの申請があったのかお知らせください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

昨年の申請件数につきましては、506件でございます。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

同じく16ページ。7款，1項，2目，18節ですけれども、お尋ねしようとしていました金額と件数は、先ほどの説明で分かりました。こういった価格高騰緊急支援事業等はせつかくの支援金ですので、誰もが分かるように本来申請要綱、その基準の月、増加率、増加基準の売上額等が示されるべきだと思うのですけれども、この件につきましてはこの補正予算後に要綱等は作成されるということで考えていいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

この制度につきましては、制度設計につきましては、冒頭で御説明いたしましたとおり、県の今回6月議会で燃料費の高騰対策の予算を計上されております。

昨日、県の政策の対応の予算が成立したというような報告もいただいております。先ほど御説明しましたとおり、県の事業の対象になる分につきましては、町の補助支援対象から除外するというふうな規定を設けておりますので、それを勘案したようなかたちで、要綱も今後作成させていただいて、できるだけ早い段階で作成しまして7月中旬以降ぐらいからの受け付け開始を目指して実施をしていきたいというふうに考えております。

この予算を御承認いただいた後に要綱については、精査をして策定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それでは質問いたします。17ページです。10款，1項，2目，12節になります。今回教育委員会の御説明の中で、令和7年に中学校に対応ということで学校にエレベーターを取り付けるということでしたが、大体どの位置にエレベーターをつけられるのかお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それはもう今からだと思っておりますけど、渡り廊下部分かなと思っておりますけれど、そこはもうちょっと現場に行ってみてから検討させていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

付けられるのはどこかまでは今のところ決まっていないということなのですが、結局は使う人のやっぱり使いやすさもあり、いろいろ考慮していただいて適正な場所につくっていただくようお願いいたします。以上です。

○議長（百武辰美君） 答弁要りますか。

○13番（尾上和孝君） お願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

もちろん、そういった使う側の立場に立って設計を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

18ページですね。10款、4項、4目、14節でございますけども、工事請負費ですが。ホール系統空調用ダクト改修工事と、図書館空調設備改修工事。これはここにはいくらか分かりませんが、全体で1,930万円という高額であります。これに設計監理費ですか。この委託料はないわけですが、これはどうされるのかと。

必要ないのかということと、それから工事期間ですね。今から暑い日が、夏に向かいますので、そのあたりをどうされるのか。この2点をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

10款、4項、4目、14節でございますけども設計等はどうかということでございますけども、この事業につきましては特殊工事ということで一社随契のほうで、もう既に工事発注をいたしております。そちらのほうで進めてまいりますので設計については計上いたしてございません。

それと夏に向けてということでございますけども、そういった冷房を使えるようなかたちで、どうにかしながらやってまいりたいと思っておりますので、そちらについても業者と打合せをしながら工事を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今ですよ、設計をもう発注されていると。随契1社で発注されているという話ですが、それはよろしいのですかね。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

これは昨年度からの事業でございます。昨年度そういった芯を取り巻く保温材プラス一部の芯材がちょっと、各種取り替える箇所があるだろうということで、そういった事業として計上させていただいております。その部分昨年度の工事の発注はいたしております。

実際、工事にかかったところ芯材がもうほぼほぼ交換が必要というのが分かりましたので、そういった工事を発注しておりますので、その業者さんに発注したほうがより得って言うとおかしいですけども、だろう、ということで判断いたしております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

ということは既に工事をされているのは前の予算で承認があった分ということで、それに追加して、この予算で成立後、工事を発注されると。追加工事をされるとそういうふうな解釈でよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君） そのとおりでございます。

○議長（百武辰美君） 5番 田添有喜議員。

○5番（田添有喜君）

16ページ7款、1項、2目。商工振興費のことで先ほど補正額の修正がありましたけど、節のところの金額の変更もあれは分かるのですが、ちょっとそのところをもう一度説明を。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

16ページ7款、1項、2目。先ほど議員御質問の内容につきましては、当初御説明申し上げたときに、補正額今6,031万4,000円。こちら計上されておりましたが、言い間違えまして6,314万円というようなことで、冒頭でお話をしてしまいましたものですから、こちらの言い間違いの訂正ということで修正をさせていただきました。

4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

まず一つですね、18ページ。先ほど脇坂議員から質問のあった件ですけれども、工事をやってみたら本体のほうにも不具合というのですか、劣化が見られたということだったのですけれども、同じようなことが中央小学校の屋根の工事のときも、このくらいでいいだろうと思ってやったところ、上に上らないと分からなかったので、工事が大幅に変わったという事例がございましたね。そういうことはもう多々あると思うのですよ。

私がちょっと質問したいと思うのは、この全てそうなのですか、施設とか道路とか橋とかトンネルなどもそうなのですか、耐用年数とかいうのが大体あると思うのですね。それで今のこのホールの雨漏りの件というのは、はじめて発生したのでしょうか。最初にこれを設置したときの何年経過した結果の9年ですか。どのくらいが大体そういう目安なのかなと思うので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

答弁できますか。教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

このダクトでございますけども、総合文化会館は平成10年、9年度に完成して10年度から開業しておりますけども、そのときからこのダクトについては更新をいたしておりません。私が気づいたのは昨年度そういった小ホールのところポリバケツが置いてあったので、これはなにかと聞いたら雨漏りがしているということで。そしたら上じゃないのということで話をし、ちょっといつから雨漏りがしていたかというのはちょっとはっきり答弁できませんけども、ございましたので、施設を簡易的にブルーシートで覆ったところ雨漏りが止まりましたので、これはそしたらもうこのダクト全体から雨漏りがしているのではないかとということで、もう業者に見積りをとって、昨年度そういった工事を発注させていただいております。

そのときは業者さんも芯を覆っている保温材と一部、多分芯材も取替えなきゃいけないところがあるだろうというところで、昨年度そういった予算を計上させていただいたところなんですけども、12月になりまして本格的に工事に取りかかったところ、その芯材がもうほぼほぼさびていたというのが分かったということで、その部分の予算をとってからしか工事に進められないということで、今ちょっとストップしているような状況でございますので、今回御承認いただいて早速工事を進めていきたいと思っております。ですので、この更新事業については、はじめての更新でございます。

それとあと耐用年数ということでございましたけども、耐用年数につきましてはそういった施設等でございますけども、ちょっと今こちらの機械類については何年というのはここではちょっと分かりませんので、答弁を差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

いろいろなもので、そういう耐用年数を超えたものは出てくると思うので、これは何年ぐらいたっているのかな、もっと本格的な調査が要るのではないかなということで、動いていただければ追加工事、追加工事とならなくて済むのかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思えます。

同じく教育委員会についてなのですけれども17ページの10款、1項、2目。委託料に関してですけれども、小学校に車椅子の生徒さんがおられて、中学に入るのでということでこの度エレベーターをとということだったのですが、私の記憶の中には、これまでも松葉杖でしていた子もいました。私が知っている子はもういました。中学校にも行きました。そのときはエレベーターなくして過ごしておりますね。

そういう子が波佐見高校に来たときに、入学する前に検討したわけですね。そうしたときにエレベーターを設置するという案ではなくて、波佐見高校は小さいので学年の教室、主に使う学年の教室を年度に応じて、この子が在籍する間には変えるという方向で行きました。そしてそのあとにまた車椅子のほうも入学してきたと思うのです。今なにか車椅子バスケットか何かやっているのですかね。あの子のときも、ほかにもいたような気がしますがけれども子供たちが協力して、教室移動のときは車椅子を運ぶとかいうことをしてやりました。

そういった対応を学校としては検討したのですけれども、中学校の場合はやはり、今回に限ってはやっぱりエレベーターを設置しないと、その生徒さんには対応できないという判断をされたのかなということをお伺いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

国のバリア推進という法律の中で、令和7年度までを目途として校舎あるいは体育館等々のバリアフリーについて推進をなさいたいということが決められております。ですから町内4校の基本的に国が進めている施策は、エレベーターの設置、車椅子共用のトイレ、そして校舎内外のスロープの換地というこの3点であります。

スロープについては町内ほぼほぼ、小学校については出来上がっておりますし、小学校の体育館については車椅子対応のトイレはついております。ただ中学校につきましては、この3点全てが出来ていないという現状がありますので、7年度までに4校一斉になると莫大なお金がかかりますので、まずは優先順位として該当する児童が7年度には中学校に入ってきますので、まずは中学校のエレベーター設置を優先的にやっていきたいということで考えております。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

15ページをお願いします。6款．農林水産業費1項．農業費3目．農業振興費。農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金なのですが、説明の中で肥料と一緒に植えられる田植機の3台補助ということでありましたけれども、それ以外資材高騰に対して農業関係もいろんなかたちで困られていると思うのですが、そのあたりの支援というのを特別今回は対象とされていないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

ただいまの質問なのですが、対象の機械というのはほかにもちょっといろいろあるのですが、例えばマニユアスプレッダという堆肥散布機って言うからですね。要は今回の県が出している補助というのは資材高騰そのものにする補助じゃなくて、こういう機械を使えば材料が抑えられますとか、電気代が抑えられますとかというふうなかたちの補助で。ほかにも堆肥保管庫とかもありますし補助対象はちょっとほかにも、ものはいっぱいあるのですが、今回こうあがってきたのが側条施肥田植機ということになっております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第38号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第38号 波佐見町空家等対策の推進に関する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第38号について御説明をいたします。準備のほうよろしいでしょうか。

議案第38号波佐見町空家等対策の推進に関する条例。波佐見町空家等対策の推進に関する条例を別紙のとおり制定する。提案理由でございますが、空家等対策の推進について必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

別紙をお願いします。次ページでございます。まず別紙、条文の本文になりますが6ページ。説明資料に基づき説明を行わせていただきます。6ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず基本的な考えになりますが、国においては全国的に増加傾向であった空き家問題に対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年に制定されており、基本的にはこの特別措置法で、地方公共団体は空き家に対する各種対処ができることになっています。このため本町においては、これまで条例の制定は行っておりませんでした。町内でも空き家が増加傾向であり、将来的に法に基づく各種対応を図るとした場合、他団体で済んでおります条例制定を行ったほうがより円滑に対応ができることと、後だって説明します緊急安全代行措置を行えるよう今回の条例制定となっております。

そこで条例制定の目的でございます。

資料の1. 目的でございます。

この条例は、今後増加すると予想される空き家等の適切な管理を図るため、町及び所有者等の責務を明らかにするものでございます。また空家等対策の推進に関する特別措置法。以下法と呼びますが、に基づき波佐見町が講じる空家等に関する対策の推進について、必要な事項を定めることを目的としております。そこでまず法の用語で意義が定めているものについて御説明をいたします。

まず空き家等ということになりますが、建築物またはこれに付随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態、おおむね1年以上であるもの及びその敷地を指します。

次に特定空家等という言葉でございますが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態、または著しく衛生上有害となる恐れがある状態。適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。その他周辺の生活の保全を図るために放置することが不適切である状態にあることを認められる空き家等といいます。これは法律で決まっている内容でございます。

所有者等については空き家等の所有者または管理者を指します。次に今回の条例については、上位法である特別措置法保護の内容に基づくため、法の概要について若干説明をさせていただきます。

1条から2条、3条、4条ということになります。3条に空き家等の所有者の責務。4条に市町村の責務が述べられております。

次ページ、7ページをお願いいたします。5ページ基本方針として、国の責務を定めております。第6条に空家等対策計画ということで、市町村は「空家等対策計画」を策定することができるということになっておりまして、本町も空家等対策計画を既に策定済みでございます。第7条が協議会。第8条が都道府県の関係。9条は立入調査ができると定めてあります。第10条に空家等の所有者等に関する情報の利用等ということで、通常閲覧ができない固定資産税の課税状況等について、空き家の所管の部署が照会することができるということが法律で定められております。そして11条、12条になりまして12条が所有者等による空家等の適切な管理の促進ということになっております。市町村は、所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。ということで、これまでも空き家等の所有者について様々な支援を行っているところでございます。そして13条、そして14条でございますが、14条が一番重要になります。特定空家等に対する措置ということで、第1項からつらつら書いておりますが、助言又は指導から始まり、最終的には代執行ができるというような内容でございます。

資料の訂正をお願いします。14条の欄で一番最後、第15条としていますが、第15項の誤りです。訂正お願いいたします。

先ほど申したとおり国の法律では代執行ができるということがそもそも定められておりますが本町では今回の条例制定、規則の制定でこのあたりの手続について整理を行ったということでございます。

次ページをお願いいたします。そして15条、16条になりまして、16条法によって過料について定められております。

これらを踏まえて今回の条例の内容について御説明をいたします。まず条例の構成ということで4番目でございます。条例の目的をまず第1条を定めております。第2条に用語の意義を法において使用する用語の例としますということで、先ほど御説明したとおりでございます。

次に第3条、当事者間における解決の原則を定めるものを掲げております。空き家等における民事の諸問題は当事者間で解決を行うことを原則としております。これは空き家が仮に隣地等で崩れてくるようになったときは、まずはその所有者同士でお話をさせていただくということを条例でうたっております。これは他の市町の条例でも同様の傾向がございまして、空き家等についてやはり民事の解決を優先するというのをうたっているものでございます。

第4条が所有者等の責務を定めるもの。第5条が町の責務を定めるもの。第6条について町民等の協力を定めるものとして、空き家等の情報提供、町が実施する空き家等に関する対策。例えばでございますが、調査等について協力をお願いしますよということでございます。

そして次、第7条に先ほど申し上げました緊急安全代行措置について内容を定めております。この要件として、緊急に危険を回避する必要があるとき。当該空家等を放置することが公益に反すると認める場合に、次の内容を行います。危険を回避するための最低限の措置を行うことができる。そして所有者等が判明しときはあらかじめ同意を得なければならない。そして緊急安全代行措置に要した費用は所有者等から徴収することができる。ということを条例で定めております。

具体的内容を申し上げますと、この緊急安全代行措置の内容として道路等に空き家等の一部が崩落する可能性があり、歩行者等に危険が及ぶことが想定される場合は、当該部分の除去を町が行えるように条例で定めるものでございます。例えば軒先の撤去等ですね。瓦が落ちてきて通学に落ちてくる可能性があるのも、その部分を町において撤去して、その費用を所有者の方に請求すると。町がかわりにやるということをこの条例で定めたいというふうに考えております。

第8条が関係機関との関係。第9条に波佐見町空家等対策協議会を設置しますよ。という内容。第10条が協議会の所掌事務を定めるもの。

そして第11条。ちょっと11条が抜けておりますが、協議会の組織について定めるものということで、委員は12名以内で構成を予定しております。任期は2年でございます。構成の内容についてはここに掲げる方々を委員として、指名したいなということで考えております。第12条に条例の施行に関し規則で定めますよということです。

少し附則の状況について御説明します。4ページにお戻りください。附則で、この条例は公

布の日から施行するというふうにしておりますが、附則の2で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいと思います。これは先ほど申したとおり、空家等対策協議会を設けますので、その委員報酬を5,900円追加するものでございます。次ページに特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表を載せておりますので御確認をお願いします。

恐れ入ります。再び9ページをお願いします。次に規則で定める事項ということになります。規則では、実務的な手続を定めており、資料の12ページから14ページが規則の本則となります。概要について第1条からそれぞれ書いておりますが、先ほど申したとおり最終的には代執行が可能となるような内容になっておりまして、そのこの至るまでの手続について掲載をしておりますので御確認をお願いします。

10ページ、次ページをお願いします。15ページ6. 規則に定める様式といたしまして、15ページ以降が様式になります。後だって御確認をしていただければと思います。

そこで今回の条例制定後における波佐見町の空き家対策について、一覧表の形式でちょっとまとめております。7番目になります。大きな区分とすれば利活用と利活用外になるのかなと思います。利活用についてはこれまでもやってきておりますが、空き家等について所有者と希望者がマッチングしやすい環境を構築するものということ、そして建物の改修と資産の流動を促すということで、空き家の減少を図るものでございます。

一方で利活用以外となりますが、指導助言等を通じて特定空き家等にならないように促しても、最終的に特定空き家が放置されるようであれば、法及びこの条例に基づいて、執行が可能となるということになります。

次ページをお願いします。11ページです。施策とすれば重複いたしますが、利活用については空き家バンク、空き工房バンク、波佐見町空家改修費補助金。一方で利活用以外になると本年度からも運用しています波佐見町空家解体補助金、そして今回のこの条例となります。

最後にこの条例及び規則に基づき、特定空き家の対処についてフローチャート形式を下のほうに載せております。仮にこの特定空き家を除去、除却しよう、解体をしようとする記載のとおり、かなり複雑な手続に加え大変な時間と労力を要します。県内でも数例しか実は、代執行で除却したという例はございません。全国的にも20件近く毎年やっているようでございますが、見た限りではかなり二、三年かけてここまで代執行まで至るといったような内容でございます。

情報提供から始まりまして最終的に代執行という流れでございますが、こうならないように至らないように先ほど説明しました空き家バンク制度や空家解体補助金制度を用いて所有者の方に適切な管理あるいは解体を促すということで進めていきたいと思っておりますので、そういったことを踏まえて今回の条例でございます。

以上で議案第38号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となりました議案第38号 波佐見町空家等対策の推進に関する条例については、総務文教委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は総務文教委員会に付託をいたします。

日程第6 議案第50号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第50号波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第50号 波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の締結について説明申し上げます。

令和5年5月19日に一般競争入札に付した波佐見町防災行政無線再整備工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。契約の目的は、波佐見町防災行政無線再整備工事。契約の方法は一般競争入札による契約です。契約金額は4億3,120万円です。

契約の相手方は長崎市旭町1番20号。日本無線株式会社長崎営業所 所長 武内健太郎です。

次のページは入札結果の一覧ですが、条件付一般競争入札による入札で、一社から参加資格申請書の提出がなされ入札を行った結果、日本無線株式会社長崎営業所が落札したものです。なお工事の概要につきましては担当の総務課から説明いたします。

私のほうから以上です。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは工事の概要について説明をいたします。まず概要でございますが老朽化が進んでおります平成24年に整備した現在の防災行政無線を新庁舎建設とあわせて再整備するものでございます。

また現在の防災行政無線の機能は踏襲し、町独自の地域コミュニティ無線いわゆる公民館からの放送との接続も行いたいと考えております。そこで主な工事内容でございます。丸数字は整理番号ということで、後だつて関係がございます。

まず①親局（新庁舎）でございますが、現庁舎からの移設を含めて1局を整備いたします。雨量計、風速計の新設をいたします。

2番目として②防災システムということで一式いたします。操作卓、各種システムの連携を含みます。

③中継局として1局、あかねドームに中継局を設けます。

④拡声子局は37局、うち立て替えが26局でございます。

⑤公民館局は22局、うち立て替えが11局でございます。

先ほど申したとおり公民館局、地域コミュニティ無線との接続をはかります。公民館局については遠隔監視機能、通話機能がございます。

そして⑥旧無線LANの撤去16か所。

そして⑦戸別受信機再送信機能ということで先ほど申し上げた公民館の無線放送の連携ができるということになっております。

そして⑧J-alert連携、そして⑨防災メール機能ということについては、現在の機能を踏襲することで考えております。

次に年度別計画でございますが、本事業については令和5年度、6年度、7年度の3か年計画で行うということで、当初予算の折に債務負担行為も議決をいただいているところでございまして令和5年度が①②⑧⑨、令和6年度が③④、令和7年度が⑤⑥⑦の予定をしております。

今回の整備にあたっては、今の防災無線も一時的に生かしながらの移設工事となります。今回の整備については、国の技術基準の見直しに伴い無線周波数の変更も生じます。このため現行設備等と二重化を行ったうえで、拡声子局、公民館局と順次、設備を切替えていくことで切れ目のない円滑な整備を計画しております。

そして次ページ5ページのほうに、防災無線のシステム系統図を載せておりますので、後だっ確認をお願いいたします。

以上で、議案第50号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

参考資料についてちょっとお伺いなのですが、平成24年度から整備したということになって、既にもう老朽化が進んでいるということなのですか、今回仮に整備したときにまた10年程度で老朽化が進むというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回この時期に整備を行おうとしたのは、やはり新庁舎の建設が大きな要因でございます。この機会を逃すと親局の整備というのが難しくなります。移設の費用もかさみますので、このタイミングでやったほうが良いということになりますし、あわせて拡声子局の支柱が昭和60年に建てておりますが、この老朽化も進んでおりますのでそういった意味でタイミングが良い

のかなということできております。

したがいまして今回整備して以降どうなるのかとなると、今回のスパンよりは確実に長くなります。したがって今回10数年でなりますが、以前は15年、17年ぐらい使ったものでございますので、新しいシステムについてはそのような運用を考えているところでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第51号 財産の取得についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第51号について御説明をいたします。議案第51号財産の取得について別紙のとおり、財産を取得するため地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めますのでございます。

次ページをお願いいたします。まず財産の種類でございますが、新庁舎議場等会議システムとなります。

数量等については議場・委員会室・事務局室設備一式となります。

取得予定金額として3,223万円となります。

取得予定年月日については、令和6年3月31日としています。

契約の相手方については長崎市宝町3番7号 コスモテック株式会社 代表取締役 井崎達哉でございます。

別ファイルになりますが、参考資料をお願いいたします。議案第51号参考資料のほうをお開きください。

詳しい内容は議会事務局から既に説明があつておりでございますが、議場関係の会議システム録画そしてあるいは録音等を総合的に行うシステムでございますが、まず資料の1ページ目がA機器等となっておりますが、これが主に議場関係となります。数量等については記載のとおりでございますので御確認をお願いいたします。

そして3ページ目、最終ページでございますがBが委員会室設備、そしてCが議会事務局等の設備でございます。それぞれ必要な書類について仕様書をつくり、議会事務局のほうで提示を行いプロポーザルによる結果に基づき、契約に至っているということでございますのでよろしくをお願いいたします。

以上で議案第51号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 城後議員。

○8番（城後光君）

今回導入にあたって公募型のプロポーザル随意契約ということで、1社の参加になっているのですが、妥当性というかそのあたりはどうかたちで結論されたのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず先ほど申したとおり、今回議会事務局のほうで仕様書がつくられております。仕様書の作成については、私もこのプロポーザルの選定委員の中に入っておりますので、経過等については議会事務局のほうから説明があつたものでございますが、各こういった同類のシステムを持たれている業者さんと複数回、複数業者さんとヒアリングを重ねられまして、仕様書をつくりこまれたということでございます。

それを公募型でございますので広く周知をして、業者さんを募つたということでございます。その中でその仕様の中で、業者さんが向き不向きというのがあつて、結果的に1社の応札があつたということでございますが、経過等を踏まえると各仕様書をつくり込みにあつて広く業者さんと話をされているようでございますので、公募型プロポーザルで一社と応札があつても、そこは妥当性があるものということでこちらのほうとしても考えているところでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号財産の取得についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第52号 財産の取得についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

それでは議案第52号について説明いたします。議案第52号財産の取得について、別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いします。財産の種類については、学校給食センター真空冷却機等で、数量等は真空冷却機1台と水冷装置一式となっております。

取得金額は1,595万円。取得予定年月日は令和6年1月6日限りとしています。

契約の相手方は、諫早市栄田町22番50号。株式会社 長崎日調 代表取締役社長 萩原 悟です。

次のページをお願いします。入札結果についてですが、条件付一般競争入札による入札で2社より参加資格申請書の提出がされ、入札を行った結果、株式会社長崎日調が落札したものです。

なお概要につきましては担当の教育委員会から説明いたします。私のほうからは以上です。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは私のほうから内容説明をしたいと思っております。4ページ目の参考資料を御覧いただきたいと思っております。学校給食センター真空冷却機等購入事業仕様書ということでなっておりますけれども、この機械につきましては、おひたし、和え物、サラダに使っております野菜を冷やす機械となっております。

今まであった機械が蒸しと冷やす両方の機能がついておりましたけれども、その蒸し機能の調

子が悪くなりまして使えない状態でございます。いま蒸し機能につきましては釜で湯がいて、冷却を今の機械で冷ましているというような状況でございますので、またいつだってそういった冷却部分の故障が来るか分からないということで、今回当初予算に計上させていただいて更新を図ったところでございます。

それで農協が、大体この機械受注生産らしくて二、三か月かかるということで聞いております。その関係で農協1月6日までしている関係ですけれども、この設置につきましては1週間ぐらいかかるかなということで思っておりますので、その際ほぼほぼ毎日使っている機械でございますので学校給食に影響がないように。できれば夏休み期間中に設置をしたいのですがそれもそれがかなわないということであれば冬休みに設置をしようということで、納期を1月6日までということでいたしております。以上御説明申し上げます。

以上、議案第52号財産の取得について説明を終わりたいと思います。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号財産の取得について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御起立をお願いいたします。お疲れさまでございました。

午前 11 時 36 分 散 会

第2日目（6月8日）（木曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

岡村 達馬 議員

1. 波佐見陶器まつりについて
2. 令和3年農林について
3. 「こども家庭庁」について

田添 有喜 議員

1. 道路環境と整備について
2. 波佐見町総合計画について
3. 教育行政について

城後 光 議員

1. 波佐見陶器まつりの課題と対策について
2. 子育て支援環境の改善について

横山 聖代 議員

1. 波佐見町選挙の投票率について
2. 本が身近にある暮らし、行きたくなる図書館づくりについて

濱本 秋人 議員

1. 空き家対策について
2. 波佐見町ケーブルテレビの利用拡大について
3. 西の原地区の駐車場整備について

第2日目（6月8日）（木曜日）

2. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 一瀬 若菜

4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画情報課長	澤田	健一	商工観光課長	太田	誠也
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務財政課長	古賀	真悟
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤	幸治
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	串島	佳織	教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也	総務課総務班係長	坂本	昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸	選挙管理委員会委員長	中田	彰

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 2 回波佐見町議会定例会第 2 日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第 1. 町政に対する一般質問を行います。これから通告に従い順次発言を許します。

6 番 岡村達馬議員。

○6 番（岡村達馬君）

おはようございます。通告書に従って一般質問をいたします。

1. 波佐見陶器まつりについて

今年の波佐見陶器まつりは 24 万人の来客を迎え、大盛況であった。

そこで、次のことを問う。

（1）近年、波佐見焼のデザインが若い世代に受け、購買層も増えている。

この傾向をどのように捉え、どのように生かしていけると考えているのか。

（2）嬉野方面へのシャトルバスが朝夕に運行された。新幹線客への配慮だと思うが、乗客数の実績はどうだったか。

（3）秋の陶器まつりや、あちこち陶器まつりも波佐見町の風物詩として定着をしている。今年も行われる予定があるのか。

2. 令和 3 年農林災について

農林災における入札不落、未着工の現場がある。

そこで、次のことを問う。

（1）該当する被災地は何か所で進捗状況はどうか。

町単独事業への変更または再度査定を受ける予定なのか。また、今後の方針は決まっているのか。

（2）特に農業用のため池や用排水は稲作等に大きな影響を与える。

未着工現場へのこれからの対応と対策は。また、地元との調整は図られているのか。

3. 「こども家庭庁」の発足について

町として「こども家庭庁」の掲げた目的と目標をどう捉えているのか、次のことを問う。

（1）新たに子供のために取り組めるようになった課題と対策はどのようなものがあるのか。

（2）「こども家庭庁」が出来た背景に「少子化」、「児童虐待」、「貧困問題」などが挙げられている。既に取り組んでいる事案あるいは実施が難しい事案はあるのか。

以上詳細につきましては、発言席から行います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

6番 岡村達馬議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 波佐見陶器まつりについて

今年の波佐見陶器まつりは24万人の来客で大盛況であったと。近年波佐見焼のデザインが若い世代に受け、購買層も増えている。この傾向をどのように捉え、どのように生かしていけるかという御質問ですが、波佐見陶器まつりは上皇陛下が皇太子殿下だったときのご成婚を記念し昭和34年4月に第1回が開催され、早65回目を迎え今年も盛会に終了することができました。

波佐見陶器まつりは波佐見焼振興会、工業組合、卸商業組合、商工会、観光協会、波佐見町で組織された波佐見陶器まつり協会で開催されているものです。さきで開催された第65回波佐見陶器まつりは、開催期間中24万人の人出でにぎわい昨年から2万人の増加となりました。

近年波佐見焼のデザインが若い世代に受け、購買層が増えている傾向をどう捉え、どう生かすかとの御質問ですが、これまで行政と業界が一体となり、ここ10年ほどカジュアルリッチやシンプルモダンを商品コンセプトとして、30代から40代の消費者をターゲットに波佐見焼を製造販売してまいりました。令和4年開催の陶器まつりにおける来場者の年齢層に占める1人当たりの購入金額も、40代が最も多かったとの調査結果も出ています。

また本町へのふるさと納税の寄附額に占める年齢層でも40代、30代が多くを占めていることから、これまでの取り組みの成果が顕著にあらわれているものと思います。

近年お気に入りの器を購入したいと遠方から本町へお越しになる若いお客様も多いと聞き及んでおります。魅力的な商品が産地への呼び水となり、若い世代が本町を尋ねる傾向が進むものと思われまます。

今後も若い購買層に訴求するような魅力的な商品開発を行いながら、あわせて新たな波佐見焼のファン層の獲得を図り、本庁へ誘客できるような観光施策に生かしていけるのではないかと考えます。

(2) 今回から嬉野方面へのシャトルバスが朝夕に運行された。新幹線客への配慮だと思うが、乗客数の実績はどうだったのかというお尋ねですが、陶器まつり会場と嬉野バスセンターを結ぶシャトルバスについては、期間中1日当たり各3便運行されました。

このシャトルバスについては長崎新幹線開業前から既に運行されておりJR、高速バスの利用者の来場対策として、嬉野インターチェンジや有田駅との会場を結ぶものとして運行しています。

乗客数の実績はとのお尋ねですが、嬉野バスセンターから陶器まつり会場までの区間については、期間中延べ17人。陶器まつり会場から嬉野バスセンターまでの区間については、延べ9人となっています。

今後、新幹線利用客への配慮については状況を精査しながら、必要であれば検討されるものと思います。

(3) 秋の陶器まつりや、あちこち陶器まつりも波佐見町の風物詩と定着している。今年も行われる予定があるのかとの御質問ですが、令和2年に急拡大した新型コロナウイルス感染症は令和2年の陶器まつりが延期となるなど、波佐見焼の販売に大きな影響を及ぼしていました。そのような中であって、業界が一丸となり感染症対策として会場や開催時期を分散するなど、集客や満足度の維持、向上を図る目的で令和3年度から開催された祭りが「秋のあちこち陶器まつり」であります。

集客数は令和3年が町内19のイベントで5万2,319人。令和4年が町内17のイベントで3万5,240人と減少しました。これは昨年秋に新型コロナウイルス感染症への規制緩和や全国旅行支援の開始など、政府の観光需要喚起策による観光客の分散が減少の一因であると考えられます。

今年の開催についての御質問ですが引き続き開催されると聞いておりますし、今後は本町の秋の一大イベントとして定着が図られていくものと思います。行政としましても側面からの支援を引き続き行っていきたいと考えております。

大きな2番目。令和3年農林災について。農林災における入札不落、未着工の現場がある。そこで次のことを問うということで

(1) 該当する被災地は何か所で進捗状況はと。それから単独事業などへの変更あるいは再度査定を受ける予定なのか。今後の方針はどうかという御質問ですが、お尋ねの件については、これまでも関心を持ってお尋ねされているところであり、繰り返しとなるところもございしますが御容赦いただきたいと思っております。

まず該当する被災地の箇所数ですが、工事の箇所数でお答えいたしますと被災箇所77か所あります。そのうち工事の発注に至ったものは、現時点で52か所。契約に至っていないものは25か所あります。

次に工事の進捗状況ですが、復旧工事が完了した箇所は39か所で、13か所が工事中であります。入札不調の工事については建設業者への聞き取り等を行い、必要な経費等についても内容を精査していき、入札の不落解消に努めていきたいと考えております。

また入札不落の長期化に伴う災害箇所について今後の方針ですが、引き続き補助事業の適用を受けたいと考えておりますので、過年度災害として申請して再度査定を受ける予定でおります。

(2) 農業用ため池や用排水は稲作等に大きな影響を与える。未着工現場へのこれからの対応と対策は。また、地元との調整はどの御質問ですが、御発言の未着工現場を発注しても、いまだ落札されていない災害工事箇所と理解して答弁をいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますがこれら未着工現場においては、建設事業者への聞き取り等を行い、必要な経費等について精査を行い、単独費用の投入を検討することなどを考えております。地元との調整につきましては、先日も担当において工事の発注状況について説明を行ったところであり、入札のたびに関係者へは現状報告を行っているところでございます。

地元関係者の方々には、現在のところ一定の理解をいただいているところでありますが、御

迷惑をおかけしているところもございますので、災害箇所の一刻も早い復旧に向け鋭意努力してまいります。

大きな3番目。「こども家庭庁」の発足について。

町として「こども家庭庁」に掲げた目的と目標をどう捉えているのかということ。

(1) 新たに子供のために取り組めるようになった課題と対策はというお尋ねですが、まず「こども家庭庁」の設置の理由は、少子高齢化に歯止めがかからない現状に対し抜本的な対策を講じる必要から、縦割り行政を打破するため子供政策の司令塔を一本化することだと説明されています。「こども家庭庁」は、子供の最善の利益を第一として、子供の視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指した政府の機関です。「こどもまんなか社会」の実現を最重要コンセプトに掲げています。

現在、「子ども・子育て政策」の強化について協議がなされ、6月1日開催された「こども未来戦略会議」で、「こども未来戦略方針」案が示されたばかりです。

「子ども・子育て政策」の強化という点で言いますと、妊娠期から切れ目のない支援。幼児教育・保育の質の向上、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充、多様な支援ニーズへの対応などが含まれており、本町でこれまで行っている施策の充実が必要になります。一例として、産後ケア事業の利用施設の拡大。母子手帳アプリの導入を行ったところです。

また子ども家庭支援センターの設置が努力義務となっており、現庁舎を利活用し相談機能や支援サービスの充実を図りたいと考えています。

(2) 「こども家庭庁」が出来た背景に、少子化、児童虐待、貧困問題、などが挙げられている。既に取り組んでいる事案あるいは実施が難しい事案はあるのかとお尋ねですが、少子化対策としては子育ての負担が軽減されるような施策に取り組んでいるところです。限られた予算の中で給食費の第2子以降無償化など、効果的な施策を選んで実施しています。

児童虐待に関しては、児童に関わる関係機関との連携を図るため、定期的な情報交換の場を設け情報共有に努めています。虐待の疑いがあった場合には、速やかに関係機関からの情報を収集し個別に対応しています。虐待の発覚は周囲の方の気づきがきっかけとなることから、児童相談所への通報ダイヤルとなる「189、いち早く」のほか町の相談窓口を周知啓発しています。

貧困問題としては、コロナ禍の3年間では国の政策として低所得者の方への現金給付が実施されました。今年度も物価高騰対策として実施されます。それとは別に教育委員会で、就学援助制度の対象となる世帯を拡大して経済的支援を続けています。

加えて令和3年から「むすびサポート事業」を社会福祉協議会に委託し、貧困や気になる御家庭を定期的に訪問し、安否確認と食料品の配達を行っているところです。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

まず陶器まつりについてのお尋ねですけれども、4月29日に始まりました陶器まつり。あの大

雨にもかかわらず県内外から2万人の方が、次の日の4月30日は6万人のお客様が見えられたとの報告を受けております。

これはもうまさに驚きの状況でした。これまでは、いわゆるコロナ前までは有田方面が大半で、波佐見のほうには3割程度来ればいいほうで、それこそこの画像の逆転方向が見られたのですけども、今年は見事にその流れが変わってございました。しかも九州全県、それから中国地方からのナンバーも初日から多く見かけました。町長も言われましたように、今年は24万人の来場者。コロナ前の8割を回復しております。大盛況で大成功だったというふうに思っております。

そこで、この後すぐ私はこういう状況であれば駐車場がどうなっているのだろうかと思って駐車場のところに回ってみました。バイクで行ったのですけども、それも非常に厳しい状況で駐車場に着くまでにかなりの時間を要しました。この4月30日ですけども相当、既にもう満杯でした。やきもの公園横の駐車場も同じ状態でした。

お尋ねしますけれども、今後陶器まつりの状況であれば、このような状況が非常に今後続くというふうに思われます。今後駐車場対策はどのようなことが必要だというふうに考えますか。お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

岡村議員がおっしゃられましたとおり、今年の陶器まつりにつきましては、例年初日が非常に来場されるお客様が多いというふうなことはあるのですけども、初日に大雨が降りまして、それで翌日30日。この日に初日にお越しになれなかったお客様が多く見えられたというふうなことも一つございます。

それと雨になりますと東小学校のグラウンドそれから甲辰園グラウンドこれがもう使用できないというふうなことになりますので、その二つのグラウンド分650台が駐車場として活用できないような状況になります。

駐車場の今後の対策はというふうなことでの御質問ですが、新たに駐車場用地を見つけたり、探したりというのはなかなか現実的に難しいかというふうに思います。

今回、例年なら総合文化会館そして体育センターの駐車場を活用していたのですが、これまでの利用者の数が少なかったことや、シャトルバスの運行の経費の見直しから今回の陶器まつりでは総合文化会館と体育センターの駐車場の活用は見送られております。

こういったことから来年度は雨天時を想定しながら、この二つの駐車場の活用をさらにまた進める必要があるかと思っておりますし、あとそれから来場されるお客様に対して事前に混雑する日程、それから時間帯の周知をするというふうなことも一つの手かというふうに思います。

いろんなことを今後踏まえて、陶器まつり協会のほうとも駐車場対策の検討を進めていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

私も対策は今後必要だというふうに思っております。

今回の陶器まつりの件について、5月18日付けの長崎新聞において、九州経済調査協会が発表した、今年のゴールデンウィークの来訪者指数が発表され、波佐見町は848.9%で九州、沖縄、山口県内の全市町村で断トツのトップです。

2019年度からすると、この4年間で8.4倍の8.5倍の伸びを示しております。嬉しく記事を読みました。また2年連続してトップに掲げておりますけども、今後こういった傾向を町としてどのように生かしていけるというふうにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

お出かけ指数の2年連続波佐見町が1位ということにつきましては、非常に数ある観光地の中から波佐見町をお選びいただいて、波佐見へお越しいただくというふうなことで大変喜ばしく、嬉しく感じております。これにつきましては陶器まつりについて各方面へのPRというのを構想しているというところもありますし、それから業界としましても魅力ある器づくりであるとか、あとそれから波佐見町内に非常に飲食店も増えてきたというふうなことで、町としての魅力が向上したということも一因として挙げられるのではないかなというふうを考えております。

今後この指標をどのように生かすかというふうなことにもなりますが、陶器まつりの期間中に波佐見にお越しいただいたお客様を、波佐見焼のファンだけではなくて波佐見町のファンとして取り込みまして、リピーターとして期間中に限らず波佐見町へお越しいただけるような観光施策もあわせて、これまでもやっておりますが継続的に行っていきたいというふうを考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

先ほど町長の答弁にもありましたけども、確かに近年の町内の観光もしくは陶器まつり等については若い人たちがたくさん見えられております。今回もちろん、今後は若い人から年配の方まで多くの人たちの来訪を望んでおりますけども、今後全世代こういった傾向を波及するために、どのようなものがあるというふうにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

陶器まつりに来場される方が全世代に拡充するためというふうなことでの御質問ですが、長崎県立大学の経済学部竹田教授が毎年行われています、陶器まつり調査に関する市場調査におきますと、令和4年度の調査結果ですが来場された世代の各世代の割合につきましては20代が16%、30代が19%、40代が21%、50代が18%、60代が17%、70代以上が5%というような数字になっています。

陶器まつりに関して言いますと、各世代が高齢者の割合はちょっと少ないのですが、各世代に満遍なくお越しいただいているのではないかなというふうを考えております。その陶器

まつりの今後につきましては、各世代の趣味趣向というところで器の状況については、そういったものがあるかと思えますけども、陶器まつりとして各世代が安心して買物できるようなそういった運営の方法とか、そういったところを今後も引き続き継続していくことが重要ではないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

やはり若い世代を多く見かけた陶器まつりではありました。こうした傾向を受けて、湯布院の溝口薫平さんをお尋ねしました。多くの皆さんも御存じかとは思いますが、高度成長期に立ち後れた当時寂れた湯布院を、溝口さんたちはあらゆる創意工夫、手段を重ねて今の湯布院の礎を築き、全国一温泉地に育て上げ今では年間400万人が訪れます。

溝口さんは2002年国交省の第1回観光カリスマに認定され、大きな成功を収められています。話の中ではやはり波佐見町のことについてもよく御存じで、現在の波佐見町の状況についても大変強い関心をお持ちでした。

こうした観光や誘客、おもてなしは一つ一つやるしかないと話されていましたが、その中で湯布院の変化にまず気づいたのは女性。女性が動くと言います。女性の観光客、お客様は町に明るさと活気と健全さを与える。男はネオンや酒を求めますが、そんな湯布院はつくらなかったと話されました。

何かここあたりに波佐見町のまちづくりや、観光客対策のヒントがあるように感じました。今後、観光客誘客誘致について町が推薦する方向性や具体的な政策があれば教えてください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

本町における観光についての課題というものをまずお伝えしますが、これまでやっぱりマスコミ等で広く波佐見町をPRしていただく機会は多いのですが、やはり観光に関しまして言いますと滞在時間が短かったり、観光消費額これが少なかったりということがこれまで課題として挙げられております。

令和4年の3月に第2期の観光振興計画のほうを策定しておりまして、波佐見町の地域資源ということで窯業と農業と人ですね。これを地域資源として掲げているところでございます。

今後波佐見町の観光をどのように振興させていくかというふうなことになるのですが、これまでも体験観光ということで、町内にお越しいただいたお客様にいろんな体験をしていただいて、そこに滞在していただくとともに焼き物等を買っていただいて、観光消費を上げてもらうというふうなこともやってきているのですが、やはり町内に宿泊をしながら、いろんな体験をしていただくとか、そういったケースも今後増やしていく必要があるかというように思います。

また先ほど言われました女性の方が観光の重要なファクターになってくるとは思うのですが、陶器まつりでもそうですが女性の方の来場、お客様も非常に多いというふうなことでございますので、この女性の方をターゲットとしたいろんな観光メニューを今後もまた観光協会

と一緒にやっていく必要があるかと思えます。

20代から50代の女性でライフスタイルにこだわりがあるような女性の皆さん。こういった方々をターゲットとして取り込んでいくというふうなことも必要であろうかと思えます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

それと新幹線活用がなんか私いま一つうまくいっていないような感じがするのですね。

3月の定例会において関西からの誘客にも力を入れたいと言われておりましたし、また大石氏も新幹線効果を全県の自治体に波及させたいと。それで各自治体との協議を持ちたいと言われておりますけども、今回のこの陶器まつりについても新幹線客へのいわゆる誘致等はなされたのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

今回の陶器まつりでいいますと、関西方面に関してのPRというものは行われておりません。陶器まつりのターゲットとしましては北部九州の客層をターゲットとして、長崎それから福岡でテレビCM等を行っております。ですので、御来場いただいたお客様の出身地といえますか、そういったことも調査結果によりますと福岡、長崎、佐賀。ちょっと少ないですけど熊本とかそういった結果になっております。

陶器まつりにつきましては今後、関西からの誘客をどのようにしていくか。こういったことにつきましても今後協会のほうとも話をしていきたいというふうには思っています。

ただ新幹線が開業してから昨年度も近隣自治体と協力しながらですね、例えば長崎市それから武雄市で物販を行うとか、そういったことでの誘客の取り組みということは県と一体となって進めているような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村委員。

○6番（岡村達馬君）

今波佐見町全体について私は一度遠方、新潟から電話をいただいたのですけども。いわゆるカンブリア宮殿ですね。それから笑点の林家たい平さん。冒頭に今波佐見町で作陶講師をやっているという話がされておりました。

いずれも全国放送で話題性に事欠きませんが、こうした活動に町としての後援、支援そういったものはできないものでしょうか。またそういったお考えはありませんか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

まず4月にはNHKで、5月にはテレビ東京でカンブリア宮殿が放送されまして、それから先ほどお話のありました林家たい平さんに至りましては、今年の2月に町内の窯元にお越しいただいて、そこで作陶をされたというふうなことをブログのほうでも掲載をされていたところでございます。

こういったことにつきまして町の後援や支援など、どうかというようなお話ではございますが、本町にとって放送とか放送等に関する講演等についてはテレビ局であるとか、あとはこちらのほうで活動される個人の方の状況等もございますので、なかなか行政側から積極的に後援それから支援というのを動くというのは難しいのかなというふうに考えております。

ですが、もしそういうふうなことでそういう放送局であるとか、そういう個人の著名人の方からそういった要望があった場合は、慎重に対応を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

2番の災害復旧についてお尋ねをいたします。もういよいよ梅雨に入りました。去年より2週間近く入ったわけですが、町としては先に各自治会に対して災害危険箇所等の調査がなされておりますけども、平成3年災害以降、各地区に特に急傾斜地を中心に、危険箇所や災害発生が懸念される場所が増えているかと思っておりますけども、こういった申請は昨年からのぐらいい伸びているものなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

災害危険箇所については総務課のほうで取りまとめております。令和5年度については4月に自治会のほうに依頼をかけまして、先ほど申したとおり自治会の申請で、5月25日に現地の巡視をしております。箇所数は58か所でございます。

一方で令和4年度は60か所ということで、数字を見る限りは2か所の減となります。

これは当然、町のほうで対策を講じて完了したものです。あるいは新たに出てきたものということで出入りは大変激しいものがございますが、おおむね毎年60か所前後が自治会のほうから挙がってきている状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

3年災で大きくダメージを受けた地域があるわけですが、このような場所の今後の対応ですね。例えば新たな地滑り地区。急傾斜地崩壊地区などの指定や、指定の拡大。そういうことをする必要な箇所は見受けられますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

防災の関連ということで私のほうから御回答させていただきます。

今議員がおっしゃった砂防指定地、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域いわゆるこの3か所が急傾斜地関係とか地滑り関係で指定を受けるところでございますが、国土交通大臣あるいは農林水産大臣、そして県知事が指定するものでございます。私も町内の状況までは詳細に手持ちございませんが、町内こういった指定地域がかなりあります。指定については当然、県を通じて最終的には国まで上がるということになります。

現在令和3年の大災害を受けて、そういった動きがあるかどうかということですが、総務課が把握している限りは現時点では大きな動きはないものと思っております。

しかしそれが一過性なのか、あるいはやはり長期的な観点から防止を見ていくかということで、今後も状況を見ながら事業課と協議しながら町全体でその動向を注視したいというふうには考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

道路や河川等の公共土木災害については順調に進められてきたとそういう報告を聞いておりますけども、農林災害においてまだ未落札いわゆる入札辞退による未着手の箇所。20か所以上あると聞いておりますけども、正確には何か所ぐらいあるものなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

現状の工事についてですね、農林債のほうで落札や未着手の件数というなかたちでございまして、落札件数の部分におきましては複数の発注ということも行いますので、箇所数でお答えさせていただきますと全部で25か所がまだ未落札ということでありまして。未着手というふうなかたちで言いますと、今年度に入りまして3か所を落札していただいたところがございますので、その分がその残り20数、そうですね。その分が未着手になります。まだ落札をされて間もないので、まだそこについても着手されてないということで。未落札と未着手合わせまして28か所がまだ手をかけてない箇所ということになります。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

農林災害復旧工事は査定後、何年間で完成させる必要がありますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

これにつきましては原則でありますけれども、被災年度を含めまして3か年で完了しなければならないとされております。しかし予算のつき方で繰越しをかけたりすることで完了年度を1年、最終的には4年間で竣工させてしまうというかたちにもとれますが、他の自治体においては現状令和2年の災害もまだ工事は進んでいないというところもございまして、何らかの方法で引き続きそういったものができるものというふうには考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

先ほど言われました入札辞退の対応は非常に難しいというふうに思われますけども、放っておくわけにはいきませんので、いわゆる落札をお願いする以外にはないと思われまして。今後いわゆる入札について考えられる対策等は考えていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今後の不落札に対する対応ということで、今後の方針といいますか。我々としまして先ほど町長の答弁にもありましたとおり、工事についてはもう今のところ非常に状況が悪い。工事しにくい場所とかが残っていると思うので、そういうところについては単独費を投入したりとかしながらある程度の配慮をしつつ、そういったものを情報出して業者の皆さんにこういったかたちであるのでということをお伝えながら、工事の発注に向けていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

特にため池等の未着手等が懸念されるわけですが、今後の被害の拡大とかですね。特に稲作等はもう田植が始まったところもありますし、大きな農家への影響が出てくるものというように思われます。早急にこういったため池等の復旧を急いでいただきたいというふうに思いますけども、見通しはどのぐらいいたっていますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

特にため池というところで注目をされていまして、今現在波佐見町には未落札今回かけなくちゃいけないようなため池が4か所ほどございます。その4か所については過去これまでも5回ほど入札、あるいは見積り。あわせてそういったものを行っておりますが、いずれも不落であったり、辞退であったりということがあっております。

当然ここについては我々としても、早く復旧をしたいというふうな思いはございますけれども、いかんせん我々だけでは業務できませんので、これについても粘り強く事業所、業者の皆さんにお願いをしながら、何とかならないかという相談をさせていただければというように考えているところです。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

「こども家庭庁」についてのお尋ねをいたします。今年の4月こども家庭庁が発足をいたしました。いわゆる町として予算を立てるときにこの「こども家庭庁」を見越した予算が出されたというように思いますけども、町がこれによりこれまで取り組めなかった対応、対策もしくは新たに取る対応、対策等はどうのようなものがあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

こども家庭庁の設置が本格的に始動したのは、国のほうですね。令和2年度になります。本町では既に令和元年度までに機構改革に向けた話し合いを行っており、令和2年度から子育て世帯の支援を念頭に置いた組織づくりを行っております。

町長の答弁でも申し上げましたが、「こども家庭庁」はあくまで国の枠組みが変わっただけで現在のところは子供の健やかな成長のための子育て支援や、子供の権利擁護の事務を継続して行っております。

現状では、まだ案の段階でありますので、今後予算措置が必要なものが出てくるものと思われれます。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

さらにこれまでの業務の流れで管轄外。例えば内閣府がやっていたもの、厚生労働省がやっていたもの、文部科学省がやっていたものなどが新たな業務として入ってくるとは思いますけども、こういったものの対応に今困っているというふうなものはありませんか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

文科省所管の分はこれまでも、これからも教育委員会になるかと思ひまして、それ以外はこれまでも私どもの子ども・健康保険課が担っておりますので、特に変わったという感じは受けておりません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

それに対する職員の人数等はもう過不足は生じておりませんか。特に不足のほうは生じておりませんか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

先ほども申し上げましたが、これから「こども家庭庁」が新たな異次元の少子化とかおっしゃっていますけれども、そういうのが出てきましたら対応が必要な部分も出てくるかと思いますが、現状ではまだ過不足という状況ではございません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

それでは今年度、もう既に新たに取り組んでいる事業等はない。もしくは何かあれば教えてほしいのですけど。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、産後ケアの利用施設を拡大、拡充するとか、母子手帳アプリの導入を図りました。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

このこども家庭庁の出来た背景に児童虐待、ネグレクト等もあがっておりますけども、全国で2年前20万7,600件。1日当たり570件の児童虐待等が報告され深刻さが増しております。

波佐見町においてはこういう事態、あるいは懸念される事態はどのようにして把握されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

基本的には関係機関からの連絡をもとに情報を把握しております。警察や児童相談所のほうからある場合もありますし、それ以外から寄せられるケースもございます。

警察、児童相談所以外からの情報につきましては緊急度とか、深刻度を協議しまして、即安否確認に伺う場合もありますし、その情報を児童相談所へ連絡してその判断指示を待つ場合もございます。

しかし虐待と判断するケースは少ない今状況になっております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

そうしますと一番身近な民生児童委員さんたちとのいわゆる連絡体制というのは構築されておられませんか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

実際民生委員さんのお気づきで、こちらのほうに連絡をいただける場合もございますので、民生委員会のほうは毎月開催をしておりますし、そちらでも子供のこういう支援の情報とか相談体制の情報などはおあげしているところです。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

あわせて貧困問題がよく新聞紙上を賑わせております。統計上は子供の7人に1人が、貧困状態だというふうに報じられております。

さらに独り親の場合は48.1%。ほぼもう子供の2人に1人の報告はなされておりますけども、この今たくさん子供等についての支援をされていることは存じておりますけども、今後新たな支援策。いわゆる目に見える支援策等を、波佐見町としてなされていくのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

新たな支援につきましてまだちょっとイメージが今つきませんけれども、子供の貧困は保護者の方の経済事情が反映するものかと思っております。もう切迫した状態であれば生活保護を受けていただく。あるいはそういうことで必要な支援につなげていくことが先決だというふうに思います。

また借金を抱えたりとかいう場合もございますので、そういう方には家計相談を促したり、先ほど言いました独り親の方では職業訓練とか、就労支援などの制度もございますので、経済的な自立を支援していくことも必要かと思っております。

そういった事業を実施している機関へつなぐのが町の今の立場ではないかと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で6番 岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は5番 田添有喜議員。

○5番（田添有喜君）

皆さんこんにちは。通告に従い一般質問を行います。

1. 道路環境の整備について

誰もが安心して生活できるまちづくりを考えると、高齢化が進む中、様々な課題が見えてくる。

そこで次のことを問います。

（1）県道及び町道等において、支障木が多いように思います。特に、町道においてはその実態をどのように把握されているのでしょうか。

（2）支障木の対策について、今後どのような具体的な計画があるのでしょうか。

2. 波佐見町総合計画について

少子高齢化や人口減少は、これからのまちづくりに大きな影響を与えることが考えられます。町長は施政方針で令和8年度には来庁者125万人を掲げておられます。波佐見の将来像について長期的展望に立ち、まちづくりの構想について具現化を図る必要があると思います。

そこで、次のことを問います。

（1）「スポーツの町 波佐見」というキーワードは、今後のまちづくりには必要不可欠だと考えます。今後のスポーツ振興の展望はどのようにお考えでしょうか。

（2）交流人口や移住定住、町民の健康づくりを考えたとき、「総合運動公園施設の建設」が大きなカギになると私は考えます。建設の計画はどのようになっていますか。

3. 教育行政について

学校現場における「働き方改革」は、今後の子育てに対して大きな影響を与え、子供たちも不安な状況に置かれることが懸念されています。特に、部活動の地域移行には多くの課題解決が必要との指摘があります。

そこで、次のことを問います。

（1）4月に「部活動の地域移行」についての検討委員会が開催されたと思います。主な内容はどのようなものがあったのでしょうか。

（2）地域における指導者確保について、具体的にどのように取り組んでいかれるのでしょ

うか。

(3) 誰もが参加できるための活動費の支援はどのように考えておられるのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

5番 田添有喜議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 道路環境の整備について

(1) 県道及び町道等において支障木があるが、特に町道において実態をどのように把握しているのか。

(2) 今後どのような具体的な計画があるのかとのお尋ねですが、支障木の把握については、支障木に特化した点検は実施しておりませんが、基本的に地元からの通報等により状況を確認し、迅速な対応を心がけているところです。

また担当課はほぼ毎日現場に出かける機会がありますので、その際に支障木に限らず道路の異常について点検を兼ねて移動しており、気になる路線については情報共有を行っております。

支障木の対策について特に具体的にお示しできる計画はございませんが、課題として本来は土地の所有者が対応すべきものであるため、所有者の理解を深める啓発も必要と考えております。

いずれにしましても支障木における問題は住民の生活の阻害要因であるため、今後ともできるだけ解消に努め、とりわけ危険なものについては迅速に対応してまいります。

その他の質問につきましては、教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 波佐見町総合計画について

少子高齢化や人口減少は、これからのまちづくりに大きな影響を与えることが考えられる。町長は施政方針で令和8年度には来庁者125万人を掲げているが、波佐見町の将来像について長期的展望に立ち、まちづくりの構想について具現化を図る必要がある。

そこで次のことを問う。

(1) 「スポーツの町 波佐見」というキーワードは、今後のまちづくりには必要不可欠と考えるかどうか。今後のスポーツ振興の展望についてとのお尋ねでございますが、本町では、個人及び各種団体においてスポーツが盛んに行われており、全国大会出場などというすばらしい成果を上げ、スポーツのまち波佐見と言っても過言ではないと思っております。

また大会運営においても町主催であったり、各種団体主催であったり、多くの大会が開催されているものと認識をしております。こういった中においてさらに交流人口を増やし、スポーツによるまちづくりを推進することが必要であるとの御提言だと思いますが、現在でも各種団体の関係者の皆様は、それぞれに頑張っている状況ですので、まず現状把握を行い

今後への御意見、御要望等を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

(2) 交流人口の拡大や移住定住の促進及び町民の健康づくりを考えたとき、「総合運動公園施設の建設」が大きなカギになると思うが、建設の計画はないのかとのお尋ねでございますが、以前の議会でも申し上げておりますが、総合運動公園施設を建設するという事は、その建設経緯や維持経費が莫大に及ぶことは議員にも御理解いただけるものと思っております。

確かにそういった施設をつくれば、スポーツによる交流人口の拡大はある程度見込めるものとは思いますが、先ほど申しましたように大会等を主催される各種団体の関係者の御負担や、費用対効果の面を考える必要があると考えております。移住定住の促進については現在各課で検討、展開を図っていますし、町民の健康づくりに関しては既存施設の有効活用と、そのための維持整備により推進を図ってまいりたいと考えております。以上のようなことで総合運動公園施設の建設については、現状では厳しいものと教育委員会では認識しております。

ただ、これまでも同様の御要望があることは認識しておりますので、今後とも研究は行ってまいりたいと思っております。

3. 教育行政について

学校現場における「働き方改革」は、今後の子育てに対して大きな影響を与え、子供たちも不安な状況におかれることが懸念される。特に、部活動の地域移行には多くの課題解決が必要との指摘がある。

そこで、次のことを問う。

(1) 1月に「部活動の地域移行」についての検討委員会が開催されたと思うが、その内容は、とのお尋ねでございますが、波佐見中学校の部活動は活発に行われており、先月28日に行われました郡中体連球技武道の団体戦においては、12種目中10種目で優勝、1種目が準優勝というすばらしい成績でありました。

また個人戦においても多くの生徒が1位、2位との好成績を収めております。子供たちの頑張り、教職員や外部指導者の方々の御指導、御協力に改めて敬意を表したいと思っております。

さて、中学校の部活動の地域移行についての御質問ですが、部活動の地域移行を検討する波佐見町地域部活動推進検討委員会を立ち上げ令和5年1月19日に一度開催しております。そのときの内容としましては、第1回目の会合であったため本検討委員会の趣旨や目的、国や県の方針を受けて波佐見町の計画などの方針を御提案し、出席者一同共通認識を持っていただきました。

また今年度から波佐見中学校サッカー部とスポーツ少年団デサフィーゴによる合同練習など一つのモデルとして活動を行っております。その中で出てきた成果と課題を踏まえ、他の部活動組織の地域移行へ広げていけたらと考えております。

(2) 地域における指導者確保について、具体的にどのように取り組むのかとのお尋ねでございますが、現在波佐見中学校は16の部活動に14名の地域の外部指導者が協力していただいております。平日に御指導いただいている指導者もいらっしゃいますが、主に休日の部活動や遠

征等に協力をしていただいております。

今後も御協力いただきますよう今年度の措置として中学校の部活動振興事業の予算を250万円から400万円に増額しております。これは部活動振興会内での協議になりますが、指導者の謝金アップに少しでも御活用いただければと思っております。

また指導者の掘り起こしやリストアップについても、行っていかなければと思っており、こちらの検討対応も進めてまいりたいと考えております。

(3) 誰もが参加できるための活動費の支援は、どのように考えているのか、とのお尋ねでございますが、現在の活動費は部活動振興会へ生徒1人につき年間3,500円の入会金と、毎月1,000円の部費を保護者の方に納めていただいております。

休日だけの部活動移行については、現状の活動費で賄えるものと考えておりますが、指導者の確保や適切な運営さらに平日を含めた完全地域移行となると、これまでの活動費では足りなくなると思っております。全国的なモデルである長与町の事例を申せば、1人につき月3,000円の分費を徴収されているようです。

そのため活動費の在り方については、本町の部活動を取り巻く環境。行政支援の在り方などを含めて他市町、全国的な例を参考にしながら、検討していくことになると考えております。

以上壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

最初に道路環境の整備についてです。

このこと、支障木についてちょっと目が向いたのは、長与町で樹木が倒れて電線等にもそれが影響し停電及び通行止めというようなそういうニュースが流れて。私も約半年近く町内の道路、県道から町道まで、細い道までは全て調査したわけではありませんけれども、町長答弁の中にもありましたが、まだまだ課題が残っているのではないかなと。

特に今の梅雨時期は葉に水分も含んで、かなり障害を来しているような状況です。今見られたほうが一番いいのかなと思っております。実態把握等については各自治会からということですが、大体で結構ですが毎年の件数として各自治体からの情報はどの程度挙がっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

自治体からの情報ということで件数ということでございますけれども、これにつきましては支障木だけの件数ではないのですが、大体年間で300件ほど挙がっているところです。平均ということになりますけれども多い少ないもありますが、それぐらいで判断すればと思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

この支障木については町長答弁のように、所有者が管理をしなければいけないと。私がこれ

を話題にしたのは、いろんなところで高齢化というような言葉が一つのキーワードになって、私の地区でも所有者の許可を得てちょっと通学路、子供たちの頭に触るようなところがありましたので、許可を得て伐採をさせていただきました。

または所有者が不明といいますかね。また高齢化と所有者の不明といいますか、そういうところも結構町内にはあって手が回らない。そういうのもあると思うのですが、そういう場合もし高齢化等で対応できないと所有者が言われた場合の対応について、町として何か対策を講じておられるでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

高齢化によって対応できないというところについては、今のところ町でどうこうというのは正直なところではございませんが、基本的に民法の233条。多分田添議員も御存じだと思うのですが、その中で竹木の枝の切除及び根の切り取りというのがあって、その中でまずこれ読み上げたら隣地の竹木の枝が境界線を超えるときは、竹木の所有者にその枝を切除させることができるということとなっております。

ですので、これにつきましてはこちらからは一旦お願いをして、場合によってそれもできないと言われれば業者さんなりなんなりをすとか。我々環境美化作業員さんがいらっしゃいますのでお願いをすとかになります。最終的に掛かった費用とかは先方に求めることができるということになっておりますので、そのあたりは今後調整しながら進めていく課題かなというふうには考えております。

ですので、今先ほど言われた高齢者の問題については、今後切っても切り離せない問題だと思っておりますので、考え方を少し整理する必要があるかなというふうに思っています。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

結構所有者で管理をしなければいけないというのは分かっておりますね、年々樹木は成長していくものですから、その対応に非常に困られているというようなことで、私のほうの耳にも入ってきているわけですが。

その対応ができない一つの要因として、伐採した樹木についてそれは自分の土地に置くのが一番なのでしょうけれども、結構大きなものであれば、重機等も必要になってきたりして。以前も同僚議員が質問されたかなと思いますが、そういう伐採木の処理場といいますかね、置場といいますか。

そういう確認ですけれども本町ではあるのでしょうか。前になにか2か所ぐらいあるとお聞きしたのですが、もう一度確認でお答え願えればと思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

切った木の処分についてですけれども、基本的には産業廃棄物といいますかそういったもので

の処理になるので、個人さんが対応するようになるのですが、町でも持ち合わせているものはないので、やはり民間の事業所になってくるのかなと思っております。

ちょっと名前まではしません。私が手元に持っておりませんので、当時そういうふうな答弁をしているのであれば恐らくそれから事業者変わっていないと思いますので、2か所ほどあるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

先ほどこのこともこう言われたのですが、道路法にも示されていて、伐採を必要とする道路支障木の基準ということでもう確認の意味で提示をさせていただきます。

車道の場合には、車道より上空4.5メートル。歩道の場合には歩道より上空2.5メートル。これ以上に範囲内に物を置いてはいけないという、そこに支障木が該当します。全てあげたらもうちょっといっぱいあるので幾つかですね。

これは皿山の三河内から来たところです。もしかするとぎりぎりクリアできているのかも申しませんが、ここは毎年のように冬場には凍結をして事故の原因といいますか、通行にかなり影響を及ぼしているところです。

これは稗木場郷の通学路の一部です。今日見ましたらもうかなり水滴を含んで、大人の頭に触れるぐらいまで下がってきています。

これは山角から今熊線のところですね。これは長野から皿山に抜けるところです。あと中尾とか何か写真はずっと撮っているのですが、やはりこういうのを見たときになかなか各自治課の役員の方も、こればかりというようなことを仕事されていませんし、なかなか気をとめないと感じつかない部分もあります。特にやっぱり民家がないところそういうところで樹木は倒れて通行できないとか。こうなってきたときにそれに付随していろんな事故、そういうものも発生するのではないかなと思っています。

ここでなかなか所有者が管理ということなのですが、町道の管理者は町でございますからそういう視点でちょっと考えたときに私からの提案なのですが、いろんなものを調べてみますと沿道区域指定基準の条例というのを定めることによって、町のほうが特にそういう所在が分からないもの。または高齢者でどうしても自分ではできないというようなものに対する対応がしやすいと。ぜひ今後そういう機会が増えるので、こういう条例制定をされたほうが良いというような情報を得ましたものですから、この質問をさせていただいております。

町長、この条例等について前向きに取り組むお考えはありませんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

議員御指摘の沿道区域指定基準の条例というのは各自治会、自治体ですか。日本全国で見ますとまだ数がかかなり少ないというふうな情報も聞いております。おっしゃるとおり、条例を制定することによって適切な管理ができるということであれば、検討の余地はありますけれども、まだまだ今の現在の状況において直ちに条例を制定して管理を行うというようなこと

は現在のところは考えておりませんが、それぞれ所管課。特に建設課でございますけれども道路、さっき答弁の中で申しましたとおり現状危険を及ぼすような場合があれば特に風雪の後に道路に倒れたとか、そういった場合は適切に迅速に対応してまいっておりますので、そういった対処で行いますし、それから雑木についても一つは財産という取扱いがございますので、こちらとしても行政が勝手に切るという場合はどっかの自治体では裁判沙汰にまでなったという事例もあるようでございますので、そういった事例が発生することがないような対策としては一つの方法かなというふうに考えますが、十分な検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

私の地区でも所有者がその地区にお住まいでない、もう持ち主が例えば佐世保の方がもう管理者になっているとかですね。そういうところが多分町内にたくさんあるのではないかなと思います。

そういうのも含めて今後、私もはじめ一年一年歳を取ってできることもできなくなっていくしますので、町としてのそういう支援も空き家対策についても今諮問を受けておりますが、そういう似たような事案等が今後出てくると思います。そういう所有者の確認等についても各自治会等にも情報を流していただきたいと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

土地の所有者の情報になりますけれども、さすがにこれにつきましては個人情報でもありますので、なかなか簡単に情報流すことができませんので、そのあたりは我々で少し対応する必要があるのかなというふうに思っております。

一方で今回の令和5年4月1日で民法の改正も行われておりまして、その中で条項がいくつか追加をされております。それで竹木の所有者を知ることができず、また所在を知ることができないときというときには、影響ある部分は切っていいというふうなかたちになっておりますので、そういったものも含めてですね。

あと窮迫の需要のある時の言われる台風が来て倒れたとかですね、そういったものも対応できるとか、その場合はどれぐらいかという期間。例えばお知らせをして切ってくださいという通告をして、その後の対応がなされない場合どうかってなったときには、その相当期間を待って対応していいと。

その対応する場合に、対応した金額は相手に当然請求が行くわけですがけれども、そういう対応もできるというふうに今民法ではなっているようです。相当期間も2週間とかいうある程度の定めもあるようですので、そのあたりも我々も確認をしながら状況進めていければなというふうに思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添委員。

○5番（田添有喜君）

今後台風の時期を迎えて、もう既に他県では大きな被害をもたらしております。そういうことも懸念されますものですから、今回この質問をさせていただきました。

次に総合計画についてということなのですが、新庁舎ももう完成がもう目の前といいますかね。大きな財産が一つ出来上がるわけですけれども、今後の5年、10年、20年というその先を見据えたまちづくりというのが必要ではないかなということを考えて、今回このような質問をさせていただきました。

それぞれについて答弁がありましたけれども、子供たち等の意見を聞くと公園施設あたりを充実してほしい、つくってほしいということでこれも同僚議員からも質問があったわけですけど、そのあたりについてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確認権の行使よろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君）

事務局は時間を止めてください。

○町長（前川芳徳君）

公園と様々ございますので、よろしければどういった公園を想定されるのかをちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

昨年でしたかね。南小学校の子供たちが公園をつくってほしいというようなことでこの議場で意見を述べたのですが、そのときはバスケットができるとか、多分今の子供たちはスケボーとか、何かそういうレベルでの希望を言ったのかなと思います。

私は総合的な公園ということで、いろんなイベントもできる。またはいろんな大会もできる。そういう意味で考えて質問させていただいております。ちょっと抽象的で申し訳ないのですが、よろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君）

町長よろしいでしょうか。それでは時間を戻します。

答弁をお願いします。町長。

○町長（前川芳徳君）

子供議会ですかね、その中でそういった要望が出されたということは承知をしております。おっしゃるとおりですね、そういった公園があればいいというのは私もそう思いますし、ここにいらっしゃる皆さんもそう思われるというふうに思います。

総合公園といった場合、波佐見町の場合考えられるのは鴻ノ巣公園。都市公園の鴻ノ巣公園でございますけれども、そういった中でいろいろなコートとか、あるいは競技場があるわけではございませんので、それぞれの要望にお答えすることは難しいかと思えます。

それと近場の大きな総合公園といいますと嬉野市の総合公園でみゆき公園を思い起こすわけ

ですけれども、あそこでいけば規模が40ヘクタール以上でしょうか。昭和57年から平成19年までかけて造ったというふうに聞いておりますので、かなりの額もかかるいろいろな施設も整っております。波佐見町から利用される方もかなり多いかと思えます。

先ほどおっしゃったとおり10年先、20年先の波佐見町を考えたときに今果たしてそういった大きな施設をつくるのが妥当なのかと。今後人口減少が確実に来る中で、2040年で1万1,000人でしたかね目標が。ひょっとしたらもっとあるかもしれないというときに、そういった大きな施設が維持できるのかというふうな問題もございますので、そういったもの全てを考えれば現時点では非常に厳しいのではないかなというふうな判断をしております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

第11次の前期基本計画の中で、町長は若い世代が住みたくなるまちづくりを進めることが求められますというような、そういう文言がありました。だから私が5年、10年、20年と言ったのは、やはり今後そういう若者が、このまちに活気を与えるための一つの施策として、この公園あたりで移住してこられたり、定住したりされる方。または来庁される方。そういうものを一つの引き金に出来ないかなというふうなことでお尋ねをしたのですが。

もう一つはですね、各種大会が町外で開催される動きがあると。特に私が耳にしたのは、県レベルの野球大会とかですね。そういうのがちょっと耳に入ってきました。本町の特色であると同時に、関係者または子供たちの頑張りをたたえたいわけですがけれども、本町の場合はもう学童から中学校または高校までですね、本当にそれを柱にまちづくりができるような、そういう条件は備わっているのではないかなと思いますが、そういう大会等がちょっと今の例えば野球でいうならば、今の鴻ノ巣公園の球場ではなかなか県レベルでは難しいというようなそういう話も出ているというふうなことから、今回こういうものを話題にさせていただきました。

こういう他町での開催、大会の開催が他町へという動きがあるというふうなことは、何か耳に入っておられるでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

よく耳にしております。特に野球については特に最近の子供さんといいますか、は整備された野球場で試合をし慣れていますから。という状況で試合をしていると、やはりそのフェンスもない。タッグアウトもあまり整備がされていないような球場ではなかなかやりたがらない。あるいは外野が芝生できちんと整備されていると。

やはり人間いい環境で育つとそういったところも求めますので、なかなか今までの何というのですか裸地のグラウンドではしたくないというのは、実情であろうかと思えます。

しかし何度となく申しますが、現状においてはすぐに野球場を整備したいという気持ちはあるのですが、現状においてはなかなかできないというのが現実でございますので、これまでもずっと前の町長も野球場建設については、熱意を持っておられたわけでございますけれども、

どうしてもかなわなかったというのがこれまでの財政状況の中で対応ができなかったということでございますので。

夢は捨てたわけではございませんけども、そういったものを十分考えながら今後も勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

基本計画10次と11次ですね。11次については今回各住民の方にも、各世帯にも要約の部分をお配りになっておられるのかなと思います。確かに財源がないとできません。私が今回この質問に至ったのは、第10次の基本計画これにも総合運動公園のことが書かれていました。

そして今年度新たに5年間取り組まれる第11次の前期基本計画にもこのような文言が示されていきました。画像を見ていただければと思います。

第10期基本計画には2018年度に始まっているのですが、総合運動公園整備の研究を行いますと断言をされています。それから11期。今年度出た分ですね。体育施設の計画的な整備と総合運動公園整備の研究を進めます。

ちょっとお尋ねです。もう既に6年目を迎えているのですが、その研究はどの程度進んでいるのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

現状では先ほど町長が答弁したような理由で、研究は進んでおりません。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

今回私も都市計画の審査会の委員として委嘱状をいただいているのですが、内容が非常に多くてこれは紙面上の飾りに多分5年間なってしまったのだろう。ここで少しでも進展があるのであれば、何らかの方向性は今回答えていただけののかなと思ったのです。

ということは今後また5年間もまた同じようにもう10年経ってしまいます。その間に人口も減って、波佐見町の様子もかなり変化をしていくのではないかなと。確かに予算を必要とするのですけれども、この総合運動公園を整備することは通告書にも書いておりますけれども、これまちづくりにとって大きなキーワード。

窯業もかなり全国的に認知度が高まって、陶器まつりも24万人というようなことでかなり高い評価をいただいておりますけれども、何とか波佐見に若い人たちが住んで人口増とか、そういうものを図っていかない限り、このままでは年々人口減少が進んで歯止めがきかなくなるのではないかなと。

それだけ多額の予算がかかるということは重々分かっておりますけれども、そこにつくる成果といいますかね期待。そういうものもかなり大きいと思いますが。今私は総合運動公園の整備ということで漠然としているかもしれませんが、陸上競技場とか野球場またはそれに付随する公園。そういうものを考えているのですが、そういうものができることによってどのような

効果、まちづくりに大きな影響を与えたとお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

運動公園の整備は重要課題であることには変わりはないでしょう。それが総合運動公園をつくったから、今の人口減少あるいはこの社会問題にいろいろ対応できるのかと。若干貢献はいたすでしょう。であるならば、嬉野市は人口が減っていないのかとか。あるいは波佐見町より、いろいろなもの盛んに栄えているのかと言えば決してそうではないというふうに私は判断をいたします。

いろいろなものが複合的に重なって、今の町の繁栄だったりあるいは衰退だったりがあると思いますので、ひとつその一つの要因としては運動公園があればいいでしょうが、全体的な流れを勘案したときに、現状ではなかなか厳しいというのが私の考えでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

今の日本の出生率等を考えると、努力がなかなか報われないといいますかね、徐々に徐々に人口が減少していくのかなと。ただ本町を考えたときに1人でも、2人でも移住、定住等をしていただく。または来庁していただく。またはその方策として効果が僕はあるのではないかなと思います。

例えば野球関係で言いますと、県の大会ができるような施設が整備されることによって、来町される。そこに町のいろんな地場産業、窯業をはじめそういうものを生かしていく。

または町内でいうといっぱい効果あります。どこに設置するかもありますが、町の避難経路、避難場所として大きなそういう公園であれば、かなり災害が長期化した場合についての仮設住宅とか、そういうものの設置とか、そういうものにも非常に役立つと思います。

また陸上競技場で言いますと非常に私は悲しいのですが、波佐見中学校の道路整備が平成何年でしたかね。ちょっとド忘れしましたがグラウンドの乾きが悪いということで、多額の予算を講じて波佐見中学校のグラウンドを整備しました。そのときに陸上中体連は3年に1回は波佐見町で実施するのだというようなことだったのですが、もう今は東彼杵町のあそこは多目的広場です。陸上競技場ではありません。

ぜひそういうものにも競技場があることによってジュニア陸上も町内は盛んでございます。そういうようなものを本町にいろんな大会を寄せることによって波佐見の魅力をさらに発信をし、移住定住の促進にも私はつながるのではないかなと。

または陶器まつりの件で同僚議員が駐車場の件も言いましたけれども、そういう公園をメイン会場にして、やることによってまた変わった波佐見ならではの陶器まつりも開催できるのではないかなと。または住民の健康づくりの場としてでも活用できると思うのですが、そういうふうにもし大きな課題ではありますが、つくることによってそういう効果があると思うのですよ。それについて教育長どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

お答えする前に先ほどの郡の陸上大会の会場につきましては、郡の中体連事務局で協議をされていることですので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思っておりますし、議論には及ばないのかなと思っております。

おっしゃるように確かに総合運動公園をつくることよってのメリットというのは多分大きいのだろうと思っておりますが、私たちが今後施策等を進めていく上で一番大事なのは、やはり移住定住の促進少子化対策というのが多分一番目にあるのだろうと思っております。

同時に持続可能かどうかというのも大きな視点だと思っておりますし、あわせて費用対効果というものもやっていかないと、今までみたいな箱物行政ではなかなか厳しいものがあるのではないかなということも思っております。

そこにプラス波佐見町らしさというものをこれからは大事にしていきたいと思っております。確かに魅力的な施設であるとは思いますが、今言った3点の理由からなかなか建設に向けてでは頑張りましょう、やりましょう。ということをお答えすることはなかなか厳しいと思っておりますし、ただ近隣のみゆき公園であったり県内でいえば諫早の運動総合公園であったり様子、あるいは状況等について研究することはできるのではないかなということをお思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

基本計画に総合公園整備の研究を行いますということなのですが、この5年間どのような研究をしようとお考えでしょうか。お尋ねをします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど申しましたように、近隣のそういう総合運動公園施設の自治体等々に建設費用なり、維持管理の費用などを調べたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

ないものをつくるわけですから他市町の例を参考にするというのはいいのかもしれませんが、波佐見ならではのというような言葉もよく聞きます。波佐見ならではのことということで、私は陶器まつりやジュニア陸上や避難場所いろんな利用の仕方ありますよと。ただ大会だけであれば本当に使わないと思います。

どうせ多額のお金を投資してつくるのであれば、それをどういうふうにするのか。町民または、町外から人を集めてそれを生かす方法を波佐見独自に私は考えるべきだと思います。大きな課題だとは思いますが、でもいつかは一步を踏み出さないと本当にこの基本計画はもう飾りでなかなか進まない。同じ壁を破れ切れないのではないかなと思っております。

これ東京都の武蔵野市の「武蔵野の森総合スポーツ基本計画」。これサブグラウンドです。

イメージ図ですからもうこの程度でいい。この程度のほうが町民運動会やいろんな催しイベントをするときには、真ん中の芝生も僕はいらんと思います。グラウンドゴルフをするとかです。いろんなグラウンドゴルフでいうならば、天気がよければもう毎日のようにどこかでされています。そういうような大会も他町からも呼んで開催もできるかと思います。これで大体10億ぐらいです。

これは武雄市のほうの、もう完成しているかと思いますが、どのような計画で進められたかというのを知りたかったものですから、武雄市の新球場の建設基本計画よりイメージ図がありましたので引用しました。もう今は多分このイメージ図よりももっといいのが出来ているのかなと思いますが、私がこの基本計画で見たのは多分増えていると思いますが15億8,000万。でも実際は多分20何億かかっているのだろーと思います。

できたら夢を、やっぱりまちづくりは語らなければいけないと思うのですが。少なくとも独立リーグとかです。県の高校の大会の予選とかです。いつも朝早くからバスを出して佐世保会場、諫早、長崎会場に行かれています。またはこれは高校生だけじゃなくてジュニア陸上でも、もう今ずっと東彼杵町でされていますが、競技場ができることによって、一番環境の整った競技場でも子供たちは記録を伸ばし、または新たな夢の発見につながるのではないかなと。

野球場についてはプロ野球のキャンプに来てくれればいいのですが、独立リーグあたりの何かそういうものでも呼べるぐらい。どうせつくるのであればそういう交流。または波佐見PRに貢献できるような、そういうものをつくってはいかがかなと思っております。

なかなか前向きな回答がいただけられないのですが、一応こういうものも頭にちょっと参考までに入れて、研究を進めていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

貴重な御意見を賜ったというふうに思っております。ただどうしてもやっぱり、例えば今回庁舎をつくりました。この庁舎もつくるために10数年前から基金を積立てて、10億円ほど貯めました。それでもまだ借金が、起債を数億円する予定でございます。

これあと20何年。毎年四、五千万払っていくわけでございます。仮に今度、この総合公園あるいは野球場なりあるいは陸上競技場でもいいでしょう。20億、30億かけて造ったときに今後払っていくのは残っていく若い人たちなのです。もう我々はもう何年かしか払わないですよ。ひよっとしたら長く生きるかもしれせんけども。

ただですね、そういった負の財産は、施設そのものは負の財産と言いませんよ。借金はあまり後世、後年度負担にたくないという思いが強ございますので、そこあたりをうまく考えながら、本当に考えながら計画を進めていくべきだと思いますし、実は研究を進めていないのかというような御質問なんかです。一つの素案といいますか。そういったものを絵柄に書いたものが、これは公式に出しておりませんが資料としては集めてもおります。

やはり用地とか工事費とかいろんな業界との意見のすり合わせとかいろいろございますので

簡単には出せませんが、そういった研究を進めていきたいという気持ちでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

後世に借金を残したくないという、そういう思いもあるわけですが、今こういうのを話題にしたのは、おかげでふるさと納税あたりも今非常にいい状況です。そういうときでないとは一歩を踏み出せないかなと思っています。

私もこの補助制度について調べました。武雄とか佐賀県は来年度国体がありますから、国体開催等に利用できる施設の補助金がありますので、それを使ってもういいものをボンボンボン造っていると思います。本町の場合にはどういう制度を使えるのかなということで調べました。

もう御存じかと思いますが国土交通省の社会資本整備総合交付金というのがあります。これは施設については国が2分の1補助。用地については3分の1補助です。多分補助を使うとしたら本町の場合はこの制度しか使えないかと思っています。ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

私がこの質問で言いたかったのは、今町長のほうから少しく計画進んでいるのですよと言われましたが、正式には都市計画の審議会。その中で検討を進めていくのが筋だろうと思いますが、内容が非常にございますので、ぜひこの総合運動公園建設にあたっては、この整備経営検討委員会これの発足をして、具体的にもう図面等も何かこうあるみたいですから、そういうものの研究を。この委員会を立ち上げてぜひ前向きな取り組み、研究を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

先ほども申しましたけれども私が集めたといいますが、持っている資料、まだ検討課題にも載せられない。資料としてただ寄せただけでございますので、それを表に出してしまうとその情報だけが先走ってしまいますので、非常に危険性がございますのでそれはあくまでも御手元の資料として持っておくということでございます。

それから総合運動公園施設整備の検討委員会。これらについても一度立ち上げてしまうと、何かやはり立ちはじめるとゴーと、スタートのほうに行きがちでございますので、果たしてそれを設置したほうがいいのかということも考えながらですね、今後は考慮させていただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

重複しますが都市計画の審議会では、なかなか事が大き過ぎて進むも進まないもちょっと進展がないのかなと思ひまして、こういう特別の委員会設置のお願いをしました。ぜひ前向きに検討いただければと思います。

もう時間がありません。答弁で今年度部活動振興費を250万円から400万円に上げた。

これは指導者の謝金にと言われたのですが、平日の先生の指導。土日は地域外部指導者の方も先生方も指導されていると思いますが、平日の指導の実態ってどのように把握をされていますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

部によってそれぞれだと思っておりますので、顧問の先生を中心にあるいはそこに外部指導者の方がいらっしゃるという割合はそれぞれの部によって、あるいは日によって違っていると思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

経験から平日は先生方も忙しくて、なかなか指示はしても子供たちだけの活動の時間、日数が多いのではないかなと。

あと振興会のほうから指導者に対する手当も支給をされています。その金額にまた上乗せした指導ってなるとどうなのかなと。いろんな整備を行うときに私がこの部活動振興会、地域移行についてまず取り組んでいただきたいのは町としての方針を1月には示したと言われましたけど、それは何か方針ということで資料を作成されてのものでしょうか。お尋ねをします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

スポーツ庁、県教委、長与町などなどの資料をもとに、素案の部分といいますか。かたどって波佐見町の云々ということではありませんが、そういう諸々の説明をしながら、本町としての基本的な考え方、展望について説明をいたしました。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

先ほど言われましたように5年の3月15日に県教委は出しています。国を受けてですが。間違っていたら申し訳ありませんが、やはりこういう紙面的なものをまずたたき台として示して、それについての議論を僕はしないとなかなか先には進まないと思うのですが。

そのあたりの国、県のこの部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針、これの波佐見版をつくるお考えはありませんか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

参考にさせながらつくっていきたいとは思いますが、まだまだその現状にないというところがあって、町村教育長会の中でも長与町さん以外のところは、なかなかやっぱり厳しい状況にあるということですので、本町の課題はどのようなものかということをもっと整理をしたいことと同時に、国県が示すそういう方針等々のガイドライン。エキスの部分。ガイドラインの分を参考にして、今後作成をしていく必要があるのだらうと思いますが、逆にあまりそれに縛られ過ぎると、というところも懸念はしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

一番は今、学校が主体となって活動している部活動に参加できたのに、地域クラブに移行してしまうことによって活動できない子供を僕はつくりたくない。それはみんな同じだと思います。

そのことを考えたときに、言われたように振興会の会費は1人3,500円、2人目が2,500円。これに地域クラブの活動費が3,000円。長与町の例で言うならば、これにプラス1,000円加わるのですかね。

そうしたときに現実的に平日の部活動は子供たちが中心となった活動がかなり多くて、土日に指導を行う。そういう機会が多くなっていると思うのです。そう考えたときに、やはり指導者の確保。そういうものは非常に難しいし、これまでも触れられませんが吹奏楽部や美術部の地域移行はどうするのでしょうか。非常に運動部よりも難しいと思います。

そのために方針の中に、町教育委員会としてこういう方針を持っていますというたたき台を示して議論を進めないで、もう先に進まない。そしてまた各協会、運動で言うならば各協会等との連絡、助言、アドバイス等をいただきながら指導者確保。そのところに勤めないと、もう先生方の指導者としての数は頭に入れないほうが私はいいと思いますが。そのあたりについて教育長いかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先生方の意向についてはアンケート等を取りながらですね把握をしています。ただこれは公表を今控えなくてははいけませんので、人数等々については申し上げられませんが。

議員お説のとおり私たちも、一番の課題は外部指導者の確保と経済的な支援をどう図ることによって保護者の負担の軽減あるいは適切な運営が行われるかというところの分が最大の課題だということを捉えております。

長与町さんみたいに地域にスポーツクラブがあってというところとは全然違う波佐見町の特徴がありますから、恐らく行政のほうからの支援が大きくなるだろうということは予想をしておりますので、丁寧に丁寧に計画を持ってやっていかななくてはいけないかなという大きな不安、課題を抱えながらの取り組みだと私たちも捉えております。以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で5番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

午後0時11分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は8番 城後 光議員。

○8番（城後 光君）

皆さんこんにちは。それでは、通告に従い一般質問を行います。

1. 波佐見陶器まつりの課題と対策について

陶器まつりは、7日間の会期中24万人と多くの方が来場され、新型コロナウイルス感染症対策のための行動制限緩和により、会場内でも活気とにぎわいが戻ってきました。

同時に、来場者の主な来町手段であるマイカーにより、4月30日に大渋滞が発生し、町民の日常生活に大きな影響を与えております。

そこで、町内最大の行事における課題を解消し、観光客満足度を高めるために、次のことを問います。

- (1) まつり期間中の渋滞発生状況と、その影響及び原因をどう分析しているのでしょうか。
- (2) 公共及び私設駐車場の収容台数及び利用状況を把握しているのでしょうか。
- (3) 本会場以外の来町者の目的地は、主にどのようなものがあるのでしょうか。
- (4) 子供連れの来場者が目立ちましたが、来場者の傾向はどうか変化していますか。
- (5) 5月1日、2日と小中学校が休校になっていますが、その影響と今後の方針はどうなっていますか。

2. 子育て支援環境の改善について

町長は就任にあたり、子育て世代の人たちが住みたくなる町でないと活気がなくなるとして、「子育て支援の充実」を施策の柱に据えられています。今年度は公園遊具の更新や学校給食費の無償化拡充など、多くの予算が充てられています。加えて、自治体DXの取り組みも積極的に進められています。

そこで子育て世代の負担を少しでも軽減することを目的として、次のことを問います。

- (1) 子育て世代にとって、経済面以外にどのような負担が大きいと分析しているのでしょうか。
- (2) コロナ禍で成人向け予防接種、検診の仕組みは変わっています。子供対象のこれらの実施状況はどうなっていますでしょうか。
- (3) 鴻ノ巣公園遊具の更新にあたって、利用者の意見聴取をどう行う考えでしょうか。
- (4) 学校給食費の徴収方法に対して過去に問題提起がなされていますが、その後の検討状況はどうなっていますでしょうか。以上壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

8番 城後 光議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 波佐見陶器まつりの課題と対策について

町内最大の行事における課題を解消し、観光客満足度を高めるために次のことを問うということで、

(1) まつり期間中の渋滞発生状況と、その影響及び原因をどう分析しているのか、とのお尋ねですが、波佐見陶器まつりは今年で65回目を迎え昨年から2万人多い24万人のお客様に御来場いただき、コロナ過以前と同様の開催ということもあり大いににぎわいました。

岡村議員の質問でも答弁しましたとおり、波佐見陶器まつりは窯業関連団体をはじめ、関係機関で組織する波佐見町陶器まつり協会において開催され、波佐見焼振興会を事務局とし関係者が一丸となって運営されています。

陶器まつり開催にあたっては、事前準備の会議や警察や消防をはじめ、関係機関との入念な打合せや協議が行われています。

まつり期間中の渋滞発生状況と、その影響及び原因分析についての御質問ですが、まず渋滞発生状況については例年多くのお客様がお越しになる初日が、今年は大雨となり、その反動で翌30日に来場されたお客様が6万人と大変多く、また前日の雨の影響により甲辰園グラウンドと、東小グラウンドが駐車場として利用できない状況となったため、公設駐車場が通常よりおよそ650台分少ない状況となりました。

このことにより会場周辺駐車場はもとより、大型駐車場である長崎キャノン駐車場も満車となり、このことから町内の幹線道路は渋滞を起し、大型駐車場から会場をつなぐシャトルバスもまともに動けないという状況になりました。

それ以外の開催日については、午前中と夕方に渋滞が発生したものの2時間あまりで解消するという例年と変わらない状況でした。

渋滞の影響としては陶器まつり会場への来場を断念し、お帰りになるお客様が一定数いたということや、嬉野方面から折敷瀬郷横枕交差点を右折して有田方面へ行く車両が信号機の右折時間に余裕がないため、数台しか右折できないということもございました。また大型駐車場から会場へのシャトルバスも渋滞の影響で動かない事態となり、徒歩で会場まで行き来するお客様も多く見られました。原因としてはさきに述べたように、雨天でグラウンドの駐車場使用ができなかったことによる駐車場不足が挙げられます。

当日の対応も押し寄せるお客様に対して、適切な手だてを打てず多くのお客様に御迷惑をおかけしました。渋滞の解消や駐車場の確保については、今後の課題として改めて陶器まつり実行委員会と検討を行う必要があると考えております。

(2) 公共及び施設駐車場の収容台数及び利用状況を把握しているのかとのお尋ねですが、公共駐車場の収容台数については長崎キャノンの特設大型駐車場が1,500台、波佐見町講堂敷地が100台、甲辰園グラウンドが350台。工業組合横が100台、東小学校校舎グラウンドが300台、東小学校体育館が40台、上山建設駐車場が40台、健吉駐車場が20台。8か所の計2,450台となっています。

私設駐車場については正確な収容台数は把握しておりませんが、およそ300台から400台と想定されています。

利用状況については、公共駐車場については4月29日が1,619台。30日が3,308台、5月1日が2,327台、2日が2,478台、3日が3,955台、4日が2,822台、5日が2,757台と期間中の合計が

1万9,266台となっております。

なお私設駐車場の利用状況については把握をしておりません。

(3) 本会場以外の来庁者の目的地は、主にどのようなものがあるのかというお尋ねですが、実行委員会へのお問合せが多かった場所については、「西の原」や「波佐見温泉湯治楼」に関しての問合せが多く、そのほかにも町内のカフェやマルヒロの「HIROPPA」、白山陶器のアウトレット倉庫が多かったと聞いております。

(4) 子供連れの来場者が目立ったが、来場者の傾向はどう変化しているのかのお尋ねですが、長崎県立大学経済学部竹田教授の波佐見陶器まつりにおける波佐見焼の市場研究の調査によると、来場者のグループ構成における家族（夫婦だけ以外）については令和3年が29%、令和4年が47%と全体に占める割合が多くなっています。

この調査では、家族のうち子供連れのお客様の割合までは分からないものの、家族連れの割合が増えており、また議員お説のとおり今回の陶器まつりでも子供連れのお客様が数多く来場されていたものと思われまます。

その要因として、家族で波佐見焼を楽しめる器のデザインが豊富であることや、会場が1か所に集中していることから短時間で見回りやすいということに加え、会場内でも飲食もできることなどがあるのではないかと思います。

大きな2番目。子育て支援環境の改善について

子育て世代の負担を少しでも軽減することを目的とし次のことを問うということで。

(1) 子育て世代にとって、経済面以外にどのような負担が大きいと分析しているか、とのお尋ねですが、子育ては体力勝負ということを考えますと晩婚化という面から身体的な負担が増しており、また家族化、地域とのつながりの希薄化などから、子育ての孤立、子育てと介護の両立という面から精神的、心理的負担が強くなっているのではないかと思います。

また令和2年に実施された国勢調査によりますと、20歳から69歳の波佐見町の女性の就業率が高く独り親であっても、なくても働きながら子育てをされている方が多いことが伺えます。時間のやりくりに御苦労されているのではないかと分析をしているところです。

(2) コロナ禍で成人向け予防接種、検診の仕組みが変わっている。子供対象の実施状況は、とのお尋ねですが、成人の予防接種や検診の仕組みが変わったことは、大きくは密を避けるために予約制を導入したことです。

特にコロナワクチンは電話予約の殺到を防ぐため、事前に割当て受診日程を案内しました。その後LINE予約も導入しましたが、デジタル弱者も多い高齢者世代にはなじまないなど予約を面倒くさがる方が多い傾向もあるため、事前割当てを継続しています。

成人の予防接種や検診では、所要時間が見込めることから1時間の予約枠が設定できます。

一方お子さんを対象にした予防接種や検診ですが、コロナワクチン以外は個別接種になりますので、それぞれで予約をいただいております。また小学校に入るまでに年齢に合わせた集合検診を7回実施しています。コロナ禍においては密を避ける必要があったため、1回あたりの人数を減らして開催回数を増やすなどして本来は実施する必要がある集団指導を中止して

対応しているところです。

(3) 鴻ノ巣公園遊具の更新にあたって、利用者の意見聴取をどう行う考えか、とのお尋ねですが、今回の遊具更新にあたっては公園を多数手がけた事業所から提案をいただく方式、いわゆるプロポーザル方式を採用しており既に事業者の参加受け付けを行ったところです。

そこで利用者の意見聴取をどう行う考えかとの御質問ですが、既に業者提案を受ける状況となっていることから利用者の御意見を一から受けることが、現状では厳しいものがあります。

ただし受注業者選定にあたっては子育て世代の視点が大切だと考えており、その点幸いにも本町には現在子育て中の職員が多数おりますので、そのような職員を受注業者選考委員としての人選も考慮しているところです。

なお詳細な設計においては敷地や事業費の制約もあることから、全ての意見を反映することは難しいものがありますが、可能なものは事業に反映したいと考えています。

そのほかの御質問には教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 波佐見陶器まつりの課題と対策について

(5) 5月1日、2日と小中学校が休校になったが、その影響と今後の方針はとのお尋ねでございますが、本町は今年度からゴールデンウィーク期間中の平日を休業日としました。これは子供たちに地元で開催されている本町最大イベントである波佐見陶器まつりへの参画を促したり、波佐見町の新発見や再発見につなげたり、まとまった休みを利用して旅行を行うなど、地域との絆、家族との絆を深めることを目的に「絆の日」として実施をしました。

初めての取り組みであり子供、保護者、学校、地域からの意見や感想を整理しながら、その成果と課題について対応を考えてまいりたいと思っております。

これからもふるさと波佐見に自主的に関わる良い機会として捉え、ふるさと教育やキャリア教育の一助となる波佐見町独自の取り組みになればと考えております。

2. 子育て支援環境の改善について

(4) 学校給食費の徴収方法に対して過去に問題提起がなされたが、その後の検討状況はとのお尋ねでございますが、学校給食に関する経費については、学校給食法第6条や施行例に学校給食を提供する施設、設備、給食センターの職員の経費については、学校設置者の負担とする。また同法第6条第2項に前提に規定する経費以外の経費は、保護者の負担とするとあり、給食の材料費につきましては保護者の負担とするものとされております。

本町では、町長の公約で現在のところ小・中学校の給食費については、第2子以降の無償化を今年1月から実施させていただいております。このため現在の給食費については、第1子分のみを保護者の方々に御理解、御協力をいただきながら徴収を行っております。

育ち盛りの子供たちに、おいしく栄養価のある給食を安全・安心に届けるために、今後も保護者の御理解、御協力をいただきながら、現在の徴収方法をとってまいりたいと考えております。

なお町の財政状況を踏まえながら、給食費の完全無償化について研究、協議を行ってまいりたいとも考えております。

以上壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後 光君）

それでは再質問を進めさせていただきます。

まず陶器まつり期間中のことなのですが、私今回久しぶりに陶器まつりの現場に長く自分でお店を出すというかたちで関わらせていただきまして、それまでなかなか直接的に関わってなかったのが、分からないことが結構分かってきたのでそのことを踏まえて質問したいなど思っているのですけど。

まずですね、答弁にもありましたとおり4月30日かなり渋滞が発生したということで、当然理由は駐車場が雨で使えなかったということが大きいと思うのですが、把握されている中で大体どれぐらいの距離で渋滞が生じたかというのは把握されてますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

渋滞の距離というふうなことでお尋ねですが、はっきりした距離というところまでの情報は把握しておりません。

ただしその期間中に聞いた中では嬉野方面でいきますと、嬉野インター付近までつながっていたというふうな話を聞いていたときがございます。それは具体的な反対、それと佐世保方面は蓮池保育園のあたりまでというふうなことをちょっと聞いております。

詳細なその時間帯とか日にちとかについては把握しておりません。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

かなり渋滞していて実際時間がかかなり長かったということで、町民の方からいろんなかたちで御意見をいただきました。私も場所にその日ずっといたわけではないのですが、西ノ原地区で駐車場整備等を行ってらっしゃる方に話を聞いたのですが、やっぱり混雑している理由の一つに、空いている駐車場をまた探してほかに町を動かれる方も結構いらっしゃったというふう聞いています。

というのが、やっぱり焼き物を買われようとする方はなるべく近くに停めたい。本会場も今回の満車だったということを知っていますけれども、となるとできるだけ近くにやっぱり皆さん行こうとされますよね。それで進まなくなってしまうと今度は出られなくなるのですね。本会場県道1号線になってしまうともうバイパスに1回、バイパスから抜けて県道1号線になってしまうと、なかなか知らない方はほかに抜ける道も知られないので、はまってもう動けなくなってしまうという原因があると思います。

要するに今私がいろんなかたちでお話を聞くと、やっぱり駐車場を探すというのが、渋滞のかなり大きな理由になっているのではないかなと思います。それで例えば今いろんな仕組みが

あると思うのです。渋滞緩和の仕組みがあると思うのですが、今もGoogleマップでこれ先日Googleマップの画像撮ってみたのですが、今渋滞交通情報というところで検索すると、今の時間ここが多分混むだろうというのがGoogleマップに出るようになっているのですね。なので、こういうのをもう少し来庁される方に周知していただいて、誘導を図っていただくだけでも、こんなに渋滞しているのであればちょっとここ避けておこうとかですね。そういうことが現状でもできると思いますので、そのあたりはぜひ検討していただきたいと思うのですけど。

今まで陶器まつり協会さんとか町のほうとか協議した上で何かこう渋滞緩和の具体的な取り組みとして今回の陶器まつり以前に何か検討されたことというのはあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

やはり期間中には先ほど城後委員おっしゃったように、会場周辺からどんどん埋まっていくというふうなこともございます。それで基本的には問合せ等あったときなどにつきましては、もうキャノンの大型駐車場のほうに誘導するというふうなことで、そちらを積極的に進めたというふうなことがあるのですが、具体的に渋滞状況をどう緩和していくかというふうなところで、こういう取り組みをしてみようというふうな協議というのは今、直接的にはやられていなかったのではないかなというふうには思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

色々なかたちで例年、コロナ前特に毎年渋滞するのでどうにかしたいですねという声は上がるのですが、どうしても1年に1回のことなので、なかなかそれを具体的にする前に次の年がやってきて進まないという現実があると思いますし、よく町民の方からアイデアとしていただくのが一方通行にしてもう流れるようにすればいいという話はされるのですが、警察さんとの協議とか、あとは一方通行にしてしまうと今度ほかの町民の方も動きにくくなるのでそう簡単にいかないと思いますので、できる段階からぜひ進めていただきたいと思うのですけど。

例えば、今波佐見町で避難所の混雑状況を示す「VACAN」というサービスがありまして、そちらが日光市さん、観光客が多い場所でその「VACAN」のシステムを使ってやられているケースがあるのですが、これ日光市の社殿の近くに駐車場があるものにカメラを置いてその混雑状況を一覧にして、その状況まで映し出すというのをページで一覧になされているというサービスがあるみたいです。

で、これが理想かどうかは分からないのですが、こういうかたちでもう一目瞭然で、来町される方に見せてあげれば、多ければもうやめとこうという判断もされると思うのでぜひそういう物理的に一方通行にするとか、駐車場を増やすとかいうのは簡単ではないと思うのですが、こういうなにか目で見るとかITの仕組みとかであればできる範疇はあると思いますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

ちなみに町長も先ほどもおっしゃっていましたが費用対効果の話になるので、業者さんに聞いてみたのですが、この日光市の取り組みは全部の駐車場17駐車場あるみたいなのですが、そこにリアルタイムにカメラを置いて、そこにセンサーまで含めて対応しないとイケないので、初期導入費700万円ぐらいかかるっておっしゃったので、結構高いなと思ったのですが、業者さんに聞くと日田市花火大会があるときに、ただスマホでその現場の人が空いている、埋まっているって駐車場を入れるだけの仕組みであれば、数十万円規模で導入している事例もあるということです。いろいろなITのサービスであれば、お金かける仕組みと、そんなにかけない仕組みいろいろあると思いますので、このあたりもぜひ検討していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

御提案ありがとうございます。Googleマップの渋滞情報についての活用などですね、当然期間中に必要な情報をできるだけ分かりやすく、伝えるには使い勝手のいいツールかなというふうに思っておりますし、今おっしゃっていただいた「VACAN」のシステムにつきましては、先ほどおっしゃられたとおり、日田市の場合は、日田川開きの観光祭りというイベントで利用されているというふうなことを聞いております。

実際に活用された場合、周辺の公設の14の駐車場について先ほどおっしゃられたようにカメラなどを置かずにその駐車場に従事の方がスマホなりで教えて、それで一元的に情報を発信するというふうな流れを取られているそうです。

ですので、今回駐車場を今後増やしていくというのはなかなか厳しい状況もございますので、観光協会と協議をした上でできるだけ多くの方々が、この渋滞の状況を可視化できるような状況について導入ができるかどうか、運用をどうするか、そういったところも含めて協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

当然町として何かしらの財政出動が必要であれば、陶器まつりだけに1年に1回のことに負担をするではなかなか厳しいかもしれないですけど、例えばやきもの公園もそうですけど、西ノ原地区もそうなのですが、イベントがあるたびにかなり駐車場が多く使われていますので、エリアを絞って何人かの実証とかやられながらですね、少しでも一般にマイカーで来られる方がスムーズに来られたと思っていただけるような仕組みをぜひ検討していただきたいなと思います。

それでですね、先ほどちょっとスライドを書かせていただいたのですが、先ほどですね分析の中でもあったと思うのですが、やはり家族連れで陶器まつりいらっしゃる方が多くなっていると思います。これまではどちらかというと焼き物を買うためにお越しいただいているお客様が多かったと思うのですが、買うことも踏まえてレジャーとして楽しめるイベントにお客さんの主な目的が変わってきているのではないかなというふうに思います。

言われたとおり家族連れが多い理由は、やっぱり短時間で見られるとかですね、飲食も楽しめるとかそういう部分でやっぱり、お客さんの目的が変わってきている部分が多いのではないかなと思います。

先ほどから竹田先生の調査結果が答弁の中で出てきますけど、資料から実際アンケートの結果でとられた資料をグラフがあつたのですが、実際来られたアンケートをとられた方の六、七割ぐらいが女性です。答弁があつたとおり20代から50代の方がもう7割ぐらいの、これアンケート回答された方なので当然回答されてない方もいらっしゃいますけども、かなり若年層が増えているというのが現実です。その中でも家族で来られている方とか女性が来られている方が多いので、やはり言われたとおり陶器まつりに1回来ていただいただけだと、なかなか本町に落ちるお金というのも限られますけども、1回来ていただいて町がよかったと思って、また2度、3度来ていただければ、本当に観光消費額というのも上がってくると思いますので、そういう部分でやっぱりその陶器まつり自体の満足度を上げるためにも、交通の問題とかアクセスの問題とか、いろんな部分を考えていかないといけないのではないかなと思っています。

その中で、まだおっきい理由、要因というのがあるのですが、やっぱり子供連れが多くなっているということと言われたのですが、その中でやっぱり5月1日、2日休みだったというところも絡んでくるのですが、焼き物を見に来られたお客様がいらっしゃって、当然お子さんもいらっしゃるわけですね。やっぱりその何かしら子供が遊べる場所が欲しいというニーズが、やっぱり町外の方もそうですし、あと町内の方も特にイベントに従事される方もたくさんいらっしゃるの、やっぱり子供などが遊べる場所が必要ということはよくお話を聞きます。

それで過去に波佐見町の講堂で陶器まつり協会さんの主催で遊び場を作られたケースがあつたのですが、かなり子供たち遊んで使っているケースもありました。ぜひ今後こういう講堂ですとか公の施設を使って子供たちが遊べる場というの、ぜひ検討していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

おっしゃられるとおり本当に今回の陶器まつりにつきましては、お子さんを連れてみえられる若い御夫婦の方とか、そういった方々が非常に多く見受けられたというふうに思っております。やはり駐車場も遠いところから、大型駐車場から歩いて来られる子供連れのお客様も多数いらっしゃいまして、ちょっとお子様をどのように、このイベントのほうに連れてくるかというふうなところで。

通常やはりそのお子さんを長時間連れて行くと、なかなか長いこと見て回るとするのは難しいというようなお話も聞きますので、当然こういうお子さんも楽しめるような。そういった施設とか、そういう場所があれば非常に祭りとしても、また状況としても変わってくるのかなというふうに思います。

このあたりも御意見を踏まえまして、陶器まつり協会とも今後、以前開催した経過があるというふうなこともございますので、改めて検討を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後 光君）

それから具体的にどういう影響があったかというところは答弁なかったのですが、今の教育委員会の中で把握されている中で5月1日、2日学校が休みだったことに対してどういう影響があったということで聞かれているのか。今の段階で分かる部分を教えていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

陶器まつり等の関係でちょっと私の答弁が少しやっぱまずかったかなというふうに今思っております。東小学校の駐車場の開放とですね、授業への支障ところの回答をしなくてはいけなかったのですが、今反省をしているのですが。

駐車場につきましては関係者のほうから、とてもありがたかったということ聞いておりますし、学校からは授業に支障がなかったということで好評な意見は聞いております。

校長会をすぐ開きまして、保護者のほうからの意見情報等々はどんなものがあるかということで、あまり大きなものはなかったということでしたけれど、会を始める前に関係のほうから伺っていた、これ予想もしていたのですけれど特に低学年の子供たちの食事のお世話だとか、安全確保はやっぱり気になったということの意見が一番多かったのではないかなということも捉えております。

ただ夏休みや冬休みと同じように長期の休みが続きますと、終わった後にボーっとしていたというような声は聞いておりますが、子供たちの間では比較的そういうふうな意見があったかなということも思っています。

先生方は長期休業。夏休みの前倒しですので、その期間研修をしたとか教材研究をやったということも聞いておりますし、やっぱり一番の課題はやっぱり子供たち。特に低学年の安全確保、食事の世話なのだろうと思っはいるのですが。はじめての取り組みで、これをどう今から子供たちがあるいは家族が主体的にこの長期の休みを取り組んでいくのかという一つの課題提供かなと思っております。それを大人側が仕組んで、ということあまり考えたくない。

でも、もちろん必要であればやっていきたいと思っておりますが、そこにも学校側や教育委員会が主導ではなくて、地域の方々の主導の中で子供たちが参画をするようなものということに持っていったらなということ。理想かもしれませんがそういうふうな思いを持っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

あまり具体的に今回初めてやられた取組なのでそこまで。わざわざ意見されない方もたくさんいらっしゃると思うのですが、やっぱり聞いたのはお父さんお母さん、子供1人での

はちょっと不安だったということは、やっぱりいろんなかたちで聞きますので。今後もし継続されるのであれば、今教育長おっしゃったように低学年がもっと気軽に来られる場所というのを別にちょっと考えていただくとかですね。何かしら大体、学校にはないけどもふだん学校でできないようなことができる場とかいうものをあわせて検討していただければなというふうに思います。

子育て支援のテーマに行きますけども、こういうかたちで、ちょっと今陶器まつりにしてもそのITの部分で何かしらできる部分がないかという提案をしたのですが、子育て支援の部分にもそのあたり考えていただきたいと思うのが、先ほど答弁の中にもあったのですが、経済的な負担以外にやっぱり時間がないというのが、子育て世代のお父さん、お母さん方が悩まれている一番の課題なのではないかなというふうに思っています。

これ男女共同参画計画というのが3月に策定されていますけども、その中ですいません。数字小さいので見にくいですけど、子供のいる世帯のうちの両親の共働きの割合というので7割ですね。波佐見町の7割の方が共働き。子供がいる世帯はそういう状況です。

一方で波佐見町は3世帯が多いというふうなかたちで言われていたのですが、やっぱり下がっています。それはもう全国的な傾向と一緒に思うのですが、下のほうがグラフですね。3世代要するにおじいちゃんおばあちゃんと一緒にいらっしゃる世代の割合もどんどん下がっています。

ということはやっぱりお父さん、お母さんが働きながら子供を世話しないといけないというのが普通、一般の考え方になっています。その中で、やっぱりいろんな仕組みがあると思います。あとは国の仕組み、民間、例えば医療機関さんとかいろんなかたちで仕組みがあると思うのですが、やっぱりその二度手間になるようなことをできるだけ、難しいとは思っては重々分かっているのですが、減らしていく取り組みを特に子育ての部分。進めていただきたいなというのを思います。

そこでちょっとお願いなのですが、最初質問としてコロナ禍で検診の予約とか、あとは予防接種の予約がLINEとかでできるようになった成人の部分になったということなのですが、子供もできるだけそういう仕組みにしていきたいと思うのですが、何かできない理由というのはあるのですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

できない理由とおっしゃいますと、まず子供の集団検診に関しましてはもう日程が定まっております。ですので、改めて保護者の方が予約していただく必要はなくて、こちらからもうこの日にどうですかという御案内をさせていただいておりますので、その日程に合わない方はその変更などの御連絡をいただく必要があるかと思うのですが、検診に関しましては、予約は不要となっております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

すいません。その合う、合わないは電話とか何とかできるのは分かりました。ただですね私、利用者側、予約する側の立場とあわせて職員さん側の立場からもちょっと考えていただきたいと思うのが、これ事例として磐田市さんは幼児検診の予約をもうLINEで受付されています。結局、時間で合う、合わないとかいうのを今電話とか、やりとりされていて、それを管理される職員さんの手間も一定数かかっていると思うのですよ。

そこを減らしてなおかつ気軽に変更とかできる仕組みというのはもう、いろんなかたちでLINEを使われていますので日常に。何かそういうのもぜひ検討していただきたいと思うのですが、そのあたりの検討とかはできないものなのではないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

確認権よろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君）

時間を停めてください。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今事例を出していただいている磐田市さんですけれども、人口規模というのはどういったどのくらいの規模なのではないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

磐田市さんが何人かは分かりませんが、何十万人規模ではあります。20万人以上と思いますけど。

○議長（百武辰美君）

よろしいですか。確認はいいですか。時間を戻してください。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

何十万人かの規模で御説明されるものと、今1万4,000人ですねの規模でちょっとお話を比較されるとちょっとこう難しい部分がございますが、今毎月400人分の検診日程を管理というところですね。今波佐見町の未就学児は750人ぐらいではないでしょうかね。全然規模も違いまして、予約にかかるところも違います。

予約制といいますか、もう事前割当て制でしておりますので、まず予約という考え方がまずありません。ただ変更されたい場合にそのLINEとかというところで今おっしゃっていただいているのですが、今4月から母子手帳のアプリを導入した関係でそこが充実してくると、そういった変更も連絡が可能になってくるのではないかと考えております。

今は出生とか妊娠の届けなどそういうのに合わせてアプリを御紹介しているのですが、徐々に新しく出産を迎える方は進んでおります。そういう普及率が上がってきますと、次の段階でそういう予約制も、予約といいますかそういう変更とかそういうのが可能になってくるのではないかとこのように思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

あとですね非常にこれ、多分実際にやられたお父さんお母さんであれば分かると思うのですが、予防接種がかなり多岐にわたって、しかも定期的にやらないといけないので忘れるのですね。

今母子手帳で管理していただいている、いついつに来てくださいとか医療機関も別のところとかも受けたりもしますが、なかなか必要な時期にしないと今度実費負担とかなってしまったり、忘れるので。

そういうのこそですねLINEとかいろんな電子、そういうアプリとか使って、もう挙げていただけるような仕組みというのは作っていただきたいのですが、そのあたりは具体的な検討はされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今まさに城後議員がおっしゃっていただきました予防接種の日程の管理ですね。これに関しましては、今回4月に導入しているアプリのほうでお子様の誕生日を登録していただきますと、その時期に合わせて予防接種の時期ですよという御案内をいただけるようになっておりますので、少しは改善されているかと思えます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

あとそれから、これハードルが高いというのは委員会でもお伺いしているのですが、問診票が毎回、毎回同じような項目で、もうここだけ違うのではないというのがいっぱいあるのですが、あれもできれば紙じゃなくて、何かしら入力の手間をなくすような仕組みというのを検討していただきたいのですが。

そのあたり時間かかると思うのですが、何か具体的な検討というのはされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

予防接種の問診票に関して今回導入しました業者のほうからも提案をいただいております、例えば2か月とかで接種する予防接種というのはもう何種類か一遍に打つことができるのだけれども、接種するワクチンの種類ごとに問診票を書かないといけないというところで、かなり手間がかかるという実態のほうは分かっておまして。

そういうものが解消できるような、今のアプリと連動するようなことができるというふうにご伺っておりますので、できればそういったものの導入に向けて今検討を進めているところで。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

今、子ども・健康保険課長が申しましたとおり、問診票の話聞いて私そのアプリっていいですかそういうシステムの説明にちょっと来てくださって言うものだから行ってみたら、今まで本当にこんなに大変だったのかと。ワクチンの数があればワクチンの数だけ書かなくちゃいけない。しかもそれが3部複写と。

それが双子であればそれはそれぞれの子供さん。この三つ子さんがいらっしゃいますけど、三つ子であれば9枚の紙を。それでワクチンが2種類あたればその倍。3種混合であればその3倍と。それからまたその書いた問診を担当職員がまた集計するために、また集計作業しなくちゃいけないと。あるいは委員のほうも、そういったまた集計といいますか。いろいろデータと合わさなくちゃいけない。

それを一括してできるようなシステムということで、非常に私それを見てこれ早速うちでも導入しようということで、検討しなさいということで指示をしました。

それから町村会において単独の市町じゃなくて、町村会全体で共同調達をしたらいくらかでも安くできるのではないかなという話をしましたら、そういうことができますということでしたので、ぜひ町村会に来てそのアプリの説明をしてくださいと。

それからこれ町村長じゃなくて保健師さんを集めて、実際使われる方を前にして説明をしてくれというふうなお話をしておりますので、今後そういった導入が進んでいくものと私は期待をしております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

それで当然段階を追っているんな部分準備されると思うのですが、やっぱりこういうのを使い始めると保育園、こども園、小学校、中学校でも徐々にネットでアンケートとか増えていると思うのですが、まだまだ紙で出さないといけない部分多いと思うので、ちょっとずつです各担当する機関とあわせて。なるべくその一つのものでできたほうが利用者も楽だと思いますので、そのあたりもぜひ今後検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

対象が若い方を中心とする調査だったりすると、そういうWeb回答が進めやすいのですが、なかなか幅広く世代の意見を伺うというふうになりますと、両方のやり方をしないと、いけなくなって、またそれはそれで手間もかかる部分があったりすることもあるのかもしれないのでケースバイケースで進められる部分は進めていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

それで子育てに関して石橋課長も冒頭に書かれていますけど、波佐見の子育てナビということで冊子をつくられて、子供が生まれる前から小学校に入るまでいろんなタイプのことで相談すべきことを1冊の冊子にまとめられています。

非常に良い読みものだなあと思ったのですが、ただですね、そもそも私も結構本好きな世

代なので、世代というか人間なので、こういったもの読むのには抵抗はないのですが、今もうほとんどLINEとかインターネットとかそういうのでしか情報を取られていないお父さん、お母さんたちも増えているので。

やっぱりその必要なときに必要な情報だけ欲しいという方もたくさんいらっしゃると思うので、この情報もLINEで定期的に発信するとか。そのあたりもぜひ検討していただきたいと思うのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

そのあたりも、4月に導入したアプリのほうで年齢とか月例とかに応じた情報発信ができるという機能もついております。ですので、必要なときに必要な情報が届くような体制は今後、整えていければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

いろいろすることあると思うのですが、やっぱり町長がおっしゃっていたとおりDXの取り組みというのは、国も進めないといけない。庁舎も変わりますので、このタイミングだからこそできる部分はたくさんあると思いますので、当然今までやってきたことと、新しくやることの2度手間になるタイミングがあると思うのですが、ただやっぱりある程度一気に進めないと進まないという部分もあると思いますので、ぜひいろんな部署、難しい部分もあると思うのですが、ぜひ前向きに進めていただきたいなと思います。

あと鴻ノ巣公園の遊具の更新が今年度の予算に挙がって、非常にありがたいなと思ったのが、これ3月に撮影したのですが、ちょうど鴻ノ巣公園の遊具壊れてしまっていてですね。使えないタイミングだったので。

本当に職員さんよく見られて、いいタイミングで更新されるなと思ったのですが。その中で思うのが、今東彼杵町とか武雄市とかいろんなかたちで、近隣の市町も遊具更新をされている公園が多くあっているのですが、結構私の妻とか子育てしている方から伺うのが、暑い日が増えているので、どうせなら暑さ対策というのもぜひ考えていただきたいなという部分なのでですね。

というのが、これ東彼杵町の「やすらぎの里」というところの遊具なのですが、やっぱり影がないのですよね。どうしても直射日光になると、この場合はそこまでないと思うのですが、銀色の滑り台とかだともうめちゃくちゃ暑くなってしまって、夏はほとんど使えないという状況になってしまったりするので。

当然鴻ノ巣公園を全部日陰にするというのは難しいと思うのですが、設置にあたっては、そういう使われるような方の声をなるべくちょっとでも入れてほしいということで、ちょっと提案をさせていただいて。

今回の職員さんの意見を子育て世代の方を入れるということだったのですが、当然プロの業者さんなので、いろいろ意見は持たれていると思うのですが、なるべくそういう使う方

目線の意見を入れていただきたいと思いますと思うのですが改めてお願いします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今おっしゃったとおり今年度遊具の更新を行う予定でしております。さすがに言われるとおりに全面を屋根で覆うというのは不可能なので、ちょっと厳しいと思っています。厳しいと思ってそれはできないのですけれども。

ただ今おっしゃったところは、実はずちの今プロポーザル型で行う際の特記仕様書の中の配慮事項というのをちょっと設けています。

それをちょっとだけ説明しますと、まず対象年齢を問わず障害のある子供でも遊ぶことができるインクルーシブ遊具を適度に設置して、事故回避などの対策を行うことというのを設けています。あと子供たちの好奇心を刺激して、様々なアスレチック体験ができる場としてのテーマ設定をして遊具の設置をすること。あと子供の冒険心を育み、多様な遊びの形態が提供できる遊具を設置すること。

あとそれに安全面も一応考慮しますのでクッション性のあるシート。こういったものも敷設を検討する。今言われた部分においても炎天下での利用について適宜日陰を設けるなど、利用者に対して配慮をすること。そして近年の猛暑から遊具利用によるやけど等の対策、可能な限り盛り込むこと。あと保護者が容易に子供たちの状況が分かるよう視認性を考慮した提案をすること。

こういったものを設けさせてもらっていますので、一応そういったことのテーマに沿った提案がなされるものと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

直接、遊具の更新とは関係ないのですが、やはり公園に来られた方がかなり気にされるのがトイレですね。遊具広場すぐ横にトイレあるのですが、今結構汚いのでちょっとどうかという御意見もあります。その遊具の更新にあたって、トイレとかは何か変更するというか、もう少しきれいにするとかそのあたりの考えはないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

トイレの更新については今のところ予定はございません。ただこれについても今ちょっと回数を増やして、点検等を実施してトイレの汚れだとかそういったものを適宜確認しておりますので、そのあたりについては頻度を上げて対応していきたいと思っています。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

今は計画無いということなのですが、せっかく遊具更新がなされて利用者が増えれば、そのあたりも今後更新とか。更新をしなくても便座とかですね。中の部分のリニューアルとかそのあたりはぜひ考えていただきたいなと思います。

あと最後に、学校給食費の徴収方法について聞いたのがやっぱり先ほども申し上げたとおり時間が保護者さんないわけですよ。その中で育友会の方とか徴収にあたってかなり大変。そこに担当された方というのは大変ということを以前も同僚議員が質問されましたけども、仮に第2子が無償化になっても、誰かしら徴収業務が発生しているという状況は変わっていませんので、もしその無償化に対して時間がかかるのであれば、その部分をもう少し負荷軽減する仕組みというのもぜひ検討していただきたいのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

他市町で行われているのが、ほぼ振り込みというのがほとんどの手だてだと思っているのですが、その部分をやっぱりどうしても負の部分はどうしても考えたときには、大変御迷惑かけしておりますし、御理解いただいたところの今のシステムが一番本町の子供たちに対する給食提供としては一番ベターな手だてかなということは思っております。

ただ今おっしゃったように完全無償化について前向きに、積極的に関わっていきながら、早期に実現できたらなということを願っております。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後 光君）

先ほど部活動の外部委託の件に関しても、費用が発生するということが今後考えられていますので、ぜひそのお金の集め方に関しては今回の学校給食費だけじゃなくて、もう少し効率的に。なおかつちゃんと徴収率を上げる仕組みというのも、今はこれがベストだと思いますけども、そういうケースでお金を集める機会が増えるのであれば、是非検討していただいて、なるべく保護者さんの負担にならないような仕組みというのを考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

研究させていただいて、前向きに検討したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

今回子育て支援の環境の改善についてということで、質問させていただいたのですが、やはり町長もおっしゃったとおり今までやられていた仕組みをそのままやっていた部分で、現実気づいてなかったけど負荷がかかっていたという部分は本当にいっぱいあるのではないかなと思うのですよね。

ほかの今までやられた職員さんが見れば当たり前のことであっても、あるのではないかなと思いますので、今回自治体DXとかいろんなかたちで組織改編とかいろんなかたちで進められていますので、今やられている作業もいま一度そのほか担当されてない職員さんから見て、改善すべき部分があれば少しでも改善していただきたいと思うのですが町長いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

議員おっしゃったとおりですね、今までやってきたことが、正しいことが正しくないとは言いませんけども、当たり前だったことが当たり前じゃないような状況も多々あるかと思えます。

今までやってきたことが慣れているものですからそっちがやりやすいというのは事実でございますけれども、しかし時代はかなり進歩と申しますか変わっておりますので、それに合わせた業務改革、改善が必要だというふうに感じておりますので、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君）

以上で、8番城後 光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は9番 横山聖代議員。

○9番（横山聖代君）

皆さんこんにちは。通告に従い一般質問を始めます。

1. 波佐見町選挙の投票率について

選挙の投票率は、全国的にも低下の一途をたどり、本町でも例外ではありません。低年層のみならず、40代、30代の投票率の低下も顕著となっている。

そこで、次のことを問う。

（1）現状をどのように認識しているか。

（2）投票率向上のため、期日前投票場を増やす考えはないか。

（3）小中学校での選挙・政治教育、将来の有権者である子供たちの意識の醸成の取り組みはどうか。

（4）センキョ割やポイ活選挙の導入の考えはないか。

2. 本が身近にある暮らし、行きたくなる図書館づくりについて

図書館は、教育基本法及び社会教育基本法で社会教育施設に位置づけられ、地域の情報、文化・教育の重要な拠点、言わば地域の知の拠点とも表現される。

波佐見町の知の拠点となる図書館が果たすべき役割やあるべき姿について、次のことを問う。

（1）社会教育的見地からどうか。

（2）妊産婦や乳幼児の居場所としての養育の見地からどうか。

(3) まちづくりとしての総合的見地からどうか。

(4) 新庁舎建設後、教育委員会が新庁舎に移転することに伴い、現教育委員会の執務室を、図書館として拡充する考えはないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

9番 横山聖代議員の御質問についてお答えをいたします。

まず選挙関係については選挙管理委員会から、図書館関係については一部教育委員会から後ほど答弁がございますので御了承願います。

大きな2番。波佐見町の知の拠点となる図書館が果たすべき役割や、あるべき姿について問うということ。

(2) 妊産婦や乳幼児の居場所としての養育の見地からどうかというお尋ねですが、養育の観点から考えますと、自宅以外の場所に外出することは保護者の健康上も乳幼児の発育上も望ましいことです。

しかしながら乳幼児のお子さんにははしゃいだり、泣いたりすることがあり、それを好ましく思わない方もいらっしゃると思います。親子にとって、ほかの人に気兼ねすることなく過ごせる場や同じ境遇の方が集える場があることが必要と考えます。

そこで妊産婦や乳幼児の居場所として図書館を考えてみますと、一般的に図書館は借りたい本を選び、静かに本を読む場所でもあるため親子の居場所として御利用いただくには相当の工夫が必要だと思われまます。

一方、絵本との触れ合いは0歳児から促しており、母子保健事業のほかボランティアグループでの読み聞かせを実施しています。この3年間はコロナ禍で中止をしているところですが徐々に活動を再開させています。

幸い本町の子育て「支援センターきしゃぽっぽ」では、就園前の親子のつどいの広場として開放をしており絵本も揃えております。保育士も常駐していますので、年齢に応じた絵本の選び方のアドバイスも可能となっています。乳幼児向けの図書館の一部を代替できる施設ではないかと考えます。

なお親子連れで図書館利用を制限しているわけではないことを申し添えておきます。

(3) まちづくりとしての総合的見地からどうかのお尋ねですが、図書館は社会教育施設の中でもとりわけ、その抜群の集客力と認知度により単なる箱物ではなく、利用率が高く、多くの住民にその存在やサービス内容を認知された公共施設と言えます。

社会教育施設の一つにすぎなかった図書館が、ここ20年ばかりの間に急速にまちづくりとの接点を広げてきたと言われております。全国の多くの市町でまちづくりを含めた図書館の在り方について熱く議論され、補助金等を活用しての整備が進められてきました。

そのような中で、まちづくりの視点から図書館を見る行政側と、図書館の視点からまちづくりを見る図書館利用者である住民とでは、その見え方に違いがあると言われております。行政側

からの見え方は、幅広い年齢層が日常的に繰り返し図書館へやってくる光景を期待し、図書館を中心ににぎわいを創出させ、まちづくりの拠点にできればと考えることが多く、一方熱心な図書館利用者が図書館の視点からまちづくりを見る場合は、選定された蔵書や司書との間で繰り広げられる相互作用のほうに重きが置かれ、精神的、情緒的な充実感や多様な学びが生まれる空間だと考えることが多いようです。

このようにまちづくりとの接点は、これからの図書館にとって欠かせない視点だと考えますので、本町の図書館でできる範囲での取り組みを行い、バランスのとれた地域の情報拠点となることが期待されると思っています。

そのほかの御質問については教育委員会及び選挙管理委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 波佐見町選挙の投票率について

選挙の投票率は、全国的にも低下の一途をたどり、本町でも例外ではない。低年層のみならず、40代、30代の投票率の低下も顕著となっている。そこで次のことを問う。

（3）小中学校での選挙・政治教育、将来の有権者である子供たちの意識の醸成の取り組みはどうかとお尋ねでございますが、小学校においては6年生の社会科で私たちの願いと政治の働きという単元があり、その中で賛成意見や選挙について学びます。その際、本町で行われました町長選挙や町議選挙、県議選挙など身近な選挙にも触れながら学習を進めています。

中学校においては3年生が社会科公民的分野において、国民主権、三権分立の仕組み、参政権による政治参加などについて学習を深めています。日々の実践活動としては、中学校で行われる生徒会役員選挙での立候補者の公約、立会演説会、投票箱や記載台を使っての投票など選挙の一連の活動を体験しています。

また小中学校とも、学級や学校を一つの社会として捉え、学級や学校の課題解決に向け児童生徒が共同して話し合い活動を進めたり、役割分担をしながらそれぞれの責任で具体的な施策を実践したりしながら学級や学校の自発的活動を行い、社会の仕組みを学ばせ、よりよい学級づくり、学校づくりにも自主的に参加させる活動を行っております。

2. 本が身近にある暮らし、行きたくなる図書館づくりについて。

図書館は教育基本法及び社会教育法等で社会教育施設に位置づけられ、地域の情報、文化・教育の重要な拠点、言わば地域の知の拠点とも表現される。

波佐見町の知の拠点となる図書館が果たすべき役割や在るべき姿について、次のことを問う。

（1）社会教育的見地からどうかとお尋ねでございますが、人は生涯にわたって学習することにより、自己を高め、その学びを生かすことで、より豊かな人生を送ることができます。そういった社会教育的見地から、図書館は町民に学びや情報などを提供する施設であると思っています。そのため図書、記録、その他必要な資料を収集、整理、保存して町民の方に提供を行っています。

(4) 新庁舎建設後、教育委員会が新庁舎に移転することに伴い、現教育委員会執務室を、図書館として拡充する考えはないかとのお尋ねでございますが、まず図書館の最近の利用状況を申しますと平日は10名程度、土日でも20名程度の利用者です。

ただ夏休みには子供たちの利用で、席が埋まることがあります。新庁舎への移転に伴う、教育委員会執務室の空きスペースを図書館として利用してみてもどうかとの御提案だと思えますが、先ほど申しましたとおり常時図書館が手狭という状況ではありませんので、今以上に図書館スペースを増やす必要があるとは考えておりません。

また図書館スペースにしてしまうと、文化会館内に2か所出来てしまうこととなり図書館の管理運営上、難しくなるのではないかと考えております。執務室についてはシルバー人材センターや総合型スポーツクラブの利用等も検討されていることもあるため、そういったところとの調整も必要となってくるなど課題も出てくると思われまます。

今後、総合文化会館の管理や利活用について、関係各課や町内各種団体などとも協議してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、選挙管理委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（中田 彰君）

9番 横山議員の質問にお答えします。

1. 波佐見町長選挙の投票率について

(1) 現状をどのように認識しているか、との御質問ですが、昨年9月11日に執行した波佐見町長選挙の投票率は、65.54%でありました。過去の投票率は平成6年9月の町長選挙では、91.35%と高いときもありましたが、国政選挙や他の自治体同様選挙が行われるごとに投票率は低下傾向にあり、平成28年に施行した波佐見町議会議員一般選挙の投票率は、68.39%とここ10年以内の町長選挙、町議会選挙の投票率は60%半ばで推移しています。

そこで現状をどのように認識しているのかとのお尋ねですが、投票率の低下の要因として、そもそも選挙や政治に興味がない。自分の投票で政治は分からない。投票に行くのが面倒など様々な指摘があっており、最終的には個人の意思、判断に委ねられているものと考えています。

しかしながら選挙権は人類が長い歴史の中で、獲得した重要な経理の権利の一つであるとともに、民主主義の根幹であり主権在民、民意の反映の観点からも有権者お一人、お一人が、選挙の重要性を認識し、選挙権を行使していただくことが重要で、結果投票率が高くなることを望んでいるところです。

(2) 投票率向上のため、期日前投票所を増やす考えはないか、との御質問ですが、先ほど申し上げたとおり、ここ10年以内の町長選挙、町議会選挙の投票率は60%半ばで推移しています。町長選挙に限っては令和4年の選挙は65.54%、平成30年は65.25%下げ止まっており、有権者の関心もあったと考えていますが下げ止まっている要因の一つとして、期日前投票所における手続の簡素化があると分析しております。

以前は選挙日当日に投票に行けない理由や、行き先を直接記載する内容でしたが、それが選択制になりさらに4月の統一選挙からは確認のための生年月日と署名のみに簡略化されています。このことは町長選の期日前投票者数では、前回と今回では143人の増加となっており、国政選挙などでも同様の傾向があります。

このため議員御提案のように、今後期日前投票所を増設することで準備を進めたいと思います。具体的には、近隣市町で行われている複数の公共施設での開設。あるいは地区移動期日前投票所などを想定しています。

一方で期日前投票所は二重投票の可能性が排除できず、例えばある期日前投票所で投票を行った選挙人が同日に別の期日前投票所に入場券を持参しないで、投票をしようとした場合に投票の有無を確認する手段が限られます。

このため、このような事故防止について先行自治体の対策を調査の上、万全を期した上で来年施行予定の町議会議員一般選挙から、期日前投票所の増設を行うことで諸準備を進めたいと思います。

(4) センキョ割やポイ活選挙の導入の考えはないかとの質問ですが、議員提案の選挙割とは運営を行う選挙割学生実施委員会が、企業、店舗などとタイアップのうえ、加盟する飲食店などで投票した方に対し割引サービスを行っているものです。

近隣では大村市、諫早市の国政選挙などで行われており、先ほど申し上げた民間団体が主体で行われています。選挙管理委員会の関わりについて、ある選挙管理委員会にお尋ねしたところ、投票の動機づけの一環として来場者カードの発行について配慮しているとのことでした。

本町においても趣旨は理解できると思いますが、今後民間団体が選挙区内で選挙割を行いたいと申出があれば、内容などについて協議に応じたいと思います。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

そうしたら再質問に入っていきたいと思うのですが、先ほどの選挙の投票率のところですが、ちょっと前向きな回答をいただけたのでちょっと何とも。別に申し上げることはないのですが、一応確認のためにちょっと質問させていただきます。

期日前の投票場ですね。増設ということで本当ありがとうございます。それも来年の町議選挙からということで、それも聞こうと思っていたのです。ありがとうございます。

そしたらその増設の場所というところに、複数の公共施設とか移動投票場というのを申し上げますけれども、確かに公民館もいいのかなと思うのですが、一番人が集まるのは商業施設かなとは思っていますね。

そしたら波佐見町にも大きな商業施設あると思うのですが、そちらのほうの協力をいただけたら買物ついでに投票に行ってみようかなとか。そういう心理について有権者目線になっていいのかなとも思いますし、あと移動投票場。これはやっぱり高齢者に対してはいいのかなと思います。足がないとかなので、日に日に投票所を分けてもらえるといいのかなと思います。

増設して今から重複投票の防止策というのがあるから、そちらを協議していただいて、有権者に一番いいような投票場、増設をしていただきたいのですけど。

私からはエレナさんみたいな商業施設が一番いいのかなと思いますが、こちらはいろんなあると思いますので、ちょっと選挙管理委員会のほうで重々協議していただいてよろしく願いいたします。

あと選挙割のところですね。ちょっと子供の部分はちょっと後にして。先ほど選挙管理委員長から答弁いただきました、長崎県内では大村とか諫早がされております。こちら民間団体が確かにやられているのですね。

その民間団地でやられている方にお尋ねしたのですね。これをやってみてどうでしたかと、協力店の方で何か御意見ありましたかと。そしたらやっぱりその企業さんというか、大体協力をしてくれるところって飲食店などサービス業のところが多いのですけど、そこで働いている若い方とかバイトの方というのは、1度も選挙に行ったことがないという方がやっぱり多くて。もう選挙割の協力店になってから、そういった選挙の話をするようになって選挙割の協力をしているからという話をしてから、そこから選挙の話とかするようになったと。そこが一番よかったかなと言われていました。お客様がやっぱり証明を持ってきたら、お客さんとも話をするからそこはよかったかなと。

あと面白いのが、面白い意見が一つあってサービス業とか飲食店じゃない企業さんも協力店としてされていたところがあったのですね。そういうところはどうされたのですかと。スマイルをサービスされていました。よくマクドナルドとかで、スマイル0円とかあるじゃないですか。そんな感じできた人にスマイルをあげると。確かに行った人はスマイルって思うかもしれないけど、でも何か楽しんでされていたかなと。あとその企業の社員さんたちも楽しくそれをされていたと。

これは民間団体が主導でやられているのですけれども、福岡県の古賀市についてはこの選挙の啓発事業の一環として民間団体に啓発事業の委託事業として、していただいているみたいです。ですので、全国的には古賀市さんがやられている委託事業でされているところは古賀市さんにも聞いたら多分自分のところか、あと一つ何個かあるのかもしれないけれども、まれだと思えますとは言われていたのですけれども。波佐見町でもこういった感じで取り入れられるのはいかがかなと思いますが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

選挙管理委員会の事務局長としてお答えをいたします。まずせつかくの機会でございますので、期日前投票所の造成について若干触れさせていただきます。

一応、佐世保市さんと東彼杵町の選挙管理委員会のほうに事例をお尋ねいたしました。佐世保市さんのほうは市内の大型商業施設のほうで、期日前投票所開設をされています。大変規模が大きいということで、市役所のコンピューターサーバーと通信回線を結んで、大型商業施設のほうのパソコン上で二重投票がないように確認をしているということになります。

一方で東彼杵町の選挙管理委員会のほうにお尋ねしたところ、投票した方を実は電話でその都度、本部のほうに確認をしているということです。というのも通信回線がやはり整備されていないというのが大きな要点、ポイントです。

どうしてもやはり選挙の有無について秘匿がございますので、通信回線がセキュリティーの関係があるということでどうしても費用対効果をするとアナログ的ですがそういった電話で選挙管理委員会のほうの名簿と照らし合わせて、二重投票がないかやっているというような状況でございます。

したがって本町においてはやはり後段の東彼杵町さんみたいな、一つ一つ丁寧に確認をして事故防止を行うということが、今のところ考えているところでございます。そのため一定の制約を受けます。ですので、移動投票所とかした場合に地区を限定して受け付けをするとか、あるいは例えの話ですが高校とかでした場合には年齢を限定するとか。いうことで一定の制約をかけることが選挙の公平・安全を担保する意味でも大切なのかなというふうに思っておりますので申し添えます。

次にセンキョ割の件でございますが、やはりそういった啓発で、そういった団体に委託ができるかどうかということについては、まずはその主催をされる団体の方の熱意。あるいは町の選挙管理委員会に御協力していただく姿勢が大切だと思っております。

古賀市様のほうは人口規模も多く職員も多分って言い方おかしいですが、一定の職員数がいらっしゃると思いますが、波佐見町は3名でやっておるのが実情でございます。やはり選挙の本来の事務に傾注したいというのがございますので、委員長が申したとおりに、そういった団体の方が主催、主体的にやっていただくということであれば、こちらのほうは後援なりをやるとか、委員長が申したとおりに来庁者カードの発行について配慮するとか、そういった面で考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

ありがとうございます。ちょっと前向きにいろいろ検討していただけるようなので、お願いします。

そしたら次に小中学校の取り組みについていくら質問するのですが、先ほど教育長の答弁で社会の授業とか公民の授業でそういった三権分立だ、国会の仕組みだ、勉強されていると。

確かに今の教育というのが、自主・主体性を持ってとか、探求心を持ってとのことなので、今学校でも確かに話合いでいろんな活動をされているのは確かに私も存じております。でも今後、もう小学校高学年・中学校となれば、あと数年で有権者になっていきます。そしたら、やっぱり世の中の問題をまず自分事として捉えて、それから行動ができる、なっていくとか。選挙とか投票に行く意義だとか。やっぱりこういった主権者教育というのは大事にしていけないといけないと私は思っております。

先ほど生徒会の選挙のときに一連の体験をされているということでしたけれども、確かに雰囲気づくりから入るというのは多分、とてもいいことだと思うのですが生徒会の選挙のときに

実際の選挙で使うときの投票台とか、投票箱とかの貸出しというのはどうされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

生徒会の選挙について実際の選挙管理委員会で管理されています投票箱、投票所、投票台、記載台と投票箱をお借りしながら行っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

貸出してされているということはよかったですと思います。あと、もうちょっと本格的にしようと思うなら投票管理人とか、投票立会人とか、そういうのが実際やっている。厳かな感じでやっているじゃないですか。厳格な感じで。そういうものの指導というか、選挙管理委員会のほうから中学校とかに、生徒会のそういう指導をされてみるのはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今ちょっと委員長とも話しをしましたが、教育委員会と協議をしながらそこは前向きに検討したいと思います。どのようなやり方があるのかということになりますが、例えばですが選挙管理委員の方に実際学校に赴いてもらって、ちょっと話をさせていただいて選挙の仕組みなりを言っていた上で、そういうふう選挙管理委員の委員長自らそこで立ち会っていただくということも、いいのかなと思います。

この後、教育委員会と選挙管理委員会の内部で、そういった協議ができればというふうに思っておりますので、そのあたりを検討させていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

実際に小学生、中学生、高校生発達段階がそれぞれ違っておりますし、それぞれのカリキュラムというのが、きちっと定められておりますので、それに従ったかたちでしかやっぱり行えないのではないかと判断しております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

確かにカリキュラムの中ですごい時間が、今小学校も中学校もすごい時間がやるということがいっぱいあって大変だとは思いますが、体験の一つと思って私は教育委員会と選挙管理委員会ですらちょっと協議して行ってほしいなとは思っています。

あと最近、また私もですが投票場に親子連れで投票に行く方を、多分皆さんも見られたことがあると思います。私も行けるときは一緒に行くのですが、結構これが子供にとってすごく刺激を受けているみたいで。やっぱり帰りの車の中とかいろいろ娘のほうから話をいろいろしてくるのですよね。

ですので、これも何ていうのか将来有権者になる子、なる人だからですね。これからこうい

った選挙のときの周知ポスターみたいなあるじゃないですか。いつもはちやまるが選挙に行こうみたいな感じで、1人でしていますけれど何かそれをはちやまるの親子連れのポスターみたいな感じで、親子連れ選挙とか孫連れ選挙の推進をして、そうやって推進されるのはいかがかなと思うのですけれど、どうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

議員も御存じのとおり、以前は子供の入場については一定の制限があったわけですが、今国のほうも議員がおっしゃるとおり親子同伴については入場するのは差し支えないというような基本的な方針がございます。

そこで、どのような啓発がということがありますが、選挙の投票というのは言葉過ぎますがちょっと神聖な場所でもございますので、そのあたりのバランスと気軽さ。そのあたりを何とかバランスがとれるような周知の仕方があれば、当然検討していきたいと思います。

今ポスターもいろいろ波佐見高校の美工生の方に協力をしていただいています、例えばそういった提案の中でポスターのデザインも考えてくださいということも提示できるのかなと思いますので、この後の選挙管理委員会の内部で委員さんのほうにもお諮りしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

もう一度主権者教育としてもう一つ提案したいのですが、昨年南小学校の6年生がこちらにいられて、6年生がここでいろんな町に望むことみたいな感じで発表してくれました。皆様も記憶に新しいと思います。それがその当時の担任の先生の提案で実施に至ったのですが、後日感想文をいただきました。皆さんのものを読ませてもらって、すごくいろんな感想があったのですよね。

例えばみんなですよ、みんな自分の意見を堂々と言えてすごいです。私も自分の意見を堂々と言えるようになりたいとか。質問に対してすぐ答えられてすごい恰好いいとか。あと進行がスムーズで議長恰好いいとか。みんな真剣に波佐見町のことを考えてくれていることが分かったとか。将来議員になりたいとか。そういった様々な感想がありました。

私これを見たときに、きっとこの子供たちすごい刺激を受けたのだなと。教科書で勉強するだけじゃなくて実際こうやって見て感じたことによって、社会の授業がスムーズに頭に入っていくのだろうなとも感じたのですね。

なので、ほかの自治体では子供議会とか高校生議会とかあっています。こういうのっていろんなワークショップ開くと結構時間がかかってそこまで行くのですが、身近にこの波佐見町議会を活用していただいて、もう主権者教育の一環になると私は思うのですね。もちろん議会側の調整がもちろん必要なのですが、ぜひまた小学校高学年あと中学校の主権者教育の一つ授業の一環として、校長会とかでこの議会の傍聴を提案していただくことはできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど小学校中学校、高校は別に社会科の授業の中で知的な学びとしての理解を深めています。同時に日々の暮らし、あるいは各種イベント等々を行うときに子供たちは日頃から話し合うとか、折り合いをつけるとか、決定をしたことに従うとか、様々なルールに従ってよりよい暮らしをつくっていかうという取り組みを日々、毎日行っていることがそれこそ主権者教育につながっていくものの原点だとは思っております。

あわせて今、議員提案のとおり小学生中学生が社会波佐見町をよりよくするための参画意識を高めていくというのは、とても大事なふるさと教育のこれからの大きな柱だと捉えておりますので、校長会においても小学校の校長、中学校の校長にもその旨どのような活動が取り組めるかということの提案をしています。

まだ具体化はしてありませんが今年度中学3年生が1年生、2年生の波佐見町の焼きもの文化を学んだことをきっかけにして、波佐見町に自分たちがどう関わっていけるかということの子供議会。執行部側に物を申す、執行部側に自分が考える波佐見町に対する施策ということで、子供議会については総合的な学習の時間で本年度実施するように今計画を立てているところでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

いい方向に進んでいるなと思ったので、ちょっとよろしくお願いします。ちょっと時間がないので次に行きますね。テーマに。

今回ですね図書館づくりについて質問したのですけれども、何で今という感じがあると思うのですが、教育委員会が新庁舎に移ることに伴って現教育委員会の場所を図書館にしてほしいという声をたくさん聞くのですよね。

それも一つなのですけれども、私も東小学校で図書ボランティアをやらせてもらっています。その方たちと話すときいつも波佐見町の図書館もうちょっとどうにかしないとだよねという話になるのです。

そういったボランティアの方たちと図書館巡りをしたときに、伊万里市の図書館に行きました。そして、その司書さんから図書館づくりに尽力された方を紹介してもらったのですが、その方がなんと知っている方で、私が。議員さんでもあったのですけど。なのですぐに連絡をとって話を聞きに行ってきました。

その方、「図書館フレンズいまり」って言って図書館にあるような友の会みたいな。そういう活動の一つなのですけどそれもされていて、全国から結構視察に来られるときに、その方も案内をされているということで様々ないろんな観点から図書館というのが出来ていることとか、図書館としてのミッションや在り方というのを伺いして、すごく私感銘を受けてちょっとこの質問になったのですけれども。

項目に挙げていますように本が身近にある暮らし、行きたくなる図書館づくりをすることによって全ての人の成長。自己実現を支えひいてはまちづくりにつながっていくことを据

えてちょっと再質問に入るのですが、まず町長にちょっとお伺いします。

近隣に大村にはミライオン図書館、これは県立図書館ですけど。あと武雄市の図書館、伊万里市図書館。こちら利用者が多い図書館があります。波佐見町の図書館。答弁でもありましたなかなか利用者がという話もありました。そういった現状をどのように思われますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

これも前に田添議員より総合運動公園があればいいというふうな御質問ありましたけども、私も図書館も確かに他市町のように立派な図書館があればいいというのは、同じ考えです。ただ現実問題として、そのような規模の図書館がうちにふさわしいのか。言えば当然維持管理の問題もございますので、そこまでの図書館が必要ないとしても私は図書館の必要性は感じております。

というのは私中学校のときの体育の先生が言った言葉で一番印象に残っているのは、体育の先生がですね。体の栄養は食物と、心の栄養は読書と。体育の先生がおっしゃったのですね。ですから本は心を鍛える、心を育てる、読解力を高めると。本当に心の栄養というように思っておりますので、充実を図るべきだというふうに思いますが、現実問題として今の確かに図書館は手狭なような感じもいたします。

魅力がないから逆に言えば利用者が少ないとも言えるかと思いますが、そこらあたりは現状うまく解析をいたしまして、どのように利用度を上げるのか。魅力ある図書館にするのかを検討課題とさせていただきまして、いきなりその図書館を増設するとかあるいは今の事務室を図書館に変えるとかいうのは、なかなかほかとの調整もございますので一気にはできないと思います。けれども図書館の充実というのは常に念頭に入れてはございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

私も町長は本をたくさん読まれる方なので、そういう答弁が来るかなとは思っていました。

では、ちょっと次にいきます。波佐見町の図書館の設置条例ってありますね。図書館の設置及び管理に関する条例第1条。この目的、今どうなっていますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

波佐見町図書館の設置及び管理に関する条例。

第1条目的。この条例は図書館法第10条の規定に基づき、波佐見町図書館の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とするということになっております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

これですね、図書館法10条に基づいて図書館を設置すると。そしたら図書館法10条とはどういうことをうたわれていますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

図書館法でございます。図書館法第10条設置についての規定でございます。公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとなっております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

確かに公立図書館の設置に関する事項は地方公共団体の条例で定めなければならないと。だから波佐見町も定めていますよと。でも果たしてこの図書館法第10条の規定により図書館を設置するというのが目的なのかなと思うのですけれども、私は目的ではないと思います。語弊になるかもしれませんが、全く無意味な表現なのかなとも思います。

図書館というのはいろんな答弁でも言われましたように、全ての方の知る自由を保障するところでもあるし、生涯学習の拠点でもあると。あと教育文化を発展させるための場所とかいろんな資料の収集、情報を提供する場所ですと。そして誰もが本当は一番気軽に利用できるのが図書館だと思うのですね。そういうのが目的ではないかなと私は思うのですけれどもこの設置条例の第1条の目的。変更してはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

変更までということという御意見でございますけれども、現在のところを今のままで行いたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まず条例についてですが1の目的については図書館の目的ではなくて、この条例制定の目的をうたってあるということですね。ですから議員がおっしゃるような目的と若干違うと。

それからこのおっしゃるような目的については、第2条のほうに記載してあろうかと思えます。ちょっと今手元にないのですが、2条のほうにそういったこの図書館の目的については、おおよそ設置ということで書いてございますので確認をいただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

分かりました。そしたらこの設置条例の中に図書館協議会を置くとあるのですけれども、どういう方が委員でいらっちゃって、どのくらいの間隔で協議をされ、またどういった内容を協議されているのかお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

議員から御質問があって調べましたところ、平成28年に図書館の協議会というのを開催しております。それ以降は開催しておりません。委員の方は学識経験者、学校教育及び社会教育の関係者。学校教育の向上に資する活動を行う方。それとあと学識経験者ということで協議会の

委員の定数は5人以内ということでなっております。

その28年の協議会で協議された事項が図書館の利用の状況。読書推進活動の現状。それと除籍の基準に関することについて協議がなされているみたいでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

協議会の開催数とか確かに定められてはいませんが、平成28年からということは7年近く開催されていないというのは、ちょっと問題かなとは思いますが、先ほど言われました委員さん。学校教育とか社会教育の関係者とか家庭教育向上に資する活動をする人とか学識経験者とかそういう方たちなのですから、今後波佐見町内に結構図書館に対して意見を持っている方たくさんいらっしゃいます。こういう方たちをちょっと公募して、協議会の委員さんにするという考えはないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

図書館協議会の設置運営について、ちょっとどころか大いに反省をしております。大変申し訳なく思っておりますし、今後早急に協議会を立ち上げて今おっしゃったような協議の委員についても一応条例ではその種類が決まっておりますが、その公募、募集方法については記載がありませんので、町民の方に図書館の運営に対して積極的に良好な御意見をいただくのであれば、そういう公募という方法もあるのかなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

なぜこの公募を言ったかということ確かに本好きの町民の方にたくさん本を読まれて、本好きの方もいらっしゃるし、波佐見町の図書館どうかしてほしいというような方たくさんいらっしゃいますので入れてほしいなというのもあるのですが。

伊万里の「図書館フレンズいまり」さんの言葉ですごく心に残っているのがあって、何もなくてもその公共施設の図書館というのは存在すると。でも人がそこに加われば、人が育てればよりよい図書館になっていくのだよということを言われたのが、すごく私には心に刺さっているんで、ぜひともそういった意見をお持ちの方の情報を酌み取る場というのをぜひつくっていただきたいと思います。

では次、こちら有田の西有田図書館なのですね、こういったテーマ展示がされています。季節に合っていますよね。今梅だから梅だったり、後ちょっと小さいですけど、あつちは5月の作家さんを集めたコーナーだったり。あとこちらは伊万里なのですが、こうやってテーマ展示ですよ。これ子供の学習スペースのところとかあったのですが、こういった漫画イラストとか、やっぱこういうのを好きな人って見てみたくくなりますよね。あと今もモヤモヤ期だろうなという感じなのでこういったテーマ展示があります。こちらもおもしろかったので写真撮ったのですが、気になるタイトル集めてみましたとか。こちら分類別の書架なのですが、こういった分類別のところにも小さなミニテーマ展示がちゃんとあります。写真はないのですけ

どこのテーマ展示の向かい側にはちゃんと椅子もあって書架からとってすぐ見られるような作りをされています。

ちょっとこの写真を見ていただいて教育長ちょっとどのように思ったか。御覧になられてどう思われたかを御意見をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

大変すてきな取り組みをされているなということを感じますし、本町のあのスペースの中の限られた中で、4人のスタッフが季節のこと、あるいは読み手の方に読みやすいような環境とかいうことも意識しながら執り行っておりますが、このような他図書館のととてもよい取り組みにつきましては研修をしたり、見学に行ったりしてさらなるレベルアップにつなげていけたらなあということを感じました。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

私はやっぱりこういった図書館であればやっぱり行きたくなるし、足も止めてやっぱりパラパラって見たくなるのですよ。こういったテーマ展示されていたらですね。

確かに会計任用職員さんが図書館には4人いらっしゃいます。でも日々の業務で追われていると言われます。でもやっぱり本をみんな好きでいらっしゃいますよね、会計任用さんたちも。だから、こういったことをしたいとも言われています。でも日々の業務に追われている。だからもう少し何というのかな、そういった職員さんたちの改善もしていただきたいなとも思うのですけれども。

あと私は波佐見町がこういったことをすれば利用者が上がるとは言いませんけれども、何ていうのかな。本町の図書館というのは町民が行きたいと思わない図書館になっているのではないかと思います。

なぜならやっぱりこういったテーマ展示とかされているような図書館であれば、ちょっと行ってみようかと思わないですか。行って見て何かあれば、パラパラって見たくならないですか。私はなるのですけれども。

やっぱりそういった図書館づくりをしていかないとだと思えるのですよ。職員さんの職場環境の改善もしかりですけれども、こういった知的好奇心とか探求心をくすぐるような図書館づくりを波佐見町もしていただけないか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

12月の議会だったろうと思いますが、図書館の様子について御意見をいただきました。あのあと私たちとスタッフと現状を踏まえながらどういう改善点、どういう要望があるかということの意見交換を行いました。

当然ハード面で空調のことであるとか、何よりも本の補修をするスペースがないことによって、どうしてもという意見があったので、そのことについて当然お金もかかることではありま

すけれど、その中で出た一つの解決策としては移転をしたときに今車を停めている駐車場スペースがありますから、あそこをそういう補修専用の部屋にできないかということやプレハブ棟等をつくりまして、そういうまず場所を確保しようということの話合い等も行いました。

さらには利用される方のニーズに合う備品の購入とか、そういう意見交換をさせていただき、ハード面としてはできないかもしれないけど、例えば中2階にしたらこのスペースであればできるかもしれないね、というような意見交換などもさせていただいておりますが、とにかく私たちは現状の中でどうよりよいもの、ベターなものをつくり上げていけるかということ。町民の方々のニーズにできるだけ寄り添うかたちの部分でやっていけないかということで知恵工夫をしておりますけれど、4人スタッフともさらに意見交換を進めながら、あるいは他の図書館のより良いところを参考にさせていただきながら、今できることと将来これからやるべきことというのがあるのだらうと思っております。

まちづくりの視点で図書館、とても私にとっても刺激的な言葉でもありましたので、これはこれからの大きな課題になるのだらうということを教育長として自覚をしております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

時間がないので本当はもっといろいろ言いたいのですが、波佐見町の図書館すごくもったいないんですよ。波佐見町ってすごい歴史とか文化がある町なのに、そういった資料が図書館にもあったり歴史文化交流館にもあったり情報が点々ばらばら。で、そういった歴史の本とかを見た人から言われたのですけれども、そういった本をとってほか見てみたいなど関連本へのアシストがないと。波佐見町には。

また波佐見町ブックスタートされていますよね。あれももったいない。それだけやってももったいないのですよ。そこからですね図書館にアシストするような仕組みをしてほしい。そして今の図書館、児童スペースすごく狭くて。そこでお母さんが本を読まれたのですってお子さんに。そして注意をされたと。確かに静かにしないといけないところとかあるかもしれないですけど、私はそれをもう刷新していいのではないかと思うのですよ。そういった固定観念をですね。

だから今の教育委員会の施設のところを児童コーナーにして、そこであればお子さんと一緒に読み聞かせもしていいよ、子供は黙読なんてできないのですよ。声を出してしか読めないのです。だからそういった音読もオーケーで、波佐見町には読み聞かせのボランティアの「はてな？」さんって今いらっしゃいますね。月に1回、読み聞かせをしてくれている。その方たちも図書館で読み聞かせをしてほしいのですよ。

そういったすごい波佐見町でももったいないことをしているなって思います。あと続けて言うのですけれども、あと学校に行けない子供の受入れとして、総合文化会館を使われていますけれども、それも私図書館が最適だと思うのですね。

そういった観点からも学習スペースも拡充、充実させないといけない。児童スペースもちゃんと充実させないといけない。成人向けとか中高生向けには、そういった静かに勉強が出来る

読書ができるそういったスペースを。

私は立派な図書館をつくってほしいって全然言っていないのですよ。今ある現状で変えていけないですかって言っているのですよ。ちょうど今が良いチャンスだと思うのですよ。教育委員会が新庁舎に移れば、あそこ開くわけじゃないですか。今やって教育委員会が移転することに伴って、あそこを図書館にしてほしいというような本当意見が聞こえてきています。

ですので、あと図書館。本を読む人が何と言うのかな。まちづくりって人づくりとも言われるじゃないですか。そしたら本を読む人が、図書館を利用する人たちが図書館を育てて、そして図書館がまた人を育てる。そうなれば人が成長するのだからまちづくりにもつながるのではないかと思うのですよ。

今こうやってチャンスがあるから、どうにかできませんかって言っているのですけれども町長、最後をお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

ぜひそういったものはですね、十分検討しながら本当に図書館の充実を図っていききたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で9番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時50分より再開します。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は2番 瀧本秋人議員。

○2番（瀧本秋人君）

皆さんこんにちは。今日は最後の通告者です。

通告に従って質問いたします。

1. 空き家対策について

町内には約200戸の空き家がある。

そこで、次のことを問う。

(1) 約200戸の空き家のうち、いくらか町が取得し所有できないか。

(2) 町の貸家として格安で提供できないか。

2. 波佐見ケーブルテレビの利用拡大について

現在の加入者は、町全戸の約半数となる約2,400戸である。

そこで、次のことを問う。

(1) 町内の各種イベントや議会定例会等の模様を、広く町民に周知するためにもケーブル

テレビの利用拡大は、必要不可欠と思うがどうか。

(2) 多くの町民が利用視聴できるよう、加工工事金の助成は考えられないか。

3. 西ノ原地区の駐車場整備について

西ノ原地区には多くの観光客が訪れている。

そこで、次のことを問う。

観光客が駐車する用地が舗装整備されていない。早急な対応を必要と考えるが整備計画はないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

2番 瀨本秋人議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 空き家対策について

(1) 約200戸の空き家のうち、いくらか町が取得し所有できないか。

(2) 町の貸家として格安で提供できないか。というお尋ねでございますが、町内には令和3年度の調査により空き家205件を確認しています。空き家になる経過や理由は、町外への転居や両親などが住んでいたものの死亡等によりそのままになっているなど、様々な形態があります。

本町でもこのような空き家が増加傾向であったことから、平成28年12月に、波佐見町空き家対策計画を策定し、空き家化の防止のため空き家改修補助金や空き家バンク制度を設け対策を講じています。また本年度においては、利活用の見込みのない空き家の解体を所有者に促すため、空き家解体補助金制度も新設したところです。

そこで空き家を町で所有しまたは格安で貸すことができないかとお尋ねですが、現時点でそのような考えはございません。

一方で全国的に空き家問題は、各自治体の大きな負担になりつつあり、本町でも今議会において波佐見町空家等対策の推進に関する条例を上程し、今後の空き家問題に対応できるよう法整備も進めているところです。このようなことから、本町の基本方針としては所有者責任による管理、民間による利活用、資産の流動性の促進を原則として、空き家バンク制度、補助制度等の支援制度を基本に空き家問題に対処してまいりたいと考えています。

2. 波佐見ケーブルテレビの利用拡大について

(1) ケーブルテレビの利用拡大は必要不可欠と思うがどうかと。これ町民に周知するためにもケーブルテレビの利用拡大は必要不可欠と思うがどうかと。

(2) 多くの町民が利用視聴できるよう、加工工事金の助成は考えられないか、との御質問ですが、波佐見ケーブルテレビは1989年に波佐見有線テレビとして開局され2005年に現在の名称の波佐見ケーブルテレビへと改称され、サービスエリアの拡大を図りながら地域に根差した波佐見町の皆様から愛されているローカルテレビであります。

現在の加入者数をお尋ねしたところ、本年3月末現在2,380戸で議員御指摘のとおり波佐見町

の旬な情報や、過去の懐かしい映像を地域の皆様に届けるなど、その発信は多くのファンが視聴されているものと推測されます。波佐見町内の多くの情報を映像で発信されていますので、情報伝達の一つのツールとしてそのサービスの提供は貴重であり、多くの町民の皆様に視聴いただきたいメディアの一つだと考えています。

波佐見ケーブルテレビによりますと、現在波佐見町内の多くの地域でインフラ整備が整っていて、いつでもサービスの提供が可能だと聞いております。加入については工事費も必要ですが加入後は月額視聴料もかかりますので、サービスの提供を受けるかはあくまで各自の判断によるものと思います。

このような民間のサービスに対して、これから加入される人を対象に加入工事の費用を町が助成する考えは現状ではございません。

3. 西の原地区の駐車場について

観光客が駐車する用地が舗装整備されていない。早急な対応を必要と考えるがどうかというお尋ねですが、お尋ねの用地については区画整理事業における波佐見中央線として整備中の街路用地等であり本来の目的は駐車場ではございません。関係者の御理解のもと、整備までの間駐車場として利用されているものであります。

このことから、現状において駐車場を目的とした舗装整備は実施できないものであることを御理解いただきたいと思います。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

空き家対策についてですけど、結構今空き家と言えば解体のほうに進んでいって、解体に対する補助金とかなどが出そうな感じなのですが、私が言いたいのはまだ解体するにはもったいないような誰もいない空き家ですよ。それを少しリフォームして、人が暮らせるようにして、よそから波佐見町に研修とか何か来られる人たちに、安くここで住まわせてもらえないかということなのですが、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

議員御質問の趣旨とすれば、そのような御提案もあるのかなと一つは思います。町内には既にお試し住宅というのがございまして、これもそもそもは空き家を改修して、そういった用途にしているものでございますので、まずもって町とすればそういった議員の御提案のような対策については既に講じているということになります。

一方でどうしても格安となりますと、民間の方がそういった経営をなさっている方もいらっしゃいますので、町がそこについてやはりそういった事業を始めるとやはり民業圧迫ということもなりますので、そこについては慎重に考えていかなければならないものと考えております。

行政がそういった空き家を取得するとなると、そういった目的がやはり公益性があるかどうか

かということについて検討しなければなりませんので、町長申したとおり現状では大変ハードルが高いのかなという認識でございます。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

町がそこから空き家を持っておられる方からちょっと借り受けて、買うではなくて借りてリフォームをしてそういう短期間、研修とかなどに来られる人たちの一時住まわれるという利用はできないでしょうかね。

この間のちょっと会合で、波佐見町の住宅家賃ですかね。アパートか何かが家賃が高いからよそから来られたデザイナーさんたちが、すぐ帰られるという話を聞きましたので、ちょっとそこあたりでちょっと検討してみました。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり波佐見町内への特に単身で住むような、そういった住宅というのが非常に少ないという声は非常に聞いております。

そういう中で、今民間の皆さんも特に不動産に力を入れていらっしゃる事業者さんもございます。そこでいろんなリフォームをして情報を提供して賃貸したりとか、売ったりとかいう民間の事業をされているという方もいらっしゃるし、波佐見町としても空き家バンク、空き工房バンク等を整備して、そのような情報発信を不動産業者さんにつなぐような役割として施策として機能しているところでございます。

それで町には空き家改修補助金というのもございまして、令和4年度も2件上限50万円の助成金がございますので2件の御利用があっております。こういった今ある既存の制度を御利用いただきながらですね、そういった空き家の改修に大いに利用していただいて、そういった流動化が主に民間の手で流動化が起こっていくことが期待しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

民間でされる人は何ですかね。例えばきれいにリフォームしてから、あと営業とか何かにされるのは、この間チラシとか何かに載っていましたが。私は本当よそから緊急的にデザイナーさんたちが来られて、しばらく住みたいなというところがあれば、そこあたりを波佐見町がリフォームをして、ここならしばらく住めるよというところを、そういう宿を何件か。何件かって私は200件のうちの5、6件とか数件ですね。そこ10件も20件もとは考えていないのですが。そういういくらかの件数をできないかということをお尋ねしているのですが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

まずそういったお試的に使っていただくような住宅というのは先ほど総務課長が答弁しましたように今、乙長野のほうにお試し住宅があって、最長1か月は非常に安い金額でお貸しす

ることができている状況で、今も結構最長1か月です。1か月単位で借りていかれる方も今いらっしゃるって、その間に波佐見町内の物件を探していただいて、そこに移住というような方向性を持って、それを御活用いただいているところもあります。

ただそれだけじゃなかなか弱いというところも、当然おっしゃるとおりあると思います。そういった非常に波佐見町に住みたいけど、なかなかいい物件がなくて隣町に行くとかですね、そういった部分もあると聞いていますので。

ただ町が公共施設で、そういったお金をかけてドンとかいう施設というのはちょっとなかなか難しいと思いますので、空き家なのか、そういった芸術系の人たちが来られるようなそういった住宅とか。そういうのは今後、検討していく余地は十分あるというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

町が管理をすれば若い人たちが、陶芸のデザイナー育成とか何かの協力できるのではなからうかと思いました。

あとまた緊急時の災害用住宅としても利用できないかということです。今後波佐見町空家等対策協議会を設置されるということですので、そこあたりでも検討してもらえないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回議会のほうに上程をしています中で、空家等対策協議会の設置ということは今後進めていくようにしておりますが、当然これまで策定をしました波佐見町の空き家対策計画についても御提示をし、見直すところがあれば見直すということでお諮りをしたいと思います。

そういった中で、災害とか空き家の利活用ということについても話題に上るかもしれませんが、なかなかこの空き家問題というのが複雑なところがございます。いろんな御提案をいただいているのですが、場所だったりあるいはそういった構造だったりということで、そのマッチングがやはりうまくいくかということになります。

例えばでございますが、先ほどデザイナーの方が来てはどうかということもあるのですが、そういった方々の果たしてニーズと合うかどうかという等もありますので、このあたりは企画情報課長が申したとおり、検討の余地があるのかなと思います。

いずれにしても基本的に町の方針とすれば、まずは民間の資産の流動を促す。そして町の補助金を使ってリフォームをしていただく。そこで利用価値をしていただいて、空き家の利活用をやはり民間の主導でやっていただくというのを基本にしておりますので、その点も踏まえて対策協議会のほうでも、こちらからも今後の在り方については、御提案をしたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

この間そのちょっとした会合があったときにそういう話を聞きましたので、町長何とかありませんかねと、質問されましたのでちょっと私も質問をしてみたところですけど。

町長どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

空き家の利活用については確かにいろんな問題がございます。例えば町が一般の方から借り上げるにしても、条件面での折り合いだとか、あるいは相続関係どうなったのかとか。クリアすべきものたくさんございますし、不動産に関する営業を市町村が、自治体ができるのかと。そこらあたりの法的なクリアはまだ研究していないのでよく分かりませんが、そういったクリアすべき問題もたくさんあるかと思えます。

可能であれば民間の力をいただいて、民間の活力といいますか。そういったもので解決すべき問題であろうかと思えます。その中でどうしても行政の力が必要だとか、支援がアシストがということであれば、町としても積極的に支援をしてそういったものの解決には努力してまいりたいというところでございます。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

次の質問です。波佐見ケーブルの利用拡大についてお尋ねです。今波佐見町の約半数ぐらいが入っているということで、私たちは加入をまだしていませんけど、加入はしたいと思うんですけど。今加入金が1万8,000円。1件につき1万8,000円ですよ。いくらかでも町から助成ができれば、例えば1件につき3,000円でも助成ができれば1,000件で300万円の助成になるんですけど全くの助成は考えていないということでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

ケーブルテレビ利用の世帯が2,380世帯ということで、自分としてはもうちょっとあるのかなとちょっと思っていたんですけども、いろいろな条件でつながれていないという方もいらっしゃる。つなごうと思えばつなげられるところと、つなぎたくてもつなげられないところというのがあると思えます。

そういう中でこれまで自力でつながれた方もたくさんいらっしゃる中で、今後しかも民間の一つのサービス。もちろんケーブルテレビの重要性は重々分かっておりますけども、民間の一つのサービスに対して、助成金を新設するのはいかななものかということ。

それとつながない理由はその1万8,000円が高いからつなげられないのか。というのもそのあたりの状況というのも分からない状況ですので、それは貰うに越したことはないということなのでしょうけど、今からランニングコストもかかられるし、つなげばですね。

そういうところで、その価値というのを各自が判断されての状況だと思っていますので、そこは助成金をそうやってやったから入る率が格段と伸びるかと言うとそこがまだ不明なところも多いのではないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

私が知っている地区でも130戸ぐらいですね、そういう積立てをしておられる地区があるので、そこでも私がこれをちょっと言おうかなあと言うと、合わせて少しでも安くなれば100戸近くですね、これに入会しようかなと言われていましたので、もしそこらあたりでいくらか助成ができれば、助成ができたよと言えば喜んで入られるかもしれないです。それはちょっと言ってみないと分からないですけどね。その助成ができてからの話ですよ。

ケーブルテレビがつながれば、わざわざ傍聴にも足を運ばなくても自分のところでも見られるし、お年寄りとか車を持たない方は波佐見ケーブルテレビを見て、いろいろあっていますもんね、番組も。だからわざわざ傍聴に来なくても自分のところで見られるという利点はあるのです。

特に今、老人とかお年寄りの人たちが家に住んでおられるときには、いたずらテレビではないですけども、迷惑防止も少しのオプションで加入できますしね。そこらあたりもかなり便利じゃないかなと私は思うのですけど。

再度申しますが検討の余地はございませんか。町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

以前からケーブルテレビの整備について助成をお願いしますということで意見がございまして、地域振興事業補助金の中で幹線の整備については、補助を出すようにしております。それを使われて野々川郷がまず第1号で整備をされております。あとほかの地区でもいろいろ検討、取りまとめて話を今進めていらっしゃるようでございます。

ただそこにこの加入金の助成ってなれば、例えばどうでしょうね。NetflixだとかあるいはAmazonプライムだとか、いろいろそういった加入金がありますよね。じゃその補助金とどう違うのかと。ですがこれは嗜好性の問題ですから、そこはやはり御自分の負担、加入者の負担をお願いしたいと。ここについての助成は町では考えていないというところがございます。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

分かりました一応そういうことで、皆さんにも報告はしておきます。

それでは3番目の西ノ原地区の西の原エリアというところの駐車場というか、下がまだバラスなのですよね。そこに車が土日なんか結構車が停まって観光客が多いのです。

下がまだ舗装もなにも出来ていない砂利ですので、車で砂利を跳ねて傷をつけるということはないかもしれないですけど、1回草刈機で石を跳ねて窓ガラスを割ったりしたことがあったのですよね。そういうこともないかは分からないと思うのですけど。

早急に私があそこの地区に波佐見町のポールが立ってたっていたので、波佐見町の町有地かなと思って尋ねていたのですけど、まだ私有地とか何かと一緒にいるって言われたので

すけど。そこあたりはどのようなのですかね。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今おっしゃったのは今の県道のすぐそばのところの場所ということでよろしいかなと思えますけども、そこについては今おっしゃるとおり一応今日町長の答弁にもありましたけれども、あそこの区画整理事業の中の部分において波佐見中央線の道路の部分の土地であったり、あるいは仮換地というふうなかたちで、ちょっと土地をやっぱり取ったりするところがあるのですけれどもそういった対象の土地となっております、実際にあそこは駐車場としてそもそもの土地ではないので今回駐車場としての整備ということで、舗装はできないということでの答弁をさせていただいたところです。

おっしゃるとおりあそこは人の土地になったりするものでもありますので、現状においてはちょっと我々のほうで事業があるので波佐見町のコーンを立てて管理はしておりますけれども、実情は基本的にあそこを使用しないものとして基本は我々持ったのですね。

ただ、まだ事業としては進捗もなかなか厳しいものもございましたので、そういったものについては今利用者が便宜上、そういったかたちで使用していただいているというのが現状でありますので、そのあたりは御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

そしたらしばらくはまだ今のままで、砂利のままで過ごすということではよろしいのですかね。いつぐらいまでにか、なんかはないのですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

しばらくと申しますかですね。あそこそのものが、まだ舗装の予定も全然ございませんので駐車場としての利用でもないですし、現状はもうそのままですね。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

土日になれば車が結構停まっているのですけど、そのあたりの安全性というかは特別考えておられませんか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

その土地につきましては先ほど申しましたとおり、実際の今便宜上御利用いただいているというのが現在の状況でございますので、ちょっと我々のほうでの責任といえますか。そういうところにはちょっと至らないというふうになってきます。

ですので、我々が駐車場として管理をしているものでもないもので、そこあたりは現状として、御理解のうえ使っていただいているというふうなところになります。以上です。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

新しく広がる道ですかね、あれはいつ頃になる予定ですか。

○議長（百武辰美君）

答えられますか。

ちょっと通告外のようなので、質問を変えていただければと思います。

濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

そしたら今の砂利道ではないですが、今までずっとしばらくというか、くるということですかね。舗装しないということでみていていいのですかね。いつも土日でも平日でもあそこを通るたびに、もうちょっとこの整理ならんかなあといつも思うのですけど。

特に土日は観光客も多くて、私もこの間の日曜日に新聞に載っていた波佐見焼きとコラボしたケーキ作りですかね。それがあっていましたので、ちょっと行って見たのですけど、結構車がいっぱい停まっていたのですよね。いつもここ舗装にならないかなあと、いつも思っているのですけど。無理であれば無理で。いくら待っても出来ないのですね。

いつ頃までになるとかは、そこあたりはまだ分からないですね。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

濱本議員のですね、何とかしたいという熱意は伝わってまいりました。

ただしですね、やはり西ノ原土地地区画整理事業の一環としての、まだ未整備区域ということで御理解をいただいて。あそこは、ゆくゆくは中央線ですかね、道路として街路として整備する予定でございますので、その時点をはっきり何時何時というのはちょっと今の時点で申し上げられませんけれども、その時点までは現状のままかというように思います。

おっしゃったように砂利だから危険というふうな御意見もございますが、なかなか最近砂利に駐車する経験ってないので、いろいろ経験もされていいのではないかなと。必ずしも砂利が駄目だということではございませんし、大きな窪みがあれば、そういったものには補填しながら事故がないようなことには努めてまいりたいと思いますけれども、改めて舗装するような計画はございません。

○議長（百武辰美君）

以上で、2番 濱本秋人議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会をいたします御起立お願いいたします。お疲れさまでございました。

午後4時22分 散会

第3日目（6月9日）（金曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

北村 清美 議員

1. 波佐見町消防団と災害対策について
2. 第6次波佐見町総合計画について

尾上 和孝 議員

1. 医療用ウィッグ購入の助成について
2. 波佐見町消防団の運営と報酬について
3. 波佐見町で計画中のキャンプ施設の進捗について

脇坂 正孝 議員

1. 佐世保市との連携事業について
2. 副町長の選任について

澤田 昭則 議員

1. 第6次波佐見町総合計画 前期基本計画（第11次）について
2. 波佐見陶器まつりにについて

岡村 真由美 議員

1. 「不適切な保育」の防止について
2. 波佐見高校の支援について
3. 波佐見ケーブルテレビの加入促進について

第3日目（6月9日）（金曜日）

3. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 一瀬 若菜

4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画情報課長	澤田	健一	商工観光課長	太田	誠也
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務財政課長	古賀	真悟
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤	幸治
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	串島	佳織	教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也	総務課総務班係長	坂本	昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸			

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

みなさん御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和5年第2回波佐見町議会定例会第3日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

昨日に引き続き一般質問を続けます。順次発言を許します。

11番 北村清美議員。

○11番（北村清美君）

皆さんおはようございます。通告に従い次の質問をいたします。

1. 波佐見町消防団と災害対策について

（1）団員不足による運営への影響はないのか。また今後どう対処するのでしょうか。

（2）自衛消防団の設置状況はどうでしょうか。

（3）避難所（体育館・体育センター・農村改善センター）としての設備等の整備状況は。また今後の対策としてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

2. 第6次波佐見町総合計画について

総合計画では、五つの基本目標が設定され、その中に「協働による地域のつながりを活かすまちづくり」があります。

そこで、次のことを問います。

（1）特に困難なまちづくりだと考えますが、どう今後進めていかれるのでしょうか。

（2）20年後、自治体定員も充足率65%になると聞いております。

専門家の知識と知恵が特に必要で、町民と行政の連携が待ったなしの状況が長期間続くことが予想されます。

当然、今までの慣習や習慣を変えないといけなく、官民合わせたプロジェクトチームをつくるべきと考えますがどうでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

皆さんおはようございます。

それでは11番 北村清美議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 波佐見町消防団とする災害対策について

（1）団員不足による運営の運営への影響はないのか。また今後の対処は。ということでございますけれども、本年度の波佐見町の消防団員の総数は272名となり昨年度に比べ15名減少しました。これは年間報酬や出動報酬が直接団員に支給することとなり、各分団において消防団活動ができない方について、人員整理が行われたものです。

このような理由から、ここ数年団員の減少が続いていますが、実際に活動できる実人数となり分団からはかえって団員の士気が高まり活動しやすくなったとの声もございます。

しかしながら本町の消防団員定数は330名であり、約60名の団員が不足している状況に変わりはなく消防団員の確保に向けた取り組みは進める必要があります。

このため、これまでの同様の質問で答弁したとおり、自治会等を通じた募集啓発や消防団員の処遇改善そして分団運営費への支援を大きな柱として進めているところです。

特に分団運営費の支援については報酬が団員に直接支給することになったことから、運営状況について注視しているところで、4月2日の分団長、庶務班長会議。4月26日の分団長会議で分団の収支状況について今後報告を行うよう依頼しているところです。新たな制度や支援策でスタートしたばかりですので、今後分団の運営状況について不都合があるなど厳しいものと判断できる場合には、町としても支援策の追加や改善は検討していきたいと考えております。

(2) 自衛消防団の設置状況はどうかのお尋ねですが、自衛消防団は消防団OBや地区内に在宅あるいは仕事をされている方々で、自発的に組織されており、町内では把握している限り1自治会で組織されていると認識しています。

先ほど申し上げましたとおり、消防団員数が減少であり、加えて就業形態の変化により、町外に勤める消防団員も増加傾向であることから、自衛消防団が組織されている地区では、初期消火等を行っていただき被害拡大を未然に防いでいただいていると聞き及んでおります。

このようなことから自衛消防団の意義は認めるところですが、地域内の自発的な発足が望ましいところと考えますので例えば自治会長定例会において、事例紹介等を行っていただき機運醸成ができればと考えています。

(3) 避難（体育館・体育センター・農村環境改善センター）としての設備等の整備状況は。また今後の対策は、とのお尋ねですが、現在大雨警報、洪水警報などの警戒レベル3から高齢者等避難として、勤労福祉会館、総合文化会館、農村環境改善センターの3か所を開設し、状況に応じて体育センター等を追加して開設することとしています。また大規模災害時には、各小中学校の体育館についても避難所として開設することとしています。

そこで避難所の設備等の整備状況についてのお尋ねですが、避難場の設備には様々なものがあり一概には今言えませんが、本町の避難場においてはおおむね自家発電機、下水処理施設、エアコン等の空調機の整備が課題に集約されるのではないかと思います。

それぞれの設備について整備することが望ましいと考えていますが、優先順位や財源の問題があり、現時点で明確な整備計画があるわけではありません。一方で可搬型発電機や災害応急トイレ設備の導入を進めており、一定期間の避難場運営が可能となるよう進めています。

またエアコンについては仮設設備が可能か業者の資料を取り寄せるなどの調査を行っています。今後においては、避難される方にとって何が大切かに主眼を置き、優先順位の決定と財源の確保を図りながら、今後とも避難場設備の整備について鋭意検討してまいります。

大きな2. 第6次波佐見町総合計画について

総合計画では、五つの基本目標が設定されて、その中に「協働による地域のつながりを活か

すまちづくり」があるということで、

(1) 特に困難なまちづくりだと考えるが、どう進めるのか、とのお尋ねですが、お尋ねのとおり第6次波佐見町総合計画には五つの基本目標を掲げ、その一つである「協働による地域のつながりを生かすまちづくり」では、特に住民参加、コミュニティー分野に関しては自治会制度を通じた取り組みをあげています。

平成12年度から自治会制度を発足し、町政の情報共有や地域の困り事の解決につなげるよう地域と行政が密接に連携して取り組んでまいりました。今後も町民の連帯意識や自治意識を育むことはもとより地域づくりへの関心、理解を深め地域コミュニティー形成が図られるよう自治会への加入促進、活動への支援、リーダーの育成確保に努めたいと考えています。

(2) 20年後、自治体定員も充足率65%になると聞く。

専門家の知識と知恵が特に必須で、町民と行政の連携が待ったなしの状況が長期間続くことが予想されると。官民合わせたプロジェクトチームをつくるべきと考えるがどうかとのお尋ねですが、全国的に人口減少問題が深刻化しており、本町においても例外ではありません。人口減少に伴い将来的には本町職員数も、人口規模に見合ったものへ減少していかなければならないことは必然的な流れだと思います。

しかし地方分権が今後も進み、国県から市町村へと権限が次々に移譲され、住民ニーズが多様化することにより、自治体に求められる業務量は増え続けていくことも懸念されます。業務量が増え職員負担がますます増大すると、住民に対する行政サービスの質が低下することにもつながりかねません。それらを補うべくデジタルトランスフォーメーションいわゆるDXを推進し、職員の業務の効率化はもとより住民の皆様の利便性の向上という双方の視点で考え、革新的な解決策を図っていく必要があるものと考えています。

なおDX推進に向けては、大学や専門家の知識を取り入れ、先進地の事例を参考にしながら進めてまいります。

第6次波佐見町総合計画に掲げる基本目標「協働による地域のつながりを活かすまちづくり」には、情報基盤分野がありますので、住民の利便性向上に向けた取り組みを行います。議員御指摘のように、行政側も住民側も今までの慣習や習慣を変えていく部分は出てくると思います。

特にデジタル技術を使った行政サービスが、より早いスピードで導入されてくることが予測される中、お互いが十分に状況を理解し、変化に対応する準備をしていくことが重要だと考えています。

そのためにも官民合わせたプロジェクトチームをつくるべきだとのことですが、まずは自治体DXを軌道に乗せて、住民サービスの充実を図っていく中で、必要に応じて官民の協議も進めていきたいと考えています。

情報デジタル社会が急速に進展している中、十分な準備と対応はしていくことはもちろんですが、デジタルだけではなくアナログでも対応でき、誰もが安心して行政サービスを享受することができる誰1人取り残されない人に優しいデジタル化を目指して、今後も住民皆さんへの

フォローアップを図ってまいりたいと考えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

では今から質問に入っていきます。

先ほど答弁の中で団員数は272名というふうになさいました。これは充足率としましては何%なのでしょうかね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○11番（北村清美君）

定員に対し82.42%となります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

82%の充足率ということですね。そして今年から報酬は個人口座に振り込んでいらっしゃるということですが、これは今までは各分団に個人報酬は寄附するようなかたちが大勢だったと思うのですよね。

そこあたりの確認を今年度はどういうふうな把握をされていますか。まず、そこあたりの具合は。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず消防団の処遇改善について若干お話をさせていただきます。

令和4年度から出動報酬について、個人に直接支給をするようになりました。そして令和5年度から今おっしゃった年額の報酬も個人の口座に直接振り込むようになります。

そこでどのように分団の運営が変わっていくかということになりますので、先ほど町長が答弁したとおり今年度の収支について、今後分団から報告を受けるようにということしております。

現在私どもで把握しているのは、まだ出動手当、出動報酬が分団に振り込まれた時。昨年度の状況しか確認しておりませんので、今年度はこの後確認したいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それでね、こないだから昨年もあれしたのですが、各分団の決算書は拝見されていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

一部の分団のみしか確認しておりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

やっぱりそれはおかしいですよ。総務課長もそう思うでしょ。

やっぱり分団というのは、8分団にあるのだから8分団を全部提出させないといけないですよ。そこでやっぱり、その資金の流れとかいうのを把握する必要があるのではないかと。その点どうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおりだと思います。

町からも手当あるいは運営費を各分団のほうに支給しておりますので、先ほど町長が申したとおり、今後分団の決算を寄せて、どのような運営状況であるかということは私も直接目を通したいと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ここに大きな問題なのは、今個人に報酬が行くということです、分団にもうやらないということですよ。そしたらどういうふうになるのですかね。各分団の個人報酬やっている分団の金額は分かっているでしょ。教えてください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

令和5年度の予算で申し上げます。まず消防団の年額報酬が1,090万9,000円です。これに加えて消防団員の先ほど言った出動報酬。いわゆる昔の出動手当ね。これが632万1,000円でございます。ですので、合計とすれば1,723万円となりますが、本部も合わせると町内には9個分団がございますので、1分団あたり191万4,000円の報酬が個人のほうに行くと。言い換えるとその分の運営費がいかになく、分団に直接行かなくなるということになります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今総務課長の説明、よく皆さんもお分かりになると思うのですが、これが全部個人に行くのですよね。今までそれが運営資金に回っていたわけですが分団に。これが足らなくなればどうしますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど言ったとおり消防団の処遇改善には、令和4年度から見直しを行っております。先ほど議員がおっしゃったとおり、報酬が直接分団員になりますので、それを見越したところでこれまで消防団の運営費ということで1人当たり2,600円を年額でやっていたところを、令和4年度から1人当たり6,000円に増額をしております。

したがって、そのような状況の中で今言ったような金額が分団に入らなかったことによって、どのような運営に支障があるかということは、私も分団長会議の折に状況を今後教えてく

れということで何度も言うておりますので、そういった状況の中で分団の運営に支障があるようであれば、町長申したとおり追加の支援や改善を行っていきたいというふうを考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

よくそういうのは順番として分かります。そういうことで絶対把握をしていただかないといけないのですが、そういうものを常に決算書を見ながら運営ができなくなる場合はすぐ今年度でも、もしあった場合はすぐ補正予算を組んで運営資金を出してくれますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まだ決算書自体を私は先ほど言ったとおり目を通しておりませんが、分団長の方々と意見交換をする中で今の状況はどうかということは、それぞれの分団にお話をしております。その中で各分団についてはコロナ禍の状況で、繰越金が今のところ若干あるという状況でありますので、それらを見て年度中途に厳しくなるようであれば話をしますということでございます。

したがいまして、そういったお話が年度中途になって個別の状況をさらに調査して、追加の支援があればそこは補正予算の選択肢になると思いますが、まずはその確認をする必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

分かりました。そういう対策を講じるということですね。それは確認しました。

それで一つ次につながる問題があるわけですが、分団員の町内仕事をしている町外に仕事している。例えば例を挙げてちょっと説明をいただけますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

実はやはり私どもも、分団の勤務先ですね。多少気になるところございまして今回質問いただきましたので、1分団と5分団についてちょっと調査を行わせていただきました。

1分団が36名中6名の方が町外にお勤めでございます。そして5分団については25名中6名の方が町外にお勤めでございますので、やはり一定数の方が、現在町外のほうにお勤めだと思いますし、各分団も同じような状況ではないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ということは、いざというときには空白の時間が出来ますよね。消火できない、出勤できないという事態が起こりうるのですよ、これは。そういう事態があった場合に次の問題が出てくるわけですが対策としまして。

それともう一つ一番大事なことは団員の命ですよね。それは昨年もこれを質問しまして、そ

の対策はどう取るのかということ、マニュアルつくればどうかというようなことを質問しましたけど、それもどうなっていますかそれは。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

昨年ちょっと詳しい時期を忘れましたが、そういった御質問をいただきまして、担当のほうと確認をいたしました。そもそも波佐見町消防団の活動マニュアルというのがあったのですが、お話をちょうだいして、やはりいざというときはやはり自分の命が優先するということですね、そのあたりの内容の改定をして新たなマニュアルとして消防団のほうに提示も行ってるところでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

結果はどのようなのですか、教えてください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今、分団長を通じてお話をしています。そういった中で、どのような団員さんの活動が変容したかということまでは正確には掴んでおりません。

しかし昨年3月でしたかね井石のほうで火災があったときに、大きな久々の、大きな火災だったと、建物火災だったと思うのですが。そのときにやはり火を改めて近くまで行く、火先まで行く団員が少なかったということで、そのときにやはり気をつけないといけないよねというようなお声もありましたので、そういった情報共有を分団長のほうでもしたところでございますので、今後もう少し詳しく団員皆様に分かっていただくような手段を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これは課長ね、町長も聞いてほしいのだけどね。やっぱり命が一番大事ですよ。もし命をなくしたらどうします。これはもう徹底して団員の皆さんに、意識づけをしないとイケないですよ。これはもう徹底してやっていただきたい。

それと次に入っていきたいと思うのですが、この間も去年も言ったのですが自衛消防隊が中尾地区で発足をしているわけですよ。五、六年前から。これは非常に中尾地区では非常に頼りにされているわけですよ。だからその空白が出来た時点で埋めるのが、自衛消防隊という位置づけをしているわけですね。

この設置を図っていけば、例えば分団の機能が低下した場合でも一時的なあれを埋めることができるわけですよ。ただしこれは消防団OBじゃないと駄目ですね。素人は扱えません。あのホースとか何とか。

そういう体制を、今までどういうふうに周知をされていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

自衛消防団についても以前お話をちょうだいしまして、具体的な話を自治会にしたかといえ
ば、実はそこまでしてないというのが実情でございます。

消防団についても正規の団員と補助団員という構成で、補助団員についてはおおむね団を抜
けてから60歳まではいきませんが、そのぐらいの年齢まで消防団に入っていて、いざと
いうときにお力を貸していただけるというものでも考えております。

一方で議員さんがおっしゃるように、自衛消防団の意義は認めるところでございますので町
長答弁ありましたように例えばでございますが、ぜひ自治会長定例会で中尾自治会のほうから
活動状況なり、または消火の事例を言っていただければ、ほかの自治会の皆様もそういった機
運といいますかね、検討をしていただけるような状況になるかと思っておりますので、ぜひお力をか
していただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そのとき自治会長から説明をしていただくということで、周知を図りたいということですが、
そのときにもやっぱり中尾の自衛消防隊長がいるわけですよ。その方も呼んで実情を調べ
て皆さんに御披露させたほうがいいかと思っておりますけど、その点どうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

例えでございますが、自治会長定例会が終わった後にお時間をつくって、自衛消防団の隊長
さんに来ていただいて活動状況なりとかいうことを言っていただく。あるいは自治会長さんか
らどういった支援があるかということでお話いただくと、自治会によってはやはり検討される
ところもあるのではないかなということは期待をいたします。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ぜひそれをやってください。これはね火事ばかりじゃなくて、火災ばかりじゃなくて、災害
時にも機能するのですよ。ここを一つ皆さんに認識してもらいたいわけですよ。これ費用もか
からないのですよ。ヘルメットと長靴さえあればすぐ揃うのだから。お金は微々たるものです
よ。

だからそういう住民が立ち上がることをね、そういう意識改革をしてやらないといけない
し、次の協働に対する問題が出てきますけどもこれもその一環ですよ。だからぜひそれは諮っ
てください。一生懸命になって。

それと避難場の件ですけど、これも昨年ちょっと御質問させていただいたわけですけども、
そのときにもう一度、令和2年度と3年度の避難された方の総数を教えてください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず令和2年で申し上げますと9月9日に台風が接近しまして、このときは最大で233世帯581

人の方が避難をされました。このときは先ほど言った3か所に加えて、学校の教室も応急的に避難のお願いをいたしました。

そして記憶に新しい令和3年でございますが、8月11日に最大55世帯、130名の方が避難をされました。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そのときやっぱり検証されたと思うのですよ。課題は何だったですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど触れましたが500名を超える避難の方が来られて文化会館があふれました。本来であれば体育センターに避難をしていただくところでございますが、先ほど申したとおり中央小学校のほうに避難を誘導しました。これはやはりエアコンがその時ついたわけですね。

そういうことで、やはり体育センターよりは学校の教室のほうに御高齢の方もいらっしゃいましたので、そういった意味で学校のほうにもお願いし避難をしていただいたということで、先ほども触れましたが設備の関係でいうとやっぱりエアコンがあったほうがいいのかなどという感じで、こちらとしては課題としてまとめております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ということが今後の課題なのですね。要するに最優先、いろいろありましたけど体育センターのエアコンこれが第一と。それからトイレの問題。それから浄化槽の問題とか、ちょっといろいろありますけども。

これは早急に計画を立てて、お金も大変かかることですので、いろんな財政事情もあるし計画もあるでしょうけども。これは年中使えますから。体育センターの場合、エアコンの場合は、いろんなイベントで使えますので是非前向きに、こういう課題ができれば、だから1か所で例えばあそこは100人以上入るでしょ。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

実際問題として町の体育センターを今避難所と開設してないのはやはり、空調機が多い、エアコンの関係が多いということが一番の要因でございます。

当然広いフロアがあって今避難をされる方については御存じのとおり簡易テントですね。パーティションをやってその中でプライバシーを守るといってもやっております。

したがって体育センター、正確には測っておりませんが、今議員がおっしゃったような人数も収容可能となりますので可能な、そういうふうになればいいなと思います。

町長答弁があったとおり業者の資料等を寄せて、体育センターでどのような設備ができるかということの研究している段階でございますので、今後こういった国等の支援策があるかもしれませんので、そのあたりも含めて調査を前に進めていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そのほかにトイレの簡易トイレとかは徐々に揃えていらっしゃるということを聞いたから別に質問しませんが、避難場の運営自体これをちょっと聞きたいのですよね。

今役場の職員さんが、そのときには当たりますよね。お世話係で。そのときにやっぱり町内の職員、町外の職員さんの比率はどのぐらいなのですかね。ちょっと人名、数まで分かれば一番ありがたいのですけど。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

正確な数字までは持ち合わせておりませんが%でいうと4割、40%の職員が今町外から通っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

令和2年度ですか。500名以上の方が避難をされたということですので、これが例えば倍になって1,000名になったという今の60%の町内の人がまかないきれないと思うのですよね。実際問題として。そしたらそのときにやっぱりボランティアか、波佐見の組織に頼まないといけないわけですよね。その活動はされていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

避難所運営については先般梅雨に入りましたので、総務課のほうから各課のほうに割当てをして、各課でその避難所運営の人員体制を整えてくださいという依頼を行っております。

そこで当然、町外の方が避難所運営に関わらないというわけじゃなくて、そこはちゃんと職員として対応していただくということになっておりますので、私が知る限り町外だからといって避難所運営を拒否したということは聞こえておりません。

一方でそういった大規模災害になったときに、実際職員だけで運営できるかというのは、正直申し上げて厳しいものがあると思っております。そういった今、ほかの団体のほうに運営の話をしているかということ言えば、現時点で町の社会福祉協議会と昨年度協定を結んだぐらいで、そのほかの方についてはそこが不十分かなと思います。

それらを踏まえて今年度、予算でもお示ししましたが災害時の受援計画。各団体との連携あるいは国県との受援。支援を受けると書くのですが。そういった計画の策定を今進めておりますので、そのような中でそういった地域内の団体の方のお力を借りる必要があれば当然その中で経過をかけて、個別のお話を差し上げるという場面も出てくるというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

僕はね一つ感心したことがあるのですよ。例の集団ワクチン接種ですね。このとき食改（食

生活改善推進員)のメンバーの方がお手伝いされていましたよね。こういうことも考えて行動し、ある程度相談してみたらいいのではないのでしょうか。

○議長(百武辰美君) 総務課長。

○総務課長(福田博治君)

検討したいと思います。ありがとうございます。

○議長(百武辰美君) 北村議員。

○11番(北村清美君)

次に移りたいと思います。まず今の前川町長が企画財政課長から、今の澤田課長になって何年になりますかね。

○議長(百武辰美君) 企画情報課長。

○企画情報課長(澤田健一君)

前川町長が当時企画財政課長をされて、そのあとに県の職員が3人来ております。1人目が1年、2人目が2年、そして3人目が1年みえられていますので、4年の間に県のからの派遣職員の方が課長をされたという時期がございました。

○議長(百武辰美君) 北村議員。

○11番(北村清美君)

やっと生え抜きの企画財政課長、企画情報課の課長になられたということですので、非常にこういう長期ビジョンの運営の仕方が本腰入れてかかれるのではないかと思います。今まではもう2年交代で長くても代わられましたから。非常に優秀な方ばかり来られて、非常に波佐見町も刺激になってよかったと思いますけども。

それともう一つ職員の方も交互に派遣されてね。帰ってきたら目の色が変わっていたというようなことも目の当たり、聞いていますし、見てもいますし。非常にいいことだと思うのですが、でもこの協働というようなことを今から話を進めて行きたいのですが、現実には協働というのは新しい言葉だと僕は思うのですが、これは前の5次の町の計画なんかがありましたかね。

○議長(百武辰美君) 企画情報課長。

○企画情報課長(澤田健一君)

前回のですね、第10次波佐見町基本計画についても「協働によるまちづくりの推進」ということで、町民参加によるコミュニティ活動の推進というような項目を設けて、目標として掲げております。

○議長(百武辰美君) 北村議員。

○11番(北村清美君)

あったのですね。

そしたら私も含めてですよ。その協働という意味が皆さん本当に分かっているのか。ちょっと簡単に説明してくれますか。

○議長(百武辰美君) 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

通常ですね「協働」といいますと、いろいろ漢字のあて方があると思うのですね。ここで言う「協働」は協力して働くという字を書きますけども、意味としては同じ目的を持ちながら対等な立場で一緒に働くことというふうに、いろんな辞書などには書いてあります。

またこの通常「きょうどう」とかいうのは、「協力して同じ」とかいろんな字があると思うのですけども、この「協働」というのは最近出てきた造語という考え方もあるということではなっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

非常に私にとっても耳新しい言葉なのですよね。でも、これが大変難しいのですよね。なぜ難しいかということは答弁の中にもありますけども、やっぱり慣習、習慣を変えるということは大変なことなのですよ。

なぜこれを私が取り上げるかということ、私中尾自治会の役員をしているときに、実は班の組織を変える事に実は5年かかったのですよ。丁寧に、丁寧に皆さんに説明して、そして5年かかったわけですよ。それ5年かけてもまだ完璧になっているかって、完璧なっていない。それなぜかということ今の10班体制、隣保班の10班体制を4連合班に変えるだけのことなのですよ。これにもものすごく抵抗あるわけですよ。これだからこれを今後進めなくちゃいけないのですけど、そのためになぜDXとかいうような、先ほどの答弁などがありますが、もうそれは当然必要です。そのための根拠としまして人口の推移があると思うのですよ。それちょっと発表できますか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

波佐見町ですね「まち・ひと・しごと」創生計画の中で、人口ビジョンというのは人口の推移というのを公表しておりますけども、その中で御手元にもちょっとグラフがあるかと思うのですけどお願いいたします。

波佐見町の人口については令和22年2040年にこれグラフの中で青の部分が1万2,873人。そして赤の部分が1万2,130人。緑で1万2,023人って書いてありますけども、これについてはこの青の部分というのが平成2005年から2010年にかけての人口推移をもとに、こうなるのではないかという推測した数字ですね。その赤の部分が2010年から2015年の国勢調査をもとにして分析した数値です。ですから当初我々が思っていたより人口減少というのが大きく進んでいるというのがこのグラフを見て分かると思います。

そして緑の部分については国立社会保障・人口問題研究所。俗に言う社人研とか言いますが、そこが示した数字ということで、この赤と緑が非常に似通ったグラフになっておりますので、この緑の数字というのがだんだんこう本来の数字に近くなっていくのではないかなということ、ちょっと公費の減少率が大きくなっているなどは感じているところでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

本当にそういうことにならないことを祈りながら、でもその対策をしていかないといけないですね。

だから、これ参考までにちょっと申し上げますけども、日本の人口の場合は明治維新のときに3,300万人。それから終戦後昭和20年これは7,200万人。平成21年1億3,000万人そして2,060年には8,800万人になるだろうという予測の数字で出ています。

だからこう100年たって倍になって7,200万人の終戦時ですよ。そのあと急激にまた増えたわけですよ。

今度は急激に沈むわけですよ。そしたら今の体制がダブるとか出来てきて、全てやっぱり経済規模の縮小、そして国民生活水準が低下するわけですよ。こうならないためにどうするべきかというのがこの協働をどうするかということが、まちづくりだと思うのですよ。これは短期的にはできません。だからDXと並行しながらですよ。DXを最優先してから皆さんに説明すると答弁ありますけど、そうじゃないと一緒に進めていかないといけないですよ。これ10年、20年で済む問題じゃないです。この問題はね。だからそういうことをしていかないといけないのではないかという発想なのですよ。

だからこの町民自体の我々も、考え方を意識改革しないといけないということが大きな問題ですので、やっぱりそこあたりを真剣に考えていかなきゃならないと思うのですよ。

だから例えば今波佐見の自治会も22自治会があります。この再編問題もかかります。

先ほど申し上げた消防団の再編も考えないといけない。いろんなことも考えられないといけないです。これでいろいろ資料が飛んでいるかと思えますけども、やっぱり、ただ波佐見町のいいことあるのですよ。それいい点はどうですか。澤田課長ちょっとあげてください。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

特に人が優しいという人が非常にいいというのはよく言われることで、それと官民協働でのいろんな取り組みが非常にスムーズにしている自治体ということで認識をしているところです。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それはもう波佐見の人の気質ですよ。伝統ある気質ですよ。もう本当いい点ですよ。それともう一つ答弁の中にありますが平成10年に自治会長制度を確立されました。これがうまく機能しているのです。

この体制というのはほかの市町村ではないわけですから。その点を生かしながらの考え方の、締め方としていかないといけないと思うのです。その点どうですか。澤田課長。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

平成12年度に制度致しています自治会制度というのは、ほかの町にないような非常にすばら

しい地域協働の取り組みのモデルかと思っておりますので、ここについてはできるだけスムーズに運営ができるように維持して、お互いに協力しながら維持していかないといけないところだというように思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

だから一番今後問題点というのは、最終的にはやっぱり再構築しなきゃいけないような事態になる可能性があるわけですね。だからこの自治会組織というのを生かしながら、どうしてそこあたりの官民一緒になってやらざるを得ないわけですよ。

行政ばかり先に進んでも、住民がついて来ないとどうしようもない。住民だけ行っても行政がついてこないとどうにもならない。これ一体とならないといけないわけですよ。だからこの意識改革というのは非常に問題ですから、重要ですので、そうお金もかかることじゃないですけれども非常にこれは難しい問題です。

これは支え合いも今ずっとやっていますけど、そして非常に崇高な精神がありますよね。自助、共助、互助。そして最終的な公助があるということなのですけども、非常にやっぱりこの精神がこの協働という作業に関しても出てくるわけですよ。全てがそういうふうに感じられてきます。

そういう構築をさせるべきじゃないですか、課長。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

議員おっしゃるように、もうそもそも何でこういう話になってきているかというのと、これ町長もよくやりますけども2040年問題というのがあるのですが、2040年になると高齢者人口がピークを迎える。そして少子高齢化が一層深刻化されるというところでですね、この人口減少と高齢化の問題によって、公と地域とまた民間とあると思うのですけども、それぞれの人の暮らしを支える機能というのが、低下していくとされています。2040年になると。

そしたら公は人口も減って職員も減るといった話になったときに、この住民生活に不可欠なニーズを、それでも求められる。それで民間もいろんな工夫をされて、いろいろシェアリングですね。シェアリングエコノミーとかそういった部分をもっと成長していくって言われています。

それでそこで行政ができない部分をどこで補っていくかというところが、先ほど議員がおっしゃるような共助の部分、地域の部分。そして町内会とか既存のそういう地縁組織を含む民間の地域運営組織というのが、今からつくっていくべきではないかということを経済省のそういった有識者の会議では言われています。

そして、実際の経営資源が制約されて、人も減るお金も減るという中で、従来のサービスの水準というのが行政じゃもうなかなかもう難しくなるということなので、今後そのニーズを満たすためにさっき言いました共助をするということなのですけども。

そこで今、資料を皆さんのほうにもちょっとお送りしていると思うのですけども、こういう

ことも既にもういろいろ合併が進む中で、いろいろもうもっと全国の組織ではいろいろ考えをされて、いろんな組織をつくられています。その中の一つとして小規模多機能自治という組織をつくられているところが全国にもたくさんあります。これは何かというと、今までのそういった町内会とか自治会はそれぞれどこでもあるのですね。それをさっき自治会の再編をしないといけないじゃないかと言われてきたけども、そういったおおむね小学校区域ぐらいで一つの組織をつくり上げる。その中で先ほどから消防団の話もあってはいますけども、消防団とかそういった自治会、PTAとか女性グループ高齢者の会。そういったいろんな会がその中に入って組織を運営していく。

それでもう一つカラーのほうの資料も見ていただきたいのですが、これ富山県の南砺市の例なのですけども、そういった地域づくりの協議会、小学校単位の協議会を財政的な支援と人的な支援をそこにに入れていく。今までは波佐見町の場合自治会長会があつて行政がある。そこに直接の対話をやっている、それ支援をやっていくという状況の間にそういった財団をつくったりとか、一般社団法人をつくったりして、そこで民間の力も入れ込みながらそういった人的支援、あと財政的支援をやっていくというような組織が今全国ではやっているらしいですね。

そういう部分のそういう組織のやり方もあります。そういうところですね。ただよそがいいから波佐見がいいというわけではありませんので、今の波佐見に合うような組織というのをもう研究し始めないといけないと思っています。

この2040年問題というのがDXのこれ一番元でもあります。これ2040年問題があるからDXも始まっているのですね。だから答弁ではDXを中心に町長の答弁がありましたけども、こちらの自治会行政側と言われるように行政側だけDXでよくなりました。そしたら地域はもうおいてけぼりですって。そういうわけにはいかないと思っていますので、そこは同時に研究していく必要があるということで、こういった先進事例も参考にしながら、このこういう組織の在り方というのを研究していきたいというふうに考えます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

非常に目覚めてもらってありがとうございます。

やっぱりこれは目覚めて、皆さんの意識を持ってもらわないといけないのですよ。これが大事なことです。執行部の方皆さんと我々議員もそうだし、町民もそうだし。みんな持たないとこれは成就しませんよ。

もう一つ参考のためちょっと申し上げますけども、高齢者はやっぱり大老化するのですね。「大きい、老人、化物」「大老化」。だから85歳以上になると今度介護が必要になるわけですよ。ほとんどの方が。そしたら介護人材が足りないわけですね。今日の新聞かなにかに載っていましたが介護施設が赤字になっていると。閉めるところが多くなるというようなことも出てきています。どうするのですかってなるわけね。

だから、そうなるための公助ですけれども、ならないために互助、共助があるわけですか

ら。これで支え合いを含めてやるべきだと思います。今課長の話は私も頼もしいなと思っております。ぜひやっていただきたいと思うのですね。

それとこの問題は、もういくら議論しても答えが見つからないのですよ。

だから今から例えばプロジェクトもいいし、部会でもいいし、つくってそろそろ始めないと間に合わないのではないかと思いますね。

こういうことを私は提言したいのですが、澤田課長と町長の意見を聞きたいのですが、初めてこれで言いますけど、同じような考え方であればいいのですよ。

全く別の考え方をしていたらちょっと困りますから、ちょっと確認したいです。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

今、危機的な状況を今から2040年に向けて起こるとするのは認識しております。それで、ただ今この自治会制度を直ちに、全てを入れ替えてやるというのは当然なかなか難しいことで、人もお金も非常な時間を費やすことになると思いますけど、こういう言われたように問題意識を当然私たち、執行部側も議会も当然持ちながら、もう何でも要望すれば通るといってもないので、こういう組織をつくっていくというところ。そういう組織をつくるためにはどうしたらいいのかというところをまず研究というところから始めていかないといけないというふうに考えております。町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃったとおり全ての答弁は課長が集約しておりますので、重複したことは申しませんが、おっしゃるとおり、これからは確実に人口減少社会も始まっているわけですね。ですから全ての要望に全て行政が答えるというのはもう不可能です。人的にも財政的にも。

であれば議員おっしゃるように協働の社会づくりというのは、目指すべき方向であろうと思いますし、そのために意識を持って行政側も議員の皆様も、あるいは町民の皆様にもそういった意識を広めると。醸成を図るということは重要なことだというふうに認識をしております。

課長申しましたとおり波佐見町の自治会運営というのは他の自治体に先んじて、模範となるような事例かというふうに思いますし、行政側と地元が一番距離感が近くてダイレクトに意見を出し合い、投げ合い、解決し合い運営しているすばらしい組織だと思います。こういったものを生かしながら、さらにどういうふうに発展できるのかは今後の課題と思いますので検討をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

本当に名答弁ですね。これ以上突っ込むようなことはないのですが、ただ一つだけ大事なことがあるのですよ。DXと同時に始めないといけないわけですよ。この点はみんな分かっているわけですよ。でも職員の定員率が65%になった場合どういう事態が起きるかってもう想像つくわけですね。

まず介護人。介護する何か身体障害者が増えるわけですから。その介護人材もいなくなるか

ら、そういうことはもう目に見えていますから。ぜひ何とか部会でもいいからプロジェクト委員会。官民しても部会でそれ検討させればいいじゃないですか。その点は町長どう思うのですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

そういう事態ですよ。労働力不足というのは確実に入ってまいります。そのためにもDXは進めなくてはならないと。機械にできることは機械にさせる。夜中でも機械には飯を食べさせないでも働きますからですね。そういったことを進めるわけですよ。

当然プロジェクトといいながらも、そういったことを頭に入れながら民間の意見を取り入れながら柔軟な考えを持って進めていきたいと思ひますし、危機感を持って進めたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これは日本の体制が良い悪いは別として、やっぱりある程度北朝鮮とか中国とか、ああいう共産体制によって、こう決めたってバーっとなるのだけど日本の場合はそうは行かないですね。そこのちょっとジレンマがあるわけですけど。そういうことを気長に今後やっていただきたいと思ひます。

まあ澤田課長、町長。今後これ真剣に取り組んでくださいよ。

以上で質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で11番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。11時10分より再開します。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は 13 番 尾上和孝議員。

○13番（尾上和孝君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従って質問いたします。

1. 医療用ウィッグ購入の補助について

日本対がん協会の統計によると、2021年にがんで死亡した人は38万1,505人（男性22万2,467人、女性15万9,038人）で、死亡総数の26.5%を占め、1981年から41年間連続で死因のトップであります。

2019年調べのがんの部位別では、男性は前立腺がん、女性は乳がんが最も多いとされています。平成29年3月議会において、医療用ウィッグ購入補助金について質問した折には「他団体

の状況を調査し検討したい」とのことだったが、どのような調査検討を行い、現在の進捗状況はどうか。

2. 波佐見町消防団の運営と報酬について

団員の報酬については見直しがあったが、団長などの役員に関しては保留となっている。分団の運営補助金などを含めた今後の考えは。

3. 波佐見町で計画中のキャンプ施設の進捗について

鴻ノ巣公園にキャンプ場の計画があるが進んでいない。なぜ遅れているのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

13番 尾上和孝議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 医療用ウィッグ購入の助成について

以前の議会質問後に、どのような調査、検討を行い現在の進捗状況はというふうなお尋ねですが、2019年の長崎県がん登録事業報告では波佐見町のがん罹患者数は男性、女性ともに大腸がんが14人で一番多いという結果となっており、がんで死亡の方は死亡総数の25.1%という状況で、本町においてもがんが死因のトップとなっています。

平成29年3月議会後の調査検討状況については、確認できる資料としてはその当時の実施状況として全国では2件。28市町で県内では実施されていないという記録がございました。

現在の進捗として今年3月に長崎県が実施した調査結果によりますと、県内二つの自治体が既に実施しており、単独で実施を検討中が2自治体。県からの助成があれば実施したいが2自治体である一方、行わなくてもよいという回答も3自治体ありました。

このように県内で足並みが揃っていないため、県での実施を見送るとの連絡があったところ です。

令和5年6月から三重県が県として取り組まれることから、全国的には44都道府県で800を超える市町村が実施されるようになっております。前回御質問いただきました折に、他団体の助成の状況を調査しながら検討すると回答しており、今回調査した結果全国での実施率も46%を超えていることから、実施に向けて前向きに検討したいと考えております。

また早期発見のがんであれば簡単な切除で済ませられることも多く、その後の身体的、経済的、精神的な負担が軽減されます。早期発見につながるよう定期的ながん検診を啓発してまいりたいと思います。

2. 波佐見町消防団の運営と報酬について

団長などの役員を含めて分団への運営補助金などを、今後の考えは。というお尋ねですが、団員の報酬については令和4年4月から国の基準に準じるかたちで引上げを行いました。団長、副団長、分団長は国の基準以上であったことから、据え置いたところです。

一方で県内自治体では団長報酬を例にあげると本町は年額15万7,000円で、決して低いほうではありませんが、東彼杵町の団長報酬は年額28万8,000円。佐々町は23万9,000円と開きもござ

います。

このため近年、災害が大規模化、局地化する中であって消防団が担う役割は年々大きくなっており、その消防団組織をつかさどる団長はじめ役員の方の職責も大きくなっていることから、報酬の改定も視野に入れ近隣市町の消防団員、役員の活動内容の調査を行いたいと思います。

次に分団への運営補助金などを含めた今後の考えはとのお尋ねですが、北村議員への答弁で申したとおり、分団の運営状況を見て、支援策の追加や改善を検討してまいりたいと考えております。

3. 波佐見町で計画中のキャンプ施設の進捗について

鴻ノ巣公園にキャンプ場の計画があるが進んでいないのはなぜかと。いうお尋ねですが、鴻ノ巣公園に整備しているキャンプ施設につきましては、令和3年に大型の宿泊用テントを1基、自前のテントを張ることができるツリーフロアを2基設置し、周辺環境整備として駐車場工事や電気配線工事を実施しています。

令和4年には宿泊用テントの改修工事や炊事場の建設、敷地整備工事、貸出し用のキャンプ用品の購入などを実施しているところです。大型の宿泊用テントには定員4名、ツリーハウスには定員各2名を想定しております。

議員お尋ねのキャンプ場の進捗状況についてですが、本年度宿泊受付やキャンプ用品の貸出しを行う管理棟の整備、トイレの改修工事を行います。また現在、管理運営方法や料金設定について関係団体との協議を実施しています。全ての条件が整った後、しかるべきタイミングでキャンプ場の設置に関する条例を上程させていただきまして、その後にオープンするという運びになろうかと思っております。

キャンプ施設の進捗に関して、御心配をおかけしていますが万全の状態でお客様をお招きできるよう、慎重かつ丁寧に準備を進めてまいります。以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

まずウィッグの購入補助金について御質問したいと思います。これにつきましては、先ほど町長の答弁から前向きに検討するということいただきました。本当に私が平成29年3月議会においてですね、この件について質問いたしました。そのときは他団体の状況を調査し検討したいということで町長からもそのときの担当者からも、その旨お話しをいただきましたので、もしかしたら早くできるのかなあとずっと思ってきたのがもうこの6年目なのですよ。

ですから、ちょっとこれでどうもこうもならないなと思って。ちょっと今回また再質問をさせていただきました。いろいろお話聞いたらその後の課内での話合いですね。あまりなされていないような感じでしたが、これ本当大切なことですので先に進めていただきたいなと思っております。

それでこのウィッグの購入補助金についてですが、アピランスケアというのがあると思います。こちらの意味をもし御存じでしたら教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

アピアランスケアはですね、アピアランスというのが外観とか人の容貌を意味する言葉なのですけれども、ケアがつかますと治療によって起こる外見の変化。例えば脱毛ですね。髪の毛が抜けたり、まつげが抜けたり。そういったものとかあるいは皮膚や爪が変形したりとかもありますし、あとは手術の傷跡ですね。そういったもので患者さんの悩みに対して支援をすることをアピアランスケアと呼ぶようです。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

さすがでございます。このアピアランスケアは本当に大切でありまして、やっぱりこのアピアランスケアが重視されるようになった背景。こちらはがんの治療の変化ということで言われております。これは治療方法の選択肢が増えた分、外見にあらわれる副作用も多様化しているということです。がんに伴い外見にあらわれる症状は、患者に苦痛をもたらしているということになります。

そして、がん治療が進歩して治療を継続しつつ社会生活を送ることができるようになった一方で、やっぱり外見の変化を受けて外出の機会が減ったり、人に会いづらくなったり、仕事を休んだりというケースがあります。これでアピアランスケアというのが重要視されております。

国では2017年度に策定した、がん対策推進基本計画。この中にもアピアランスケアの必要性がちゃんと明記してあります。ここで今回私ウィッグの購入補助金だけをちょっとお話したのですが、他団体ではもう一つ先に進んで皆さんやっぱ分かれると思いますが、胸部の補正分、乳房の補正分。これも対象にされているところも結構あります。

もう今行われているところはほとんどこれセットになって、やっぱりアピアランスケアと一緒にという考えのもとになさっています。本町も前向きに今回取り組んでいただけるということですので、そこあたりと一緒に考えられることはありませんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

県内において3月末で実施している自治体が2自治体ありまして、そのうちの一つが令和4年度から実施されております川棚町が既にもう取り組みをされておりまして、おっしゃられるようにウィッグのほかにそういう補正用の下着とか、人口の乳房とかそういったものも対象にされておりますので、そういったことも参考にしながら波佐見町の助成のほうを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ありがとうございます。それでは補助金に対するあれにしても、例えばふるさと応援寄附金の項目。これに入れられて寄附を集められとかして、やっぱこう目につくような行動。それで

波佐見のイメージアップにつながるとか、住みたいまち。これに波佐見町やっぱりこれだけ考えているのだなということでイメージアップにもつながると思いますが、町長どうでしょう。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

ふるさと納税の活用にしましては、以前にもそういった目的を持って募集を募ったということもございますので、対象にして一つのPRといたしますか、もよろしいかと思いますが、どの程度の額が本来必要とされているのかもちょっと分からない状況の中で、無暗に寄附金だけ集まって、その人がないと逆に対象が少ない場合にとって、果たしてその財源をどういうふうにかけていくかということもございますので、一つの手段として検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

今年度中にどうかこうするということではできないでしょうか。町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まあ制度としては今年度中に検討を進めて、なるべく早めに実施に向けての検討を進めさせていただきますし、財源については当然事業実施主体とするとなれば財源の裏づけが必要でございますので、一般財源で持つのかあるいはふるさと納税で持つのかですね。そのために寄附をするのか、そういったものを含めて総合的に考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

がんは待ってくれません。すいません。よろしく前向きにお願いしたいと思います。

それでは次に移りたいと思います。続きまして波佐見町消防団の運営と報酬についてでございます。まずは波佐見町の消防団の団長、副団長、分団長。この報酬の基礎は何人によってでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど町長から答弁がありましたように、各階級の報酬については国がまず基本的な基準を示しております。まずそれを申し上げます。

団長が8万2,500円、副団長が6万9,000円、分団長が5万500円でございます。

これに対し波佐見町は団長が15万7,000円、副団長が11万5,000円、分団長が11万円となっております。

そこで、この波佐見町の基準がどのような経過を踏まえたかということでございますが、長い歴史があってそれぞれ団長さん、あるいは副団長さんの執務の状況等を見て総合的に決められたものということで、詳しい経過まではこちらのほうとすれば履歴が残っていないような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

波佐見町の場合は国の基準からしたら高いものかもしれませんが、近隣からしたらやっぱりちょっと少ないのではないかなと感じるところもあります。最近自然災害あたりも多いし団長、副団長、分団長も団員もそうだと思うのですが、もう雨の日とか特にこの時期、梅雨時期になればもう心配で多分寝られないのではないのかなというぐらいの気持ちはあります。

私も分団長していたときに今日も火災が起きなくてよかったなあとか、雨が降れば支援でもう懐中電灯を持って回ったこともありました。もうそんなに気が休めるときがない仕事というか役割なのですよ。

ですからやっぱり今後、本当自然災害も多いこの時期ですので、やっぱりその団長、副団長、分団長。この報酬をもう一度見直していただきたいなと思いますが、そこあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおり団長、副団長、分団長の皆さんについては本当に、気持ちが休まる、心が休まる時期は本当はないのだろうなと思います。この前ゴールデンウィークのときも突発的に出ていただくということがあって、本当に私的な用事より消防団の用事を優先していただくという場面もございまして、本当に行政側とすれば頭の下がる思いでございまして。

町長答弁がありましたとおり、近隣の市町、東彼杵町、佐々町さんと比べると、確かにそういった報酬の乖離がございまして。一方で東彼杵町さん、佐々町さんの団長さんの役員の実質の内容あるいは出勤手当があるかどうかそういったところも勘案、調査をして、やはり不足するものであるとすればそこは検討したいなと思います。

私もこのお話を伺ってですね、まだ十分調査が行っておりませんので、今後調査をしてまずは分団長さん、団長さん副分団長さんの各動きを、まずは調査させていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

私も先日、東彼杵町の議員さんにお会いすることがありまして、そのときお聞きしました。波佐見町は15万7,000円なのですが東彼杵町は28万8,000円。この開きは多分あちらの方もよく分かれなかったのですが、28万8,000円というその金額。これどっから来たのですかってお聞きしましたところ、おっしゃることによれば団長のこの金額は議会の議長の金額ということでお聞きしました。副団長はって言うと多分その時副議長か、議員の報酬ということでの月額ですよ。なので、東彼杵町の団長の1年間の報酬は議長の一月の報酬金額になるのですよ、ということでおっしゃいましたので、そうなのかと思ってですね。私もこの金額どんな感じで算出されたのかなとずっと疑問になっていましたので、それを聞いてそうなのかとスッとこうなりましてですね。

基本的な考え方はいろいろあるかと思いますが、何かに付随してというような紐づけをされたほうが、今後いいのではないかなと思いますが、そこあたりの考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

さっきのこちらの答弁というか回答で、経過が十分履歴が分かっていませんということで申し上げます。様々な経過があつて、今の金額に波佐見町の場合落ちついていると思いますので、過去の資料を紐解いてまずはその調査も必要なのかなと思います。

一方でそういった裏づけが分かりましたら当然、時代の変遷によりあるいは団長さん、副団長さんの職責の重さを考慮して、報酬でございますので特別職の報酬審議会のほうでやはり御提示をし、御審議をしていただいて当然議会のほうにもお諮りするという流れになるかと思えます。

歯切れとしてちょっと悪いのですが、まずはそのあたりの経過をよく調べさせていただいて、かつ他団体の自治体の皆さんの団長さんの動きの調査をさせていただいて、検討に入りたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

消防の皆さんは報酬がどうのこうので、消防団に入っていらっしゃるわけではございません。それに甘えて、黙っているからこの金額でいいやというわけではなく、やっぱり同額とまでは言いませんが、いつもおっしゃるような三町一緒、肩を並べる。この考えでしていただきたいなと思いますが、町長の考えをもう1回お願いいたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

総務課長申しましたとおり、近隣市町村の状況を踏まえましてそれぞれ、それ相当の処遇改善を行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それではですね、先ほどお話に出ました分団に対する補助金、これもう分かりました。今からまだ調査して適正なる金額をお出しすると。それではそのときに分団長、副団長、団長この3名の方に報酬それを出していただくことはできませんでしょうか。

○議長（百武辰美君）

時間を止めてください。総務課長。

○総務課長（福田博治君）

報酬を出していただくというのはタイミング的な話でしょうか。それとも改定のタイミングでしょうか。どちらでしょうか。報酬を変えるということですかね、そのタイミングがいつなのかちゅうことで。

○13番（尾上和孝君）

＝ 補助金額をこう設定していただくタイミングを、その分団に今度補助金を出すというお話をされているじゃないですか。その時にあわせて見直しをしてほしいのですけど、見直しをそのときに合わせて一緒にしてほしいなということです。

○総務課長（福田博治君）

分かりました。確認権を終わります。

○議長（百武辰美君）

時間を出してください。総務課長。

○総務課長（福田博治君）

すいません、ちょっと理解ができず申し訳なかったと思います。北村議員からも、まずはその決算書見てみなさいということで御指摘いただきました。明日、明後日実は県の消防団大会がありまして、分団長が一斉に顔を合わせますので、ちょっと私は参加しないのですが、担当のほうからまずはその決算書の提出を求めたいと思います。

それを受けて分析をして町長答弁したとおり、分団の運営が厳しいようであれば、その検討に入るということでございます。そこでそのタイミングとなると分団の運営費をもし仮に改定するならば、そのタイミング。同じように報酬のほうも変えるべきだと思いますので、まずは分団の状況を見ながら、あわせて先ほどと重複しますが他団体の状況調べさせて判断をしたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

次に移ります。キャンプ場の進捗についてお尋ねいたします。今までの経緯をもう一度、聞かせていただけないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

それではこれまでの整備の経過についてお知らせしたいと思います。まず令和3年度につきまして施設整備工事を行っております。その際はドームアップいわゆる宿泊施設ですね。それとツリーフロアですね。こちらのほうの整備をしております、付帯工事としまして駐車場工事や配線工事、舗装工事等を行っております。

それから令和4年度。こちらにつきましては、またこの整備工事といたしまして炊事場の建築工事。それからドームアップテントの改修工事そして敷地整備工事ということで、これは＝えん＝路工をですね、道とか敷地について整備をしております。そういった整備工事を行っております。

そして消耗品の購入ということでキャンプ用品ですね。アウトドア用品の購入をしております。それとあわせてこのキャンプ場の運営等についてのいろんなアドバイスをいただくということで、業務委託契約を結びまして運営とか用品それからキャンプ施設の整備等に関して、いろんな御助言をいただいているというところでございます。

それからあわせて瓦チップの購入ということで、原材料費で購入しております、こちらに

についてはキャンプ場の場内の園路や敷地内に敷設する瓦チップの敷設をしております、景観を高めたというふうなことでやっております。整備の経過は以上でございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

さっき瓦チップとおっしゃった、どんな感じでイメージしたらよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

屋根瓦の破碎をしたものになります。それで色は大体赤茶色といいますかこういった色になりまして、それを敷設することで景観もいいですし、あとは排水機能も効率を高めることができるというものになっております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

大体イメージは分かりました。それで先ほど管理棟などの整備、今からちょっとしていくということでしたが、これは当初から考えていらっしゃるのでしょうか。

もしあれであれば先に同時進行で、それでもよかったのではないかなと思いますが、そこあたりのお考えをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

管理棟の設置につきましては、いろいろと候補地といいますか場所。それから場所等の選定をしておりましたところ、テントのキャンプ場の下のところにお試し住宅があるのですが、そちらのほうの空き倉庫。町が所有している倉庫を想定しておりました。

ただしその倉庫につきましては今年の5月まで賃貸借契約で事業所のほうに貸出しをしております、そういったことから、ちょっと管理棟としての整備ができなかったということもございまして今年度改めて整備をするというふうなことで考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そしたらそのお試し住宅の倉庫を活用して、そこを管理棟ということで使うということですね。はい、分かりました。

ずっとお聞きするところによるとトイレですね。これを何人槽にするとか、そこあたりでいろいろ話が先に進まなかったとお聞きしますが、結局そこあたりは解決済んだのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

一応ですね、まだ最終的な結論は出ておりません。今後トイレの改修工事を一体的に行うのですが、保健所との協議というところでこれまでの人槽について再度、協議をさせていただいて、工事にかかっていくというふうなことになろうかと思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

これトイレの整備というのは、本当大切なことなのですよ。私もキャンプ場あちこち行かせていただいた上で、やっぱり男性は別にトイレってあんまりこだわらないですよ。しかし女性というのは特にやっぱきれいなところがいいということをお聞きします。ですからウォシュレットをつけるとかですね、そういったことはぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

川棚のちょっと例をちょっとあげたらなんですけど、以前は確かにあまりきれいじゃないところもございましたが、今やっぱりそういった声をやっぱ聞かれてトイレをウォシュレットにしたりとか洗面をきれいにしたりとかなさっています。

私たちの町のほうでするときも、やっぱりそこあたりは気を遣っていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

宿泊施設に限らず、今後いろんな施設を整備するにあたりまして利用者が清潔に安心して使えるようなトイレの整備というのは必要になってくるかと思っておりますので、こちらにつきましてもそのような議員おっしゃられるようなところに配慮して整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

このキャンプ施設。これのターゲットは大体どこあたりを狙って整備されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

ターゲットとしましては基本的にはキャンプのこの施設の特性としまして、キャンプ道具をあまりお持ちではない方とか、キャンプの初心者の方とか、そういった方々に対しまして森の中で落ちついて非日常を味わえるというふうなことで、そういったことをコンセプトしてつくっているところでございますので。

基本的にはそういう今キャンプ初心者の方とか、キャンプ慣れされている方でも結構ではあるのですが、そういった方々が安心して楽しめられるような施設として考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

このキャンプ場の強みはどういったものと考えられますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

強みとしましては、やはり森の中にあるというふうなところで、そういう森の中で高台に位

置しているというふうなことで、ほかのキャンプ場にはないようなロケーションを味わえるというふうなところ。これが一番の強みではないかというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

今ちょっと眺望って言われたので、何か言わなければ＝よかった＝のですが。あんまり眺望はそんなちょっと木がテントのところはひどく生い茂っていて、そこに行ってもぼっと見えるような感じではないのですよね。

ですから眺望ということでしたら、もう少しこの木の伐採もされて、ちょっとそこに登れば分かるじゃないですか。あとここ切ったほうがいいなとかですね。そこも見ながら調整をしていただきたいなと思っております。キャンプ場をつくるにあたって何が一番大切なことかと思われませんか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

キャンプをされる方、それぞれによってちょっと求められるものも若干違ったりするのではないかというふうに思います。私自身もあまりキャンプは得意ではございませんので、あれですが。

やはり今求められているものは、やはりそこにキャンプ場の施設の中で不自由なく安心してキャンプができる環境だというふうに考えております。ですので、先ほどもありましたようにトイレでありましたり、昨年建設した炊事場であったりとかですね、そういった日常の不自由さを味わうのもキャンプの醍醐味かと思いますが、そういったところも踏まえて不自由さと利用しやすさ。こういったところが両方でそれが備わっているところ、こういったところが求められているのではないかなというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

すいませんね、変な質問で。

それでは私が思うキャンプをつくるにあたっての一番大切なこと。これはそこに泊まった人、これ使用された方の笑顔。これを思い浮かべながらものづくりしていけば多分いいものができると思うのですよ。ですからこう火を焚いて子供たちが喜んで、そこに来た人達が喜んで。そのイメージを考えてものづくりをしていけば多分こう、良いものができるのではないかなと思っております。

本当キャンプブームで県内外あちこちに新しいキャンプ施設オープンされております。もちろん町民としても一向に進まないこの事業を心配されております。町長の意気込みをお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

せっかく整備している施設でございますので、一刻も早く完了させて多くの皆様に御利用い

ただき、さらにそれがリピーターとなって波佐見町のPRにつながるような施設になることを切に願っているとございます。以上です。

○13番（尾上和孝君）

終わります。

○13番（尾上和孝君）

以上で13番 尾上和孝議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

午後 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は 12 番 脇坂正孝議員。

○12番（脇坂正孝君）

皆様こんにちは。私は通告書のとおり 2 件を質問いたします。

第 1 点です。佐世保市との連携事業について

本町は、佐世保市と「西九州させぼ広域都市圏連携協約書」を平成31年 1 月に締結し、同年 4 月 1 日から施行をしています。

取り組んで 4 年が経過しましたが、協約した事業の成果や課題等について、次のことを問います。

- （1）当初、17の事業で出発したが、現状はどうでしょうか。
- （2）事業の進捗状況は全体的にどうでしょうか。
- （3）成果と課題はどうでしょうか。
- （4）今後、解除する事業はあるのでしょうか。
- （5）今後、新たに参画する事業はあるのでしょうか。

2. 副町長の選任について

新町長就任以来 9 か月を迎えました。しかし、まだ副町長は不在のままです。一日も早い選任を望みますが、選任時期等について次のことを問います。

- （1）副町長不在による町政への影響はないのでしょうか。
- （2）副町長選任の遅延は、なぜなのでしょう。
- （3）選任の時期はいつ頃でしょうか。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

12番 脇坂正孝議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 佐世保市との連携事業について

「西九州させば広域都市圏連携協約書」を平成31年1月に締結し、4年が経過した。次のことを問うということで、

(1) 当初17の事業で出発した現状はどうか。というお尋ねですが、平成31年1月に締結した時点では、21の事業について連携を開始しました。その後、平成31年度に6事業を、令和3年度に1事業を、令和5年度に2事業を新たに加え現在は30の事業で連携をしています。

連携協約における施策分野には3本の柱があり、一本目の圏域全体の経済成長の牽引には3事業。二本目の高い次元の工事の都市機能の集積、強化には6事業。三本目の圏域全体の生活関連機能サービスの向上には21事業の内訳となっています。

(2) 事業の進捗状況は全体的にどうかのお尋ねですが、平成31年1月に締結した「西九州させば広域都市圏連携協約書」には、重要事業評価指標いわゆるKPIなどの設定がないことから数値的に評価することは難しいところです。

ただ令和元年度から4年間における各事業の取組評価をヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、十分な取り組みができなかった事業もありますが、おおむね順調に進んでいるところです。

(3) 成果と課題はどうか、とのお尋ねですが、成果については例えば移住推進を行う広域圏サポーター創出事業を通じて、本町への移住者増につながっていることや、図書館相互利用サービス事業では、佐世保市立図書館で借りた書籍を総合文化会館に返却することが可能となったこと。病児・病後児保育室の利用に関する連携事業では、本町から佐世保市へ通勤される方が、佐世保市にある病児・病後児保育施設に子供を預けることが可能となったなど住民にとってのサービス拡大につながっているものと考えます。

課題については、事業によって佐世保市側がさらに力を入れたい事業もあれば、本町側がさらに力を入れたい事業もありますので、担当部署同士が協議を重ね住民本位の施策となるようよりよい方向へ進めていくことがあげられます。

(4) 今後、解除する事業はあるのかのお尋ねですが、基本的に解除する事業は想定していませんが、事業実施を行う各部署において、これまでの事業成果を検証しながら判断されるものと思います。

(5) 今後、新たに参画する事業はあるのかのお尋ねですが、佐世保市から令和6年度からの新たなクールに向けての新規の事業を提案するという情報が入っておりますので、詳細は公式に発表されておられません。

新規事業を含めて既存事業においても、令和6年度から改定される連携協約書に盛り込むために令和5年度に十分な検証、協議が進められます。新規事業については本町にとって有益な事業となるかを検証し、新たに連携事業に加えるかを検討していきたいと考えています。

大きな2番目。副町長の選任について。

新町長就任以来9か月を迎えたが、副町長は不在のままである。1日も早い選任を望み次のことを問うということで、

(1) 副町長不在による調整の影響はないのか。

(2) 副町長選任の遅延はなぜなのか。

(3) 選任の時期はいつ頃か、とのお尋ねですが、副町長の選任については議会での質問や各方面からの助言や進言をいただいておりますが、御承知のとおり現時点で選任できていないのが現状であります。

副町長は行政事務に明るいことはもちろんのこと、私の補佐役としての的確な判断能力、庁舎内外の情報整理と町全体の方向性を照らし合わせた調整役も担う立場であります。

これまでも、このような職責を果たすことができる方について熟考してまいりましたが、様々な経緯があり議会にお諮りすることができておりません。遅延している理由は適任者だと判断して相談したものの相手側からの承諾がとれなかったり、諸条件の折り合いがつかなかったりしていることによるものです。また一方では、これまでも各方面からいろんな方の推薦のお話もありましたが、私が考える副町長像とは異なるため選任に至っていないケースもございます。

このようにして副町長不在であります。私自身がこれまで副町長も経験しており、積極的に各課を交えた協議も行っていること。また各管理職も相互に協力し合いながら、各施策の調整を行っていることから現時点で調整に大きな影響は出ていないものと判断しておりますが、副町長の早期選任を望む声があることも承知しております。

今後も副町長を選任する方針に変わりはありませんので、各方面の御意見、御助言をいただきながら丁寧に検討を重ねて、しかるべき時期に御提示をしたいと思います。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

佐世保市との「西九州させば広域都市圏連携協約書」これは表紙でございますけども、その契約書のコピーでございます。本町は平成30年12月議会で、このことを承認いたしまして、31年の1月にまず11市町で発足式がっております。そして協約書が交わされたわけでございますけども、この協約書は画面には出しておりませんが6条からなっております。平成31年4月1日から施行ということで現在は佐々町が加わって12市町で構成されているところでございます。

それでちょっと再質問に入りますけども、事業の進捗状況ということで、非常にコロナがあったわけですがスムーズにいったような答弁でありました。安心しているわけですが、ただですね最初町長がおっしゃった事業の中で21の事業で出発したということでございますけども、これは広報はさみの4月号。まずこの中で17の事業から入っているわけですね。

それでそのあたりのあれは、そのあと追加があったものと思いますけども、そのあたりの経緯をまず教えてください。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

当時の広報紙に書いてありますけども、17の事業の項目を書いてありますけど、そこをちょ

っとよく見ていただければ、表題のところにそのほかに4つ。クルーズ船の入港体制の整備とか、IRの誘致、名切地区再整備、俵ヶ浦半島開発以外に17の事業ということで、それを入れると21事業ということで、協定自体はその四つも入っているということで御理解をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

そここのところは理解いたしました。それで、この中での成果ということでございますけども、さっきサポーターについては移住についての効果があったとか、それから図書館の返却そういったことで効果があったと。それから病児・病後児だったですかね、こういったものでもよかったというふうなことで聞いておりますが。

コロナ禍でまず非常にいわゆるこの加盟している域内、市町間で中間評価というのをされているわけですよ。管理の団体の中で。それでこれが中間評価というふうなかたちで入っているわけですが、特によかったというのが5段階評価でしてあるわけですが、図書館相互レベルアップというのが3.8というふうなことで。これは何かといいますと、恐らく職員さんの研修とか講習会の共同開催ということになるかと思えます。

それからあとよかったのが、さっき言われた広域圏サポーターの創出。これも3.8と。5段階の中の3.8ということでございますので、ちょっとこのあたりの概要を教えてください。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

議員おっしゃるように中間評価というのを令和3年度に行っております。ですので、この対象となるのが令和元年、令和2年の状況に対しての評価ということで、それぞれの事業について5段階評価を行っております。各参画の市町が参画している事業について、1から5のうちどの評価になりますかということで、先ほど3.8とか3.5とか言われた分については、その参画したその市町の合計で平均値ということで評価の数字が表れております。

その中で今言われた部分もあるのですが、波佐見町が4以上の評価をつけている分。先ほど言われた部分は、波佐見町は3とかつけているけど、よその市町がもっと高くつけているので数値が3.8とかになっている部分もあります。

うちが4以上をつけているのが共同物産展の開催、あとこれは病児・病後児保育室の利用に関する連携。あとオープンデータ利活用の推進に係る取り組み。あと広域圏サポーターの創出。これは言われたとおりですね。移住定住連携窓口の広域圏活用ということで、この分が本町で4以上の評価をつけている分ということになります。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

そうしますとまず一番最初の共同物産展の開催というのは全体で3.8という評価なのです。5段階中ですね。本町は4というようなことで、これは主な成果としてどういうことがあったのか。これをまずお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

この共同物産展については、主に佐世保の駅裏で開催されております広圏（西九州させぼ広域都市圏）の「かっちえて佐世保」ですかね。そこに連携の全市町が参加して物産展を行っております、なかなか佐世保での物産展というのは単独でもあまり近すぎてしないというのがありますけども。

そういった中でブースを出して、そういった特産品の販売とかいろんな連携がこのイベントを通じてできたということで、原課としては5の評価をされております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

先ほど挙手をされた教育次長はいかがでしょうか。図書館のことについてです。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

教育委員会関係は図書館相互レベルアップ事業ということで、こちらにつきましては図書館の職員の毎年1回共同して、そういう研修会を開いておりますので、その研修会に参加できるということで職員のレベルアップが図られているということでございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

そうしますと逆にちょっと私は意外と思ったのが、低いほうの意外ですね。と思いましたが、この中で大学等の共同ですね。大学等との連携。

これはかなりやっておられるような気がしたのですが、まだそこまでいってないというふうなところかと思うのですが。それと人事交流制度における職員のスキルアップ。これも全体の評価が1.7ということで。情報通信インフラの共同利用これも2.2と。これは全体のグループですけども意外と低いのですね。このあたりはどんな理由でしょう。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

まず大学との連携については全体の評価が2.3ということで、ただ本町は3の評価をいたしております。ただこの大学と連携、本庁のほうもいろいろな大学と包括連携協議を行って締結をしておりますけども、これは広域圏でやるというより、やっぱりそれぞれの市町の独自の判断で行う部分が多いので、連携する部分ではそこまで効果、この事業を使うまでの効果がなかったというようなところだというふうに思っております。

あと人事交流制度による職員のスキルアップということで、これについても全体の評価1.7ということで低いのですけども、この分析の中では各市町のマッチングが合えば交流は可能となるよう調整するというので、特にこのこういった職員のスキルアップについては町村会の事業のほうでやられている部分も多いので、この連携の部分の役割というのがそこまで高くなかったというようなことだというふうに考えております。

あと、ほかの部分についてはまたちょっと後ほど回答したいと思います。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

あと残っていますのが、情報通信インフラの共同利用ですね。これについて後でお願いします。

それで、こういうふう指定現在30の事業でされているわけですが、今後解除される事業はないということですが新たに参画する事業。まだ事業は46ほどありますので、余裕があるわけですね。そしてその中でも例えば平戸城の改修とか、それから漁業関係とか、それから海上交通関係とか。こういったものはもう不要だと思いますので残された中で、私なりにこれはいいなど、ぜひやってもらいたいというのがあるわけですが、まず一つずつ申し上げます。

まずですね農水産物と特産品販売拡大の事業というのがあります。それから工業団地の造成・企業誘致の推進。それから地域医療の確保に関する取り組み、そして在宅医療介護連携推進。こういった事業が私なりに、今後の連携として必要じゃないかと思うわけですが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

今言われた部分で農水産物等特産品販路拡大ですけども、これがどうしても組織的なものがある、例えば農協さんが県央農協ということで出荷のほうを大体農協を通じてされている部分があるのですよね。あと管轄が県央振興局、県北振興であるんですけども、組織的に県央は県央地区でという農家の出荷の部分があるんですけど、そのあたりちょっと連携がいかない部分がある、その分を補うためにほかの共同物産展の開催とかそういった部分では、うちの農産物とかも出したりしているんですけど、ちょっと以上のような理由でできないようになっています。

ちょっと今後、検討していく部分もあるかと思しますので。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかのところはいいですか。

商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

工業団地造成と企業誘致の推進に関する部分につきましては、工業団地について今のところ町内に造成するというふうな予定はございません。企業誘致に関しましても広域で連携するというよりは、長崎県産業振興財団との連携を深めながら、そちらのほうで誘致の案件とか、そういったものがありましたら連携を図ってやっていこうというふうに考えておりますので、特に今のところは佐世保との広域連携の中に頼る部分のところではないのかなというふうな判断をしております。以上です。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

地域医療の確保に関する取り組みについては、佐世保市のほうからもアプローチは受けているところです。佐世保市が佐世保市医師会に委託をしている事業がありまして、その中に連携事業のほうも取り組まれているような状況だとお聞きしております。

特に市立病院を持ってらっしゃる市が中心で、同じ課題、医師不足とか看護師不足ですね。そういった課題を共有されており、あるいは入院施設がない佐々町などが佐世保市への依存度が高いため、こういう地域医療の確保というところで、まとまっていらっしゃるような状況です。

本町ですね。先ほど農林関係もございましたけれども、医療圏のほうは県央地域となっております。特に医療となると医師会の協力が必要になるのですが、医師会は郡の医師会というところになりますと川棚、波佐見はどちらかという佐世保にも近いのですが、東彼杵町は大村に近いということもあって、こういったお話があるとちょっとそこのまとまるのが難しい部分がございます。

今日も会議があっているようなのですけれども、一応今はオブザーバーというかたちで会議は参加をしているところです。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

この質問に入る前の検証事業で、情報通信インフラの共同利用の件で評価の件でございます。

前年度まで総務課のほうで電算のほう対応しておりましたので、私のほうから御回答させていただきます。波佐見町の評価は3でございます。一方で全体の評価が2.2ということでございます。情報インフラで今回想定したのは自治体クラウドということで、共同利用ができないかということで当初想定しておりました。御存じのとおり今、国が標準化の動きを進めておりますので、どうしても国の動向を見てからということが各自治体、参加自治体の動向ではなかったかなと思います。そのため総じて動きが低調だったので、評価が低かったものというふうに判断しております。以上です。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

お尋ねありました在宅医療介護連携推進事業につきましては、地域支援事業に位置づけて、切れ目のない在宅医療と介護の供給体制を構築するための事業でございますが、当時話をされたときに、佐世保との連携となると波佐見がちょっと離れているということで、佐世保と連携する場合一番端になって、その恩恵が享受しづらいというところがあった部分と、保健所などからも地域にも根づいた単位での実施を進められたため、昔からつながりがあった東彼三町で郡の東彼杵郡の医師会に委託をいたしまして、今在宅医療介護連携支援センターたんぼぼとして医療介護連携の実施をしているところです。

今後とも研究は続けたいと思いますが、三町で実施をしていくことを基本として、研究をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

それぞれ行政の大きな行政の囲みといいますか。それがちょっと今分かった気はするのですが、ただいろいろ今私あげました中には東彼三町がどこも入っておられないというふうなところが。そういった縦割り行政と申しますか、県の管轄の問題というふうなことが入ってくるのかなと思っているのですけどね。そのあたりはやはりある程度は打破していかないといけないところもあるのではなかろうかと思っております。

農水産物関係にして言えば先ほど協同物産ですか、これが3.8と非常に高い評価を受けていますので、同じようなことからすればいいかなと思ったのですけども、そういうふうなことで。ただですね川棚はこれに入っておられるのですよね。水産があるからでしょうか。

そういったところで、いろいろ課題はあるでしょうけども、農水産物にしる、それから工業団地はちょっと置きまして、地域の医療にしまししても、在宅医療にしましても、一番近所ですよね、佐世保市は。そういったことから非常にいい効果が、あと成果が出るのではなかろうかというふうに思っておりますので、ひとつこの目的、趣旨に沿って今後進めて。また次の6年度から次の事業が始まるというふうなこともありますので、積極的に連携のほうを進めていただければというふうに思っております。

これについて町長。恐らく最初から企画の段階から入っておられていたと思いますけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

ちょうど私が企画財政課長をしているときに、連携の話がございまして締結まで至ったところでございます。

議員おっしゃるとおり連携すべき事業があれば、してまいりたいというふうに思いますが、ただ連携が多ければ多いただけ労が多くて身が少ないという状況であればただ負担だけが増えて、職員もただ徒労に終わるということもございます。

そういったこともよく考えながら当時判断がなされているものと思いますので、社会情勢、刻々と変わりますのでその情勢に合わせたところで、非常にうちにとって波佐見町にとって、有意義だということであれば、そういった連携も含めて検討はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

続きまして2番の副町長の選任についてに移りたいと思います。

これは町長室の隣にあります副町長室でございます。まだ空席となっております非常に寂しい感じがいたすわけですが、ここに1日も早い副町長が着席されることを願ひまして以下質問をさせていただきます。

今町の話は二、三人に寄りますと、役場庁舎がいつ完成しいつから執務をするのかという

ふうなこととか、もう一つが副町長の選任はいつになるのかと。なぜ不在のままなのかということでも話題が付きません。そういったことで町民の皆様の関心も非常に高いものがあります。

そういったことで再質問に入るわけでございますけども、自治法の161条には副知事、副市町村長の設置及びその定数としまして、市町村に副市町村長を置くと。ただし条例で置かないことができるというふうになっておりますが、市町村に副市長を置くということでございますけども、これは私副町長を置かなければならないと理解するわけですが、町長はどう思われますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

私もそのとおりだというふうに理解をしております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

そのとおりということですのでよろしいかと思えます。安心しました。それで副町長不在による町政への影響はないかというふうなことで、具体的には答弁がありませんでしたので、ちょうど自治法の167条の1項に副町長の職務としまして、ルールをあげてあるわけですね。

まずその中で町長を補佐するというのがあります。「町長を補佐して」ですね。それで自治法の中から町長の職務の中から以下尋ねていきたいと思えますけども、まず今申しました町長を補佐してということについて、町長の補佐役としての副町長不在による影響はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かに副町長がないことによって不具合といいますか、今感じているのはちょうど年度末、年度はじめにおいては各種団体、各種組合からの総会等の御案内がございますが、そういったものについて私が出席できない場合については副町長にお願いをするところがございますけれども、副町長不在のためにそういった町長あるいは副町長が出席できない。その代わり担当課長には出席を願っているところがございますけれども、特に一つの課に限っては連日連夜その総会に会合に出席をしなくてはならないというような業務が重なるような事態が出ているところは事実でございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

今のことは後で聞く予定にしておりましたけども、一応まずそれがあげられるということですね。

それから次に、長の命を受け政策及び企画をつかさどるというのがあります。政策企画という重要な役割を担うわけでございますけども、これは課長と町長との例えば2人か3人だけの政策企画より副町長を入れてもらったほうが、もっとよりよいものになるわけですね。

もう例えば2人だけだとどうしてももう過去のあれとか、新たなものを発生、そういうふう

な考え方ができないとか、そういったことも考えられます。三人寄れば文殊の知恵というふうなことわざもあります。

そして以前は、収入役という制度もありまして町長、助役、収入役ということで3人がおられましたので、仮に今で言う副町長ですか、助役が不在でも収入役が代わってされたということも考えられますけども今はもうとにかく2人だけですから。

どちらかが副町長が不在なら、もう町長がそのあたりのことは担うというふうな格好になるわけですけども、そういったことを考えればなおさら副町長は早く置くべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりですね早く私も配置をしたいと、置きたいというふうに思っております。ただどうしても私が望む適任者といえますか、あるいは周りからの推薦いただくいろんな方。そういったものの折り合いの中でベストな人選をしていきたいと思っておりますので、現在まで至っていないというのが現状でございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

3番目としまして職員の担任する事務を監督するというようなのがあります。これはもう副町長の仕事としての事務監督ですね。それが管理職をはじめとします職員との関係。

これはちょっと恐らく課長、それから職員も何も言われなくてもいいかもしれませんが、いきなりもう町長と接しなければいけないと。間に副町長というクッションがないわけですよ。だからそういったことが、恐らく皆さんの思いにはあるのではなかろうかと思っておりますけども。町長といわゆる職員との間に立つ、管理職を含めた職員との間に立つ副町長。このあたりの存在はどう考えられますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

私も副町長経験しておりましたので申し上げますと、やはり職員の悩みだったり、それ職務上のであったり、プライベートも若干ありますけどもそういった内容については、直接課長に言いにくい部分については副町長に相談をして、あたってというふうな事例もございます。

ですから今の場合なかなか課長に相談がしにくい。だからといって町長にすぐに相談に行くというふうなことは難しいと考える職員もいるかと思っておりますけれども、朝礼とかいろいろ職員が集まった中で、とにかく職員の悩み事についてはいろいろあればとにかく課長でもいいし、直接私の町長室でもいいから常にオープンにしているから相談をしてくれと。とにかく働きやすい職場をつくろうということは常々申しておりますので、そういったものに努めながら職員間との連携をうまくやっていきたいというふうに思います。

その分副町長がない分、担当課長の任が重くなっておりますけれども、その分は申し訳ないと思っておりますが、一刻も早い選任に向けて努力をしてまいりたいというふうに思いま

す。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

それから4番目に町長の職務を代理するというふうな業務があります。これは副町長が不在ということで、決裁等の遅延はないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かに私が長期出張、長期出張といっても1泊2日でございますのでほとんどないのですが、若干の一、二日の遅れはありますけれども努めて決裁は行っております。出張で帰ってきた場合は朝でも夜でも決裁しておりますし、あるいは緊急の場合については代決という処理がございますので、そういった処理によって事務に遅滞がないように進めているところでございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

いろいろ努力されて、そのあたりのカバーはされているかと思えますけれども、波佐見町役場事務専決規程というのがありまして、第5条に副町長の専決事項があります。21の項目がありまして副町長が不在ということが続いておりますが、これは現在町長が全部軽易なものを決裁されていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

専決規定にあるようなことですね。これはどれでも簡単と、低位などは申しませんが、やはり副町長に任せていい事務。これについてはやはり副町長にやってもらって、町長はもっと重要な案件とかそれから対外的なことに時間を割くべきだろうと思います。

軽微な事案は副町長が専決、そして町長不在の場合は町長不在で、緊急な場合は副町長が代決をして、そして先に進めると。こういったことが理想じゃないかと思えますけれども、町長いかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

本当におっしゃるとおりです。事務の遅滞は町政の遅滞につながりますし、町民の福祉の向上にも直接ダイレクトにつながる部分もございますので、遅滞なく事務を進めるためには、やはり副町長は一刻も早く選任したいと私も思うところでございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

先ほど最初のときに答弁されましたけども、介護＝あい＝イベントですね。こういったときに町長への出席要請はもうものすごく多岐に渡るかと思えます。さっきのお話のとおり答弁のとおり、同日、同時間もあり得ますし、それからコロナが完全に回復すればその件数ももっと増えて調整も難しいことが多くなって、調整が厳しくなるというふうなことで、失礼をしなくちゃいけない向きもあろうかと思っております。

そういったことも含めまして、ぜひというふうに思うわけですが、それはもう先ほどおっしゃった答弁にあったとおりですが。

もう一つ町長が海外出張等あるいは病気は滅多なことされないでしょうけども病気等で不在が考えられるわけですね。その際の町長の職務代理はどうされますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

現状で言えば副町長が不在でございますので、総務課長を職務代理者として指名するということになろうかというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

そういったところはずっとちゃんと準備はされているかと思えますけども、あと専任の遅延ということでありましたのですけども、これも町のうわさとして聞いてください。町長は長年、町の職員として勤務されてきたと。だからさらに副町長も経験されて町政のことは熟知している。そういったことで、副町長の必要性を感じられる度合いが薄いのではないかと、そういった声もあるわけですが、そのあたりはどう思っておられますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

人のうわさに何とかは建てられないと言いますけれども、それはあくまでもうわさであって、私は副町長の必要性は十分に感じております。そういった中で、そう感じているからこそ非常に悩んで、なかなか選任に至っていないという状況もありますので、その点は御理解いただいて。そういったうわさがあれば、そうじゃないのだよということを広く皆さんにお伝えいただければと強く願うものでございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

今の答弁を聞いて安心をいたしましたけども、ずっと今申しましたとおり課題が、副町長が不在ということでの課題が山積しているわけですね。だから町長もそれぞれ人選から、それから他機関との調整とか、そういったことはされているかと思うのですけども、とにかくまだ9か月ということで今後、場合によっては町政に大きな影響が出る可能性もあるわけですよ。

だから、そのところはもう仕方ないでは済まされませんので、ぜひ1日も早い選任を望むわけですが、最後選任時期はまだ特に時期的には、具体的には申されませんでしたけど、何か腹案はございますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

時期を明確に確かにいたしませんでしたが、本当に私も早く副町長にはついてもらいたいと思っておりますし、今後進めなくてはならない自治体DXであるなど、あるいは町の抱える様々な問題。これについてはやはり副町長が必要だというふうに感じておりますので早急に選任はしたいと思っております。

いろいろ御意見を申しますとそれじゃ駄目だ、こいつがいいとか。いろいろ意見が入ってくるわけですが、そういった皆様の意見も聞きながら私の考えとすり合わせながら適任者を早急に。なるべく早い時期に選任したいと思っておりますが、いつまでというふうな確約はなかなかできませんけれども、せつかく新庁舎が来年1月4日に開庁しますので、可能であればそれまでにはというふうな思いは強くあります。

ただしこれは確約できるものでございませぬが、そういう強い思いがあるということは御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今まで9か月の間、もうそれ以上かもしれないけれども、いろいろあたられたり考えられたりしたかと思っておりますけれども、その数言えたら教えてください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

その点はちょっと御勘弁をいただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

昨年の9月22日に町長が就任されまして、もう間もなく1年を迎えます。次の9月議会このときに、選任の議決ができればいいわけですが、その前ではもっと結構なことなのですが、できれば本当は早く副町長不在のマイナスということはもう重々おわかりかと思っておりますので、1日も早い選任をしていただきたいというふうに思っております。

波佐見町にはやはり有能な人物がおられるはずで、ふさわしい人がおられるはずですから、再度そのあたりの町長の決意をお願いしたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

町政がスムーズにしかも目指すべき方向に進むように、副町長の選任につきましては、可能な限り早い時期に皆様方に御提案をするように努力することをお誓い申し上げます。以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で12番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分より再開します。

午後2時20分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は3番 澤田昭則議員。

○3番（澤田昭則君）

皆さんこんにちは。

それでは、通告書に従って一般質問を行います。

1. 第6次波佐見町総合計画 前期基本計画（第11次）について

令和5年度から10年間の計画として、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、町民の暮らしを持続可能な形で支える指針として本計画が策定された。

そこで、次のことを問う。

（1）都市公園の有効活用を推進されるが、やきもの公園芝生広場を屋根つきの多目的広場として、陶器まつり等の各種イベント時における町民や観光客の日除け、雨除けなどにも利用できる憩いの場として整備はできないか。

（2）町営住宅小石原団地の計画的な建て替えは、どのような計画で進められるのか。

（3）有償ボランティア実施団体の育成及び生活支援体制の推進と構築は、どのように取り組まれるのか。

（4）西九州新幹線が開通したことに伴い、本町でも通勤通学等における利用の拡大となっている。

定期券を購入する利用者に対して何らかの助成はできないか。

（5）令和4年度に物価高騰対策による経済的負担の軽減支援の一環として執行された「学生等臨時応援商品券支給事業」は今年度、どのような計画の予定か。

2. 波佐見陶器まつりについて

今年のゴールデンウィークの来訪者数を示す「おでかけ指数」によると、本町は、九州・沖縄・山口の市町村中「波佐見陶器まつり」が寄与し、2年連続トップとなった。

期間中の4月30日においては、交通渋滞や駐車場の満車、またシャトルバスが運行できないなどの多くの来場者に影響を及ぼした。

駐車場不足の対策として、総合文化会館の駐車場を開放できないか。また渋滞の影響によりシャトルバスが遅れた場合に、乗降者場所付近に子供向けの遊具等を一時的に設置できないか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

3番 澤田昭則議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 第6次波佐見町総合計画 前期基本計画（第11次）について

(1) やきもの公園芝生広場を屋根つきの多目的広場として、各種イベント時における日除け雨除けなどにも利用できる憩いの場として整備できないか、とのお尋ねですが、前回の一般質問も質問でも申しましたが、やきもの公園は都市公園として、一連の目的を持って整備されたものです。

この公園を整備するにあたっては、やきもの公園デザイン検討委員会を設置し、陶磁器デザイナーの森正洋氏を会長として、各方面からの指導、助言のもと屋外博物館をイメージして整備されたものでありますので、その点も考慮すべきものであると考えます。

また常設の屋根つき多目的広場ということになれば多額な費用を要しますし、今後の維持管理においても多額の費用が予想されます。

本町では公共施設等総合管理計画において建築物、建物系の公共施設の更新費用については年間平均約6.4億円かかると予想しています。このため既存施設の機能改修、施設の在り方について検討していくとしており、その中には長寿命化や施設の統合等が示されていることから当面は常設の屋根つき多目的広場の整備は厳しいものと思われまます。

(2) 町営住宅小石原団地の計画的な建て替えは、どのような計画で進められるのかとのお尋ねですが、町営住宅小石原団地については現在保有する町営住宅の中で建築年数が最も古く、昭和44年から昭和46年にかけて建築されたものであります。

耐用年数についても既に経過していることから建て替えの必要性については認識しているところです。また現在、波佐見町公営住宅長寿命化計画を策定しており、この計画をもとにした今後の公営住宅の在り方についての指針では、小石原住宅については建て替えの方向で位置づけしているところです。

一方で以前の御質問でも申しましたが、建て替えを実施した場合には現在の家賃と比較すると大幅な上昇が見込まれます。このため入居されている方の中には、現状維持を望まれている方もおられることも承知しています。

このようなことから、まずは現在入居されている皆様の御意見を伺い、事業の進捗を検討すべきものと考えています。

(3) 有償ボランティア実施団体の育成及び生活支援体制の推進と構築は、というお尋ねですが、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに介護需要の増加が見込まれていますが、あわせて人口減少による介護の担い手不足も見込まれており、介護予防の充実や生活支援体制整備いわゆる住民同士の支え合いが今後より重要となってまいります。

そこで本町では2名の生活支援コーディネーターを配置し、町民の皆様とともに勉強会などを重ねながら、有償ボランティアを初めとする生活支援体制の整備を行ってまいりました。

現在は有償ボランティアとして中尾郷、井石郷、皿山郷、協和郷の計4団体が活動されており、居場所としましては「雀のお宿」「楽しか農」協和郷の「協和はよんなっせ」と、3団体で実施していただいているところです。

さらに町内に広めるために自治会町会や老人クラブなどをはじめとして、各地区の集まりなど機会を見て参加させていただき、これからの少子高齢化の進行、支え合いの重要性について

周知をさせていただいているところです。

また現在活動されている団体については、勉強会をはじめ視察研修や情報交換会などにより、他団体と交流し情報共有や不安感の解消を図りながら、よりよい活動ができるよう支援しているところです。

町といたしましても、今後とも町民の方が住みなれた地域で健康で自分らしい暮らしを続けられるよう生活支援体制の充実を図ってまいります。

(4) 西九州新幹線が開通したことに伴い、本町でも通勤通学等に定期券を購入する利用者に対して助成はできないか、とのお尋ねですが、西九州新幹線開業に伴い本町在住者が嬉野温泉駅から新幹線を利用して通勤通学する行き先は、主に長崎市及び佐賀市、福岡市を想定します。

2020年国勢調査によれば本町から長崎市への通勤者は34人であり、通学者は8人です。また佐賀市への通勤者は22人、通学者は6人。さらに福岡市への通勤者は7人、通学者は10人となっています。

その全ての人が新幹線での通勤通学に適用されるかは不明ですが、町外への通勤通学者数が全体で3,655人いらっしゃる中、それら3種への通勤通学者数が占める割合は2.3%となります。

該当する通勤通学者にとって助成金制度があれば便利になるとは思いますが、交付対象者が少ないこと、あるいは従前の通勤通学方法がJR在来線やバス、自家用車であって新たに新幹線を利用することで負担が大きくなるのか。助成することで事業効果が高いものなのかを検証する必要があります。

一方で本町を居住拠点として新幹線を利用して通勤できるメリットを見いだすなど、移住施策の推進につながる可能性もあります。他市町も移住施策に取り入れているところもありますので、この点については今後研究していきたいと考えています。

大きな2. 波佐見陶器まつりについて

駐車場不足の対策として総合文化会館の駐車場を開放できないか。渋滞の影響によりシャトルバスが遅れた場合に、乗降場付近に子供向けの遊具等を一時的に設置できないかとお尋ねですが、波佐見陶器まつりにつきましては期間中悪天候もありましたが、報道にもあったとおり多くのお客様にお越しいただき盛況のうちに終了することができました。一方で議員御指摘のとおり、雨天時の駐車場不足やそれに起因する交通渋滞等課題も改めて顕在化したものと思います。

そこで駐車場不足の対策として、総合文化会館の駐車場を開放できないかとお尋ねですが、総合文化会館や体育センターの駐車場は、陶器まつりの駐車場として例年借用されていましたが、今年の陶器まつりにおいて期間中駐車台数が少なかったために、費用対効果の観点からシャトルバスの運行を、大型駐車場から陶器まつり会場間に集約するなどの見直しが行われたために今回駐車場として利用されませんでした。

今回の駐車場不足や交通渋滞の状況を勘案し、総合文化会館や体育センターの駐車場の活用

について前回同様あらかじめ駐車場として活用するのか、陶器まつり協会と協議を進めていきたいと思えます。

次に渋滞の影響によりシャトルバスが遅れた場合に、乗降場所付近に子供向けの遊具等を一時的に設置できないかとお尋ねですが、シャトルバスの乗降場所については、周辺に十分な空きスペースの確保が難しく、多くの人で混雑し車両が通行する場所に隣接していることもあり、お子様の安全性確保の観点から遊具等の設置は難しいと考えています。

ただしシャトルバスの待ち時間も最長1時間程度あったということも聞いておりますし、またシャトルバスに乗車せず、大型バス駐車場から会場まで歩くお客様も多数いらっしゃったことから、渋滞緩和対策とあわせシャトルバスの待ち時間解消の対策についても、今後陶器まつり協会と協議を行ってまいりたいと思えます。

そのほかの質問については教育委員会から答弁がござります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 第6次波佐見町総合計画 前期基本計画（第11次）について

（5）令和4年度に物価高騰対策による経済的負担の軽減支援の一環として執行された「学生等臨時応援商品券支給事業」は今年度どのような計画の予定かとお尋ねでございますが、令和3年度、4年度と2年続けて実施しました「学生等臨時応援商品券支給事業」ですが令和3年度は297名、令和4年度は高校生にも対象を拡大し657名の方に御利用いただきました。これはコロナ禍により、高校生や大学生の経済的に苦しい状況を少しでも支援したいとの思いから始めた事業です。

今年度はコロナも落ちつきを見せ、バイトなどコロナ前に戻っている状況とも思われますので、現在のところ実施する予定はござりません。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

質問事項1の（1）について再質問を行いますけれども、その前に波佐見町総合計画というのを各家庭に先日配られました。これは概要版と書いてありまして中身は、取り組む内容とかは書かれておりません。タイトルが多いような内容ですけれども、私たちがもらっているのはもう具体的な内容まで書いてありましたので、今回質問事項にちょっと5点ほど挙げさせてもらっております。

最初の（1）です。私何回もこのやきもの公園に関してちょっと質問しておりますけれども、ちょっとしつこいかなと思えますけど。このやきもの公園の利用というのが年々というか、もう日々多いような感じがしております。先日も観光協会の総会に行きまして、波佐見町に観光客で来られる方が令和4年度ではもう97万人だったということ、陶芸の館の入場者数も16万9,000人と17万人近い方が来られております。

さらにこれに陶器まつりに来られる方の数を入れますと、もう50万人近い方がやきもの公園

の中に入って何らかの利用をしていると思います。その中で先ほど町長答弁にもありましたように、この都市公園のやきもの公園に関してはそういうデザイン性を構築したような公園だということは分かりますけども、実際に公園が企画されたのは昭和62年と書いてありました。

それから月日が40年たって公園という機能を考えたときに、変えるところは変えないといけないのではないかなとは思いますが。特にもう今観光に波佐見町力入れておりますので、ああいいう芝生広場を陶器まつりの会場として使われるときにはレンガ貼りの会場と芝生の会場とかなり雨天のときなんか困られると思いますけども、そのあたりに関してまだ考えはちょっと変更するようなお考えないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

やきもの公園の内容につきましてですけども、先ほど町長が答弁で申しましたけれども公園自体の通常の公園とまた一線引いたかたちでの違う公園というふうな御理解をやはりしていただきたい。やきもの公園についてはですね。

ですので、現状においては40年たったからということでありましてですけども、そうではなくてこれ残すべき公園というふうな理解をしていただきたいと思っておりますので、現状においては今のところそのままいきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

この総合計画にも書いてあるのですが、町民の憩いの場としての利用と観光資源としての利用と並行して、有効活用してこれからも進めていくって書かれていますので。もうやきもの公園をそういう何というか、町民が憩いの場に使うのではなくて、そういうイベント的な広場で使うということであれば何の問題もないのですが、並行して考えていくなれば半分は町民が使ってもらう。半分は観光客がいろんなイベントで来場してもらおうという両方を並行した場合には、何らかの対応をしないといけないと思うのです。町民に対しても。

ひさしはない、雨よけもない、座るベンチもない。それを公園として言えるのか。逆にもう公園という言葉を取ってやきもの広場とか変えてしまえば商工観光課的な考えで運べると思うのですが、建設課が都市公園として利用される場合は、もうその考えがやっぱり一本化していくと思うのですが、そのあたり町長はどう思われますか。今後考えておられる波佐見町としての中で。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

都市公園は都市公園としての機能あるいはその目的があって設置されたものでございますので、その目的に沿った活用がなされるべきだというふうに思います。

一方今おっしゃるとおり昭和62年ですか。ちょうど私も担当しました。当初ちょうどやきものデザイン検討委員会、私が主にお話をさせてもらって森先生たちと喧々諤々やった記憶もございます。

時代に合った変更も必要だというふうに思いますが、ただおっしゃったように都市公園を都市広場、やきもの広場というふうに都市公園から除外することは非常に厳しいです、これは。というのは都市公園として地方交付税をずっともらっているわけですよ。その管理上。算定に入っているわけですね、地方交付税の中にですね。

そういったことを考えれば、一気に都市公園から除外するということはまずできません。用途変更も今の状況でかなり難しいものがございます。で、あれば先ほどおっしゃった用途といますか、ある程度の改修、改造というのはできる範囲はあろうかと思いますが、今直ちにそれが必要かといえは今は若干厳しいと。

おっしゃることはよく分かります。陶器まつりがあって雨が降ればあの出店されている周りは水浸しになって利用がしにくいとか、買物客が全く寄っていらっしやらないと。しかしそういった条件のもとで出店をされているところでございますので、何らかの改善策は必要と思いますが、今すぐに雨天のそういった施設をつくることは、今はちょっと難しいというふうにとらえております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。それとですね参考までに3月4日、5日アウトドア事業として「HASAMI Outdoor FESTA」ということも、イベントとして2日間行われたと先日の観光協会でもお聞きしまして1,900の方が来られたということなのですけども、まさにこのイベントをすることによって波佐見町はかなりリードされて、PRも上手でありますし、どんどんどんどんそういうイベントが開催されると思います。

昨日も同僚議員の岡村達馬議員が言われていました観光的な話の中で、観光に関してはやっぱり女性の意見が一番重要であるということです。では女性の人が屋外で何時間もいるときに、ひさしもない雨避けもないようなところで公園として、滞在時間を延ばそうというときに、そういうのがやっぱり必要だと思うのですよ。

だから臨時的でもリースでも何でもいいですけども、ベンチがあったりそういう日除けの場所があったりというのは可能ではないのでしょうか。

○議長（百武辰美君）

時間を止めてください。建設課長どうぞ。

○建設課長（本山征一郎君）

すいません今の内容ですけれども今のお話は常時のお話ですか。それとも陶器まつりとか、イベントの時にということですか。

○3番（澤田昭則君）

陶器まつりでそういうベンチとか、日よけの施設を置くことができないのか。

○議長（百武辰美君）

時間を戻してください。建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

はい。今おっしゃった単発、イベント時に設置ですね。臨時的にですね。そこについては我々がその許可を出す側でありますけれども、そこに禁止をしているわけではございません。そのイベント出される方の責任を持って、対応される分にはそこあたり我々は柔軟に対応していると思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。とにかくちょっと何回も言いますけども、本当やきもの公園は波佐見町に来られて一番最初に寄られる場所だと思います。特にやっぱり印象よく波佐見町のここに来たら、いろんな情報が入られるとか。いいスタートを切った観光の出発点になると思いますので、今後ともやっぱりやきもの公園を有効活用するという、この総合計画には載っておりますので、いろんな角度で研究していただきたいと思っておりますけど町長いかがな考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、ある施設は有効に活用して町の交流人口あるいは関係人口の増大につなげて、いきたいというふうに考えています。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

是非よろしくをお願いします。

それでは（2）の小石原団地のほうに質問を行います。こちらの質問も以前も町営、公営住宅に関して質問させていただきましたけど、この小石原団地の総合計画に明記されておりましたので、建て替えをするということ。

あと目標数値が令和9年度に40%の進捗でいくというようなことを書かれておりますけども、このような計画でいかれるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

基本計画の中に確かに住環境の部分でそのような記載をしております。で、町長の答弁にもありましたように、年数としては波佐見町が保有しています住宅の中で最も古いわけですので、これについてはやはり建て替えの方向では考えております。

ただ実際問題として今住まわれている方たちの御意見等も聞きながらということでも答弁させてもらっておりますので、今後どのようなかたちがいいのかというのを踏まえたアンケートも実施をする予定でしております。

これにつきまして、このアンケートは長寿命化計画ということで今後進めていく中でのアンケートで、今後どのようなものを望みますかとか。そういったものを考えて、質問したい、御意見を聴取したいと思っておりますので、そういった意見を踏まえて改めて方向性を出したいなというふうに思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それでは町が管理している町営団地ですか。住宅が10戸ありますけども、調べましたら七戸ほどはもう昭和時代に造られているもので、あとの折敷瀬と山崎と鹿山さんが、平成になって新しく出来ているというかたちになるのですけども、今回この総合計画に小石原団地を載せられたということは、もうちょっと古い順番だという考えでよろしいでしょうか。

それとなぜかなり計画が遅れたのかなど。本当であればもう10年、15年前に住宅の建て替えの話をしてよかったですのではないかなと思うのですが、遅れた理由みたいなのが何かありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

まず、さきにおっしゃられた順番の話ですけれども、これはもう今おっしゃられたとおり古い順にというところで考えておまして、一番古いのが小石原団地だったというところで、それについては問題ない。相互理解で問題無いと思っています。

ただその後言われた何でそのあとにというところについては、それまでの町営住宅は当時山崎団地を建てて、すぐ鹿山団地を建ててということでしたので次々と建てたのですよね。そうすることで、その次になってくるとやはり町の財政的な問題もございまして、それに一旦間を置いて改めて計画をしようということで、そのときはなったように記憶をしております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それではですね、いつも役場に来るときに鹿山団地を見てくるのですけども。ざっとした経費の紹介でいいのですけども、鹿山団地でどれぐらいの工事が3期か2期に分かれてしたと思いますけど、全体的にどれぐらいの費用がかかったのかをちょっと教えて下さい。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

鹿山団地の総工費というふうなかたちになりますけども、おおよそですけども大体12億円ですね。まあ五、六年ほどかけてつくっておりますが12億円です。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。かなりの費用がかかるということなのですが、今度、小石原住宅を年数かけてまた計画されていかれるのですけども、この今の時代って言うと失礼ですけど、今の時代にこれだけ民間のアパートが出来ている。町営住宅を建て替えて官で造った場合にそこに入る、住宅に入られる方が本当にいらっしゃるのかどうかとか。

この公営住宅というのは、多分申請されるときに条件があると思うのですよ。所得とかですね。そのあたりでそういうの見込んで、建て替えを進められるかどうかということで検討されていかれるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

建て替えもそういう今おっしゃったような、今後の入居の見込みですね。これは当然頭に入れながら考えに入れながら進めていきたいと思ひますし、容易に建て替えをする場合の戸数を変更というのは、実際できないというふうになっておりますので。ある程度国の承認とかも必要になってくるので。そのへんは今回の長寿命化の中での計画とあわせて検討していくように考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。その建て替えをする場合も、その何十年ぶりですので地盤を上げて、そこに安全な住宅をつくるとか。その地盤、土地があまりにも川が近くて橋が1個しかない非常にちょっと、また危険性もあるというような場所にまた再度それを50年使うような住宅をつくるのかですね。

そのあたりも多分検討課題になってくるかも知れませんが、もし以前のような40年前はやっぱり上波佐見といいますか、波佐見で上の地区は窯業会でも相当な従業員さんがいたりとかですね。若い人たちが労働されて住居を求められたので、ああいう場所にもたくさん住居の施設ビルをつくられたと思うのですよね。そういう土地の変更みたいなことも考えられるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今の住宅の移転的なお話をされたのかなというふうに理解をしますが、基本的には現在地ではないかなと思っております。というのも移転をする場合にも国の承諾が必要になります。で、その条件も今の指針等によりますと、原則今の場所というようなかたちの書き方にもなっておりますし、それに変わる場合はそれなりの理由等も出てまいります。

あと周辺のやはり状況も変わっていると思ひます。当然人口が減るとかというふうになってくると周りの状況も様変わりすると思ひますので、そういった変化もイメージしないことには簡単に意見というのは、この中では図れないものなのかなというふうに思っております。それについては十分検討といいますか、調べていかないといけないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

先ほど最初に言われたやはり今住んでいらっしゃる方の心境も考えてもいけないし、そのアンケート的などという意向を持たれているかというのを聞かれるということだったのでですけども、最終的にこの目標で書いてあれば令和9年が40%ってなっておりますけど、造るか造らないかというのは何年に分かるような感じでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

最終的に造る、造らない判断ということですが、これにつきましては現状のこの計画については、ある程度目標というふうなカタチでさせてもらっていますので。

ただ必要性があるということではあっても載せているものもありますけれども、あくまで目標ということで挙げています。ですので、このへんについてはアンケートも聞きつつというふうにしちちょっと今のところは考えておりませんので、そこの中で判断をしまして、方向性を決めるということでまずその方向性を決めた後に、ではいつ頃にしようかというふうなカタチで考えさせていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

大変長期的になるかも分かりませんし多額のお金もかかるかも分かりません。またそこに住まれる方の意向も考えないといけないという、多分大きな事業になると思いますので、ぜひ慎重に。それといろんな視点から考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に（3）の有償ボランティア実施団体に関しての再質問を行いますけども、今回この質問をしようと思ったのが先月、先々月ですか。4月に波佐見町商店振興会「ハサミックカード」の商店の総会を4年ぶりに行いまして、久しぶり商店街の人と顔を合わす機会があつてゆっくりしゃべる機会があつたのですが、その中でやっぱり年数がたつて俺は自治会長をしたよ、俺は今民生委員をやっているよということで、事業者の方もいろんな町に対して貢献をされている役の方がたくさんいらっしゃいました。

その中で有償ボランティアの話になったときに、ある方がもう提案的な事業を書いてこられて、澤田君これを絶対やってみようということでお助けチケットみたいな案を書かれているのですが。それを高齢者の方とかひとり暮らしの方とかに配って、今井石とかやっぴらっしゃる有償ボランティアの内容に近いようなことを、商店街もやってみようという声を言われたので、皆さんに問いかけたら「それはもうお互い助け合つて生きていけないといけないから、いいことね」ということで、進めようと思って今構築しております。

そのあたりでまた有償ボランティアの総合計画に書かれている内容も、現在の4から10と書かれておりましたので、その目標数を多分目がけて、目標とされてやっぴいかれると思うのですが、そのような会に僕ら商店街も入つてもよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

お持ちいただきありがとうございます。行政だけでできるものではなくて、町全体で今後とも考えていかなければいけないことと、私たちも思っております。

今ですね、自治会としてのつながりがたくさん強くございますので波佐見町はですね。自治会単位でされているところが多ございますが、商店振興会さんなどが中心になって事業者の方で、また同じような有償ボランティアというカタチでやっぴいいただけることに関しては、大変うれしく思っております。

あとは有償ボランティアとなるとですね、分かれると思いますけど10分100円などという料金で、されているところがほとんどでございまして、この生活支援体制整備事業が目指すところはですね、よくあるのがごみ出しとか電球の交換とかそういうことを言われますが、宅内の生活を支援するということが中心になってまいりますので、宅内の清掃であったり、トイレの掃除、お風呂の掃除であったり、調理ですね。そういうものを助けていただいて、できるだけ地域で長く住み続けていただくということを目標としておりますので、そこあたりを酌み取っていただいて商店振興会さんとかで取り組んでいただける分には、こちらのほうとしても喜んで協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひ実現できるように進めていきたいと思っておりますけども、現在有償ボランティアの団体が四つありますけども、何か経費的に支援されている内容があれば御紹介いただきたい。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

今ですね補助金を出しております。事務局でされる分の消耗品であるとか物品購入費、光熱費や食料費などになりますが、有償ボランティアといたしましては立ち上げ費で5万円、運営費で月額1万円となっております。昨年の実績がその有償ボランティア。協和郷はまだすいません、全額で36万1,650円の支援をさせていただいております。

有償ボランティアとか居場所等はですね、常々協議を行っておりますので、この補助金についても足りないとかそういうお声があれば、今後ともいろいろ協議をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。なかなか、本当自分もいずれ高齢者にはなっていくのですが、どうかたちでお世話になるかということで、今回この案件を提案しようと思ったときに、一つ今の状態をちょっと把握しておきたいなと思ひまして、要介護認定者数のほうをちょっと調べていただきまして、要支援の方が今年、本年度の3月31日で要支援の方が82名、要支援2の方が68名、要介護の方が217名、要介護2の方が141名、要介護3の方が100名、要介護4の方が87名、要介護5の方が49名、トータルで744名の方は介護認定を受けられて支援を受けられているということでよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

間違いございません。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それとですね波佐見町の人口も、令和5年3月31日では1万4,225名となっております、そ

の中で65歳から74歳の方が2,280名。75歳以上の方が2,411名ということで総合計画にも書かれておりましたが、高齢化の本当進む状況に入っているなということで、この計画にも高齢化社会という前に超がついておまして、超高齢化社会って書いてありましたので、かなり行政側のほうも慎重にこの時代を読まれているのだなと思っております。

今もこういうテレビで見られて、いろんなかたちでボランティア。有償ボランティア団体の内容が町民の方にも分かれたと思うのですが、今紹介されたのは、ちょっと4地区地名が書かれておまして、多分その地区は地区の方がされると思うのですよね。井石の方が南地区のお世話をするというのではないと思うのですが。

またその目標10に向かって進んでいかれて僕ら商店街は町内散らばっておりますので、どういふ地域範囲をつくっていくか分かりませんが、そのあたりのほうはそういう考えでも商店街の全町内を考えるとということでもよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

町内全域にわたってしていただけると本当に助かると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

力不足にはなるかも知れませんが、取りあえず精いっぱいやっていきたいと思っておりますので、会員の方にも伝えておきたいと思っております。

それでは次に（4）の西九州新幹線の開通に伴い、通学の補助ができないかということでお尋ねしましたが、今のところはまだちょっと検討していくというお話を聞きました。

現実うちの近所の方も長崎市内のほうに通勤をされております。とても便利になったということで、30分で長崎市内に着く。今嬉野駅の駐車場が無料だということなのですよね。また開発の途中だということで。だから大変便利だということで行かれておまして、調べましたら武雄は上限3万円、嬉野は上限2万円ということで補助をされております。

僕は一つ思ったのが、こういうもう30分で長崎市内に行けるのであれば、例えば大学生とか専門学生も長崎市内でアパートを借りなくても波佐見から通学できる。そういう状況も来年の入学前にそういう整備をつくっていけばアパートを借りないで良い。

安心して家族のもとにまた毎日帰ってこられるということで、ぜひ検討していただきたいのですが、そのあたりもう一度何かいい考えがあればお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

おっしゃるように非常に嬉野駅が近くにございますので、しかも駐車場が無料ということで長崎までが非常に近くなったのではないかなというふうに感じております。

そういう中で、まず一定数のそういった対象者の方がどのくらいいらっしゃるかは、先ほど町長答弁ではあくまで通学・通勤者のデータですので、車で行かれている方もたくさんいらっ

しゃるのではないかなと思っております。

そういう方が負担増になってまでも新幹線に乗っていかれるのかということもありますので、それはそのあたりはいろんな調査をしながら、本当にそれが必要で効果的なものかということの検証をしながら、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

本当、まだ駅が出来てもうちょっとで1年なのですけども、いろんな状況を考えられると思いますので、ぜひ助成できることは助成していただきたいなと思います。

また観光的に新幹線の利用のほうも、またぜひ商工観光を中心に考えていただきたいと思います。

次に（5）の物価高騰による臨時商品券の支給なのですけども、今回はもうできないということをおっしゃったので、商品券扱う商店街としてはちょっと寂しいなと思うのですけども、いろんなかたちで今までも支えていただいておりますので、また新たなかたちでまた町民の方を支えるのが第1なのですけども、次には地元の商店のほうも支えていただきたいのでぜひまた次の企画でお願いしたいと思います。

ここ最近、新聞等も読んでおりますと、プレミアム商品券も関連してのあれなのですけども、結構発行している自治体も増えてきておりますので、ぜひ子供たちだけでなくも住民、住んでいる方の支援も、この物価高騰プラス生活費のかなり金額が上がっております。町長もしよければまたその金のばらまきではないですけども、商品券事業によってまた地元の消費喚起ができるような、事業をできないか。ちょっとお考えをお願いします。

○議長（百武辰美君） 答弁できますか。町長。

○町長（前川芳徳君）

これまではプレミアム商品券につきましては、コロナ禍においてかなり各事業所が痛んでいるといたしますか、疲弊して購買意欲もなくなっているとか、そういったもので支援策として実施した経緯がございます。

今おっしゃるように燃料高騰であるとか、資材高騰等ですねなかなか消費意欲が上がってないという事実もあろうかと思いますが。情報によりますと確かに県内で長与町をはじめ2か町ですかね今のところプレミアム商品券を実施すると。規模的には大分小さくなっているようがございますけれども。

今まで二、三回あるいはもっと事前にもいろいろこういった商品券事業をやってきているわけですけどもそれが何も、購買意欲につながっておりますけれども、全てが経済対策になったかってそこあたりまでのあれはですね。例えば偏った方が購入されて、例えば購入されない方はほとんど購入されていないというふうなこともございますので、果たしてそれが全ての支援なのかということも検証を踏まえて、今後はやるときには十分判断の材料にさせていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。また今後お世話になると思います、よろしく申し上げます。

それとこれはもうお答えは要らないのですが、参考までに聞いていただきたいのですが、長崎市の銅座町では商店街が商品券をプレミアムとして発行しております。その差額の方を行政のほうに補助してもらって、いつも販売している商品券を普通に増額して売られているということで、もしそういうのができれば補助金の申請をお願いするかも分かりませんが、その折はよろしく申し上げます。

それでは大きな2の質問事項に入りますけども、波佐見陶器まつりについて再質問を行います。

今回書いておりました、もうちょっと具体的な内容で書いておりますけども、まず前半に「お出かけ指数」で波佐見町が2連続トップだったということで、僕もこれ新聞記事を見たときにすごいな2年連続トップということで、これは多分携帯電話のGPS位置情報で感知された数って書いてありましたけども、第2位が鹿児島県の伊仙町ですか。奄美大島の近くの。とにかくアウトドアが今ちょっとブームで、そういうかたちで行かれているという数字でした。第3位には佐賀県の有田町でした。だから有田町に波佐見町が勝っているのだということで、かなりやっぱり来客に対しての対応がよかったと思っております。

今回この内容で書いておりました、もうあの渋滞。昨日映像も流されておりましたけど、もうある町民の方もちょっと僕に電話で相談されて、「緊急事態ぞ、どうがんすつとや」ということで電話かかりました。「どうしたのですか。」って。「いや俺はもうキヤノンから歩いて行っている」って。陶器会場まで。前の方はベビーカーで乗せて降りて行っているとか。とにかくもう見動きできないような状況で、何とかならんのかとか。

あと書いておりましたとおりバスの乗り降りの場所でもかなり大混雑で先ほど言われた1時間待っているということで、ちょっと子供たちの対応でも何とかこうね。いくら子育て支援とかなんとか言っても、こういう状況をまず何とかできるような措置ができないかと言われてまして、「そうですね、ちょっとまた後でこう判断します」というかたちをとったのですが、

そのあとに自分も気づいたのですが、とにかくその以前は波佐見陶器「市」って言うていたと思うのですよ。今波佐見陶器「まつり」って言うていますが、「市」が「まつり」にいつの間にか変わっております、かなりその陶器を売るだけじゃなくてレジャーで来られているということも昨日も言われておりました。

だから、ものを売るというスペースも大事なのですが、そういう家族連れで来られたときの対応も、昨日も一般質問の中で同僚議員も言われていましたので、その対応もぜひとっていただきたいと思っておりますし、先ほど町長の答弁にもありましたとおり以前は総合公園、総合文化会館の駐車場を使っていたけれど昨年少なかったということで、ちょっと今年度の駐車場はもうやめたということで貼り紙が今年も貼ってありました。陶器まつりの駐車場ではありませんとか。

やっぱこういう言葉も書かなくてはいけないのだなあと思っておりますけども、次年度は総合

文化会館の駐車場が使われるような予定になるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

総合文化会館、体育センターの利用につきましては今回の渋滞の件もございまして、その後陶器まつり協会のほうにも来年度に向けてどういうふうなかたちで、駐車場を確保していくかというところで話をしております。

今回町長が答弁しましたとおり、総合文化会館と体育センターの駐車場につきましては、これまで利用者があまり少なかったというようなそういった経緯もありましたので、今回の実施につきましては借用を見送ったというふうな経過がありました。

渋滞が今回ひどかったということも踏まえまして、来年度また再度そういった駐車場の利用というのは当然考えていかなければいけないものだというふうに考えておりますし、そういうふうに協会等のほうとも協議を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

かなり今回のことで検証されるっていいですか、いろんな状況を考えて次年度いい方向に持っていただきたいと思います。昨日から言葉で出ておりました。あればいいとか、費用対効果とか。いろんなありますけども、とにかく経費がかかってもその人たちをとにかく安心にさせる、喜ばせるということに関しては、ぜひ投資的な経費で、やってもらいたいと思うんですけども、何の事業にでもですね。

今回も陶器まつりで実際に書いておりますけど、先ほど言ったように子供たちは焼き物買おうと来ておりません。親にただついてきているだけなので、そういうスペースもやっぱり会場内にもしっかり作って、ここは陶器を売る場所、ここはゆっくりスペースとして遊べる場所、ここは日を除ける場所、熱中症にならないような対策の場所とかですね、その売場ばかりではなくてそういう安心できる場所もぜひつくっていただきたいと思います。

特に西ノ原地区の講堂の利用のほうも、ある町民の方に聞いたら12時からしか開放されないとかいう日もあったとかいうことだったので、できたらもう朝8時とか9時から開けてもらって中で家族連れの人がそこでちょっと一時ゆっくりできるとか。子供さんは、お父さんとそこで一時遊べるとかですね。いろんなかたちを考えられてもいいので、ぜひ行政側が陶器まつりを行うわけじゃないのですけども、そういう公共物もありますので環境的に配慮できないかなと思っておりますけど、いかがお考えを持ちでしょうか。町長、お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

昨日の城後議員が数年前の事例を写真で示されたように、私もあの場所にはおりましたし、非常にいい活用方法だなというふうに思いましたし、感心をいたしたところでございます。

今年度もそういったものを活用できないかということで、利用できないかということで陶器まつり協会のほうにもちょっとお声掛けをしたのですが、もう既にいろんな計画が進行して

いてそこまで手が回らなかったというお話でございました。

おっしゃるとおり、そういったものを有効活用して、今の会場のスペース内にいろいろそういったものを設けると物理的にちょっと厳しいものがございますので、近場のそういったものを活用させていただくということは非常に有効なのかなという感じがいたします。

それから建設的な投資も必要じゃないかなということでおっしゃいましたように、一番渋滞要因になったのはとにかく中心部に集まろうとする消費者心理ですかね。それと誘導される交通指導員、指導員さんの若干の配慮といいますかそこあたりもあるのかなと。

とにかく今満車ですからということで、単純に止めて入れない。例えばもう少し先に空いていますよとか、そういった誘導があまりなされていなかったような感じもしますので、いろいろなそういった各駐車場の情報が、連携して共有できるようなシステムづくりというのにも必要なのかなと思いますし、あるいはあそこの横枕の交差点ですね。有田に行く車、右折帯が若干短こうございますので、右折しようとする車、有田に行こうとする車が四、五台つながるともう行けない、交わせないという状況もございますので、その右折帯の拡充等の研究も行いたいというふうに思います。

せっかくお越しになったお客様が、こんな祭りもう来るものか。というふうな気持ちでおられれば、せっかくの増えたお客様を逃がす、手放してしまうといいますか波佐見嫌い。逆に波佐見にはもう行くものかというふうな、そういった環境にもなりかねませんので、少しでもそういった解消を図りたいというふうに、研究検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひ前向きな検討でよろしくをお願いします。ちなみに私も湯無田に住んでおまして、陶器まつりの会場のもう朝5時半から6時ぐらいからもう状況が分かってくるのですが、湯無田でもかなり空き地といいますか、車を止められるスペースもありますので。自治会など陶器まつり実行委員会とも協議されて、空いているスペースを今のデジタルというか、スマートフォンを使っての駐車場管理などもできれば、そういう利用もできると思いますので、ぜひ来られる方がスムーズに駐車できて、あと付き添ってこられた子供さんたちも波佐見は楽しかったというような感じで、陶器を売るだけではなくて1日過ごしてもらおうような整備をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で3番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時50分より再開します。

午後3時35分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

皆さんこんにちは。最後になりました。もうしばらくお付き合いください。通告しました質問を今から読み上げます。

質問事項1. 「不適切な保育」の防止について

(1) 5月12日、全国の自治体と保育施設を対象とした実態調査の結果が公表された。

本町もこの調査に回答したか。

(2) 「不適切な保育」が生じる要因をどうとらえているか。

(3) 保育施設の運営に対する指導・監督の責任をどう考えているか。

(4) 「子ども・健康保険課」について、改編の予定はあるか。

質問事項2. 波佐見高校の支援について

(1) 支援事業の実績と成果は。また今後の課題は。

(2) 野球部の「未来寮」の運営の実態は。

(3) 新設された「泉寮」の位置づけは。

(4) 二つの寮の運営に対する指導、監督の責任をどう考えているか。

(5) 美術・工芸科支援の一環として、近隣市町の子供を対象とした「展覧会」等を町が主催することはできないか。

質問事項3. 波佐見ケーブルテレビの加入促進について

(1) 野々川郷の全世帯にケーブルテレビが整備されて以来、加入件数の伸びは。

(2) 波佐見ケーブルテレビの果たしている役割をどうとらえているか。

(3) 加入を進めるうえでの課題は。

以上です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

4番 岡村真由美議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 「不適切な保育」の防止についてということで

(1) 全国の自治体と保育施設を対象とした実態調査の結果が公表されたと。本町もこの調査に回答したのかとのお尋ねですが、令和4年4月1日から令和4年12月31日までに把握した不適切な保育が疑われる事案の有無、虐待等の不適切な保育の把握体制、未然防止のための取り組みの有無などの調査があり、結果については回答をしています。

(2) 「不適切な保育」が生じる要因をどうとらえているか、とのお尋ねですが、今回の調査で不適切な保育とは、

1. 子供一人一人の人格を尊重しない関わり
2. 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
3. 罰を与える・乱暴な関わり

4. 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり

5. 差別的な関わり

と、五つの類型が示されています。乱暴な関わりなど明らかな類型もありますが、未然に事故を防ぐための注意や促しも捉え方によっては、ものごとを強要するような関わりにならないかという不安を抱えておられる園もあるようです。

不適切な保育が生じる要因とのお尋ねですが、このように不適切な保育の定義が曖昧な部分もあることから、個々の保育士の判断になってしまい、それを職場全体で改善できないこと。コロナ禍の特別な対応や保育士不足で保育士に物理的や心理的余裕がないことなど要因は様々なことが考えられます。

またある園長から伺ったところ、コロナ禍で保育士と保護者のコミュニケーションが不足していて、園での様子など話ができなかったことによる影響もあるのではないかという意見も出されました。

(3) 保育施設の運営に対する指導・監督の責任をどう考えているか、とのお尋ねですが、保護者の皆様が安心してお子様を預けられる保育所、認定こども園であるとお伝えすることが県及び市町村の責任ではないかと思えます。

そのため児童福祉法に基づき、県による保育所認定こども園の指導監査が毎年実施されています。町には子ども・子育て支援法において、園が実施する一時預かり事業などに対しての定期的実地指導、あるいは必要があると認められるときに指導が行うことができると規定されています。

一時預かり事業は母体である保育所、認定こども園の運営と密接に関係していることから、これまでは町としての指導は行っておりませんでした。昨年からは県が実施する指導監査に同行するかたちをとらせていただいています。

またあわせて園への苦情相談も受け付けており、直接は言えないことも町を介して保育の状況を確認させていただくことも行っております。保育の質の向上については、園とも連携をとりながら、町としてできることを支援していく考えです。

(4) 「子ども・健康保険課」について改変の予定はあるかとお尋ねですが、子ども・健康保険課はこれまで、母子保健と児童福祉が別々の課であったことによる、連携不足を補うために令和2年度の機構改革で設置をしたものです。現在国で検討されている新たな政策などによっては、検討を要する可能性もありますが、現在のところうまく機能しております。

さらに新庁舎移行後は教育委員会とも隣接するため、さらに子育て世帯を切れ目なく支援するために連携がとりやすくなるものと思われれます。

大きな2番目。波佐見高校の支援について。

(1) 支援事業の実績と成果は。また今後の課題はということについてですが、令和4年度の波佐見高校への支援としては、PTAを支援窓口としている波佐見高等学校支援事業と未来人応援団を支援窓口とする波佐見高等学校未来寮運営事業があります。

まず波佐見高等学校支援事業は令和4年度の予算額が2,000万円に対して実績が1,506万9,653

円となっています。内訳としては入学支援金が450万円、通学費補助274万円、家賃等補助506万8,000円、進学受験料補助94万4,000円、部活動遠征費補助115万4,000円、その他町長特認事業65万円という状況です。

次に波佐見高等学校未来寮運営事業については、令和4年度の予算額が300万円に対して実績額が231万1,500円で、寮管理人と料理スタッフの person 費となっています。

成果としては入学者が令和4年度は72名だったものが、令和5年度の入学者が94名と大きく増加し支援事業が徐々に浸透してきていることがあげられると思っています。

これは入学支援金もさることながら、通学費や家賃等助成。部活動への支援など幅広い支援メニューに魅力を感じていただいたこと。また地域に根差した学校自体の魅力も評価されたものだと思います。

また課題としては多くの事務量が負担となっているところもあり、対策が必要だと感じているところです。

(2) 野球部の「未来寮」の運営の実態は、とのお尋ねですが、波佐見高校野球部の「未来寮」については、令和3年12月に民間の空き家を町が購入し、運営に手をあげていただいた波佐見高校を地域で支えるボランティア団体である未来人応援団に対して、その購入した土地建物を無償で貸付けをし、運営に係る person 費の一部を補助金として助成し、令和4年4月から未来寮として開設されたものです。

寮の管理人については未来人応援団が person され、昨年4月から寮監として着任していただき、当初2名の寮生の管理をされ9月からは寮生も数名増員されたことから調理スタッフを導入し運営され現在に至っています。

(3) 新設された「泉寮」の位置づけは、とのお尋ねですが、協和郷の元旅館泉荘を改装され、新設された「泉寮」については、民間企業が波佐見高校野球部の寮として整備され、令和5年度から運営され、現在19人の生徒と1人の先生が在籍されていると伺っておりますが、それ以上のことは承知しておりません。

(4) 二つの寮の運営に対する指導、監督の責任をどう考えているのか、とのお尋ねですが、先ほども答弁しましたように「泉寮」については、民間企業が運営されているもので、町がその運営に関知するべきものではないと認識しています。

「未来寮」については、本町が土地建物を無償貸与したり person 費の一部を助成していたりする以上は、寮の運営に対して収支の確認を行い伴走的に指導やアドバイスは必要だと思いますが、あくまで民間団体が運営されていますので監督責任を町が負う必要はないと認識しています。

大きな3番目。波佐見ケーブルテレビの加入促進について。

(1) 野々川郷の全世帯にケーブルテレビが整備されて以来、加入件数の伸びは、とのお尋ねですが、野々川郷については令和3年度に自治会が波佐見町地域振興補助金を活用され、ケーブルテレビが視聴できる環境整備を実施されたものであります。

加入世帯数の伸びについての御質問ですが、波佐見ケーブルテレビに確認したところ3月末

で町内2,380世帯が加入されており、近年の伸びは微増ということでありました。

(2) 波佐見ケーブルテレビの果たしている役割をどうとらえているか、とのお尋ねですが、波佐見ケーブルテレビは地域密着型のローカルテレビであり、波佐見町の旬な情報をタイムリーに。また過去の懐かしい映像を拾い出して地域の皆様に配信されており、その情報は多くのファンが視聴されているものと推測されます。

波佐見町内の多くの情報を映像で発信されていますので、情報伝達の一つのツールとして、そのサービスの提供については貴重であり、多くの住民の皆様に視聴いただきたいメディアの一つだと考えています。

(3) 加入を進めるうえでの課題は、とのお尋ねですが、加入については工事費やその後の視聴料もかかりますので、あくまでも各自の判断で行われるものと思っております。

波佐見ケーブルテレビは情報配信サービスを行う民間会社でありますので、町として民間が行うサービスへの加入促進の課題などを発言する立場にはありません。

その他の質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 波佐見高校支援について

(5) 美術・工芸科支援の一環として、近隣市町の子供を対象とした「展覧会」等を町が主催することはできないのかとのお尋ねでございますが、近隣の子供たちを対象に公募展を開催して、波佐見町や波佐見高校に関心を持ってもらい進路を考えるとときのきっかけになればという趣旨だと考えております。

議員御承知のように学校の教育活動は、年間カリキュラムに沿って展開されておりますので、この催しに特別に取り組むことは難しく、ふだんの授業等における作品が対象となるものと思われまます。

以前、波佐見高校美術・工芸科の作品展開催を検討しましたが、その作品を展示するには、その作品映えのする展示用の壁や照明などが必要となります。総合文化会館や講堂等展示空間は確保できても作品展示に適した壁や照明が確保できずに実施には至りませんでした。このようなことを考えますと、公募展開催については厳しいものがあるものではないかと考えております。

なお日頃から教育委員会が考える波佐見高校や美術・工芸科支援の基本的スタンスは、波佐見高校を夢、憧れの対象とさせること。そのために絵やデザイン彫塑などあるいは野球など自分の好きなこと得意なこと、やりたいことを見つける、伸ばす小中学生を育てることだと考えております。

今後とも小中高校の連携を一層深めながら、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

通告の質問に丁寧に詳しく回答していただいたので、もう再質問の必要もないかなとは思いますが、少し繰り返すことも中にはあるかと思えますけれども、少し質問したいと思います。

最初に「不適切な保育」全国調査ですけれども、回答されたということで、5月13日の長崎新聞には全国で保育所だけで914件。そして保育所以外の保育施設では1,316件の不適切事例があったとの報告の数字が挙がっています。長崎県はどうかというと9件だったと。

ただこれは町長の回答、答弁にもありましたように、不適切な保育の定義がはっきりしないので、これが正しい数字かどうかはちょっと怪しいというふうに新聞にもきちんと書いてあります。

本県の9件。この9件の中に2件でしたかね。近隣でもう言ってしまっていると思うのですが佐世保市の事例がございました。

これは5月27日。最近の新聞ですけれども、もう去年の4月から相談等があった件が、ずっとなかなか対応ができなかったということで、今年度3月ぐらいからすごくクローズアップされて新聞等を賑わした。よその事例とかが呼び水になったのかなと思うのですけれども、今佐世保市はこの対応でかなり窮地に追いやられていらっしゃるのではないかなと思います。

もう新聞の文字は読めないと思うのですけれども、これは大阪教育大学の先生のコメントなのですけれども、こうした対応を受けどう思われますか。ということで被害者への寄り添いが感じられないと。園の対応とか、あと当該の園の対応とか市の対応じゃないでしょうか。園への積極的な市の介入が必要なのではないかというふうなことが保護者からすれば、必要じゃないかという文が載っておりました。同じく5月27日の長崎新聞の論節でしたかね。上下にあるところに載っておりました。

次なのですけれども、ここから再質問をするのですけれども。これは今からするのは5月20日の毎日新聞の社説にあったデータなのですけれども、先ほどとちょっと答弁と重複するところがあると思うのですけれども一つずつですね。虐待などが発生した場合の報告基準や手続を保育所に周知している自治体は、全体の3割だったというふうに書いてあったのですけれども、保育所にそういった報告書の基準や手続というのは知らせてありますか。

この3割の中に入っているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） こども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

3割には入っておりません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

回答ありがとうございます。なかなかこれ3割というのはものすごく少ないですよ。やっぱりまだまだ出来てない状態なのだということだと思えるのですね。

自治体への報告などの対処方針を保育所のほうが定めているのは7割とあるのですけれど、これは把握されていますでしょうかね。保育所でこういうことがあればこうしようねと内部

で決めていることは把握されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

園によってそういうマニュアルを作成されておりますので、そういう疑いといいますか、保護者の方とトラブルがあった場合に報告も数件、今までもいただいております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

7割のうちに入っているというふうな捉え方でいいかと思えます。次です。

これはもう書いてあったのですが、保育士や保護者向けに相談窓口を設置した自治体は僅か4割って書いてありました。これは4割の中に波佐見町は入っているという答弁で間違いなかったでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

相談をお受けはしているのですが、はっきり表示をしているというわけではございません。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

そこも正直に答えていただいております。

先ほどの町長の答弁の中に、きちんと相談を受け付けているというふうな答弁があったので波佐見町はちゃんと窓口があるというふうに私は認識したので今ちょっと町長に振ったところでした。でも、ここですよという明示がないということで、今後設置される予定はあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

設置の方向で検討しております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

私は今回の質問。前回の3月の議会もそうですけれども、保育所の問題を取上げておりますが、これは執行部側とか保育園を糾弾しようとかいうつもりは毛頭ございません。保護者が波佐見町はどうなっているのだろうか、ちゃんとやってくれているよね。というような不安を払拭するために聞いておりますので、誤解のないようにお願いいたします。

出来てないところは出来てない、する予定があればあるということで答えてくだされば結構です。

次ですけれども先ほどもこれも分かったのですが、3月議会で課長が近年は保育所やこども園への県からの監査に同行するようにしていると言われました。先ほど昨年から行っていると行われましたけれども、これはいいと思うのですね。

年に1回なのですけれども、この年に1回で何時間ぐらい一つの園に滞在されるのか。どういったものを主に見られるのか。十分だと感じておられるのかって、どなたが行かれるのかということを知りたいのですが。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

大体午前中とか午後とか4時間ぐらい県の職員の方2名とあそこちらの担当、子育て支援班の担当のほうが出向いて行っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

主にどういったものを、どういったことを見てらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

主に書類の審査になってくるのですけれども、例えば保育士さんの給与面とか休暇面とかです。そのあたりの整備がされているか、ちゃんと支払いがされているか、そういったところの確認がなされております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

書類面とか金銭面とか、そういったものの管理だと。以前から大体そういうかたちだったと思う。県もそれをやっていると思うのです。ただ例えば困っていることはないかと、足りないことはないかと。どういうことがあればいいかと。言えばそういった悩みを受けるといいますかね、相談を受けるような機会はあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

園とのやりとりはメールを中心にやっておりますけれども、いろんなものを提出していただくとかいう役場のほうにおいでいただくことも多数ありまして、特に園長先生が直接お見えになることもありまして、現状そういったことをお伝えしていただいております。

何年か前から保育所の支援のほう続けておりますけれども、そういったものも園の御意見を参考にして補助制度などをつくってまいっております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

私が今こう思っているのは補助制度、経営的なものに対してのアドバイスとかチェックとかいうのはあるのでしょうか、もっともう少しドロドロしたところには、入り込むことはできて、やっぱりなかなかそれはできないと思うのですけど。

やっぱり今波佐見町では大きな問題がないからこれでいいのですけれども、やっぱり何かこう問題は未然に防ぐということが大事なので、そういうところの何か兆しがないかというところのチェックを、これからもやっていただきたいなというふうに思います。

次ですけれども、これ広報はさみ4月号です。4月号の最初の表紙の裏にこういう職員の配置というのがあります。これが印刷されたかたちで4月の自治会長会の資料の中にあっただけです。これはこれがそのまま私はコピーされていると思ったのですけれども、一部違うところがあるのを発見しまして、どうしてかと思って質問をします。

何かというところは今年からだと思うのですけれども、子ども・健康保険課の一つの班、健康増進班の中に「(子育て世代包括支援センター)」という括弧付きの何かこう文言が入っているのですね。昨年のもを見たらありません。4月今年に限ってなのですけれども、自治会長会で配られたコピーにはこの括弧すらない表が、印刷されて配られていました。

だからもちろん話してもいらっしゃらないと思うのですが、この事業に関してとか、これについては新規のセンター設置なのでしょうか。

○議長(百武辰美君) 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

この子育て世代包括支援センターに関しましては、令和2年度から設置をしているところです。今回ちょっと括弧書きではありますが明示をしたものは、子供の窓口はこちらですよというのをお示ししたくて、ちょっと別に書かせていただいているところです。

○議長(百武辰美君) 岡村議員。

○4番(岡村真由美君)

例規集の中を見ましたら、確かに令和2年の4月1日付けの告示ということで、実施要項なるものが載っておりました。ですからこれに基づいて、なされている事業なのではと思うけれども、ここにこういうかたちで明示をしましたよということなのですね。

なんかものすごく素人ですいませんけれども、これが独立できない。長寿支援課の中の地域包括支援センター。ほとんど名称が似ているので、もう保護者とか地域住民はどっちというふうに思っちゃうかもしれませんけれども。

これが独立していない。なおかつ下の子育て支援班の中に入らず、上の健康増進班ですかね。そっちに入るといふことの意味。

あと長寿支援課のほうは、松添課長が兼務でセンター長を務めるというふうなこともしっかりと明示されて、なおかつ独立した班とか課、係になっているのに違いは何ですか。

○議長(百武辰美君) 子ども・保険課長。

○子ども・健康保険課長(石橋万里子君)

地域包括との違いといいますか、こども家庭センターは子育て世代包括支援センターにつきましても機能という感じで考えていただければと思うのですけれども、場所について実際は健康増進班と子育て支援班の間に、また別のどちらにも関わることなので、間に今場所を設けて、島を設けておまして、そういう対応をさせていただいているところです。

子育て世代包括支援センターともう一つ拠点というのがございまして、そちらの相談機関にはなるのですが、令和6年度からはそこを一本化して「こども家庭センター」というふうな今、努力義務で設置をしていくようなかたちになりますので、また若干内部のほうで見直すこ

とはあるかと思えます。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

何となく理解できました。

モニター御覧ください。健康増進班と子育て支援班の間に位置しているというふうに担当の方もということなのでしょうけども。

あと係長、名前は伏せてありますけれどもこの方たちの下にスタッフBCDの下に係員がまた6人おられまして、会計年度職員さんも3名を雇う予定であると。今のところ1人だけけれどもということで、報告を受けているのですけれども。この人たちが一緒になってそういう業務、事業を行っていかれるというふうに理解していきたいと思えます。お互いに連携しながら。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

この表の見方なのですが国保年金班で言いますと、係長を含めて4人というかたちになっておりまして、Aと3人。健康増進班だとBCDと3人。そういうEと3人というふうになります。あわせてその会計年度職員も健康増進班のほうは2分の1ということになります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

まあどうでも、どうでもというかよく分からないので。3分の1というのは訂正があったので私は3分の1って書いたのですけれども、2とパートの人ですけれども普通にしてらっしゃるから、3人雇う予定だけれどもまだ今のところ応募がないのでパートの人だけということで、3分の1というふうに私は書かせてもらったのですけども。いいです。こういう方たちでやってらっしゃる。その係員数の4、6、4というのは課長がおっしゃったとおり私もそういうふうに理解をしております。

もうこの人数というのは去年も一昨年も、今年もあんまり変わらないと思うのですね。ただやはり仕事というのは、こども家庭庁が発足して、あと最近少子化問題というのは昔から大変だったのに、やはりそうだなとお尻に火がついたかたちで、異次元の子育て支援とかですね。そういうことをしないとイケない。でもお金はどうするのだから、いろんなことがすごく今大きな問題になっております。本気で政府はやるのかとか。それがもう国民ももう子供を持つとうかなという人にも本当に關心を持って見られていると思うのですけれども。

そこになおかつ最近つい先日ですね、合計特殊出生率というのがはっきりなりましたよね。ますます生まれてくる子は少なくなっていくなら産む気はないのだなあというふうに、私たちは捉えていけなくちゃいけない。安心して産みたいなという気持ちにしてもらおう。御夫婦に安心して波佐見町は子育て相談できるよね、やっていけるよねというふうなまちにするためには、どうしたらいいかって。

先ほど窓口をいろいろ機構改革なんかをして寄せてここにしたのだというけど、町民として

はやっぱりちょっとまだまだ分かりにくい部分もあるのかなと思うので、私が小さい子の母親じゃないから分からないだけかも分かりませんが。分かりやすいような、課の表示とかしていただければ助かります。

機構改革はやったばかりだからもう今からないというふうにおっしゃいましたけれども、やはりこども家庭庁が発足した趣旨は、この前同僚議員の質問に町長答えられたのですけれども、どういった趣旨で国はこども家庭庁をつくったというふうにおっしゃいましたかね。確認よろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

従来の縦割り行政。例えば母子保健であれば今までは健康ちょっとあれですけど、母子保健であったり母子福祉であったり児童福祉であったり。あるいは教育におけるその子供たちの相談、そういったものが縦割り行政になったものを一括して、統合的に管理する象徴として、こども家庭庁がつけられたというふうに理解しております。

ただ、それぞれまだ事業もまだそれぞれの所管課じゃなくて省庁ですね。あるようでございますけれども、本町におきましても、そういった縦割りを廃して子育て支援には十分な配慮ができるような事務体制をとりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

だからといって独立はできないのだよというふうにおっしゃるとは思うのですけれども、本当に分かりやすい、子供のことであればここに行けばいいのだと。この人に相談すればいいというのがもう一言で分かるように、こども家庭庁が出来たからすぐに変えなさいとは言いませんけれども、できれば独立した課にさせていただけたらなというように思いますので、そこあたりをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問事項の2に入りたいと思います。写真を御覧ください。これが先ほど民間企業が泉荘を買って、リフォームして1階のところに整備された食堂の風景でございます。真新しいテーブルや椅子が置かれていまして19名の県外、ほとんど。波佐見の子とか三川内の子もおりましたけれども、の1年生が入寮しております。

先ほど答弁にあったように、もう本当に町の手厚い支援のおかげで、60数名だった入学者が今年は94とおっしゃいましたけど93名で、今94人いるのですけれども大幅に増員しております。しかし定員は120名であります。でも、割れていることは間違いないのですけれども、一歩前進かなというふうに思います。

先ほどから町としては、いろんな運営とかに関知する立場ではないというふうな答弁がありました。そのとおりだと思っております。すごく当然の回答だと思うのですけれども、ただ忘れてほしくないことは何のために寮とかをつくるのに町が乗り出していただけたか。前町長の肝煎りで、議会でやられたのですけれども。

それは今まで民間のことは民間でというのを本当に何回も言われていましたけれども「得永

寮」が始まったのは聞いたら、平成9年だったそうです。平成9年の4月から優にもう四半世紀過ぎていますが、ずっと運営をされています。商売じゃないですよ。それで足りないからといって、皿山だとか湯口寮であるとか、礎さんであるとかですね、いろんな方の長与さんとかですね。いろんな方の善意で寮が運営されてきて、何回かの甲子園出場も叶ったわけです。しかしそれはもう立ち行かなくなると。このままじゃ野球部も続かないということで寮を造って。そしてまた善意の人が寮長、舎監をしてくださっているのです。

ここをやっぱり町は一切関知せずというのは、それはもう建前絶対そうなのですけども、ちょっとやっぱりこう見て何かできることはないかというような、支援の手を差し伸べるような姿勢だけは持っておいていただきたいというのが私の願いでございます。

町長が先ほど副町長人事はどうなっているのかと言われておられましたけれども、舎監がそれぞれ1名、1名なのです。この方たちに何かがあればどうなるのかなと私は、他人事ながらすごく心配をしております。

そして、その寮で問題があったときには、壱岐校の寮みたい壱岐校の里親さんとのトラブルみたいに、何事かあったときに県教委とか市教委、波佐見の場合は町の教育委員会が出てきて何か援護をしてくれるのか。それはないと思うのですよね。でもそういうところも考えて、何事かあればやはり町の名前をすごく低下させる、芽をあれすることになりますので、そこあたりは少し気がけて見ていただければなというふうに要望をいたします。立派な寮です。

次です。このお子さんはこれと次のこれ。この二つ印を、リボンがついていますけどこの二つは5月の佐世保市民展の受賞作品です。これは議会だよりの表紙を飾った先頃配りました議会だよりの表紙を飾った子供さんの作品で、これ離島から来てくださっている生徒さんです。すごいですね。

この作品は議会だよりの作品よりも、もう少し時間かけてないのかなと思うのですが、議会だよりに載せた作品は6か月かけて作ったと。それは何かというと京都の大学の精華。これじゃないですよ、精華展という精華という大学があるのですけれども、そこが高校生を対象に展覧会を毎年催していて、その中に洋画である、日本画である、彫塑であるとか、デザインであるとか。いろんな美術の部門の生徒が作品を出すわけですが、その中でこの議会だよりに出した作品は、各部門の賞の中のさらに一番上のグランプリというのをとったわけですよ。

なぜ精華大学はそれをしたかと言えば、要するに自分の大学に目を日本全国の子供たち、美術をやりたいという子供たちの目を向けたいからなのですね。そういうかたちで佐世保にはそういうのはないから、佐世保市民展は作品展数を増やしてほしいという部分もあるでしょう波佐見高校生は。たくさん出していますけれども、市のためにやっている島瀬があるからやっているぐらいですね。大学とか進学にはつながらないのですけど。

先ほど私が教育長から答弁していただいた展覧会でできませんか。というのが、波佐見高校支援の展覧会でできませんかという質問の趣旨は、波佐見高校に注目をしてもらえるような、してくれるようなきっかけを中学生の作品とか、小学生の作品を、もう画用紙1枚でいいので送っ

てもらって、それをどこかに展示するなり。展示しなくても審査するなりして教育長賞、町長賞とかそういった賞をつくって、何か表彰をするみたいなかたちで波佐見高校に目を向けるような作品展はできませんかというふうなことを言ったのですが、もう1回答弁いただけますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○町長（前川芳徳君）

町が主催をしてというのはなかなか難しいところがあるので、波佐見高校美術・工芸科さんが主催をする催物に私たちがバックアップするということは基本的にあるのだらうということは思っておりますので、やっぱり実施運営のほうの難しさ、大変さというのはもう一杯一杯の状態ではないかなと思っております。

同時にこれまでも例えば町民文化祭であるとか、その中には波佐見高校の生徒の作品も展示をしておりますし、そこで見る機会はあるだろうし、また生涯学習のつどいの青少年意見発表の中で波佐見高校は今2名ほど、ほとんど美工の子供たちが発表してくれていますが、ああいふ子供たちのすばらしい発表を聞く機会もあります。

また焼き物体験プログラムの中では、町村の子供たちが一緒に作陶やあるいは畑ノ原での窯入れ、窯出しにも手伝いをしてくれている。今までにも波佐見高校の名前のアップ、美工生の活躍の場面に触れる機会は、波佐見の子供たちは比較的多いほうではないかなと思っておりますので、今の段階ではこれ以上に新たにということは考えておりませんし、やっぱり現場の負担を考えると大変難しいのではないかなということを思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

理解していただいたとは思いますが、私は町外、近隣の市町の子供たちにもっと目を向けられることを、でも波佐見の教育委員会ではそれはできないというふうな答弁だと理解しました。余裕がないということですね。

確かに波佐見町で行われているイベントって、子供たちを対象にしたイベントというのは野球大会であるとか、そういったものは来ますよね。近隣の小学生とかちびっことかですね。中学生とか来てやっていると思うのですが、そういう開催には教育委員会はタッチせずに、いわゆる野球のですね。

あと、「くらわんか椀」お茶わんのあれがありますよね。デザインのあれはまた焼き物の振興会かなにかの方たちがされている。教育委員会としてはできないだとかそういったあれがあればできるかもしれないということですね。検討していけたらいいなというふうに思います。

この子は今協和郷の家に、寮がないものですから1人で住んでいる女の子の作品です。これは去年の作品で、半年ぐらいでこのような絵が描けるようになるのだと私はもうつくづく感心をしました。波佐見高校に来てよかったねと言いました。この子が佐世保市民展で奨励賞をやっぱりいただきました。これが作品です。今年長崎県美術展覧会、高校生国際美術展いろんな展覧会が楽しみです。

次の項目3に入りたいと思います。後も12分しかありませんが。波佐見ケーブルテレビの加入促進についてであります。これも昨日説明が同僚議員の説明、質問に対して説明があった地域活性化事業のことに触れた4月の自治会長会で配られた資料の中にある項目です。

私は恥ずかしながら、こういう項目があるって私も自治会長会の資料というのは毎回もらっていて、毎月もらっていて目を通してはいるつもりだったのですが、こういう文章がちゃんと書いてあるということをおすいません今年気づいて。去年の4月、一昨年4月というのを全部私こう見つけました。全部書いてあります。すごいなって野々川に支援された年に、この文言を要綱の中にきちんと入れてくださっていたのだなってもう。一字一句違わずに毎年載っています。

しかし、このことについて自治会長会で何か説明をされたことは、あったのでしょうか。どうでしょうか。記憶に残る範囲でいいです。23ページです。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

具体的にこのケーブルテレビの部分だけ切り取って説明したものはないですけども、この地域振興事業補助金は、必ず3月、4月の段階で事業説明というのを行っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

膨大な量ですし4月ですからですね。なりたての自治会長さんなんて言われても、もうアップアップで覚えてもいけないわけですから、興味のある関心がある方はよく読まれていたと思うのですね。

こう書いてあるのですが、国又は県の補助事業で実施するものは除く。というけど、これについて国も県もありますよね。これは関係ないと私は思ったのですが、ここの赤いところは1世帯当たりの新規加入負担金限度額を5万円とする。この5万円というのは一体何なのですか。何なのかなというのをちょっと聞きたくて、お答えいただけますか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

このケーブルテレビの加入に係るものというのは、前回ちょっと野々川のほうでイメージしてもらえば分かるのですが、それぞれ個別に加入に対しての補助金とかではなくて、地域全体的に個別に引いたら、ものすごく1軒のために何百万かかるようなところを集団でやって、その部分を1軒当たりの加入の割合といいますか、費用負担の上限を定めたものということですので、前回ですね野々川の場合は6万円が1軒当たりかかっていると思っております。それ以降、ある程度の基準の中で5万円という限度額を設定したものと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

野々川6万円に対してだろうと私も予想はしておりました。野々川が6万あがったけども、5万円が限度だよということは6万かかればそれは知らないよ、ということなのかなと思っ

て、野々川が一番かかるから、それより低いだろうということで、5万円でされたのかなあとも思いました。

ただ補助率が一律65%だったのですね。この65%つまり普通に幹線が来ているところは1万8,000円。消費税入れて1万9,800円。加入料を開けば月々の視聴料で見られるけど、でも幹線ではないところの人は、それ以上にお金かかるからそれを補助しますという趣旨ですよ。

もうそれはすごくありがたいなと、よくやってくださったということを実は感謝したのですけれども65%よりも、もう100%でいいのではないかなと。つまり1万8,000円をみんなが同じように1万円。よそも負担しているのだから1万8,000円でいいじゃないかと私は思うのです。65%じゃなくてA地区もB地区もC地区も65%がというふうに書いてあったので、そこは100%検討していただきたいなという要望です。

時間がないので次に行くのですけれども、先ほどケーブルテレビをどう捉えていらっしゃるかって、本当にもう民間だからというのはもうすごく当然な回答なのですけれども。ただ昨日のあの中であって、波佐見のケーブルテレビみたいな前身が1989年に出来て、経営が立ち行かず潰れていたところを、ネット鹿島が救済するかたちで2005年からスタートして徐々になっていっていったと。

ではネット鹿島が立ち行かないというか、もう波佐見が全然伸びずなくなれば、それは仕方ないねって民間だもんね、会社だもんねって言って、仕方がないって言って片づけますか。鹿島は要するに第三セクターとしてネット鹿島と一緒にやって、どうにかこうされている。けどそれに私たちはちょっとおんぶ、来てもらっているという感じが私はするのですけれどもね。

なくなった、この波佐見ケーブルテレビがなくなった世界というのは、ちょっと私には想像しがたい。ただ、これは見ている人でないと、引いている人でないと分からないのですね、この良さというのは。

もう本当にここに何人、1日1本ぐらい見られるかどうか分かりませんが、良いなって思っているからちょっと疑問ですけれども、この前放送で言ってしまっていると思うのです。昨日も言われたカンブリアがありますと。見てくださって放送されましたけど、カンブリア宮殿は普通引いていなければ見られない番組ですよ。

企画情報課長いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

あの番組はその放映はテレQですけど、九州朝日放送で放映されていますので、その受信がケーブルテレビ以外でも見られる環境はあるのではないかとこのように考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

ケーブルテレビではって、ケーブルテレビしか見られない。だから引いていなければ、テレQは写らないと私は聞いていましたけど。ただN I Bで最近再放送されたので見られたというふうに聞きましたけどいいです。

そういう感じで何かこういう番組とか、もう本当にいろんなケーブルテレビの番組でしか見られないような、波佐見町にまつわるいろんな番組がつくられております。子供の運動会だけじゃないです。もういろんなものをやっているんで、最近私はいいなと思ったのは「FUKAHORI調査団」というのがあるんですけど、それに町長が出ておられてしゃべっておられましたけれども。

新庁舎の進捗状況を私ども議員が見た後の段階を、アナウンサーと一緒に会社の企業の業者の方が説明されて、ずっと「そうですか、ここが議場ですか」とか言いながら回っていらっしやったのですね。ああいうのって絶対ケーブルテレビの番組でしか私たちは目にすることができないし、一生見られない光景かと思うのですね。

ほかにもたくさんあります。波佐見高校生がつくる番組、ニュース番組のコーナーというのもあるのですね。波佐見高校生はこんなことをしているのだというのが月1回、来週もお楽しみにとか言いながらつくってございましたけれども。学校とかでケーブルテレビ来ていると思うんですけども、学校の活用はどのようなのですか。

学校でのケーブルテレビの活用。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

なかなかその利用、視聴はされていないのが現状ではないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

もったいないですね。契約料とか毎月払って年間いくらというようにいつも予算の中にあるので、もっともっと活用をしてもらいたいな。ふるさとを知る教育とかに活用していただきたいなと思うのですが。

私これも不勉強だったのですね、波佐見ケーブルテレビは11チャンネルですけれども、そのdボタンを押すとこういう画面になるというのは私知らなかったのですよ、本当に。知ってらっしゃいましたか皆さん。本当知らなくて、これがあるのですよ。

私12月の最初議員になって初めてのときに、野々川へケーブルテレビを敷くのに補助をお願いしますって。けど次の12月はNBCのデータ放送には何で入らないのですかという質問したら、ケーブルテレビがありますからって。でもケーブルテレビって入っていないじゃないとそのとき思ったのですが、これがあるのですね。

これのいろいろあるのですよ、お知らせですね。これ5月30日ですかね野良猫の餌やりについて苦情が増えていますよとか、インディアカの大会が6月18日にありますよとか。こういうのがボンと文字で来るのですよ。放送を聞かなくたって。これは多分、役場の職員さんが全部データを渡してくださっているのですね。

次、野良猫はこんなふうにして文字が全部詳しく出ます。NBCよりいいです。これはすごくいいなと思いました。

次、これ町内会からのお知らせ。これあるのですかって。10年ぐらい前からありますってお

っしかったです。「はあ？」ってここに12地区あって、データがあるのは中尾と皿山しかなかったですね。皿山は平成30年でした。中尾は最近だったのかなと思ったのですが、これは自治会から情報をあげるとか何か番号では入れるようになっているのだそうです。

それは開設したときに説明しましたが、その後やっていないというふうな、しかしすごくいいです。こういったものを自治会長会でお知らせしていただけることはできませんか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

こういう情報もあるということでお知らせをしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほどの子供たちの視聴については、例えば卒業生が自分の入学当時にどうだったかということの振り返りだったとか運動会を改めて見る。そういうことは行っておりますが計画的、意図的に今日はこれを必ず見る。そのような利用の仕方はしていないということで御理解いただければ。

○議長（百武辰美君）

以上で、4番 岡村真由美議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問が全部終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了します。本日はこれで散会します。御起立をお願いします。お疲れさまでございました。

午後4時50分 散 会

第9日目（6月15日）（木曜日）

諸報告

1 諸般の報告

委員会報告

議事日程

- 第 1 議案第 38 号 波佐見町空家等対策の推進に関する条例
(以上 1 件 総務文教委員会委員長報告)
- 第 2 議案第 39 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 40 号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 41 号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 42 号 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 43 号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて
(波佐見町振興計画審議会条例の一部を改正する条例)
- 第 8 議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについて
(波佐見町税条例の一部を改正する条例)
- 第 9 議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度波佐見町一般会計補正予算 (第 9 号))
- 第 10 議案第 47 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 第 11 議案第 48 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号))
- 第 12 議案第 49 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 第 13 議案第 53 号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 14 議案第 54 号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 15 議案第 55 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 16 議案第 56 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 17 議案第 57 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 18 議案第 58 号 波佐見町農業委員会委員の任命について

- 第 19 議案第 59 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 20 議案第 60 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 21 議案第 61 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 22 議案第 62 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 23 議案第 63 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 24 議案第 64 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 25 議案第 65 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 26 議案第 66 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 27 議案第 67 号 波佐見町農業委員会委員の任命について
- 第 28 報告第 1 号 令和 4 年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 29 報告第 2 号 令和 4 年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告につい
- 第 30 報告第 3 号 波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄について
- 第 31 閉会中の継続調査申出について

(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第9日目（6月15日）（木曜日）

4. 出席議員

1 番	前田	博司		2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則		4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜		6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也		8 番	城後	光
9 番	横山	聖代		10 番	欠	員
11 番	北村	清美		12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝		14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 一瀬 若菜

4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳		総務課長	福田	博治
企画情報課長	澤田	健一		商工観光課長	太田	誠也
庁舎建設推進室長	大橋	秀一		税務財政課長	古賀	真悟
住民福祉課長	井関	昌男		農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤	幸治
建設課長	本山	征一郎		水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博		子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	串島	佳織		教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也		総務課総務班係長	坂本	昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸				

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 2 回波佐見町議会定例会第 9 日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

これから諸般の報告を行います。委員会報告については、その報告書を配付しております。報告については議会改革調査特別委員会からの最終報告となりますので、委員長に報告を求めます。

○議長（百武辰美君） 委員長。

○議会改革調査特別委員長（尾上和孝君）

皆さんおはようございます。それでは議会改革調査特別委員会最終報告書を報告させていただきます。

令和 5 年 6 月 15 日。波佐見町議会議長百武辰美様。議会改革調査特別委員会委員長尾上和孝。議会改革調査特別委員会最終報告書。標記について、波佐見町議会会議規則第 86 条の規定により、下記のとおり最終報告を行います。

1. 委員名

委員長尾上和孝、副委員長田添有喜。委員は表記のとおりでございます。

2. 調査事項検討経過の概要。波佐見町議会は、議会改革に向け、様々な観点から見直し検討をすることを目的に波佐見町議会委員会条例第 5 条の規定により、令和 3 年 6 月 15 日、第 2 回議会定例会において委員を選任し波佐見町議会改革調査特別委員会を設置しました。

本委員会では、調査事項を（1）議員定数について（2）議員報酬について（3）議員のなり手不足問題について（4）議会政治倫理条例について（5）議会基本条例について（6）議会報告会について、総括的に議論検証した結果、調査事項（4）議会政治倫理条例について（5）議会基本条例について、を最終課題として調査を進めることに決定しました。

結果、令和 4 年 6 月 16 日、第 2 回議会定例会において会議規則第 13 条の規定により、「波佐見町議会議員政治倫理条例」を上程し可決した。また令和 4 年 12 月 15 日、第 4 回議会定例会において会議規則第 13 条の規定により、「波佐見町議会基本条例」を上程し可決した。なお、調査事項の（1）議員定数について（2）議員報酬について（3）議員のなり手不足について（6）議会報告会について、は委員会設置当初から協議と調査を重ねてきたが、特に（1）議員定数について（2）議員報酬について、は令和 4 年 9 月執行の議会議員補欠選挙以降に改めて協議を行うことで決定し、本調査事項については全員が対象となっていることから調査権を本委員会から全員協議会へ移行することにした。

調査事項：（4）議会政治倫理条例について

○波佐見町議会政治倫理条例〔令和4年3月17日制定〕

本条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる波佐見町議会議員が、町民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講じることにより、町政に対する町民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的に制定した。

調査事項：（５）議会基本条例について

○波佐見町議会基本条例〔令和4年12月19日制定〕

本条例は、波佐見町議会と波佐見町長の二元代表制の下、議会及び波佐見町議会議員の責務、活動原則、その他基本的事項を定めることにより、波佐見町民の負託に的確に応え、もって豊かな町民生活の実現と町政の発展に寄与することを目的に制定した。

3. 調査実施日

こちらについては表記のとおりでございます。

4. 所見

議員を取り巻く環境が、時代の流れとともに変わりつつある。そこで、議会や議員が抱える問題について解決していくために議会改革調査特別委員会を設置し、調査研究を行った。

本委員会では令和4年6月16日 第2回議会定例会において、「議員定数」、「議員報酬」、「議員のなり手不足問題」、「議会議員倫理条例」、「要望書のとりまとめについて」など中間報告を行った。

令和5年6月7日の本委員会時において、当初の大きな目的であった波佐見町議会政治倫理条例及び波佐見町議会基本条例の整備制定が完了していることから、議会改革調査特別委員会は令和5年6月15日をもって集中をすることで決定した。

なお、今後は「議会改革に関する調査事項」については、議会運営委員会、または常任委員会（総務文教委員会・産業厚生委員会）において継続して調査することで決定した。

以上、議会改革調査特別委員会の最終報告とします。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

これから議事に入ります。日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本定例会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明を申し上げます。

議案第68号財産の取得については、波佐見町新庁舎什器（その5）について、6月2日に実施しました一般競争入札の結果、落札した株式会社イシマル佐世保支店と契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上であります。詳細については議案審議の折に御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審

議の上、適正なる御決定を賜りますようよろしくお願いをいたします。

日程第 2 議案第 38 号

○議長（百武辰美君）

日程第 2 議案第 38 号波佐見町空家等対策の推進に関する条例を議題とします。本案は総務文教委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

総務文教委員。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

皆様おはようございます。それでは付託事件について報告をいたします。令和 5 年 6 月 14 日付けです。波佐見町議会議長百武辰美様。波佐見町議会総務文教委員長脇坂正孝。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 86 条の規定により報告します。

記、事件の番号ですが議案第 38 号です。付託年月日、令和 5 年 6 月 7 日。件名、「波佐見町空家等対策の推進に関する条例」についてでございます。審査の結果ですが、全会一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。

次のページをお願いします。付託事件審査報告です。

議案第 38 号「波佐見町空家等対策の推進に関する条例」について、総務文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項「波佐見町空家等対策の推進に関する条例」についてでございます。

2. 第 1 回審査会

（1）審査の経過

①審査日時 令和 5 年 6 月 13 日（火）午前 10 時から行っております。

②審査場所 役場の議員控室です。

③出席者 委員長脇坂正孝、副委員長田添有喜、委員百武辰美、福田勝也、岡村真由美、瀨本秋人でございます。

④説明員として、総務課長福田博治、生活安全班係長平謙太にお願いしております。

（2）審査の概要。制定の目的。

この条例は、空き家等の適切な管理を図るため、町及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」といいます。）に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進について必要な事項を定めることにより、町民等の良好な生活環境の確保及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としております。

（3）質疑等のまとめ

「波佐見町空家等対策の推進に関する条例」（案）についてですが、執行部から条文の説明があり、これに対し委員から質疑等を行っております。

主な質疑と回答は一つだけ紹介しますと、「法」は平成 26 年に施行されている。本町ではどうして今になったのかという問いですが、これに対しまして、この「法」には条例への委任事項は

なく、基本的に地方公共団体はこの「法」で実行できた。しかし、近年は空き家が増加し、自治会からも問合せが多くなってきた。空き家の解体や除却を進めるにも「法」だけでは無理がある。また緊急安全代行措置を定めて、危険性を回避するためにも条例化が必要であると判断し、条例制定となったと。いうことでございます。以下、記載のとおりです。

(4) 採決。全員賛成でございます。

以上のことから、採決の結果、議案第 38 号「波佐見町空家等対策の推進に関する条例」については、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 38 号波佐見町空家等対策の推進に関する条例を採決します。本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第 38 号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 39 号

○議長（百武辰美君）

日程第 3. 議案第 39 号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第 39 号について御説明します。よろしいでしょうか。

議案第 39 号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。提案理由でございますが九州新幹線を路程とする旅行の出張命令について、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。別紙になります。職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項に次のただし書を加えるものでございます。

ただし、町長が別に定める規定により西九州新幹線を路程とする旅行の出張命令が発せられた場合は、この限りではない。

附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次ページ、新旧対照表をお願いいたします。先ほど御説明したとおり第 10 条第 3 項に、下線部分のただし書を追加するものです。現行の条例では新幹線を利用できるのは、片道 300 キロメートルに限るものとなっておりますが、町長が別に定める規定に該当する場合、西九州新幹線を利用できるようにするものでございます。

そこで町長が別に定める規定について御説明します。

次ページ参考資料をお願いいたします。参考資料になりますが、重要項目として第 2 条として、発着駅を嬉野温泉駅と長崎駅に限ること。第 3 項の各号に該当する場合としております。

第 2 条と第 3 条はそれぞれ記載のとおりでございますので御確認をお願いいたします。

以上で議案第 39 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8 番 城後議員。

○8 番（城後光君）

この条例が改正するにあたっては、私も前回一般質問で長崎に出張の際にぜひ西九州新幹線使えるように検討していただきたいということでお話しさせていただいたので、非常にスピーディーな対応でありがたいなと思うのですが、これ改正にあたって近隣の市町の旅費規程等は参照されましたでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

実は調べましたが改正までに至った状況は確認をされておりません。そこで、ちょっと範囲を広げて実は九州新幹線、あるいは山陽新幹線というのですか、そのあたりの規定を調べたところ、やはり一定の理由があれば新幹線を利用していいということがありましたので、今回この規定を定めるときに参考にさせていただいたという経過がございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 8 番 城後光議員。

○8 番（城後光君）

私も近隣、武雄市、嬉野市、有田町、川棚町、佐々町、東彼杵町、佐世保市順不同なのですが、そういうところの旅費規程見てみたのですが、そもそも新幹線を使うときに、何か手続が必要とか要するに新幹線自体を分けている市町は少なかったのですね。この中では。そもそも新幹線を使える規定がある中で、100 キロメートル以上と想定しているところもあるのですが、本町の今のこの改正の状況だと例えば熊本に行くときは、基本的には使えないというかたちになりますし、当然ですね現時点では長崎に使いやすい、出張が一番多いと思うので、そこ使いやすいと思うのですが、全体的な鉄道の利用に関する規定見直しまでは考えられなかったの

ですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

検討は行いました。現時点で熊本方面、福岡方面の出張が少ないということが基本적으로ございます。今後将来的に、この西九州新幹線がどうなるかということもありますが、交通事情が異なっていて、それに加えて熊本方面、福岡方面の出張が増えるようであれば、当然、条本文を変えて対応することも視野に入れたと思います。現時点で今の状況で考えられる想定をして、今回最小限の一部条例ということでお願いしたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 39 号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 40 号

○議長（百武辰美君）

日程第 4. 議案第 40 号町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第 40 号について御説明します。

議案第 40 号町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例。町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございますが、町長の専決処分事項について、追加を行うため所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。別紙になります。町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例。

町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。第3号、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約で、500万円以内の変更契約を締結すること。

附則。この条例は公布の日から施行するものでございます。今回の一部改正は、議会の議決を受けた工事又は製造の請負契約。これは5,000万以上の契約を指しますが、その契約について500万円以内の増減の、変更契約の締結を町長の専決事項として加えたいものでございます。

工事については様々なものがあり、事前に現地測量や実施設計を行っていますが実際に工事を行ってみると、様々な要望や指摘が出てくる場合がございます。担当とすればこれら要望や指摘に丁寧に対応し、よりよい工事を目指しているところで、全体工事費で調整できればいいのですが、実際には追加要望、追加工事が多いのが実情でございます。

また迅速に対応することで工期内の完成と、担当職員並びに請け負う業者の皆さんの負担軽減にもつながるものと考えており、県内の自治体では町レベルであれば500万円以内を町長の専決事項としているところがほとんどでございますので、同様に条例制定を行いたく提案するものでございます。

なお専決事項でございますので、専決処分後は議会に報告を行うとともに重要な内容については、この金額以内であっても、これまでどおり議会にお諮りしたいと考えております。

次ページは新旧対照表になりますので御確認をお願いいたします。

以上で議案第40号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第40号町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第41号波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第 41 号波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由として、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法の所管が内閣府に移管され、所要の改正を行うものです。

2 ページの別紙をお願いします。波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 4 号及び第 44 条中「厚生労働大臣」「内閣総理大臣」に改めるものです。

また、公布の日から施行するよう附則で定めます。以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 41 号波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 42 号

○議長（百武辰美君）

日程第 6. 議案第 42 号波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第 42 号波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由として、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法の所管が内閣府に移管され、所要の改正を行うものです。

次のページをお願いします。別紙です。波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。議案第 41 号と同様に、第 25 条中「厚生労働大臣」「内閣総理大臣」に改めるものです。また、公布の日から施行するよう附則で定めます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 42 号波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 43 号

○議長（百武辰美君）

日程第 7. 議案第 43 号波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第 43 号波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由として放課後児童健全育成事業実施要綱が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

別紙をお願いします。波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正します。

附則第3条中「令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和5年3月31日までに」を「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を」改めるものです。

放課後児童クラブには、有資格者の支援員を配置する必要がありますが、この経過措置により資格要件を緩やかにすることで、急な人員不足に対応することができ、放課後児童クラブを休止しないで運営を継続されることが可能となるものです。

附則において、令和5年4月1日から適用し施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第44号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第 44 号について御説明します。議案第 44 号専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町振興計画審議会条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。専決処分書になります。

専決第 1 号専決処分書。波佐見町振興計画審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分するものでございます。令和 5 年 3 月 31 日。

専決理由でございますが、機構改革に伴い、波佐見町振興計画審議会条例中の企画財政課を企画情報課に改め、令和 5 年 4 月 1 日から施行するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分するものでございます。

次ページをお願いいたします。改正内容でございますが、第 6 条中「企画財政課」を「企画情報課」に改める。附則この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。次ページは新旧対照表となっておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。

以上で議案第 44 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第 44 号は原案のとおり承認されました。

日程第 9 議案第 45 号

○議長（百武辰美君）

日程第 9. 議案第 45 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

それでは議案第 45 号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

波佐見町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙

のとおり専決処分したので、これを報告するものでございます。

2 ページは専決処分書でございます。

下のほうの専決理由でございますけども、令和5年3月31日付けで地方税法の一部が改正公布され、令和5年4月1日から一部の規定が施行されるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであるということでございます。

3 ページからまず10 ページまでは改正分になっております。それから11 ページから33 ページまでが新旧対照表、そして34 ページから36 ページまでに改正概要をつけておりますが、改正の項目が多く、分かりにくい面もあると思いますので、住民税それから固定資産税、軽自動車税の三つの項目に分けて34 ページからの改正概要に沿って説明を行ってまいります。

それでは34 ページのほうを御準備いただきたいと思っております。

まず住民税に係る部分の改正点について説明をいたします。

1 点目でございます。森林環境税の課税、徴収等に係るものでございます。改正箇所は34 ページの改正概要の左端の項番でいきますと、1 番、4 番、5 番、6 番、8 番、9 番、10 番になります。

改正する条項は第37条の9第2項。第38条第1項及び第3項。第41条。第44条第1項～第3項及び第5項・第6項。第47条第1項及び第2項。第47条の2第1項及び第2項。第47条の6第1項及び第2項となっております。

御存じのとおり森林環境税は令和6年度から、国内に住所がある個人に対して課税される国税であります。しかし個人住民税均等割とあわせて、町が年間1人1,000円を徴収するというものになっていきますので、賦課徴収に関する条例を改正し整備するものでございます。

2 点目でございます。個人住民税に係る納税環境の整備と期間延長になります。改正箇所は34 ページの改正概要の2 番、3 番、7 番、11 番、12 番と次ページの14 番、15 番、16 番、それから36 ページの31 番となっております。改正する条項については、第36条の3の2第2項～第6項。第46条。第48条第1項及び第5項。第50条第1項及び第2項。第82条。第98条第1項及び第5項。第101条第1項。附則第8条第1項、附則第17条の2第1項及び第2項となります。

内容といたしましては、給与所得者の扶養親族等申告書について前年の内容に移動がない場合に、その記載事項について移動がない旨の記載に変えることを可能とすること。それから地方税法施行規則の納入所新設に伴う条例の追加整備、肉用牛の売却による事業所得に係る特例の期間の延長。そして優良住宅の造成等に係る土地長期譲渡所得の特例期間の延長となっております。

次に固定資産税に係る改正点について説明をいたします。改正箇所といたしましては、35 ページの改正概要の18 番～22 番となっております。

改正する条項については、附則第10条の2。附則第10条の3第12項～第14項。附則第10条の4第2項。附則第10条の5第2項。附則第10条の6となっております。

内容といたしましては長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設。それから大規模災害に係る固定資産税の特例の期間延長。それから令和2年7月

豪雨に係る固定資産税の特例の追加となっております。

次に軽自動車税に係る部分の改正点について説明いたします。改正箇所は 35 ページの改正概要の 23 番～30 番になります。改正する条項については、附則第 15 条の 2、附則第 15 条の 2 の 2 第 4 項。附則第 15 条の 6 第 3 項。附則第 16 条の 2 第 1 項及び第 3 項となっております。

内容といたしましては環境性能のいい車両の普及促進のために、グリーン化特例の期間を令和 7 年度まで延長することに伴う条項の整備。それから不正を行った自動車メーカーから、納税不足額を徴収するための規定の整備となっております。

その他全般といたしましては、引用条項及び条例の項ずれによる改正のほか、字句の変更を行っております。

以上が改正の主なものでありますが、これらの施行日につきましては 34～36 ページの税条例の改正概要の施行日の欄に記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。以上で議案第 45 号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第 45 号は原案のとおり承認されました。

日程第 10 議案第 46 号

○議長（百武辰美君）

日程第 10. 議案第 46 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

それでは議案第 46 号専決第 3 号令和 4 年度波佐見町の一般会計補正予算（第 9 号）について説明いたします。

専決第3号令和4年度波佐見町の一般会計補正予算（第9号）については、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したものについて承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、歳入歳出それぞれ3億300万円を減額し、総額を111億1,500万円とするものでございます。繰越明許費の追加、変更及び廃止については、「第2表 繰越明許費補正」になります。

地方債の変更については、「第3表 地方債補正」によります。

今回の補正は令和4年度一般会計の最終補正として、決算見込みによる事業費の増減、それに伴う財源補正を行って、見込まれる決算余剰金を基金へ積み立てることが主なものでございます。

7ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費の補正です。1番で追加しておりますのは、年度内に事業完了が出来なかったものについて、新たに繰り越すこととなったものでございます。

2番の変更分につきましては、さきに承認いただいた繰越事業のうち、九つの事業において令和4年度の執行状況により繰越額を変更するものでございます。

3番の廃止につきましては、年度内の工事完了は困難と見込んでいたものが、結果的に年度内に完了したということで繰越しを廃止するものでございます。

8ページをお願いいたします。第3表地方債の補正になります。起債の七つの事業で、それぞれ事業費や起債対象額の変更により、いずれも減額補正を行っており、内訳は記載のとおりでございます。

次に歳入に関し主なものを説明いたします。11ページをお願いします。11ページの1款，1項，町民税から15ページ1款，5項，入湯税までの各町税につきましては、その納付実績見込みに基づき補正を行っております。

16ページをお願いします。16ページの2款，地方譲与税から24ページの8款，環境性能割交付金につきましては実績に基づき補正を行っております。

26ページをお願いします。10款，1項，地方交付税ですが、3月に特別交付税が交付され、その実績により7,835万7千円の増額補正を行っております。

27ページをお願いします。11款，交通安全対策特別交付金から41ページの16款，財産収入につきましては、それぞれの事業等の実績等に応じ、増減の補正を行っております。

42ページをお願いします。17款，1項，寄附金でございますが、2目．ふるさとづくり応援寄附金は、実績により1,526万9千円減額しております。これにより総額といたしましては、前年度比1億320万円減の19億3,473万1,000円となっております。

43ページをお願いいたします。18款，繰入金につきましては、各種基金を取崩して繰入れることとしておりますが、充当事業の実績に応じて減じております。

48ページをお願いいたします。21款，1項の町債ですが、8ページの第3表地方債補正で説明したとおり、各事業や起債対象額の変更により、いずれも減額補正を行っております。

次に歳出に移ります。こちらは各担当課から説明をいたしますが、まずは税務財政課所管分から説明をさせていただきます。

53ページをお願いいたします。2款，1項，9目．財政調整基金費の24節．積立金でござい

ますが、決算余剰金のうち1億6,300万円を補正し、合計2億400万円を積み立てることとしております。なお令和4年度末時点の基金残高になりますが、約8億4,000万円となっております。

同じページの12目・土地開発基金費の27節・繰出金でございますが、公共の利益のために必要であった土地等の取得費用として基金を活用していたため、3,445万円を補正し、繰り出すこととしております。

なお令和4年度末時点の基金残高は約1億6,960万円となっております。

次も同じページになります。15目・ふるさと納税管理費でございますが、寄附額及び掛かった経費の実績に応じ、それぞれ必要な経費について節ごとに計上しております。そのうち24節・積立金でございますが、810万8,000円の増となり、利子も合わせますと令和4年度の積立金は約9億2,950万円となりました。

なお令和4年度末時点の基金残高は約19億4,900万円となります。

税務財政課からは以上です。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは総務課関係の補正について御説明をいたします。

51ページをお開きください。2款、1項、1目・一般管理費12節・委託料でございます。ファイリングシステム業務委託料として123万8,000円を減じております。これは入札残による実績によるものでございます。

次ページをお願いします。7目・交通安全対策費14節・工事請負費。交通安全施設設置工事として264万4,000円を減額しております。これは入札減と実績によるものでございます。

少し飛びまして58ページをお願いいたします。2款、4項、5目・町議会議員選挙費でございます。総額で312万円を減額しております。これは実績によるものでございますが、欠員が生じておりましたので年度内の補欠選挙も視野に入れておりましたので、最終減額ということでさせていただきます。

大きく飛びまして84ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。9款、1項、2目・非常備消防費1節・報酬でございますが、消防団の年間報酬、出動報酬等について総額で157万9,000円の減額をしているものでございます。

以上で、総務課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、庁舎建設推進室関係の説明をさせていただきます。

55ページをお願いします。2款、1項、19目・14節・工事請負費1億6,407万5,000円減額。内訳として庁舎本体建設費9,807万5,000円減額。倉庫建設工事3,000万円減額。外構工事（第1次）3,600万円減額となります。庁舎本体建設費については、当初予算に対して入札により落札減となった金額の令和4年度分を減額させていただきました。倉庫、外構工事（第1次）に関しては、建設工事に含めて合算して発注いたしましたので、減額させていただきました。

庁舎建設推進室関連は以上となります。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

続きまして企画情報課関連の説明をいたします。

まず 52 ページをお願いいたします。2 款，1 項，6 目．企画費ですけれども、18 節．21 世紀まちづくり総合支援事業費補助金 483 万 4,000 円を減額しておりますけれども、これについてはこの 21 世紀まちづくり総合補助金の中のメニューの中に、美しいまちづくり支援事業というのがあります。民間企業から申請が上がっていきまして、交付決定後に取下げがあったために減額するものでございます。

続きまして 54 ページをお願いいたします。2 款，1 項，18 目．地方創生推進費ですけれども、18 節．移住定住促進事業費補助金 753 万 6,000 円を減額しておりますが、これについては二つの事業がございます。一つ目は東京 23 区からの移住についての補助金、支援、助成金の事業と、あと地域産業雇用創出チャレンジ支援事業という事業がございますけれども、それぞれの事業の実績による減額ということになっております。

以上で企画情報課関連の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

続きまして住民福祉課所管に関して御説明いたします。

62 ページをお願いします。3 款，1 項，3 目．障害者福祉費で 61 万円を減額しています。次のページをお願いします。主なものは 19 節．扶助費で 189 万円を減額しています。まず障害者の方の福祉医療費でございますが、申請実績に基づき 182 万 1,000 円を増額しているものです。同じく介護給付費 252 万 3,000 円でございますが、実績に基づき減額をするものです。

22 節．償還金、利子及び割引料で過年度障害者医療費負担金返還金でございますが、これも実績に基づき 137 万円を増額するものです。

63 ページをお願いします。3 款，1 項，6 目．子育て世代等臨時特別支援費で 1,002 万 4,000 円を減額しています。主なものは 18 節．負担金、補助及び交付金 950 万円を実績に基づき減額するものです。

65 ページをお願いします。3 款，2 項，2 目．児童措置費でございます。875 万 7,000 円を減額しています。

住民福祉課所管としましては、271 万 5,000 円が増額となります。主なものは 19 節．扶助費の障害児通所給付費 263 万 1,000 円を実績に基づき増額するものです。

70 ページをお願いします。4 款，2 項，1 目．し尿処理費 18 節．負担金、補助及び交付金 191 万 3,000 円を実績に基づき減額するものです。

81 ページをお願いします。8 款，3 項，2 目．河川公園管理費 162 万 3,000 円を減額しています。主なものは 11 節．役務費。これは手数料でございます。これも実績に基づき 107 万 6,000 円を減額するものです。以上で、住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明をいたします。64 ページから 68 ページまでが該当になりますが、実績を見込んだ減額になります。

3 款，2 項，1 目．児童福祉総務費は 895 万 4,000 円の減額で、主なものは 12 節．委託料 18 節．負担金、補助及び交付金。65 ページ 19 節．扶助費です。

2 目．児童措置費は 875 万 7,000 円の減額で、主なものは 12 節．保育所への委託費、19 節．認定こども園への給付費です。

4 目．子育て世帯生活支援特別給付費は、総額で 256 万円実績に基づいて減額しています。

67 ページをお願いします。4 款，1 項，2 目．予防費は 3,819 万 6,000 円の減額で、新型コロナワクチン分に係る経費と通常の予防接種の委託料を実績に基づき減額しています。

68 ページ 3 目．母子衛生費 351 万 2,000 円を実績に基づき減額しています。12 節．委託料の母子健康診査委託料は、妊婦健診や乳児健診を公費で賄うものですが、妊娠届や出生届の減少が反映しているものと思われます。

以上で、子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

長寿支援課所管分について御説明いたします。61 ページにお戻りください。

3 款，1 項，2 目．老人福祉費。老人福祉費全体で 1,448 万 9,000 円を減額しております。主な内容といたしましては 19 節．扶助費。養護老人ホーム入所措置費について、長崎県福祉振興協議会から示された実績見込みに伴い、316 万 2,000 円を減額しています。

27 節．介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業における保険給付費や、地域支援事業の減額実績に伴い、負担すべき繰出金を 1,107 万 4,000 円減額しています。

以上で長寿支援課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

それでは次に、農林課所管の部分の主なものについて御説明申し上げます。72 ページをお願いいたします。

6 款，1 項，3 目．農業振興費 18 節．負担金、補助及び交付金についてですが、115 万 4,000 円の減額となっております。

この分につきましては、その 2 段目から 5 段目まで飼料価格高騰緊急対策事業補助金、燃油高騰緊急対策事業費補助金、農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金となっておりますが、メニューのほうがその三つになっておりますので、一旦減額して、その実績に応じて 40 万 3,000 円、27 万 6,000 円、40 万 2,000 円それぞれ計上させてもらっております。

次に 73 ページをお願いいたします。6 款，1 項，10 目．多面的機能支払交付金事業費 18 節．負担金、補助及び交付金についてですが、490 万 7,000 円の減額になっております。これにつき

ましては県からの補助金の割当ての実績により減額しております。

以上で農林課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

それでは商工観光課所管分について御説明をいたします。

少し戻って 53 ページをお願いいたします。2 款，1 項，8 目．諸費でございます。主なものとしまして 18 節．負担金、補助及び交付金。バス路線維持費補助金について、実績に応じて 878 万円を減額しております。

続きまして 54 ページをお願いいたします。2 款，1 項，18 目．地方創生推進費でございます。主なものとして 10 節．需用費。消耗品費について、波佐見キャンプサイトパークの消耗品として寝袋等キャンプ用品を購入し、その実績に応じて 129 万円を増額しております。

12 節．委託料。航空会社連携プロジェクト委託料について、当初、航空会社と連携した飛行機の機体への波佐見町の PR ラッピング等を、情報発信事業として予定をしておりましたが、コロナウイルスの感染症の収束などが見通せない状況もあり実施に至らなかったため今回 126 万 7,000 円を減額しております。

次に 14 節．工事請負費。観光歓迎看板設置工事について見積り入札を実施しましたが、不落となったため実施に至らず今回 180 万円を減額しております。

76 ページをお願いいたします。7 款，1 項，2 目．商工振興費でございます。12 節．委託料について、総額で 1,078 万 1,000 円を減額しております。内容につきましてはプレミアム商品券事業委託料、EC サイト掲載委託料をそれぞれ実績に応じて減額をしております。

18 節．負担金、補助及び交付金でございます。総額 3,744 万 6,000 円を減額しております。それぞれ補助金の交付実績に応じて減額をしております。

7 款，1 項，3 目．観光費でございます。主なものとして 10 節．需用費。印刷製本費でございます。例年観光用のパンフレットの増刷のために予算化をしておりますが、今回コロナ禍等によりパンフレットの在庫が想定より減らなかったというふうなこともございまして、今回増刷等を行わなかったことから 150 万円の減額をしております。

77 ページをお願いいたします。18 節．負担金、補助及び交付金でございます。長崎県新幹線開業対策事業補助金でございます。補助金の交付実績に応じ 104 万 3,000 円を減額しております。

以上で商工観光課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは次に建設課所管分の主なものについて説明いたします。80 ページをお願いいたします。8 款，2 項，2 目．道路橋梁維持費及び 3 目．道路橋梁改良費の 14 節．工事請負費については、年度末における工事の変更や不測の事態に対応するために確保をしておりましたが、実績によりそれぞれ減額をいたしております。

次に 82 ページをお願いいたします。8 款，4 項，3 目．土地区画整理事業費にございますが、こちらにつきましては 12 節と 14 節それぞれで、組替えを行っております。これは繰越しを行った事業の進捗に伴い、それぞれの業務運営費用を組替えたものでございます。

次に少し飛びまして 97 ページをお願いいたします。11 款，災害復旧費 2 項，1 目．公共土木施設災害復旧費の 14 節．工事請負費について実績により減額をいたしております。

以上で建設課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは水道課所管について説明いたします。ページを戻っていただきますが、68 ページをお願いいたします。4 款，1 項，5 目．環境衛生費は 649 万 4,000 円の減額ですが、次ページ 18 節．負担金、補助及び交付金で浄化槽設置整備事業費補助金を 386 万 8,000 円減額したものです。

次に 78 ページをお願いします。7 款，2 項，1 目．工業用水道費は 200 万円の減額ですが、工業用水道事業会計補助金を減額したものです。

次に 82 ページをお願いします。8 款，4 項，4 目．下水道費は 200 万円の減額ですが、公共下水道事業特別会計繰出金を減額したものです。

以上が水道課所管になります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは最後に教育委員会関係を御説明申し上げます。

86 ページをお願いいたします。10 款，1 項，2 目．事務局費でございます。その中の 7 節．報償費でございます。学生等臨時応援商品券でございます。429 万円を減額しております。これは昨年度、高校生まで対象としまして、その実績に応じた数でございます。全部で 657 名の申請がっております。

続きまして 12 節．委託料の学校施設改修実施設計業務委託料でございますけども、322 万円を減額しておりますけども、こちらの実績に応じて減額をいたしておりますけども、昨年東小学校の体育館と、それと東小学校、南小学校のキュービクルの関係が主な実績になっております。

続きまして 13 節．使用料及び賃貸料の情報端末電子教材使用料 231 万 2,000 円を減額しておりますけども、こちらは昨年導入しましたタブレットを使った e ライブラリーの使用料になっておりますけども、その導入がちょっと後半、11 月以降であったため実績というか利用がなされなかったための、その分の減額となっております。

14 節．工事請負費でございますけども、こちらは町内の小中学校のトイレ改修工事の実績に伴いまして 987 万 1,000 円を減額いたしております。

続きまして 88 ページをお願いいたします。88 ページからは各学校、小学校中学校関係の予算になってまいりますけども、14 節と 11 節にそれぞれ実績で減額を行っておりますけども、14 節の工事請負費については、それぞれの学校の実績に応じて減額を行っております。

それと 11 節. 役務費でございますけども、こちらにつきましてはタブレットの通信容量を増やす予算の計上をいたしておりましたけども、こちらにつきましても導入がちょっと 12 月にずれ込んだ。使用日が少なかったことと、入札が意外と安かったということで各学校がそれぞれ減額として上がっております。

続きまして 91 ページをお願いいたします。10 款, 4 項, 2 目. 文化財保護費の 14 節. 工事請負費 290 万を減額いたしておりますけども、こちらの鬼木の農民具資料館の改修工事を予定しておりましたところ、あそこが土砂災害の特別防止区域に指定をされた関係で、中身の工事をするためには 2,000 万ほどの外壁をつくらなければいけないということで、そういったことが設計時に判明をいたしまして、工事自体を断念したところでございます。

それと同じく 3 目. 国指定史跡管理整備費でございます。14 節. 工事請負費 707 万 4,000 円を減額いたしておりますけども、こちらにつきましては工事発注後に資材が入らないということで、この点につきましては県のほうと交渉を行って繰越事業をお願いしていたのですが、なかなか県のほうに理解をしていただかず、繰越しにならなくて、その部分につきまして減額を行っております。

続きまして 92 ページでございます。10 款, 4 項, 4 目. 14 節. 工事請負費 307 万 5,000 円を減額しておりますけども、こちら実績に応じて減額を行っておりますけども、ホールのダクト工事関係の減額になってまいります。

続きまして 95 ページをお願いいたします。10 款, 6 項, 1 目. 18 節. 学校給食センター関係の負担金、補助金及び交付金でございますけども、学校給食物資高騰支援事業費補助金でございます。199 万円を減額しておりますけども、コロナの休校等があったため実績に応じてこの額を減額いたしております。

以上議案第 46 号専決第 3 号令和 4 年度波佐見町一般会計補正予算（第 9 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

会議の途中ですがしばらく休憩します。

11 時 35 分より再開します。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから議案第 46 号専決処分の承認を求めることについてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（百武辰美君） 3 番 澤田議員。

○3 番（澤田昭則君）

54 ページの 2 款, 総務費 1 項, 総務管理費 18 目. 地方創生推進費 14 節. 工事請負費の中で観光歓迎看板設置工事という 180 万円ができなかったということなのですけども、以前 12 月の

定例会で私も一般質問したときに、年度内には着工できるように頑張りますとか言われて、陶器まつりには間に合いますかとか言うそれはちょっと難しいのですが、工事に入るように頑張ります、と言われたのですが。

実際これができなかったのが不落って先ほどおっしゃいましたけど、その看板の工事で、そういう入札で高さはあるって言われていましたけども、やっぱり不落になった理由がもし分かれば教えていただきたい。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

不落になった理由ということでお尋ねですが、詳細について今ちょっと原因のほう把握をしておりますが、おおむねそのデザインであったり、構造であったり。こういったところの内容について、ちょっと業者側と差異があったのではないかというふうに考えております。ですので、そのあたりを精査した後に今年度改めて対応のほうを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それではこの事業というのは、繰越明許といいますか次の年度に持ち越すということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

すいません、今回は繰越明許という手続きはとらせていただいております。予算はそのまま一旦落とさせていただいて、今年度に町内のいろんな看板等もまた老朽化しているようなところもございますので、そういったところの改修等も踏まえながら再度検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ページ数が54ページになります。2款、1項、18目、10節になります。これは需用費で129万消耗品費がということで説明してあります。先ほどの説明の中でキャンプ用の備品を購入したということでしたが、もう一度その説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

2款、1項、18目、地方創生推進費の10節、需用費の129万円の増額についての御質問ですので、答弁いたしますが、まずこれは波佐見キャンプサイトパーク。鴻ノ巣公園に設置するキャンプ場でございます。こちらのほうで貸出しを行う用品や常設的に設置をするキャンプ用品。こういったものについて、例えば先ほど寝袋等のお話ししましたが、寝袋とかアウトドアテーブルとかそういったものを一体的に購入いたしまして、それを利用するというふうなことで検討しております。以上です。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

テーブルとか寝袋ということで分かりました。それでは寝袋ですけど何個ぐらい買われて、御存じだと思いますが寝袋ってそのシーズンに合わせていろいろあるんですけど、そこも考慮して買われたのか、御質問します。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

まず寝袋につきましては全部で18枚購入しております。それで季節に関しましては、今夏用として購入をさせていただいております。ですので、今後冬とか、そういったところの想定ということで冬用とかというのはまだ購入をしておりませんので、今後ちょっとそのあたりの状況を見ながらまた購入等も検討していきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員

○13番（尾上和孝君）

18枚ということで夏用ということですね。確かにやっぱり夏用、冬用もう全然違いますので、そこあたりはよく調べていただいて、購入のほうをお願いしたいと思いますが、これはどこかメーカーとかこだわってされたのでしょうか。

というのは結構キャンプされる方は、いろいろブランドとかいろいろそういったところを考えられます。そこまで考えられたのか、考えられなかったのか、だけでよろしいですので、答弁お願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

すいません。ちょっと今手元に製造元のメーカーまでちょっと資料を持ち合わせておりませんので、メーカー名までは分かりませんが、選定にあたってはそういうある程度、素材とか材質、そういったものに安心できるようなものについて、選定をしたというふうなことは聞いております。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

91ページをお願いします。10款，教育費4項，社会教育費2目．文化財保護費14節．工事請負費の農民具資料館改修工事。上の実績も含めてなのですけども、先ほど土砂災害防止区域に設定されていて、外壁工事に費用がかかるのでやめたということで御説明ありましたけども、今後そういう状況であると、触れないというかたちになるかなと思うんですけど、農民具資料館の改修自体はどういう考えで進められる予定なのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

この改修につきましては、宿郷にありました＝はしんきわ美術館＝のいろいろあったものを波見町として貰い受けまして展示をと考えていたのですけども。そこに農民具資料館に中二階を

つくってそちらのほうでということで考えておりました。

先ほど申したとおり設計の段階でそういった新しい法律が被ってしまっていたということが分かりまして工事を断念したのですけども、今後そういった展示を含めてどこで展示していくかというのは今後のちょっと検討課題と私たちも思っております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

歳出全般的なことで14節の工事請負費でございますけども、工事請負費の減額補正が約2億3,000万円あります。これは全体の減額の3億300万円の約75%に当たっております。そしてその中で、ちょっとやむを得ないというふうなものもあろうかと思うのですけども、例えば新庁舎とかそれから国庫補助がつかなかったとか。

そして都市計画が振替られてありますので、こういったものを除きまして、特殊要素を除きまして4億5,000万円ほど残りあるわけですね。その中で4億5,000万円の中で特定財源もあるかもしれませんけども一般財源あたりで工事ができるもの。これについては早めに入札実績をとってもらって、そして新たな工事。例えば12月補正に間に合うように契約の実績とってもらって、不用額をあたって。そして12月補正あたりで、新たな工事ですね。こういったことについて提案していただければと思うのですが、特にもう自治会等からの要望も30以上あると聞いておりますので、短期間に1,000万円程度でできるような工事、こういったものについて、そういうふうな対応を望みたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

今回の補正の内容が3億3,000万円を減額するわけですが、議員の御質問の中に工事請負費で4億円の減額ということで質問がありましたけども、ちょっとどういったことをちょっと確認をまずさせていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

4億円とは申しておりませんで、2億3,000万円です。

私が計算しました中で、例えば新庁舎の1億6,400万円とか、それから国指定域の700万円とか、都市計画の1,400万円。こういったものも含めて全体でその金額です。

○議長（百武辰美君）

答弁できますか。脇坂議員もう少し具体的に質問をされてください。

12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

質問の趣旨は、これだけの金額が工事請負費として残って、不用額として補正されるわけですが、できるだけもうこれは前年度のことですから、それはもうそのとおりになるかと思っております。今後の方針としていつもこう繰越して多くを減額するのではなくて、ある程度10月、

11月ぐらいになれば、秋ぐらいになれば当初予算で出された工事の入札等は終わっているかと思しますので、その残額等を有効活用してもらいたいというのが趣旨なのです。次の12月の議会ぐらいで新たな工事として提案していただければ、より多くの工事が有効に活用できるのではなかろうかと。そういうふうなのが趣旨でございます。

○議長（百武辰美君）

脇坂議員に申し上げますが、今は専決処分の承認を求めることについての質問でございますので、それは要望事項として受け取っていただいて、回答はできますかどうしますか。

町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃる意味はよく分かります。ただ事業課においてはそれぞれ設計を積み上げて、入札をかけて、さらに不落になった分について再度設計を行ってとか、いろいろたくさん事業を行っておりますので鋭意事業費の執行には努めているところでございますけれども、どうしても人員には限りがございますので、その中で可能な限り対応しているというところでございます。

それから事業費に余裕を持たせて今回専決で落としているのは、やはり事業をやっている中では変更という場合がどうしても出てまいります。そのためにはある程度の事業費を確保しておく必要がございますので、その時点で例えば11月、12月時点で落としてしまえば、現場に対しての機敏な対応ができないということも発生いたしますので、可能な限り年度末まで事業費はせつかく認めていただいている予算でございますので、確保して執行を努めているところでございますが。

そういった中においても先ほど申されたようにいろんな条件の中で、年度内執行が可能ではなかったという分については専決で落としていると。ただし、やはり工事の平準化といえますか、業者にとってもある程度年度初めに集中するとか年度末に工事は固まってしまうとか。そういうことではなくて、工事の平準化の意味におきましても、繰越明許等をかけながら年度間の融通を図っているということも御理解いただければというように思っております。

決して無駄にといいますか、留保をしているということではございませんけれども、もう精いっぱい事業執行に努めているところでございますので、その点は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

77ページ。7款，1項，3目，18節。昨年新幹線開業に向けて相当熱意を持っていろんなイベント等に参加されたり、協力されたりしていたと思うのですが、この100万円の減額はいわゆる何か規模が縮小されたとか、何らかのイベントがなくなったとかそういった理由があるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

長崎県新幹線開業対策事業費補助金でございますが、県の補助事業を活用して実施をしております。その中で、当初予定をしている中で、モニターツアーに関しての消耗品費であるとかPRチラシ等の作成業務委託料。こういったものが逆に今度、県の補助の対象外となったというところもございまして、規模を縮小したというふうな経過でございます。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

76ページです。7款、1項、3目、12節、委託料についてでございます。西前寺公園のRVパークだろうということは分かるのですが、このHASAMIキャンプサイトパークというのは、先ほどの答弁で鴻ノ巣公園のまだ利用されていないキャンプ場のことだということを改めて確認ができました。

委託先、委託料が別々にRVパークに関しては増額。そしてキャンプサイトパークはまだ、いつ運営開始になるか分からないのですが90万円の減額というふうな書いてあります。

質問は、この二つの委託先というのは別々の会社なのか。上のほうは福岡の会社というのはいま聞いておりますが、下も一緒なのかということと、増額、減額なされていますけれども、元々は最終的にはどれだけの委託料になっているのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

まずRVパークの委託料につきまして、施設管理業務委託料ですね。こちらの増額5万7,000円今回増額しております。これは利用実績に応じて、この利用実績に応じて、こちらのほうからお支払いをするというふうなことでございまして、それに伴っての増額ということになります。波佐見キャンプサイトパークの指定管理業務委託料ということで、これは当初予算の段階では半年分を予算計上しておりましたが、まだ開設に至っておりませんので、実際に委託先の業者がまだ決まっていないということで、こちらを今回落とさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

分かりました。5万7,000円の増額で最終的にはいくらになるのかなという、5万7,000円で終わるのかというところ。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

申し訳ございません。実績をお伝えするのを失念しておりました。実績につきましてはRVパークの委託料の実績としては28万2,500円でございます。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

委託先はまだ決まっていないということは同じではないというふうに理解しております。まだ営業も開始されていないのに委託先は決まらないということで、ものすごく当然だと理解しました。

あと昨日の一般質問の中でありましたように、鴻ノ巣公園のほうのキャンプ場に関しては令和2年、令和3年、令和4年と。この3年でいろいろ整備が進められて、それぞれ予算が立てられて行われておりますよね。今年はまだ保健所との対応がということで、まだ。うまくいけば開設5年度で、できれば5年か6年で出来ればいいということなのですからけれども。

決まって、まだきちんとないのに、先ほど地方創生のほうで寝袋であるとかテーブル。そして早々と1年目に大きなテントを張られた。何というのですかね、設備をきれいにする前に備品を購入するというこの考え方というのは、妥当なのかというのをちょっと素人みで感じたので、答弁をお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

この鴻ノ巣公園のキャンプ場の整備につきましては、町単独ではなかなか厳しい予算立てとして厳しいので、地方創生の臨時交付金を活用して整備をしているところでございます。

年度が複数年にわたっていますのは、やはり国の交付金の対象となるもの。こういったものについて申請を行いながら整備をしてきたという経過がございますので、その手順としては施設と合わせて、そういう備品と消耗品等も購入をして、それでオープン。一体的に目指すというのが、それが妥当かもしれませんが。そういう国の交付金による整備事業ということで、ある程度制約を受けた中でできる整備を年度的に行ってきたというようなことでございます。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

72 ページ。6 款，1 項，3 目．17 節．備品購入費ですが71万4,000円ですけれども、ほかパト中継器購入費というのがありますけれども、ちょっと耳なれない言葉ですが、これはどういうもので、どういうふうな容貌でしょうか。

○議長（百武辰美君）

○農林課長（伊藤幸治君） 農林課長。

このほかパト中継器につきましては、ちょっとイノシシの罾でイノシシが入ればこう連絡するようなシステムがあって、まず役場に本体のアンテナを立てたのですけれども、それでは波佐見町のちょっと範囲を補えなくて、前年度東小の屋上に中継局を設けております。その分の予算となっております。以上です。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

13時より再開します。

午前12時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 46 号に対する質疑を続けます。質疑はありませんか。

3 番 澤田議員。

○3 番（澤田昭則君）

76 ページ。7 款，1 項，商工費の 2 目．商工振興費で 18 節．負担金、補助及び交付金の中で、町燃料費等高騰対策支援金で 2,738 万 4,000 円残っている状況なのですけども前回は議案で出ておりまして、7 月からこの事業をまた内容を変えてされるわけなのですけども、今回この 2,700 万円残った事業で、700 件ほどの事業者を予定されていて、7,000 万円の予算を立てられていたと思うのですよね。実際に 2,700 万円残ったわけなのですけども、何かそのあたり分析というか、こういう状況だったなということで、また次の事業にも参加されるのですけども、どういう分析をされたのか教えて下さい。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

令和 4 年度に実施しました燃料費高騰対策の支援事業、支援金につきましては、506 件の申請がございまして、総支給額としましては 4,261 万 6,000 円というふうなことでございまして、実施対象期間が 6 月から 9 月分までというふうなことでございまして、申請件数につきましては当初 700 件を想定していて、506 件というふうなところにはなるのですが、受付期間の終了、随時対象期間につきましては告知をさせていただいてございまして、受付間近になっても再度、再周知等を行って、最終的にはこの 506 件という数値になっております。

前回実施をした際の期間が 6 月から 9 月までというふうな期間になっておりますので、若干その期間に限定したかたちでの燃費高騰の支援というふうなことで、そこから外れたところで、燃料費がかさんだ事業所等もあったのではないかなというふうなところも考えているところがございます。

ですので、特に夏場に関して事業所にとってはその期間に電気代であったりとか、ガス代を非常に使ったりというふうなところもあったと聞いておりますので、今年度につきましては、そういったところも拾えるように冬場から夏にかけて対象期間を設けているというふうなところでございます。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 7 番 福田議員。

○7 番（福田勝也君）

ページ数でいきますと 86 ページの教育総務費の 2 目．事務局費のですね一番最後の 14 節．工事請負費の町内小中学校トイレ改修工事で、987 万 1,000 円のマイナスとなっております。

このトイレの改修工事につきましては町内四つの学校を 2 工区に分けてされた工事かと思っております。この工事におきましては工事途中に追加の工事が見受けられたということで、追加補正をした案件でもあるかと思っております。

追加案件したにもかかわらずマイナスが出たというのはどういった要件があるのか、お伺いし

ます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

この事業につきましては当初2億5,500万円の当初予算、9月だったですかね5,000万円の追加の補正予算を組みまして、当初設計した段階でその3億円ぐらいということで、当初の2億5,500万円じゃ足りないということで、補正で5,000万円の追加要望をして、その後に実際入札を行いまして、入札の減が発生したということでございます。その中で、工事を行っている段階で、どうしても当初の設計と異なる部分があったので、途中で工事の変更を行いまして3月までの工事で業者のほうに実施を行ってもらったものでございます。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

53ページ。24節。積立金1億6,300万円。財政調整基金積立金というふうに書かれていますが、これ実際今までは去年度までは、こういう大きな金額というのは新庁舎のほうの基金のほうに回っていたと思うのですが、今回財政調整基金に積立金されたということは、何か意味があるのですかね。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

今回専決補正を行うにあたって、それぞれ各課が事業費の精査を行いまして、剰余金が出た場合については減額補正をしておるわけでございます。

そういった場合において、収支のバランスを見たときにかかなりの剰余金が見込めるということで、従来先ほど議員おっしゃったとおり大きな目的がある場合についてはその目的基金として、庁舎の建設基金あるいは下水道基金等に積立てを行ってまいりました。

今回庁舎建設につきましては、現在の積立ての中で事業費は完了見込みということでございますので、庁舎建設には積立てないと。従来からこういった専決補正を出しておったときに、議会のほうからはできるだけ一般財源として財政調整基金に積立てを行って、次年度の補正予算の中で、特定目的があればそちらの基金に積立て直しをするようにというふうな御意見もございましたので、今回からそういった方針に若干沿いまして。

特に大きな目的があれば、例えば教育施設の改築が見込まれるようであれば、そちらのほうに積立てたいと思っておりましたが、今回につきまして大きな事業については、現在ところそういうのはございませんでしたので、取りあえずは財政調整基金の中で対応させていただきたいということで、そのような取り計らいを行ったところでございます。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

以前、財調の件に関しまして質問したことあるのですが、そのときの覚えでは財政調整基金にもっと増やせないかという質問をしたことがあるのですよ。そのときの答弁の中で、あんまりこれを増やしたら交付税に関係していきますと。だからこれあんまり積み立てられないのです

よというような、ちょっと記憶をしているのですよね。

それともう一つ、今趣旨はよく分かりますが、そういうことは例えば予算が 100 億以上超えたから、こういう増やしてもいい、後世に影響しないかということをお聞きしたいのですがね。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

以前は議員がおっしゃったとおりのような答弁をしておりました。

確かに県の財政当局からの決算審査を受けるときに、そういった指摘を受けていたのも事実でございます。普通交付税のほうには影響いたしませんけれども、特別交付税の算定の段階で、そういうふうな余剰金があれば地方財政に余裕があるのだろうというふうな判断もされかねないということで、ある程度の目的基金のほうに積立てをしていたという経緯もございます。

ただ他市町の財政調整基金の残高等も、ちょっと参考に見せていただくと基準財政需要額の 20%ぐらいまでしているようなところもございますので、その範囲であれば特段最近は県のほうからも指摘をされないのかなという判断をいたしまして、今回取りあえずは財政調整基金の中で積立てをさせていただいて、次年度以降の新たな財源として活用させていただきたいというふうにとめているところでございます。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

今の答弁の中で、だから 20%ぐらいでいいだろうという判断ですけども、我がまち波佐見町では 20%あれば、どのぐらいまではいいわけですか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

本町のですね、基準財政規模といいますのは約 40 億円でございますので、その 20%ということで 8 億円でございます。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 46 号専決処分の承認を求めることについて採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第46号は原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第47号

○議長（百武辰美君）

日程第11. 議案第47号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第47号専決第4号令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、承認を求めます。

内容を説明いたします。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,400万円を追加し、総額を17億2,600万円とするものです。決算見込みに伴う調整となっております。

2ページをお願いします。歳入については主なものとして1款，1項，国民健康保険料は実績見込みで調整し1,738万7,000円を減額し、4款，1項，県負担金を4,191万3,000円増額しています。

3ページをお願いします。歳出の主なものとして2款，保険給付費を総額で1,035万5,000円減額しますが、1項.療養諸費から6項.傷病手当金までの実績に応じた減額です。4款，1項，保健事業費は、健診を普及推進する事業費ですが、197万5,000円減額しています。町内でも新型コロナウイルス感染者が急増したため、町内医療機関での短期総合健診が受けられなかったことも影響しているのではないかと考えております。

2項，特定健康診査等事業費は259万3,000円減額しています。特定健診の受診率は、目標を60%として予算計上しておりましたが、目標に達せず減額しました。しかしながら令和3年度は50%を切っていた受診率は、令和4年度は50%を超えることが見込まれています。令和5年度にはさらに60%を目指して推進してまいりたいと考えております。

5款，1項，基金積立金。令和4年度の決算見込みで剰余が見込まれましたので、3,000万円を増額しています。7款，1項.償還金及び還付加算金は、令和4年度の実績見込みで167万3,000円減額しています。8款，1項，予備費については、予算の調整で1,93万7,000円を増額しています。

以上で令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから議案第 47 号専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第 47 号は原案のとおり承認されました。

日程第 12 議案第 48 号

○議長（百武辰美君）

日程第 12. 議案第 48 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第 48 号専決第 5 号令和 4 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので承認を求めるものです。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 300 万円を減額し、総額を 1 億 9,200 万円とするものです。内容につきましては決算見込みに伴う調整となっております。

2 ページをお願いします。1 款，1 項，後期高齢者医療保険料を実績見込みで 208 万 7,000 円の減額です。

続いて 3 ページで、歳出についてを説明します。2 款，1 項，後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の保険料の減額に伴い納付する額も減少するものです。

以上で、令和 4 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第 48 号は原案のとおり承認されました。

日程第 13 議案第 49 号

○議長（百武辰美君）

日程第 13. 議案第 49 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

議案第 49 号専決第 6 号令和 4 年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、ここに報告し承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,420 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 100 万円とするものでございます。

今回の補正は決算を見込み、全体の整理を行ったものでございます。

7 ページをお願いいたします。4 款. 国庫支出支出金から、10 ページ 6 款, 県支出金までは国や県、支払い基金それぞれが定めた事業費から算定された交付決定額により整理を行っております。

12 ページをお願いいたします。8 款, 繰入金 1 項, 一般会計繰入金については、それぞれ精算見込みから減額を行っております。

18 ページをお願いいたします。歳出になります。2 款, 保険給付費については、1 項, 介護サービス等諸費から 23 ページの 6 項, 特定入所者介護サービス費までについて、利用者のサービス利用に伴うもので、精算見込みによりそれぞれ整理を行い総額で 8,389 万 5,000 円の減額を行っております。

24 ページをお願いいたします。3 款, 地域支援事業費 1 項, 1 目. 総合事業費 18 節. 負担金、補助及び交付金について要支援認定者のサービス利用に伴うもので、精算見込みにより 141 万 5,000 円を減額しております。

27 ページをお願いいたします。6 款, 基金積立金 1 項, 1 目. 介護給付費準備基金積立金に 6,000 万円を追加しています。令和 4 年度歳計余剰金見込額から基金に積立てを行い、次年度以降の介護給付費増高に対応するものです。

以上で令和 4 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 49 号専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第 49 号は原案のとおり承認されました。

日程第 14 議案第 53 号

○議長（百武辰美君）

日程第 14. 議案第 53 号波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは議案第 53 号について御説明をいたします。

議案第 53 号波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を波佐見町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

提案する方は波佐見町井石郷。宮川豊さん。年齢は 69 歳です。なお住所番及び生年月日は記載のとおりです。次ページをお願いいたします。

宮川さんの経歴を記載しており、元役場職員でこの固定資産評価審査委員会委員を平成 29 年 7 月からお務めいただいております。現在 2 期目で任期が 6 月 30 日までですので、3 期目の再任を行いたくお願いするものでございます。その他の経歴等は御確認をお願いいたします。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 53 号は同意することに決定しました。

日程第 15 議案第 54 号

○議長（百武辰美君）

日程第 15. 議案第 54 号波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
本案について内容説明を求めます。

町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは、議案第 54 号について御説明をいたします。議案第 54 号波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を波佐見町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお提案する方は、波佐見町村木郷。高村誠治さん。年齢は 64 歳です。

次のページをお願いいたします。高村さんの経歴を記載しており、元農協職員で支店長をお勤めの後、令和 2 年 3 月に定年退職されております。現委員の三岳利之さんの任期が 7 月 24 日までで、今期をもって退任の御意向があられますので高村さんを後任として新任したくお願いするものです。

なお三岳さんにおかれましては、平成 26 年 7 月から 3 期 9 年にわたり固定資産の適正な評価並びに審査について御助言、御指導を賜ったところでございます。ここに厚くお礼を申し上げ誠にありがとうございました。

以上で議案第 54 号の提案を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 54 号は同意することに決定しました。

日程第 16～28 議案第 55～67 号

○議長（百武辰美君）

日程第 16. 議案第 55 号波佐見町農業委員会委員の任命についてから、日程第 28. 議案第 67 号波佐見町農業委員会委員の任命についてまでを議題とします。本案について内容説明を求めます。

町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは議案第 55 号から 67 号について御説明をいたします。議案第 55 号波佐見町農業委員会委員の任命について。下記の者を波佐見町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。提案する方は波佐見町志折郷。山口泰さん。年齢は 68 歳です。なお住所、地番、生年月日は記載のとおりです。

次のページをお願いします。提案のほうの略歴として、1、農業の状況として耕作面積、営農類型、認定農業者、該当、非該当及び 2. 主な経歴を記載しておりますので御確認をお願いします。

次に議案第 56 号について、提案する方は金屋郷、田中孝喜さん。年齢は 72 歳です。次ページに経歴、略歴を記載しております。

次に議案第 57 号について、提案する方は小樽郷、小林孝幸さん。年齢は 66 歳です。次のページに略歴を記載しております。

次に議案第 58 号について、提案する方は村木郷、西秀敏さん。年齢は 67 歳です。次のページに略歴を記載しております。

次に議案第 59 号について、提案する方は湯無田郷、楠田孝夫さん。年齢は 69 歳です。次のページに略歴を記載しております。

次に議案第 60 号について、提案する方は折敷瀬郷、田島正孝さん。年齢は 68 歳です。次のページに略歴を記載しております。

次に議案第 61 号について、提案する方は鬼木郷、山本忍さん。年齢は 73 歳です。次のページに略歴を記載しております。

次に議案第 62 号について、提案する方は川内郷、村川浩記さん。年齢は 63 歳です。次のページに略歴を記載しております。

次に議案第 63 号について、提案する方は田ノ頭郷、高尾晃さん。年齢は 64 歳です。次のページに略歴を記載しております。

次議案第 64 号について、提案する方は長野郷、松下喜光さん。年齢は 68 歳です。次のページに略歴を記載しております。

次に議案第 65 号について、提案する方は中山郷、川島博昭さん。年齢は 68 歳です。次のページに略歴を記載しております。

次に議案第 66 号について、提案する方は田ノ頭郷、谷村英里子さん。年齢は 70 歳です。次のページに略歴を記載しております。

次に議案第 67 号について、提案する方は宿郷、増田京子さん。年齢は 73 歳です。次のページに略歴を記載しております。

以上で提案する方々の説明は終わりますが、現農業委員会委員の任期は 7 月 19 日までとなっており、今回の改正については 2 回の公募を経て、13 名の方の推薦があり 5 月 19 日に開催された波佐見町農業委員候補者評価委員会において、全員が適任者であるとの評価をいただいているところです。

なお今限りで勇退されます農業委員会委員の皆様には 3 年間にわたり本町農業行政の振興に多大なる御尽力を賜りました。この間、変化が激しい農業行政の中にあって、各地区の農業推進をはじめ、本町農業行政に対しまして御助言、御指導をいただきましたことを心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

以上で提案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず初めに議案第 55 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 55 号は同意することに決定しました。

次に議案第 56 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 56 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 57 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 57 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 58 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 58 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 59 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 59 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 60 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 60 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 61 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第 61 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 62 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 62 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 63 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 63 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 64 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 64 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 65 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 65 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 66 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 66 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 67 号波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第 67 号は同意することに決定しました。

日程第 29 議案第 68 号

○議長（百武辰美君）

日程第 29. 議案第 68 号財産の取得についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第 68 号財産の取得について説明申し上げます。別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いします。財産の種類について、波佐見町新庁舎什器（その 5）でございます。数量等は、4 ページと 5 ページの製品一覧表のとおりとなっております。取得予定金額は 999 万 640 円となっております。取得予定年月日は令和 5 年 10 月 31 日限りとしています。契約の相手方は、佐世保市卸本町 8 番地 2 号株式会社イシマル佐世保支店支店長内堀隆文です。

次のページをお願いします。入札結果についてでございますが、条件付一般競争入札による入札で、2 社より参加資格申請書の提出がなされ、入札を行った結果、株式会社イシマル佐世保支店が落札したものでございます。

なお概要につきましては担当の庁舎建設推進室から説明いたします。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、取得財産の概要を説明させていただきます。4 ページ、5 ページをよろしくお願います。今回の（その 5）については 1 階、2 階、3 階の正副議長室、議員控室、議場傍聴ロビー、更衣室、町長室、副町長室、教育長室、応接室の机、椅子、応接セット、書棚、ロッカー等と 1 階会計課、住民福祉課の金庫を選定し入札を行いました。

代表的なものとして、特別室の机、椅子、応接セットが合計で 6 セットとなります。

6 ページをお願いします。1 階、2 階、3 階の製品配置図となっております。製品一覧表の番号から、どこにどの製品を配置するか計画しております。

以上で、議案第 68 号波佐見町新庁舎什器購入事業（その 5）物品売買契約の締結についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願います。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12 番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

先ほど条件付の一般競争入札という説明でありましたけども、その条件とはどのような条件だったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

条件はいろいろございまして、代表的なものとして長崎県内に本店、支店を有すると。あと 2 年間の官公庁の納入実績でございます。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号財産の取得についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

日程第 30 報告第 1 号

○議長（百武辰美君）

日程第 30. 報告第 1 号令和 4 年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

報告第 1 号令和 4 年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告します。

次のページの別紙を御覧ください。対象となる事業は新庁舎建設事業や、農地農業用施設災害復旧事業など、合計 9 億 800 万円を繰越明許費として令和 5 年度に繰越しました。その財源内訳につきましては右側に記載のとおりです。

以上、報告を終わります。

日程第 31 報告第 2 号

○議長（百武辰美君）

日程第 31. 報告第 2 号令和 4 年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

報告第 2 号令和 4 年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告します。

次ページの別紙を御覧ください。対象となる事業は公共土木施設災害復旧事業で、1,700 万円を事故繰越しとして令和 5 年度に繰越しました。

その財源内訳については右側に記載のとおりです。なお事故の内容については、説明に記載し

ています新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。

以上、報告を終わります。

日程第 32 報告第 3 号

○議長（百武辰美君）

日程第 32. 報告第 3 号波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

それでは報告第 3 号波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄について御報告いたします。

波佐見町私債権管理条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権の名称は、町民霊園使用料であります。放棄した年月日は令和 5 年 3 月 31 日です。放棄した債権の件数は 10 件で平成 25 年度から 10 年間の個人 1 名分になります。放棄した債権の額は 2 万円です。これは年額の町民霊園使用料 2,000 円掛ける 10 年間分になります。

放棄した事由は同条第 13 条第 1 項第 6 号に該当するものになります。

なお当該債権 2 万円につきましては債権放棄を行った後、不納欠損処理を行っています。以上で報告を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上 3 件は報告でございますので、これで御了承願います。

日程第 33 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第 33. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。総務文教委員会委員長、産業厚生委員会委員長、議会運営委員会委員長から会議規則第 83 号の規定による申出がっております。お諮りします。

御手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第 44 条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よつて、これらの整理に要するものについては、議長に委任することに

決定しました。

これで本日の会議は全部終了しました。以上で本日の会議を閉じます。

令和5年第2回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後1時49分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員